平成２８年度　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

# 相談支援現場の状況に合わせた人材育成に関する調査・研究事業〈別冊資料集〉

一般社団法人　生活困窮者自立支援全国ネットワーク

# 目　次

Ⅰ．就労準備支援事業実践セミナー資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3～42

Ⅱ．家計相談支援事業実践セミナー資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45～92

Ⅲ．自立相談支援実践研修セミナー資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　95～274

# Ⅰ．就労準備支援事業実践セミナー資料

平成 28 年度厚生労働省社会福祉推進事業

# 就労準備支援事業実践セミナー

生活困窮者自立支援事業が施行され、２年目を迎えた現在、当該事業運営上のさまざまな課題が浮上してきています。任意事業である就労準備支援事業においても例外ではありません。支援を実践する上で、就労準備支援員として求められる真の知識やスキルとは何か？課題とそれに対するアプローチ方法とは？　就労準備支援員の方は必見です！！
是非、この機会にご参加下さい。

**東京会場**（定員４０名）　**２０１７年２月１５日（水）**

戸山サンライズ　大会議室　　東京都新宿区戸山１丁目２２−１

**福岡会場**（定員４０名）　**２０１７年２月２２日（水）**

九州ビル　９階大ホール　　福岡県福岡市博多区博多駅南１丁目８−３１

## 事業間連携

## 対象者支援　　出口支援

**プログラム**

| | | |
|---|---|---|
| 10:00～10:05 | 開会挨拶 | 主催者挨拶<br>一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク　理事　池田　徹<br>（社会福祉法人生活クラブ風の村　理事長）<br>（特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば　理事長） |
| 10:05～10:25 | 講義① | 対象者支援のあり方について<br>特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば　副理事長　平田　智子 |
| 10:25～11:55 | グループワーク① | |
| 11:55～13:00 | 休憩 | |
| 13:00～13:20 | 講義② | 生活困窮者自立支援事業の事業間連携のあり方について<br>特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば<br>事務局長　岩永　牧人（東京会場）<br>社会福祉法人生活クラブ風の村　理事長室　尾内　保之（福岡会場） |
| 13:20～14:50 | グループワーク② | |
| 14:50～15:05 | 休憩 | |
| 15:05～15:25 | 講義③ | 出口支援である企業開拓のあり方について<br>社会福祉法人生活クラブ風の村<br>理事長室長・生活困窮者自立支援事業統括　川上　葉子 |
| 15:25～16:55 | グループワーク③ | |
| 16:55～17:00 | 閉会挨拶 | |

■主催：一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク
■協力：社会福祉法人生活クラブ風の村
　　：特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば
■お問い合わせ先：社会福祉法人生活クラブ風の村　理事長室　担当：会田・奥山
TEL：０４３−３０９−５８１２　FAX：０４３−４６０−８８４４

# 受　講　申　込　書

送付先　社会福祉法人生活クラブ　理事長室　FAX 043-460-8844
東京会場・福岡会場（いづれかに○印をお願いします。）

| | |
|---|---|
| 法人名 | |
| 住所 | |
| 電話番号 | |
| E-Mail | |
| 所属部署・役職<br>及び氏名 | |
| 所属部署・役職<br>及び氏名 | |
| 所属部署・役職<br>及び氏名 | |

## 就労準備支援機関の現状についてお伺いします。

① 自治体の人口　（　　）人
② 就労準備支援機関の設置形態　　□市町村直営　□委託
③ 就労準備支援事業以外の事業　　□家計　□学習　□一時生活
④ 自立相談支援機関の人員配置
　□主任相談支援員（　）名、□相談支援員（　）名、□就労支援員（　）名
⑤ 就労準備支援担当者　　□専任　□兼務

⑥ 就労準備支援対象者の就労を妨げる代表的な要因（複数回答可）
□病気 □けが □障害（手帳あり） □障害（疑い） □その他メンタルヘルスの課題　□住まいの問題
□生活習慣の乱れ □社会的孤立（とじこもり等）　□家族関係の問題 □コミュニケーション苦手
□本人の能力の課題（識字、言語、理解等） □被災
□就職活動困難(具体例；　　)

⑦ 就労準備支援事業を進める上で、どのような相談員と連携していますか？（複数回答可）
□連携している　→□主任相談員　□相談支援員　□就労支援員　□家計相談員
□連携していない

⑧ 社会資源との連携　　□とれている　□とれつつある　□とれていない　□その他

⑨ 企業開拓、開発　　□実施していない
□実施している　→□ニーズの把握 □情報収集 □ニーズと企業のマッチング　□コーディネート
□関係者、行政への働きかけ

| 自由記載欄（特長的な取り組み等） |
|---|
| |

# 対象者支援のあり方について

NPO法人　ユニバーサル就労ネットワークちば
平田　智子

## 進め方など

- 生活困窮者の状態に応じた就労支援の必要性 （15分）
- グループワーク（対象者支援について）（85分）

GWⅠアイスブレイク自己紹介など：15分

個人ワーク：10分

GWⅡ：20分

GWⅢ：20分

発表：20分

- 全体のまとめ（10分）

2

# 生活困窮者の状態に応じた就労支援の必要性

（就労準備支援事業の手引きより）

（生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会資料より）

3

## 就労準備支援事業について

事業の概要

・生活リズムが崩れている等就労に向けた準備が必要な者を対象として、一般就労の準備として基礎能力の形成に向けて、最長１年間の集中的な支援を実施。

支援のイメージ

・対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成

・プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施

**対象者の様々な状態像**

・生活習慣の形成・改善が必要
・社会参加能力の形成・改善が必要
・自尊感情や自己有用感を喪失している
・就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い

**様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー**

・日常生活自立、社会生活自立、就労自立の３つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援
・通所、合宿等の様々な形態で実施

●支援メニューの例

ワークショップ、セミナー、グループワーク、職場見学、就労体験、模擬面接、応募書類作成指導、キャリアコンサルティング、ボランティア活動への参加

**期待される効果**

**一般就労の準備として基礎能力の習得により、一般就労に向けたステップアップを図ることができる**

4

## 就労とは・・・

本人にとって

➡経済的な自立のみならず、社会参加や自己実現、知識・ 技能の習得の機会

地域にとって

➡地域社会の基盤強化に寄与するもの

5

生活困窮者 が抱える課題は様々

➡目指す自立の在り方も異なる

➡ 就労が可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要

**就労準備利用者の特性（27年度就労準備支援事業1833件中）**

・就職活動困難（57、4%）・メンタルヘルスの課題（鬱、不眠、不安、依存症、適応障害）（37，0%）・就職定着困難（30，2%）
・病気（27，1%）・コミュニケーションが苦手（25，4%）
・家族関係、家族の問題（23，7%）
・社会的孤立（ニート、ひきこもりを含む）（22，6%）
・本人の能力の問題（識字、言語、理解等）（22，6%）

6

就労支援を行う上で重要なこと

➡生活困窮者が就労に関して 抱えている課題が一様ではない

➡それぞれの課題に応じた支援が必要である

**様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー**

・日常生活自立、社会生活自立、就労自立の３つの自立段階を想定した多様な支援メニューによる支援
・通所、合宿等の様々な形態で実施

●支援メニューの例

ワークショップ、セミナー、グループワーク、職場見学、就労体験、模擬面接、応募書類作成指導、キャリアコンサルティング、ボランティア活動への参加

これまで・・・

一般就労から距離のある者に対する就労支援は、十分に取り組まれているとは言いがたい状況

生活困窮者自立支援制度で求められること・・・

自治体が、生活面や福祉面での支援も行いながら、就労支援を行う体制を構築する。

本人の状況に応じた様々 な支援プログラムを用意し、生活困窮者が段階的にステップアップできる途を拓く。

いずれの段階にあっても、生活困窮者が複合的な課題を抱え、自尊感情や自己有用感を失っている

➡就労支援を行う上では、課題の背景要因をしっかりと把握した上で、その解消を図るという姿勢が不可欠である。⇒対象者理解の重要性

➡生活困窮者の自立と尊厳の確保（制度の理念・目標）

9

生活困窮者の抱える課題に応じたきめの細かい支援

➡就労準備支援事業だけですべてのケースに対応することは困難➡自立相談支援事業の就労支援員、就労訓練事業者、ハローワーク等の様々な主体と連携しな がら、それぞれの持つ専門性に応じた適切な役割分担の下、地域においてチームとして支援 を行っていく必要がある。

➡生活困窮者支援を通じた地域づくり（制度の理念・目標）

10

グループワークⅠ（15分）

・アイスブレイク（10分）

自己紹介（〇〇市、〇人で、名前、

誕生日〇月〇日）

・役割分担（進行、記録、発表）（5分）

11

個人ワーク（10分）

2つのテーマを付箋に1枚に１件を書く

・就労準備が必要とされる対象者とは

（イエロー）

・支援で大切なこと、困っていること。

（ブルー）

12

グループワークⅡ（20分）

・個人ワーク支援の付箋を一人ずつ発表しながらＡ３用紙にまとめる。

13

グループワークⅢ（20分）

・困ったときの解決策

➡大切にしていることを思い起こして・・・

・解決策の見つからない課題

14

## 発表（20分）

- 戸惑ったときの解決策

  ～明日からの支援に生かそう～

- 解決策の見つからない課題

15

## 就労準備支援事業をめぐる課題①

就労準備支援事業を利用すべき者が利用しなかった理由

（平成27年度実績調査172件）

本人が希望しない（必要性を理解しない）（58，7%）

本人が希望しない（新しい環境に拒否感がある）（33，1%）

本人が希望しない（経済的な負担ができない）（31，4%）

資産収入要件を満たさない（27，3%）

16

## 就労準備支援事業をめぐる課題②

資産収入要件を満たす対象者（困窮度合いが高い）

⇒本人が希望しない（経済的な負担ができない）（31，4%）

資産収入要件を満たさない（27，3%）

資産収入要件は施行規則に定めつつ、これに準ずるとして自治体が認める者（以下『準ずる者』）利用できる枠組みになっている。
・『準ずる者』を認めた実績のある自治体４６％（ｎ＝202）
・資産要件を満たさず事業利用できない事案があった自治体で『準ずる者』を認めた実績のない自治体５４，8%（ｎ＝42）

17

## 最後に…

就労準備支援の進め方の１例

就労準備支援のツール①～③の紹介

18

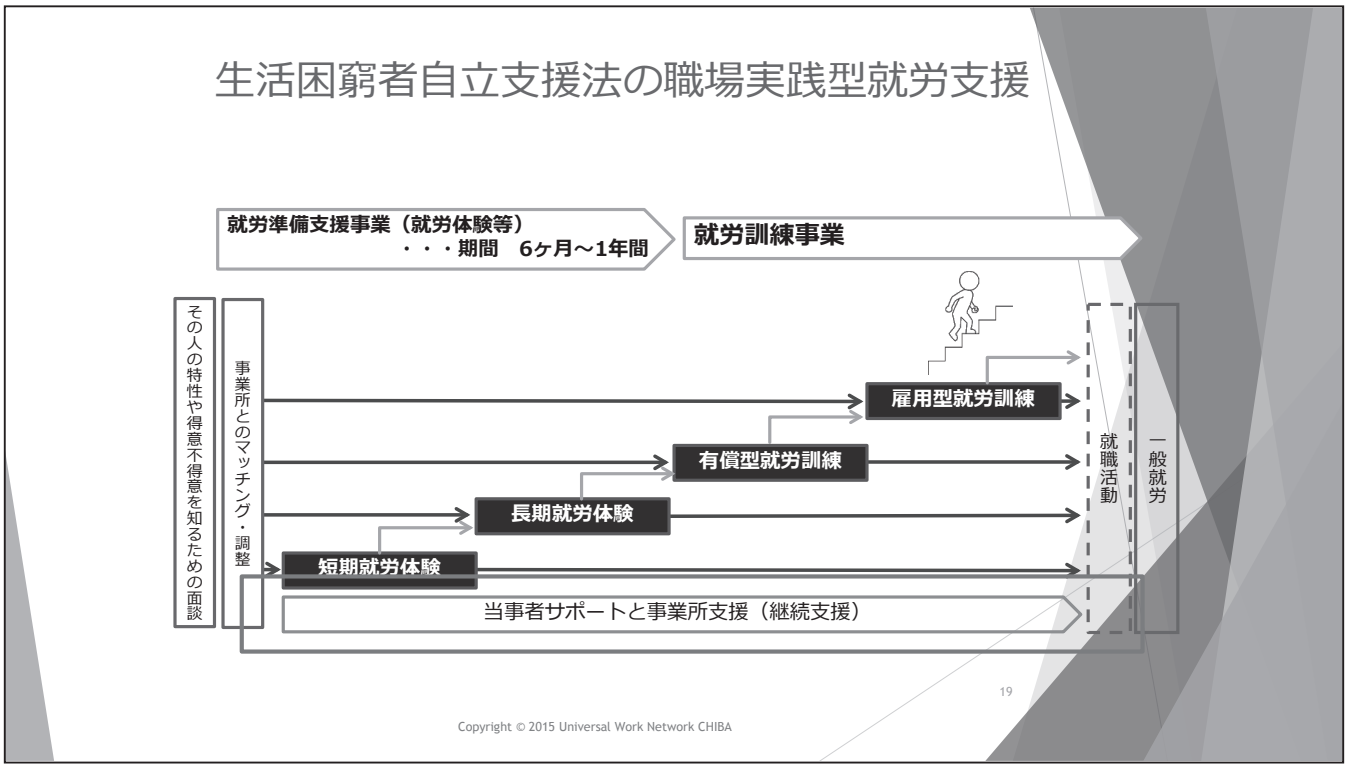
生活困窮者自立支援法の職場実践型就労支援
就労準備支援事業（就労体験等）
・・・期間　6ヶ月～1年間
就労訓練事業
その人の特性や得意不得意を知るための面談
事業所とのマッチング・調整
雇用型就労訓練
有償型就労訓練
長期就労体験
短期就労体験
当事者サポートと事業所支援（継続支援）
就職活動
一般就労
19
Copyright © 2015 Universal Work Network CHIBA

就労準備支援事業の流れ（職場実践型）
インテークアセスメント
短期就労体験①
補足ワーク
補足ワーク
短期就労体験②
補足ワーク
短期就労体験③
キャリアカウンセリング
就活サポート
内定
定着支援
自立相談
生活自立・・・・・・・社会的自立・・・・・・・・・・就労自立へ・・・・定着支援
自立相談支援員
（モニタリング・情報共有 / 世帯支援）
自立相談支援員
就労準備支援員
事業所担当者①
事業所担当者②
事業所担当者③
サポステ等
伴走支援（段階により相談スタイルを徐々にキャリアに軸足を移しながら相談を実施）
Copyright © 2015 Universal Work Network CHIBA
20

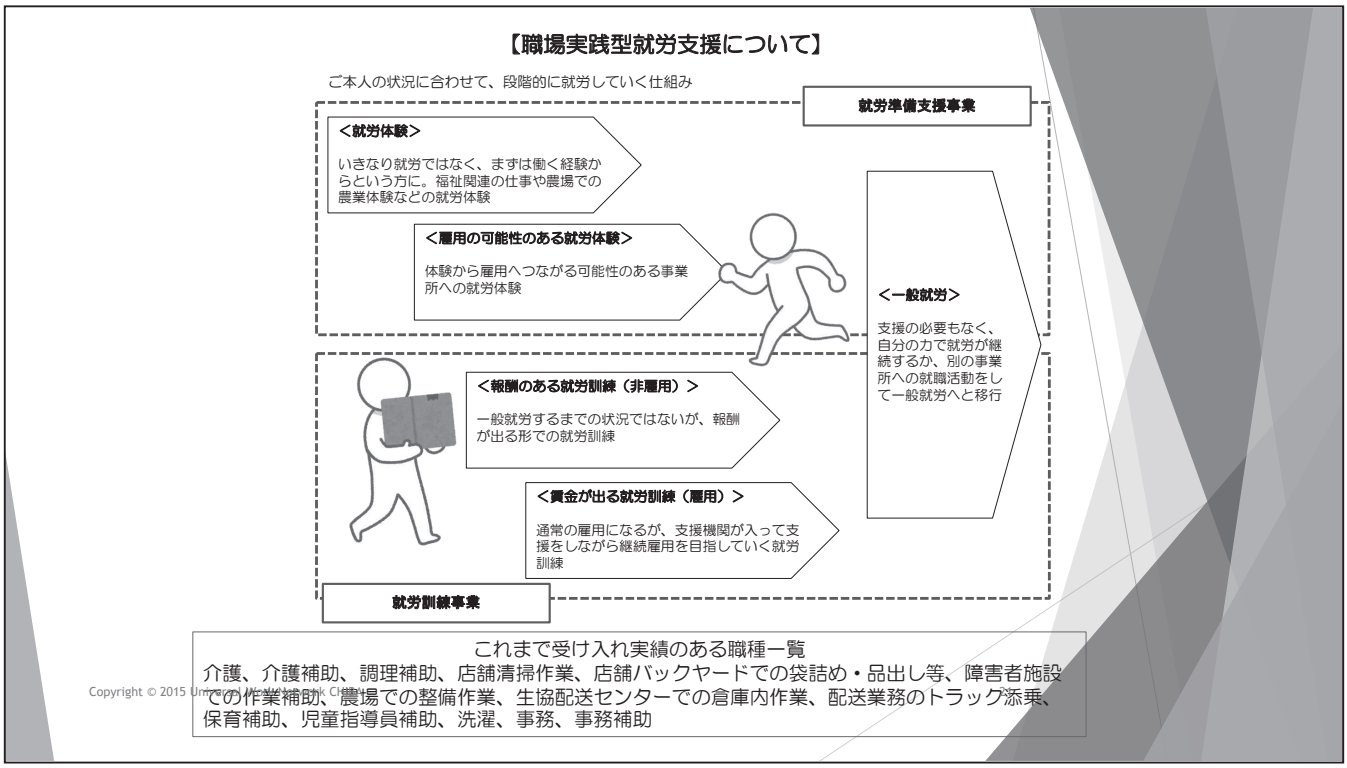


## 就労準備支援のツール①
## 対象者に合わせた検査を複合的に実施

＜スタートアップ＞

自分の能力がわからない、何に興味があるのかわからない。これまで働いたことがない、など職業観等が定まっていない人には、以下の検査を実施する事例が増えている。

| 検査名 | 内容 |
|---|---|
| 職業レディネス・テスト（VRT） | 自分の職業の興味関心の傾向を知る検査。検査結果をワークシートに書き込んでいくので、結果が分かりやすい。就労経験ない人や若者に。 |
| キャリア・インサイト | 上記の興味関心の検査と同時に、適性検査がある。就労経験がある人の振り返りとして、また過去の職業エピソードを掘り起こすツールとして。 |
| 幕張ワーク・サンプル（プラグ・タップ組み立て検査/OA検査） | 本来は障害者職業センターで活用されるものだが、健常者でも利用が可能であることと、実際に作業しながら能力を見ることができる。自然観察法。GATBとのあわせ技で説得力が出る。 |
| GATB検査（一般職業適性検査） | ９つの「適性能（知的能力、言語能力、数理能力、書記的知覚、空間判断力、形態知覚、運動共応、指先の器用さ、手腕の器用さ」を測定。客観的に能力を測ることができ、能力の差をはかりやすい。信頼度が高い。 |

## 就労準備支援のツール②
## グループワーク

個別支援、職場実践型が特徴のプログラムだったが、直接的な仕事に関するグループワークは拒否感もあるので、相談の中で出てきたニーズから以下のグループワークを実施

**＜農業体験＞**
外に出る機会を設けること、自然の中で身体を動かすこと、仕事をする側面も。
＜隔週1回、2時間＞

**＜料理会＞**
買出し～調理～食べる～片付けまでの共同作業。誰でも参加しやすい。
＜隔週1回、4時間＞

**＜2min.トーク＞**
簡単なお題を少人数の前で少し話をする。他者接触の機会を増やす。
＜隔週1回、1.5時間＞

**＜ナラティブ＞**
ナラティブアプローチの手法を使ったグループワーク。人生を肯定的に捉える。
＜月1回開催予定＞

理解のある事業所からのポスティングの仕事を有償で請け負う予定。単価契約＋交通費で支給。交通費支給にするとモチベーションが高い。（隔週2回、2時間～実施予定）

## 就労準備支援のツール③定着支援

- 「就労支援においては就職後の定着支援などのフォローアップも重要である。支援目標を達成した後の、状況確認などの声かけや働きかけ、見守りが対象者の就労や生活の安定につながる有効な対応である」（自立相談支援事業の手引き）
- 「就職後の職場定着支援については、自立相談支援機関と連携しつつ、必要に応じて行うことができる」（就労準備支援事業の手引き）

**＜なぜ定着しないのか＞**
自己理解や情報の不足でおこるミスマッチ、やりたい仕事とちがっていた、一般就労でも離職率が課題
➡どこに無理があったか支援者が一緒に考える

**＜定着には何が必要か＞**
安心して体験できる環境、役割があり居ても良いと本人が思う、必要とされる（感謝される）、居てもらわないと困る存在へ、自己肯定感の回復。

**＜所属意識＞**
休憩時間や食事会など仲間との会話（愚痴や仕事内容）、支援者との会話（職場環境や待遇などを話すことで所属を意識する）
➡支援者が確認し、引出す

**＜承認欲求＞**
仕事の内容や本人の成長を実感できるように支援する
➡あなたがこの仕事をすることで職場はこんな良いことが起こっている。事業に貢献している。

Copyright © 2015 Universal Work Networking

より多くの人が
その人らしい自立した生活で暮らせる
尊厳のある地域社会づくりをめざしましょう
お疲れ様でした

# 生活困窮者自立支援事業における事業間連携のあり方について

特定非営利活動法人ユニバーサル就労ネットワークちば
事務局長　岩永　牧人

社会福祉法人生活クラブ風の村
理事長室　尾内　保之

# 就労準備支援事業実施状況について

（第2回生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会資料より抜粋）

D 実施状況

## 就労準備支援事業の実施状況③

○ 自立相談支援事業との連携状況については、
- 連携開始のタイミングをあらかじめ決めている割合と、就労準備支援担当者が自立相談支援事業を兼務している割合を合わせると54．0%。
- 連携開始の具体的なタイミングについては、88．9%の自治体がプラン作成時まで。
- 週1回以上の情報共有をしている割合と、就労準備支援担当者が自立相談支援事業を兼務している割合を合わせると66．2%。

### 自立相談支援事業との連携状況

① 連携開始のタイミングをあらかじめ決めているか（n=235）

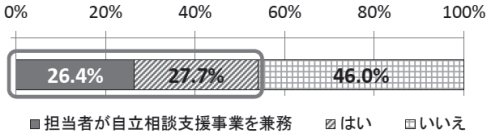


② 連携開始の具体的なタイミング（n=232）

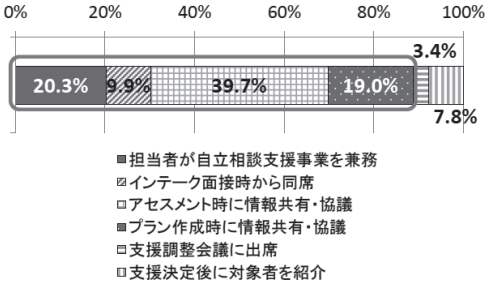


③ 日常的な情報共有の頻度（n=234）

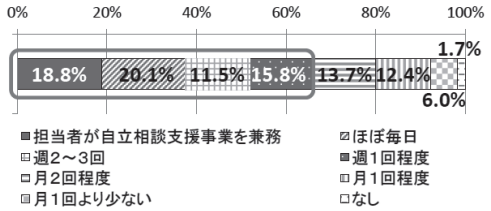


（出典）平成27年度自立相談支援事業等実績調査

27

D 利用状況

## 就労準備支援事業の利用状況②

○ 就労準備支援事業について、
- 就労準備支援事業の利用期間の平均は約163日
- 実際の利用日数の平均は約38日、 となっている。

### 1. 就労準備支援事業の利用期間 n=678

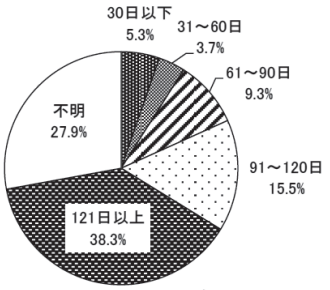


平均：163.22日

### 2. 実際の利用日数 n=225

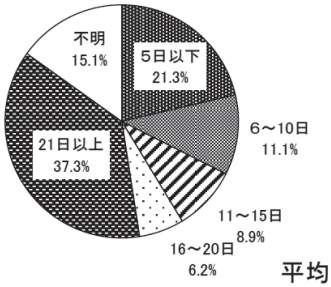


平均：38.10日

（出典）平成27年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業」（みずほ情報総研株式会社）。1は調査対象自治体119自治体の平成27年4月～平成28年3月までの就労準備支援事業利用件数678件についてプラン作成時に予定していた利用期間を集計したもの、2は当該678件のうちプランの評価を行ったケース225件について実際の利用日数を集計したもの。

29

## D 効果　就労準備支援事業の効果（実態から①）

○ 就労準備支援事業の実態からは、
- **様々な状態像の人が利用**していること、
- 就労体験等の実践を重視した**オーダーメイドの支援メニューを徐々に充実させながら支援**していること、
- **着実にステップアップ**につなげていること、 等がわかる。

【支援イメージ】

利用者

○就労の準備が整っていない人
- 生活習慣の形成・改善が必要
- 社会参加能力の改善が必要
- 自尊感情や自己有用感を喪失
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い　等

○ 性別、年齢層、就労経験の有無、離職期間等は様々。

×

- 就労体験
- 職場見学
- 就労準備支援事業所内での軽作業
- 履歴書作成やハローワークへ通う練習
- 合宿型の支援への参加
- ビジネスマナー講座
- ワーク・講座等による自己理解の促進
- 丁寧な面談

**・・・対象者のニーズに合わせて必要なメニューを開拓**

**【ステップアップの実現】**

- 就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労
- 自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用
- 認定就労訓練事業の利用

（注）本頁及び次頁は、平成28年8～10月に、生活困窮者自立支援室において就労準備支援事業を実施している21自治体に対して行ったヒアリングの結果等を基に作成。

30

## D 効果　就労準備支援事業の効果（実態から②）

○ 利用者の状態像が様々であることを反映して、多様な経過をたどってステップアップしていく様子がうかがわれるが、**特に就労体験を通じた変化が見て取れる。**

| 【ステップアップの実現】 | 【ステップアップまでの多様な経過】 |
|---|---|
| 就労準備支援事業の利用中に関わった事業所で一般就労 | ○ 就労準備支援事業による就労体験先の事業所での**仕事の適性が明らかになり、本人に自信がつき、事業所内での信頼関係も構築されることで当該事業所での一般就労に**つながる。 |
| 自立相談支援事業の就労支援・生活保護受給者等就労自立促進事業の利用 | ○ **仕事のイメージを持つことができるようになること等により、**就労に対する意欲が高まり、一般就労したいという希望を持つようになる。結果、就労支援員による就労支援や生活保護受給者等就労自立促進事業の利用につながり、**一般就労に向けた就職活動を開始**。<br>○ **就労継続支援事業所等での就労体験を実施する中で、本人が障害者雇用枠での就労の意向**を持つようになり、家族の理解も得られることで、障害者雇用枠での就労や障害福祉サービスの利用につながる。 |
| 認定就労訓練事業の利用 | ○ **人とのコミュニケーションが苦手等の課題が克服できず、なお直ちに一般就労することが難しい**ため、認定就労訓練事業の利用につながり、支援付きで働きながら一般就労を目指す。 |

31

D
効果

## 就労準備支援事業の効果（データから①）

○ 利用終了後の状況として最も多いパターンとしては、約5割の自治体が次のステップ（一般就労や就職活動等の段階）へ進んでいることを挙げている。

**就労準備支援事業利用者の終了後の状況**

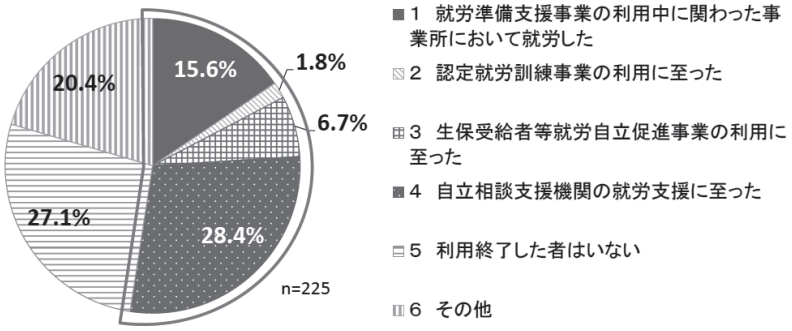


（出典）平成27年度自立相談支援事業等実績調査。事業実施自治体が1～6のうち最も多いパターンを回答したものを集計。

33

# グループワーク

## グループワークでやること…

【個人ワーク】 13：20～13：40（20分間）

帳票類を参考にして、就労準備支援プログラムを作成して下さい。

【グループワーク①】 13：40～14：10（30分間）

個人ワークで作成したプログラムをグループ内で共有し、グループで1つのプログラム作成して下さい。

## 【グループワーク②】

就労準備支援プログラムを基に4ヶ月間支援した結果、戸山さんは「モチベーションが上がり、自信もついたため、そろそろ就職活動を始めたい」と言い出しました。そこで、プランから就労準備支援事業を外し、代わりに「生活保護受給者等就労自立促進事業」をプランに入れ、自立相談支援員を中心にハローワークと連携しながらの支援が始まりました。

戸山さんは面談の度に十数件の求人票を持ってきて自立相談支援員と一緒にどこへ応募するか決めました。検討した結果、13か所の企業に応募しましたが、残念ながら採用されることはありませんでした。戸山さんは自立相談支援員との面談の中で、「応募し続けることによって自信がなくなった」と話しました。

自立相談支援員は、今のまま就職活動を続けていくことは戸山さんにとって良くないと判断し、改めて面談を行い戸山さんの話を基に課題整理シートを作成しました。

## 【グループワーク②】14：15～14：35（20分間）

自立相談支援員が作成した課題整理シートを基に、今後の支援の方向性を考えましょう。その際、どこ（事業）とどのように連携して支援を進めていくのか、ということもグループで話し合って進めて下さい。

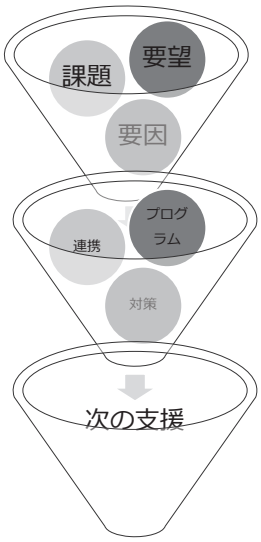

# ま と め

## 事業間連携の一例

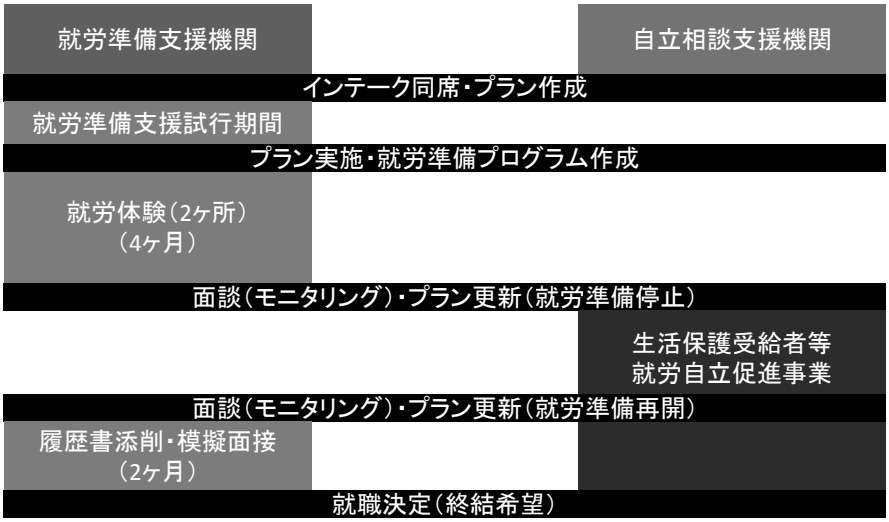

# 事業間連携の一例

## 終結3ヶ月後に再来所

| 就労準備支援機関 | | 自立相談支援機関 |
|---|---|---|
| 離職・プラン更新 | | |
| ワーク（2ヶ月） | | |
| 面談（モニタリング）・プラン更新 | | |
| 就労体験（2ヶ所）（3ヶ月） | | 生活保護受給者等就労自立促進事業 |
| 就職決定 | | |
| 定着支援（3ヶ月） | | 自立相談支援事業の就労支援 |
| 職場定着（終結希望） | | |

【1】相談受付・申込票【本人等記入→スタッフが追加聞き取り】
〈紙で使用→基本情報等は DB 入力、利用申込書として紙で保管〉　※必須

## 相談受付・申込票

| ID | 0001 | ※初回相談受付日 | 平成 28 年　4 月 1 日 | 受付者 | 厚労 太郎 |
|---|---|---|---|---|---|

■基本情報

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ふりがな | とやま ひので | | ※性別 | ■男性 □女性 □(　　) |
| 氏名 | 戸山 日出 | | ※生年月日 | □大正 ■昭和 □平成<br>56 年 1 月 1 日 (35 歳) |
| 住所 | 〒162 ー 0052<br>東京都新宿区戸山 1-22-1 | | | |
| 電話 | 自宅 | ( 03 ) 3204 ー 3611 | 携帯 | (　) ー |
| メール | | | | |
| 来談者<br>＊ご本人以外の場合 | 氏名 | | 来談者のご本人との関係 | □家族(本人との続柄:　)<br>□その他(　　) |
| | 電話 | (　) ー | | |

■ご相談内容

| ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 病気や健康、障害のこと | | 住まいについて | | 収入・生活費のこと |
| | 家賃やローンの支払いのこと | | 税金や公共料金等の支払いについて | | 債務について |
| ◎ | 仕事探し、就職について | | 仕事上の不安やトラブル | | 地域との関係について |
| | 家族との関係について | | 子育てのこと | | 介護のこと |
| ○ | ひきこもり・不登校 | | DV・虐待 | | 食べるものがない |
| | その他(　　) | | | | |

ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。

【本人記載】
適した就職先を探したい(働いた経験が少ないため、何から始めて良いかわからない)
耳の聴こえがよくない
体力がなく長時間労働が難しい
人とのコミュニケーションが苦手

■相談申込み欄

東京都新宿区　宛

上記の相談内容等について、自立・家計相談支援の利用を申し込みます。
また、相談支援にあたり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。なお、同意にあたっては、別紙の「個人情報に関する管理・取扱規程」について説明を受けました。

平成 28 年 4 月 1 日　　本人署名 戸山 日出 印

【2】インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】
〈DB 入力(付随シート以外)〉

# インテーク・アセスメントシート

| ID | 0001 | 氏名 | 戸山　日出 | 最終更新日 | 平成　　年　　月　　日 |
|---|---|---|---|---|---|

| サブ区分フラグ | | 関連ID | | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|

■相談経路・相談歴

| | |
|---|---|
| ※当初相談経路 | ■本人自ら連絡(来所)　□本人自ら連絡(電話・メール)<br>□家族・知人から連絡(来所)　□家族・知人から連絡(電話・メール)<br>□自立相談支援機関がアウトリーチして勧めた<br>□関係機関・関係者からの紹介(関係機関・関係者名:　　)<br>□その他(＿＿＿＿＿＿) |
| これまでの相談歴の有無(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認) | |
| □なし　■あり | |
| 相談歴の概況／相談経緯 (誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載) | |
| 30 歳の頃に地域若者サポートステーションへ行ったが、支援内容が 10 名程度で行うセミナーやワークショップがメインだったため緊張し、参加することができなかった。 | |

■本人の主訴・状況

| | |
|---|---|
| 本人の訴えや状況(生活歴を含む) | 【主訴】<br>自分に適した仕事を探したいが、耳の聴こえがよくないこと、就労経験があまりないこと、また体力がなく長時間はたらくことが難しいことからなどから、自分がどれくらい働けるのかわからない。ブランクもあることから就労に向けて徐々に取り組んでいきたい。<br><br>【生活状況】<br>実家に両親と 3 人で暮らしている。2 つ下の弟は 5 年前に結婚し、同区内に独立して暮らしている。<br>両親とも共働きのため経済的には困っていないが、父親は 2 年後、母親は 3 年後に定年退職する予定のため、自分が働かなければいけないと考えている。<br>大学を中退した頃から徐々に耳の聴こえが悪くなった。補聴器をつけており、装着した状態で、かつ近くで話してもらえれば会話ができるレベルである。<br>体力がないと自覚していることから毎日夕方に 2Km 程度ウォーキングをするようにしている。<br>生活リズムは一定だが、夜は午前 2 時頃に寝て、午前 10 時に起床している。 |

【2】インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】
〈DB 入力(付随シート以外)〉

■本人の主訴・状況(続き)

(1)家族・地域関係・住まい

| | | | |
|---|---|---|---|
| ※同居者 | ■有(自分を含んで 3 人)　□無 | 別居の家族 | ■有( 弟 )　□無 |
| ※婚姻 | ■未婚　□既婚　□離別　□死別<br>□その他(＿＿＿＿＿＿) | ※子ども | ■無<br>□有(＿人　→扶養　□有　□無) |
| 家族の状況(子どものことを含む) | 本人、父(63 歳)、母(62 歳)と 3 人暮らし。<br>両親とも働いており、数年後にそれぞれ定年退職を迎える予定。弟(33 歳)がいるが 5 年前に結婚し、同区内で独立して暮らしている。 | | |
| 住居 | ■持家　□借家<br>□賃貸アパート・マンション<br>□公営住宅　□会社の寮・借り上げ住宅<br>□野宿　□その他(　) | 地域との関係 | 両親は地域の人とつながりはあるが、本人はほとんどない。 |
| 特記事項 | 両親、弟ともに関係は特に良いわけでもなく、悪いわけでもない | | |

(2)健康・障害

| | | | |
|---|---|---|---|
| ※健康状態 | □良い<br>□良くない/通院している<br>■良くないが通院していない | 通院先/服薬・診断・症状等 | |
| 健康保険 | □国民健康保険<br>■健康保険(国保以外)<br>□加入していない | 障害手帳等 | ■無　□有→□身体(＿＿級)<br>□知的(療育)(＿＿＿)<br>□精神(＿＿級)<br>自立支援医療　□利用　□利用せず |
| 特記事項 | 健康保険は父親の扶養 (社会保険) | | |

(3)収入・公的給付・債務等

| | | | |
|---|---|---|---|
| 家計の収支状況 | 世帯として<br>月々入ってくるお金 (月額　70 万円 )<br>月々出ていくお金 (月額　50 万円 ) | 家計状況 | 本人収入 0 円<br>現在は両親が働いているため収入はある。 |
| 課税状況 | □住民税非課税世帯である<br>■住民税非課税世帯ではない | 滞納 | □滞納あり　■滞納なし |
| | | 債務 | □債務あり　■債務なし |
| 公的給付(受給中) | □雇用保険　□老齢年金・遺族年金<br>□障害者年金　□特別障害者手当<br>□児童手当　□児童扶養手当<br>□特別児童扶養手当　□住居確保給付金<br>□その他(＿＿＿＿＿＿＿＿) | 生活保護 | |
| 特記事項 | 実家の住宅ローンは完済<br>世帯全体の預貯金について本人は把握していない | | |

【2】インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】
〈DB 入力(付随シート以外)〉

(4)職業・職歴等

①概況

| | | | |
|---|---|---|---|
| ※就労状況 | □就労している<br>□就労しているが、転職先を探したい/探している<br>□今後、就労予定(就労先決定済み)<br>■仕事を探したい/探している(現在無職)<br>□仕事をしていない(仕事は探していない) | 最終学歴等 | □中学(高校未入学)　□中学(高校中退)<br>■高校(大学中退を含む)<br>□特別支援学校(学級を含む)<br>□専門学校・専修学校・各種学校<br>□高等専門学校　□短大<br>□大学・大学院　□その他<br>→ □現在、就学中 |
| ※直近の離職後年数 | □6 ヵ月未満　□6 ヵ月以上～1 年未満<br>□1 年以上～2 年未満<br>■2 年以上　□仕事をしたことがない | 資格・技術 | □自動車免許<br>□その他資格・技術<br>(　　) |
| 希望職種等 | わからない | | |

②現在の職業

| 職業 | 業務内容 | | 雇用形態 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 勤務年数 | ※月収 | 賞与の有無・回数等 | 賞与(年間) |
| 年　ヵ月 | | | |

③過去の職歴　※現在に近い順に上から記載

| 勤務期間 | 雇用形態 | 月収 | 職業・業務内容 |
|---|---|---|---|
| H14 年 1 月～ H14 年 1 月 | アルバイト | 3.4 万円 | 年賀状の仕分け作業 |
| H13 年 12 月～ H13 年 12 月 | アルバイト | 4.5 万円 | パン工場で Xmas ケーキづくり |
| 年 月～ 年 月 | | 万円 | |

④職業・職歴等の特記事項

大学を中退してからパン工場で短期アルバイト（Xmas 期間）1 ヶ月（15 日間・3 時間/日)、郵便局で年末年始の年賀状の仕分け作業（10 日間・4 時間/日）を行った。どちらの仕事も一人で行う作業がメインだったため特に課題は感じなかった。

(5)その他の特記事項

■緊急支援

| ※緊急支援の必要性 | | |
|---|---|---|
| ■なし　□あり(具体的な状況:　　) | | |
| ※緊急支援の内容 | | |
| □住居確保給付金 | 〈申込日〉　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 | |
| | 給付期間　＿＿年＿＿月～＿＿年＿＿月　＿＿ヵ月 | 給付額＿＿＿円/月 |
| □一時生活支援事業 | 〈申込日〉　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日 | |
| | 支援期間　＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿年＿＿月＿＿日 | |
| その他緊急支援の実施状況 | | |
| | | |

【2】インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】
〈DB 入力(付随シート以外)〉

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

| | |
|---|---|
| 課題と背景要因 | 自分に適した仕事を探したいと思ってきたが以下の事情があることからこれまで一人ではなかなか進めることができなかった。<br><br>・耳の聴こえがよくない<br>・就労経験があまりないこと<br>・体力がなく長時間働くことが難しい<br>・就労ブランクがある<br><br>また、地域若者サポートステーションでは、10 名程度のグループに参加することが難しかったということもあった。<br><br>両親の定年退職が数年後に迫っていることから、早く定職に就かなくてはいけないと考えている。<br><br>髭は剃っているようだが、剃り残しがあり、頭髪には寝ぐせがあった。 |
| ※課題のまとめと支援の方向性(300 字以内で整理) | 就労に向けて進めて行くために、若干ではあるが夜型になっている生活リズムを整えることや、身なりを整えるなど働くための準備をしていく必要がある。就労準備支援事業を利用し、本人の状態に合わせ、各専門機関等と連携しながら支援を進めていく。 |
| ※チェック項目 | □病気　□けが　□障害(手帳有)　■障害(疑い)　□自死企図<br>□その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など)<br>□住まい不安定　□ホームレス　□経済的困窮　□(多重・過重)債務<br>□家計管理の課題　■就職活動困難　■就職定着困難　□生活習慣の乱れ<br>■社会的孤立(ニート・ひきこもりなどを含む)　□家族関係・家族の問題　□不登校<br>□非行　□中卒・高校中退　□ひとり親　□DV・虐待　□外国籍　□刑余者<br>■コミュニケーションが苦手　□本人の能力の課題(識字・言語・理解等)　□被災<br>□その他(＿＿＿＿＿＿) |

■スクリーニング

| | |
|---|---|
| ※スクリーニング実施日 | 平成　28 年　4 月　8　日 |
| ※対応結果・方針 | □1. 情報提供や相談対応のみで終了<br>□2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ<br>(必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする)<br>(→つなぎ先の制度・専門機関:　　)<br>□3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む<br>■4. 自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する<br>□5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等) |
| 特記事項 | |

| | |
|---|---|
| 対応重要度 | □A　■B　□C　□D |

【2】インテーク・アセスメントシート【スタッフ使用】
〈DB 入力(付随シート以外)〉

【2】付随シート(紙での使用)

| ID | 0001 | 氏名 | 戸山　日出 |
|---|---|---|---|

■家族関係図

| 家族関係図(□＝男性、○＝女性) | 支援経過における変化 |
|---|---|
| 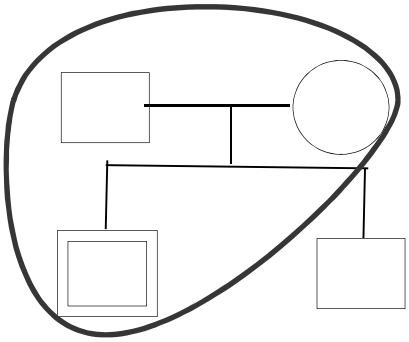 | |

■エコマップ(地域や周囲との関係性)

| エコマップ | 支援経過における変化 |
|---|---|
| 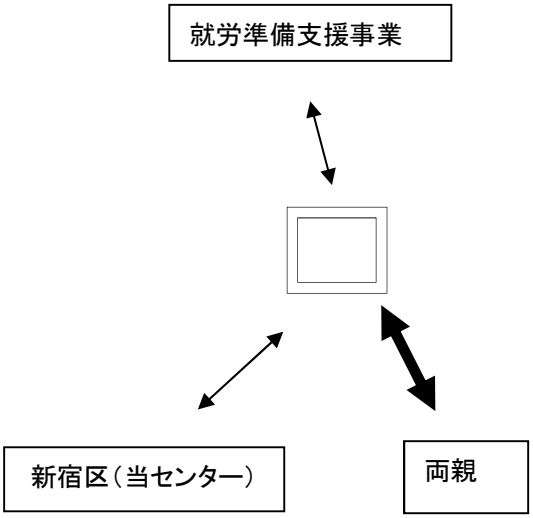 | |

【参考２】振り返りシート【必要に応じて、本人使用。タイミングは随時】

## プラン兼事業等利用申込書

| | | | |
|---|---|---|---|
| ID | 0001 | プラン作成日 | 平成 28 年 4 月 8 日 |
| ※作成回 | ■初回　□再プラン（　　）回目 | プラン作成担当者 | 厚労 太郎 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ふりがな | とやま ひので | 性別 | ■男性 □女性 □（　　） |
| 氏名 | 戸山 日出 | 生年月日 | □大正 ■昭和 □平成<br>56 年 1 月 1 日 （ 35 歳 ） |

■解決したい課題

以下の課題を踏まえて、自分に適した仕事を探したい

・耳の聴こえがよくない

・就労経験があまりないこと

・体力がなく長時間働くことが難しい

・就労ブランクがある

■目標（目指す姿）※ ＜本人が設定＞

| 長期目標 | 本プランにおける達成目標 |
|---|---|
| 自分に合った仕事に就き、継続して働く | ・自身の特性や適職について知る<br>・就労へ向けた具体的な取組みの計画を立てる |

■プラン※ ＜法に基づく事業等だけでなく、自立相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入＞

| 実施すること<br>（本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関） | 備考（関係機関・期間・頻度など） | 法に基づく事業等<br>（該当時〇） |
|---|---|---|
| 【本人】<br>・今後の取り組みのための具体的な計画を立てる<br>（自立相談支援員及び就労準備支援員と協働にて立案する）<br>・就労準備支援プログラムに参加する<br>（就労準備支援員との定期的な面談や本人の状態に合わせた就労準備支援プログラムへの参加） | 東京都新宿区（当センター）<br>就労準備支援機関 | 〇 |
| 【就労準備支援機関】<br>・本人と協働にて今後の取り組み計画を立てる<br>（本人及び自立相談支援員と協働にて立案する）<br>・就労準備支援プログラムの提案・プログラム提供<br>（本人の状態に合わせたプログラムを提供する） | 就労準備支援機関 | 〇 |
| 【自立相談支援員】<br>・各関係機関との連絡及び調整<br>・必要に応じた関係機関利用時の同行<br>・本プランの進捗管理<br>・本人の状態に合わせた就労支援の提案 | | |

【参考２】振り返りシート【必要に応じて、本人使用。タイミングは随時】

■法に基づく事業等※

| メニュー | | 利用有無 | 支援方針（期間・実施機関・給付額等） |
|---|---|---|---|
| 1 | 住居確保給付金 | □有□無 | 支給期間 ____年____月～____年____月 __ヵ月 給付額 ____円/月<br>□申込中 □既受給 □申込予定 備考(　　) |
| 2 | 一時生活支援事業 | □有□無 | 支援期間 _____年_____月_____日 ～ _____年_____月_____日<br>□申込中 □既利用 □申込予定 備考(　　) |
| 3 | 家計相談支援事業 | □有□無 | 支援期間 ____年____月 ～ ____年____月<br>備考(　　) |
| 4 | 就労準備支援事業 | ■有□無 | 支援期間 _28_年_4_月____10_日 ～ ____年____月_____日<br>備考(　　) |
| 5 | 認定就労訓練事業 | □有□無 | □雇用型 □非雇用型<br>支援期間 _____年_____月_____日 ～ _____年_____月_____日<br>備考(　　) |
| 6 | 自立相談支援事業による就労支援 | □有□無 | |

■その他関連する事業等※

| メニュー | 利用有無 | 支援方針（期間・実施機関・給付額等） |
|---|---|---|
| 生活福祉資金等による貸付 | □有□無 | |
| 生活保護受給者等就労自立促進事業 | □有□無 | |

■プランの期間と次回モニタリング（予定）時期

| ※プラン期間 | 平成 28 年　月　日まで | 次回モニタリング時期 | 平成 28 年　月 |
|---|---|---|---|

■プランに関する本人同意・申込署名欄

東京都新宿区　宛
私は、　■上記のプランに基づく支援について同意します。
　　■法に基づく事業（上記３，４，５）の利用を申し込みます。
平成 28 年 4 月　9 日　　本人署名 戸山　日出　印

＜支援調整会議・支援決定＞

| ※支援調整会議開催日 | ①平成 28 年 4 月 10 日<br>②平成　年　月　日<br>③平成　年　月　日 | ※支援決定・確認 | ■支援決定（法に基づく事業（上記 3,4,5））<br>□確認（法に基づく事業（上記 3,4,5）以外）<br>（決定・確認日：平成 28 年 4 月 13 日） |
|---|---|---|---|

＜備考＞

＜必要添付書類＞

課題整理シート

| ID | 0001 | 氏名 | 戸山　日出 |
|---|---|---|---|

○ このシートは、あなた（本人）がスタッフと一緒に、課題を整理して対応策を一緒に考えていくためのシートです。
○ ご回答は、お答えいただけることだけで構いません。

解決したいこと〔　自分にあった働き方を見つけたい　〕

**今の状況（困っていること、変えたいこと）**

①自分は社会に必要とされていないのではないかと感じる
②8 時間フルタイムで働くことにはまだ自信がもてない。1 日 4 時間くらいであれば働くことができると思う
③人とのコミュニケーションに自信がもてない。耳の聴こえが悪いため、聴き逃してはいけないと思うと固くなってしまう
④複数のことを同時にできない、覚えられない。一つひとつ指示をしてもらえると有難い
⑤作業のスピードを求められることが不安。まずは自分のペースでできる作業がよい
⑥判断を求められる仕事などはまだ難しい。近くに教えてくれる人がいれば少しずつできるようになるかもしれない

**その原因や背景は何でしょう？**

①就職活動をしてきたが、どこにも採用されなかった。これまで何かを成し遂げたことがあまりなかった
②体力がないと感じている
③人と話すと緊張してしまう
④緊張して聴こえづらいことがある
⑤素早い行動が苦手、手先が不器用
⑥責任のある役割はまだできない

**今後どのようにしていきたいですか？）**

就労準備支援プログラムを通して、自分の課題が少しずつだがわかってきた。まわりの人の力を借りながら解決していけるところは解決できるよう努力したい。それでも難しい部分については、一緒に働く人などまわりの人達に自分のことを知ってもらい、その上で働けると安心である。

時間はかかるかもしれないが少しずつ仕事を覚えていき、いつかは一人前になって、経済的にも社会的にも自立をしていきたい。両親を安心させてあげたい。

遅くとも、一年後には働いていたい。

**自分としてやっていきたいこと**

・生活リズムを崩さない、身だしなみをきちんと整えるなど、いつでも働ける状態にしておく
・1 日 1 回は外出し、家族以外の誰かと話をするようにする

**支援を求めたいこと**

自立相談支援員、就労準備支援担当者と一緒に自分に合った働き方、働く場所について考えていきたい

# 出口支援である企業開拓のあり方について

社会福祉法人生活クラブ風の村
理事長室長・生活困窮者自立支援事業統括　川上　葉子

**【現状の評価と課題】**　出展：生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第6回）

（基本的な考え方）

○ 法に基づく就労支援は、就労という人間にとってかけがえのない営みをそれぞれの状況に応じて実現できることを目指している。したがって、収入を得るばかりではなく社会とのつながりを構築し、自己実現を図ることによって、日常生活自立・社会生活自立・経済的自立をよりよく果たすことにつながる支援を進めてきた。

（実績）

- 新規相談のうち就労に関する相談は約4割
- プランにおける就労支援対象者 2.8 万人（年間）、プラン作成対象者のうち 50.8%
- 60 代以上のプラン作成対象者のうち、就労支援対象者 42.8%
- まだ就労支援対象者にならない人（一般就労を目指すまでのステップアップ段階にある人）を含め、法によるオーダーメイド支援が効果的な対象者（推計）　2.4～3.4 万人

【論点】

（就労支援全体の組み立て方）

○ 就労支援は、本人に対して徹底した寄り添い型・伴走型の支援をしつつ、企業・事業所で実習しながら長期的な就労を実現し、生活困窮を脱却できるような支援をしていくことが必要ではないか。

○ その際、地域には創業も含め様々な仕事があり、人材が必要とされていることと連携を図り、就労の場を拡げていくべきではないか。具体的には、以下のような地域ごとに多様な資源の状況に合わせ、柔軟に取り組みやすい枠組みとしておくことが重要ではないか。また、その際、企業支援の観点も持って取り組むことや、法の実施主体としての圏域（市域等）にとらわれず、人の移動を念頭に考えていくことが重要ではないか。

① 人手不足感の強い業界や中小企業
② ＣＳＲに関心のある企業
③ 社会的企業
④ 障害福祉サービス関係の事業所
⑤ 社会福祉法人

○ ハローワークとの一体的支援である生活保護受給者等就労自立促進事業は一定の成果を上げているが、平成２８年１０月に創設された特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）等の活用も含め、さらに連携を深めていくとよいのではないか。

○ 就労支援において配慮を要する人は生活困窮者に限らず存在しており、分野を超える就労支援を地域ごとに組み立てていくことが必要ではないか。

○ 法による就労支援はオーダーメイド型であることがその特長であり、特に就労準備支援事業や認定就労訓練事業は、メニューに本人を合わせることなく、本人起点の支援ができるあり方とすべきではないか。認定就労訓練事業についても、支援対象者一人ひとりに合わせて開拓する方が効率的なのではないか。

1. 就労支援対象者をよく知る。
⇒就労支援アセスメント

2. 開拓企業先へのアプローチ

3. 企業のインセンティブとは？

4. 対象者・企業ニーズに合わせた制度・施策や支援機関の利用

出展：生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会（第６回）

3）就労支援各種事業利用者の特性（初回プランのみ）

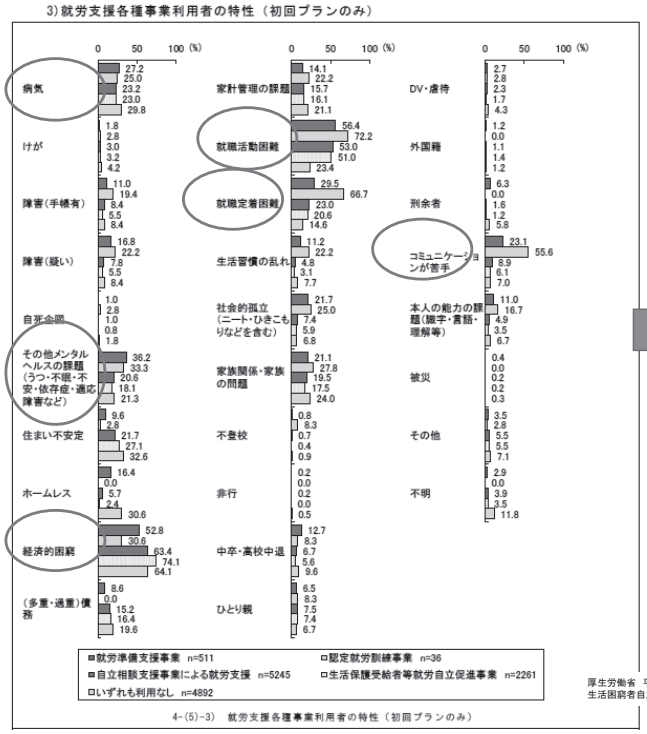


4-(5)-3) 就労支援各種事業利用者の特性（初回プランのみ）

1. 就労支援対象者をよく知る。
⇒就労支援アセスメント

①緊急性（経済的困窮度）

②就労意欲の有無・本人の希望

③障がい・疾病

④オープンORクローズ

⑤労働習慣性・労働生産性

⑥コミュニケーション能力

⑦自己理解度（認知）

厚生労働省 平成27年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績、対象者像等に関する調査研究事業報告

## 2. 開拓企業先へのアプローチ

①個別支援型アプローチ

・対象者に合わせた企業開拓（職種選定・業務の切り出し）
・対象者の「売り」と「配慮事項」の明確化
　何ができて、何ができないか？

②事業周知型アプローチ

・生活困窮者自立支援制度理解と対象者（不特定）の受け入れ依頼
・どんな人材が欲しいか？企業側のニーズの明確化
・対象者と企業とのマッチング（タイミングが重要）

↓

対象者と企業の両方の目線・バランス

## 3. 企業のインセンティブとは？

**・障害者雇用納付金制度(調整金・報奨金)**

**・（障害者）雇用助成金（短時間トライアル・トライアル・特定求職者雇用開発助成金等）**

**・ノウハウ面での支援・定着支援が受けられる。**

**・CSR、ダイバーシティの推進**

**・職場環境の改善**

**・業務のマニュアル化推進、業務の効率化**

**・職場のハード面、ソフト面のバリアフリー化**

**・人材育成の喜び・充実感**

## 4. 対象者・企業ニーズに合わせた制度・施策や支援機関の利用

企業ニーズに合わせた制度・施策や支援機関の利用

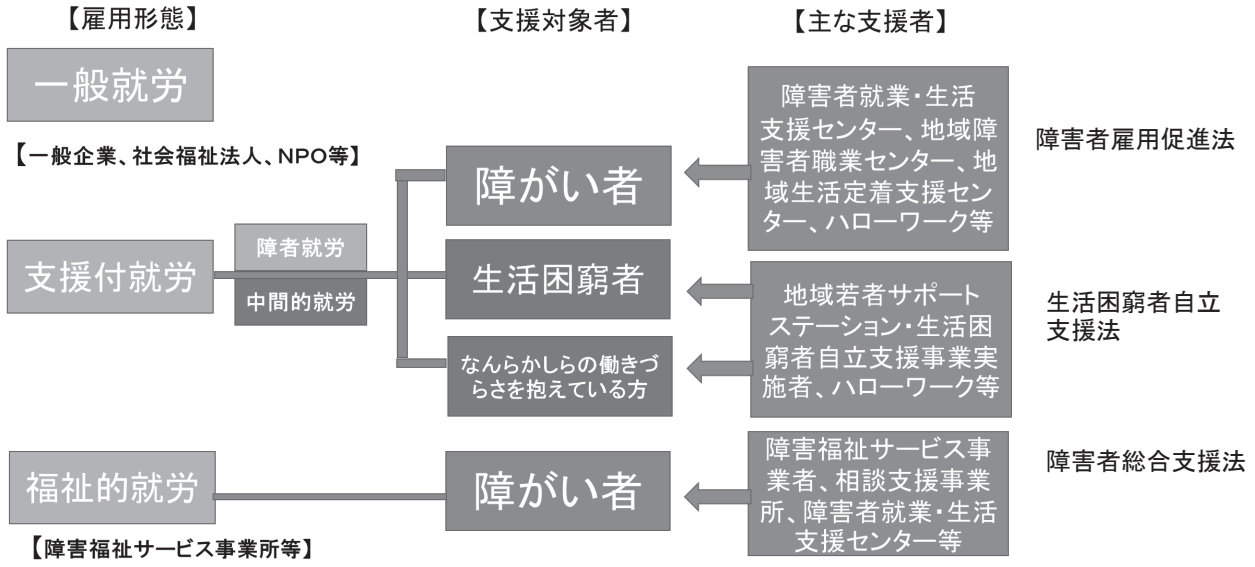


## 4. 対象者・企業ニーズに合わせた制度・施策や支援機関の利用

個別支援型アプローチの一例

①企業研究（企業概要・障害者雇用・CSR活動・通勤交通手段等）
②ファーストコンタクト（事業紹介・対象者紹介）
③訪問・職場見学（経営側と現場の両方のアセスメント、キーパソンの有無）
④対象者紹介（売りと配慮事項の確認）
⑤職場体験・実習（企業・対象者双方の見極め）
⑥採用面接（雇用条件の確認）
⑦内定・雇用開始（ジョブコーチ的支援）
⑧定着支援（課題の共有と解決）

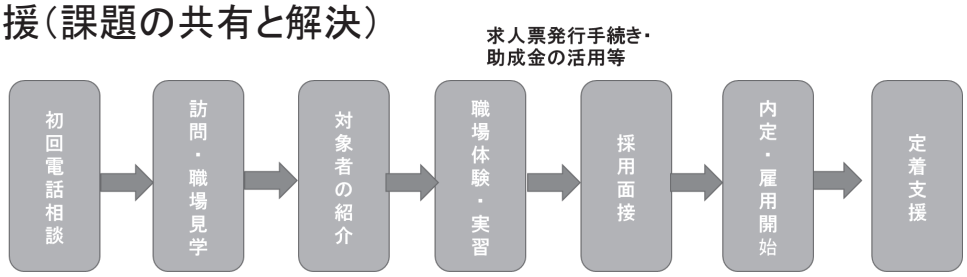

## ワーク①　就労支援アセスメント（20分間）

事業間連携でワークをした戸山日出さんを就労支援する際に必要なアセスメントをグループで話し合いまとめて下さい。但し、戸山さんは現在、聴力が低下し、身体障害者手帳6級が所持できる程度になっています。また、クリスマスのパン工場でのアルバイト経験もあってか、やってみたい仕事は、「パンやお菓子を作る仕事に関りたい。」と希望しています。

戸山さん自身は、耳が聞こえないことに対して、配慮をうけながら仕事をしたいと望んでいます。

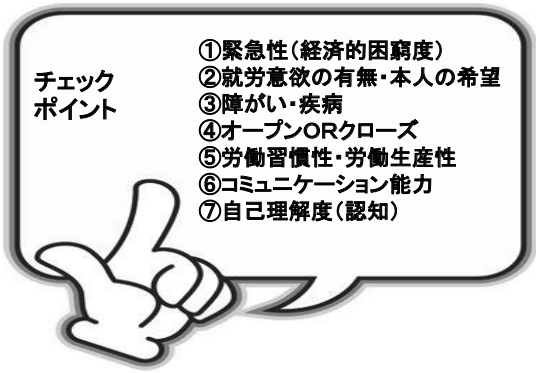


## ワーク②
## ファーストコンタクトロールプレイング（10分間）

①2人一組になって下さい。
②企業の人事担当者と就労支援担当者、それぞれ役割を決めて下さい。
③就労支援担当者が、初めて企業の人事担当者に電話をかけ、初回訪問（職場見学）のアポイントをとる場面をロールプレイングして下さい。
④アポイントはとれましたか？人事担当者は就労支援担当者に対して良かった点を伝えて下さい。また、どのように、ファーストコンタクトをとるのが良いか話し合って下さい。

## ワーク③　個別支援型アプローチ（40分間）

戸山さんを個別支援型アプローチによって就労支援することにしました。
ワーク①のアセスメントを元に、以下の点で戸山さんを具体的にどのように就労支援するかをグループで話し合いまとめて下さい。

①企業へのアプローチ方法は？（企業のインセンティブは何かも含めて）
②戸山さんの「売り」と「配慮事項」は？
③具体的な雇用までの手順は？
④定着支援方法は？
⑤利用する制度・施策、連携先機関は？

## 発表・意見交換（20分）

①2グループが代表して発表
②①の発表に対して、それ以外の手法等があれば意見交換

# Ⅱ．家計相談支援事業実践セミナー資料

平成28年度厚生労働省 社会福祉推進事業

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

# 家計相談支援事業 実践セミナー

**参加費無料　定員各60名**

制度施行から丸2年が経とうとする中で、家計相談支援の実施自治体はまだまだ少ないですが、支援の内容はそれぞれに積み上がってきていると思われます。各現場でのこれまでの実践経験を交換し、学び合って家計相談支援員のスキルアップを図りましょう。さらに家計相談支援の課題や支援のあり方についても、再度見直し、皆で知恵を絞って、相談者支援に役立つ家計相談のあり方について語りあいましょう！

**東京会場**

日時：平成29年2月10日（金）10:00～17:00
会場：WTCコンファレンスセンター 3階 ROOM A
（東京都港区浜松町2-4-1世界貿易センタービル3階）

**愛知会場**

日時：平成29年2月24日（金）10:00～17:00
会場：桑山ビル（名古屋）3F 3B会議室
（愛知県名古屋市中村区 2丁目45-19）

**プログラム（予定）**

| | |
|---|---|
| 10:00 | 開会挨拶、オリエンテーション |
| 10:10 | 講義「困窮者支援における家計相談支援」 |
| 11:10 | 事例検討1<br>検討の進め方説明<br>事例紹介、個人・グループワーク、発表・コメント |
| 12:00 | 昼食休憩 |
| 13:00 | 事例検討2<br>事例紹介、個人・グループワーク、発表・コメント |
| 13:45 | 休憩 |
| 13:55 | 事例検討3<br>事例紹介、個人・グループワーク、発表・コメント |
| 14:40 | 休憩 |
| 14:50 | 参加者間交流<br>各現場での疑問や支援のあり方<br>課題についての意見交換 |
| 16:55 | 閉会挨拶 |

講師：行岡 みち子（グリーンコープ生活再生事業推進室長）
家計相談支援員約2名（生活再生相談支援員歴8年以上）

■主催：一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク
（協力）生活協同組合連合会　グリーンコープ連合

■お問合せ先：生活協同組合連合会　グリーンコープ連合
TEL：092-481-6873　FAX：092-481-7886

下記参加申し込み書をFAXでお送りいただくか、同内容を電子メールにてお送りください。

平成28年厚生労働省社会福祉推進事業

# 家計相談支援事業実践セミナー受講申込書

FAX: 092-481-7886　　E-mail: info@life-poor-support-japan.net

※家計相談支援のスキルアップ研修のため、定員を超えた場合は家計相談支援員を優先させて頂きます。

| | |
|---|---|
| 参加会場<br>いずれかに〇 | 東京会場（2月10日）　　愛知会場（2月24日） |
| 法 人 名 | |
| 住　所 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |
| 所属部署・役職<br>及び氏名（フリガナ） | |
| 所属部署・役職<br>及び氏名（フリガナ） | |
| 所属部署・役職<br>及び氏名（フリガナ） | |

## ＜家計相談支援に関する質問事項＞

1. 自治体の家計相談支援事業の実施状況
   □実施している（ 直営・委託先　　） □実施していない

2. 業務内容
   □家計相談支援員 専任　□家計相談支援員 兼任（　　）
   □その他（　　）

3. 質問したいこと、学びたいこと、課題など

（　　）

## 一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

# 家計相談支援事業実践セミナー（愛知）

日時：2017年2月24日（金）
会場：桑山ビル（名古屋）

＜研修プログラム＞

10：00～10：05　**オリエンテーション**

10：05～11：05　**講義「困窮者支援における家計相談支援」**

11：05～11：10　**事例検討の進め方の説明**

11：10～12：00　**事例検討１**
事例紹介、個人・グループワーク、発表・コメント

12：00～13：00　**昼食休憩**

13：00～13：50　**事例検討２**
事例紹介、個人・グループワーク、発表・コメント

13：50～14：00　**休憩**

14：00～15：05　**事例検討３**
事例紹介、個人・グループワーク、発表・コメント

15：05～15：10　**休憩**

15：10～15：40　**久留米市の家計相談支援事業について**
久留米市 健康福祉部生活支援課 相談支援チーム 今岡 結希

15：40～15：55　**休憩**
レイアウト変更（3グループ編成へ）

15：55～16：55　**参加者間交流**
各現場での疑問や支援のあり方
課題についての意見交換

16：55～17：00　**閉会**
**アンケート記入**

協力 生活協同組合連合会 グリーンコープ連合

## ＜講師紹介＞

**行岡 みち子**

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク事務局長
生活協同組合連合会　グリーンコープ連合・グリーンコープ共同体　常務理事
生活再生事業推進室　室長
生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会委員、家計相談支援事業従事者養成研修企画部会委員、金融庁・消費者庁の委員を兼務。

**丸山 恵子**

グリーンコープ　家計相談支援スーパーバイザー
北九州市家計相談支援員

**北島 千恵**

グリーンコープ　家計相談支援スーパーバイザー
福岡県（筑紫郡・糟屋郡）家計相談支援員

**今岡 結希**

久留米市健康福祉部　生活支援第２課　相談支援チーム
生活困窮者自立支援事業担当

# 生活困窮者に対する家計相談支援

グリーンコープ連合・共同体
生活再生事業推進室
室長　常務理事　行岡　みち子

1

## 家計相談支援のはじまりは
## 多重債務問題

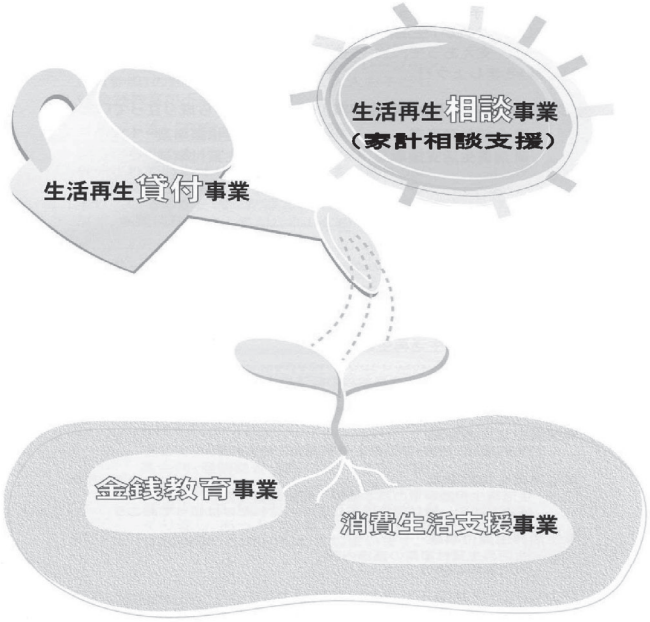


2

## 多重債務者の状態

①借金の背景には生活の課題がある。
②膨れた借金を一人で抱え込んでいる人が多い。
③借金問題を抱えている人は、他にも滞納金がかさんでいる。
④緊急な対応が必要な人が多い。
⑤自死などの危機的状況に繋がりやすい。

## 多重債務相談（＝家計相談支援）
## ―解決に向けた支援のポイント

①借金の背景や生活の現状を理解することから解決が始まります。
②解決方法は必ず見つかることを伝えます。

③早めの行動が解決をラクにすることを理解してもらいます。
④何でも気軽に相談してもらえる関係づくりをすすめます。

⑤相談者を中心にいろんな人の 協力を求めます。

## 借金の理由は生活費や教育費の不足を補うため
## 多重債務も生活困窮も、結局は生活費不足が大きな理由

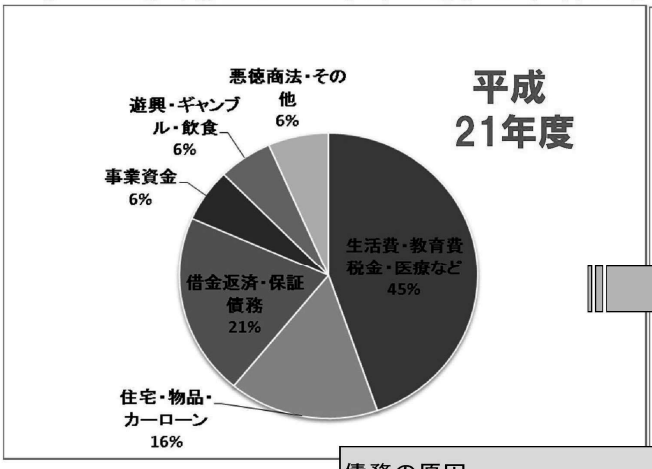


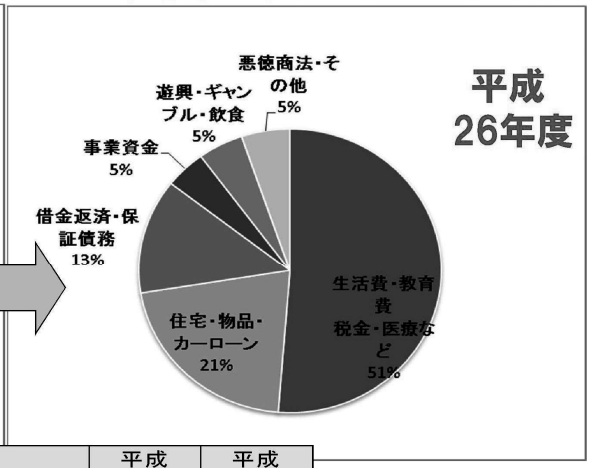


| 債務の原因 | 平成21年度 | 平成26年度 |
|---|---|---|
| 生活費・教育費・税金・医療など | 45% | 51% |
| 住宅・物品・カーローン | 16% | 21% |
| 借金返済・保証債務 | 21% | 13% |
| 事業資金 | 6% | 4% |
| 遊興・ギャンブル・飲食 | 6% | 5% |
| 悪徳商法・その他 | 7% | 5% |

5

## 平成18年(2006年)8月
## 多重債務者や生活困窮者支援のための生活再生相談(家計相談支援)を開始

**現在、福岡県内4相談室、熊本・大分・長崎・山口に各1相談室**

—グリーンコープ家計相談支援の特長—

①相談者や家族に寄り添った丁寧な相談を行う。
②相談者や家族の気付きを促し、自立を支援する。
③将来への見通しを立て、解決に向けて伴走する。
④債務の解決は法的救済を最優先で活用。
⑤相談と貸付けはセットで取り組む。
⑥家計相談など伴走型の対応で、貸倒が非常に少ない。

6

# 生活再生貸付は家計相談支援の併用で貸倒率は1%以下

＜開業日＞
グリーンコープ生協ふくおか　平成18年8月21日
グリーンコープ生協くまもと　平成20年4月21日
グリーンコープ生協おおいた　平成20年8月21日
グリーンコープ生協やまぐち　平成20年9月22日
グリーンコープ生協（長崎）　平成21年11月2日

| | ふくおか | くまもと | おおいた | やまぐち | （長崎） | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 電話件数 | 20,710 | 7,078 | 1,497 | 1,606 | 892 | 31,783 |
| 家族を含む面談件数 | 11,526 | 4,616 | 915 | 925 | 602 | 18,584 |
| 面談だけで解決 | 1,198 | 410 | 101 | 125 | 93 | 1,927 |
| 他団体紹介 | 535 | 570 | 47 | 94 | 38 | 1,284 |
| 法律専門家の相談 | 3,764 | 1,721 | 331 | 326 | 98 | 6,240 |
| 家族話合い継続中 | 3,808 | 1,571 | 348 | 294 | 282 | 6,303 |
| 未解決で終了 | 2,221 | 344 | 75 | 86 | 84 | 2,810 |
| 面談だけで解決 | 10.4% | 8.9% | 11.2% | 13.5% | 15.6% | 10.4% |
| 他団体紹介 | 4.6% | 12.3% | 5.2% | 10.2% | 6.4% | 6.9% |
| 法律専門家の相談 | 32.7% | 37.3% | 36.7% | 35.2% | 16.5% | 33.6% |
| 家族話合い継続中 | 33.0% | 34.0% | 38.6% | 31.8% | 47.4% | 34.0% |
| （小計） | 80.7% | 92.5% | 91.7% | 90.7% | 85.9% | 84.9% |
| 未解決で終了 | 19.3% | 7.5% | 8.3% | 9.3% | 14.1% | 15.1% |
| 貸付希望件数 | 7,506 | 3,251 | 535 | 550 | 431 | 12,273 |
| 貸付実行件数 | 1,379 | 569 | 162 | 109 | 91 | 2,310 |
| 貸付金額　（万円） | 80,321 | 31,247 | 7,063 | 6,393 | 4,889 | 129,913 |
| 貸付単価　（万円） | 58 | 55 | 44 | 59 | 54 | 56 |
| 貸付残高　（万円） | 16,163 | 8,049 | 1,892 | 1,443 | 1,557 | 29,104 |

— 平成27年度までの累計実績 —
・電話件数は、31，783件
・面談件数は、18，584件
・貸付件数は、2，310件
・貸付総額は、12億9913万円
・貸付残高は、2億9104万円
・貸倒金額は、1，361万円

| 年度 | 電話件数 | 面談件数 |
|---|---|---|
| 平成21年度 | 2940件 | 1769件 |
| 平成22年度 | 3176件 | 2063件 |
| 平成23年度 | 3406件 | 2140件 |
| 平成24年度 | 5423件 | 2677件 |
| 平成25年度 | 3852件 | 2032件 |
| 平成26年度 | 3754件 | 2287件 |
| 平成27年度 | 3128件 | 2056件 |

**－貸付け原資は組合員出資金－**
・GCふくおか（福岡県のみ）は10億円まで

**－根拠法－**
・生協法に基づく貸付事業
・平成20年度から、福岡県の事業委託を受けた結果、公共事業として員外にも利用が適用される

# 家計相談支援とは

# 相談支援の前提

**― 相談に来た人への人間理解 ―**

(1)人間は自ら成長する力を持っている。（自己成長力、自己実現力）

・人間は自分の力で成長したり、悩みを解決する能力を持ち、自分の可能性を自律的に実現していこうとする志向性を持っている。⇒自立支援

(2)問題を解決するのは相談者本人である。⇒相談者主体の尊重

・本来自分のことを最もよく知っているのは本人自身であり、問題を解決できるのも本人自身である。⇒自己決定できるための支援

・家計という生活そのものに関わる極めてセンシティブな課題は、本人の理解を促し、解決に向けた意欲につないでいくことが重要。

9

# 相談員の6つのこころ構え

## ― 信頼関係を形成するために傾聴を基本とする。

### ①相談者が言おうとすることの意味を聴く

話す事柄の背後にある気持ちを受けとめ、寄り添って相談を進める。
相談している内容にどのような感情があり、その人にとってどのような意味があるのか、何を伝えたいのだろうか、全体的な意味を理解する。

### ②相談員の価値判断で聴かない

相談員の思い込みや価値観で相談者の話を受けとめない。相談者が大事にしたいと思っていることを聞き出すように進める。

### ③結論を急がず「無知の姿勢」で聴く

相談員は出来るだけ早く解決してあげたいと課題を決めつけたり、指導しようとしたりしがち。まずよい聴き手となる。
「聴かせてもらう姿勢」でじっくり聴こうとすることが必要。

## ④正しく理解しているかどうかを確認する

相談者の困りごとや願っていることの核心が掴めたら、自分が正しく理解できているか、言葉で言い表し、相談者に確認してもらう。

## ⑤相談者の全体の様子に気を配る

相談者の話は言葉だけではなく、全体の様子に気を配りながら理解する。目や手の動き、声の調子、表情、息遣い、姿勢などは、相談の中で、相談者が今どのように感じているかを知る手がかりになる。

## ⑥自分に気付く――相談の中での相談員自身の心の動きを意識しておく

相談者の話を聴いて動揺したり、反発したり、同調したり、防衛的になっている自分がいないか、自分自身の気持ちに気付くことが重要。
これ以上相談者の話を聴けないと感じたら、いつでも他の相談員の助けを求める心のゆとりが必要。

11

# 家計相談支援で大切にしたいこと－１

（1）家計相談は、生活が困窮して大変な人に家計簿をつけさせることではない。相談員が面談の中で家計表を共に作成する。

（2）家計相談は、いきなりレシートを集めさせ、消費 行動について頭ごなしにあれこれ指導・矯正することではない。

（3）家計相談は、家計の収支を1か月単位で大きくとらえて、月の収支の状況が 赤字であれば、いくら赤字か、黒字であれば、現実との ギャップは何かなどに、本人が気付けるようにする支援。

（4）現状が本人に見えたところで、どうすれば 良いかを一緒に考え、元気を取り戻していく支援。

# 家計相談支援で大切にしたいこと－２

（1）相談者とともに家計の状況を見える化し、相談者の意欲につなぐ

家計表やキャッシュフロー表などを使って、相談者とともに家計の状況が見えるようにし、相談者が課題に気づき、「家計をたてなおそう」という意欲を生み出すことが重要である。

（2）相談者自身が家計を管理できるように支援する

家計の収支を成り立たせるためのアドバイスや家計を管理するためのアドバイスを行い、相談者自身が家計を管理できるよう支援し、再び困窮することを予防する。

（3）課題の解決に向けてさまざまな支援へつなぐ

家計相談支援機関だけですすめるのではなく、自立相談支援機関とともに多重債務相談窓口、公的給付や減免等の行政の担当部局、弁護士や司法書士、貸付機関、母子福祉や精神保健福祉、地域包括支援センターなど、 さまざまな機関と連携し、各種制度の活用に繋げる。

（4）滞納金の支払いや借入金の返済をスムーズに行い家計を再生する

家計相談により、国保や税、公共料金の滞納の解消や返済が進み、相談者の家計が安定する。生活福祉資金貸付制度の実効性が高まり、家計が再生される。

13

# 家計相談支援で大切にしたいこと－３

家計管理、出納管理、金銭管理の違いを
意識しておく。

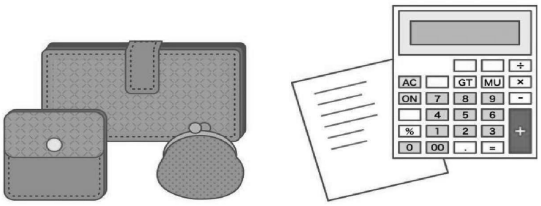

## 相談に来た人の理解力に応じた家計管理から出納管理、金銭管理への流れ

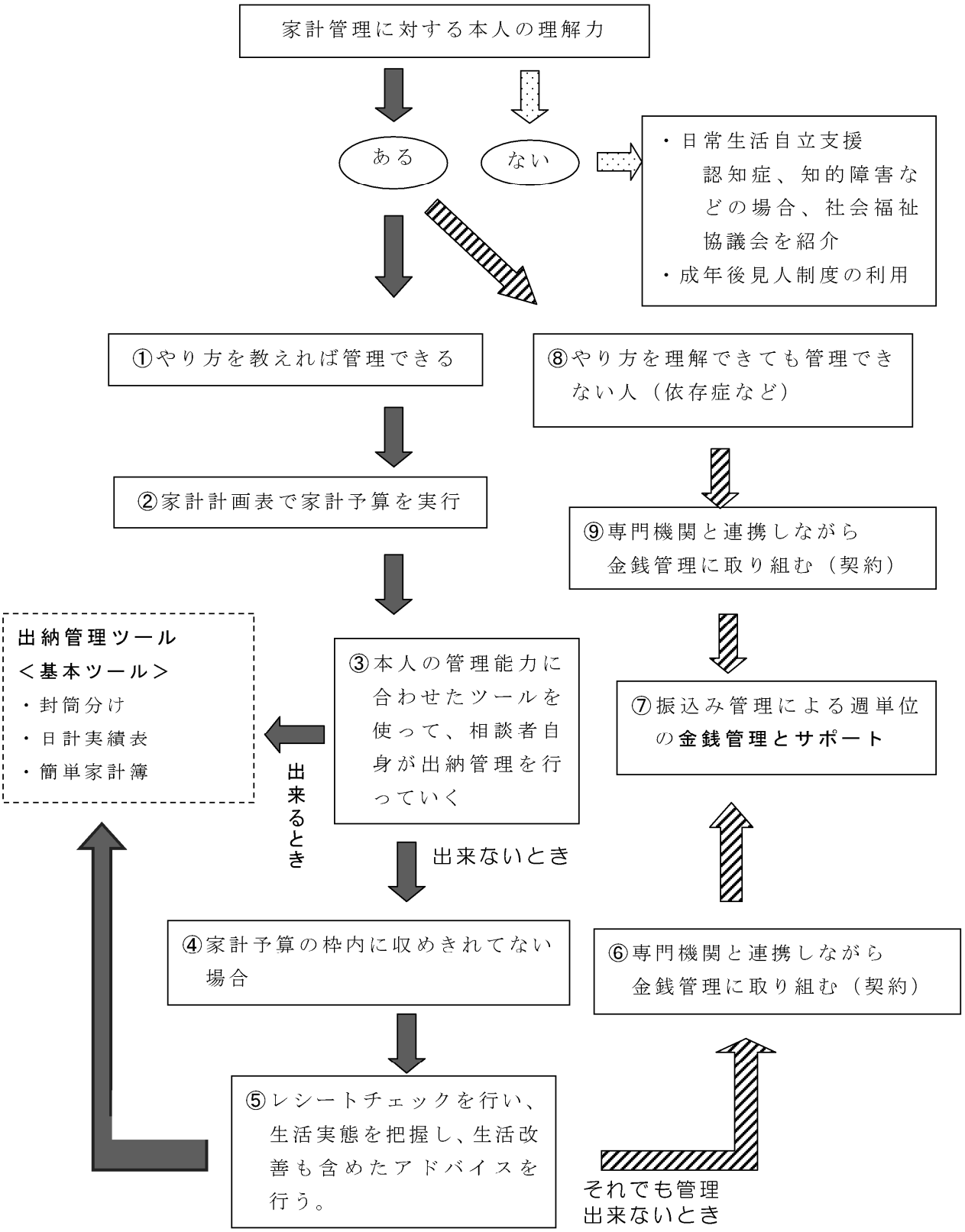

# 家計相談支援で見えること、その効果

## ①生活の現状を本人自身が把握できる。

・家計表やキャッシュフロー表により、
家計の状況、収支はどうなっているか、本人が
家計の現状に気付くことができる。

## ②支援者からも相談者の状況、家族も含め周りの様子・関係性が見える。

## ③いくらの収入があれば、今の生活を維持できるかが分かる。

・キャリアアップ訓練やハローワークでの就労訓練、就労準備支援や就労訓練（中間就労）に相談者の気持ちがつながりやすい。
・家族や周りの人の協力を導きだすことも可能になる。
・キャッシュフロー表を利用すると、現状だけでなく、
今後具体的に赤字になる月とその金額も見えてくる。

## ④収入を増やせない場合は、家計支出の見直しを具体的な数字で相談できる。

・どの費目に課題があるのかが見える。（例えば家賃の見直しなど）
・支出枠の目標が定まる。
・相談者ができる家計管理の方法を考える。
・目標を定め、生活を見直していく。

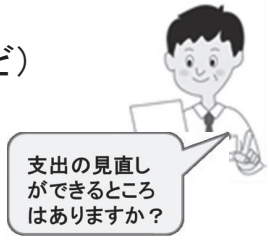


## ⑤借金や滞納の問題には家計表とキャッシュフロー表が役に立つ。返済額や終了目標が定まり、 将来が見えて生活の不安が希望につながる。

・いくらまでなら借金の返済が可能かが分かる。
・国民健康保険、介護保険、税金関係、校納金など支払える範囲内で優先順位をつけ、分割納付を相談するときにも役に立つ。
・キャッシュフロー表で返済などいつまで頑張ればよいかが見えてくる。
・家計再生の目処が分かると頑張れる。

# 家計相談支援とは

家計相談支援事業とは、「家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出していく支援である。家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言、機関窓口への同行等を行うことにより解決を早め、相談者のエンパワメントを図る。更に相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する取り組み」のことを指す。

**家計相談支援とは、支援員が相談の中で「家計の見える化」をはかる支援である。**

①本人にあまり負担をかけずに１ヶ月の家計の現状を理解してもらうための支援

②生活を見直すことで家計改善の方策を本人が見出していくための支援

③将来にわたって家計を自己管理できるようにする支援

④家計の視点から困窮の出口を見つけ出す支援

・家計相談支援は、相談者が一人で毎晩遅くまで家計簿をつけ、それを元に支援員がアドバイスや指導をする支援とは異なる。
・家計表やキャッシュフロー表などのツールを使い、相談の中で、「家計の見える化」を図り、家計収支の改善をすすめるものである。

# 自立相談の困りごとの多くは家計と関係している

| 相談内容 | 件数 | 該当率 |
|---|---|---|
| 収入・生活費のこと | 430 | 55.4% |
| 病気や健康、障害のこと | 224 | 28.9% |
| 住まいについて | 213 | 27.4% |
| 家賃やローンの支払いのこと | 211 | 27.2% |
| 仕事探し、就職について | 176 | 22.7% |
| 家族との関係について | 165 | 21.3% |
| 債務について | 152 | 19.6% |
| 税金や公共料金等の支払いについて | 147 | 18.9% |
| その他 | 116 | 14.9% |
| 食べるものがない | 94 | 12.1% |
| 子育て・介護のこと | 85 | 11.0% |
| 仕事上の不安やトラブル | 33 | 4.3% |
| ひきこもり・不登校 | 25 | 3.2% |
| DV・虐待 | 22 | 2.8% |
| 地域との関係について | 18 | 2.3% |
| 合計 | 776 | 272.0% |

# 困りごとの多くは家計と関係している（例）

**借金・滞納**

借金・滞納金額だけでなく、家族全体の収支から、専門家に相談しながら債務整理の方法を考え、返済金額や返済計画を見極めていく。

**住まい**

継続して支払える家賃、駐車場代を試算し、初期費用の有無、捻出方法を検討。

**仕事**

生活状況から、必要な収入を算出し、就労収入の目標を立てる。

**病気・けが**

入院費用、今後の医療費の支払いや、退院後に必要なサービス費用の捻出金額等も検討していく。

**生活費の不足**

毎月の収支状況から、不足の原因を明らかにして、問題解決を考える。

## 家計相談支援の実務のすすめ方

①家計相談員は、相談者に寄り添い、相談者とともに１ヶ月の家計表を作成する。（相談時家計表）

②家計表作成の過程で生活の実態や隠れている困窮の原因、家計収支の偏りなどに相談者自身の気づきを促す。（家計計画表）（キャッシュフロー表）

③その結果、生活課題が相談者自身に見えてくる。課題解決に向け、家計という側面から相談者とともにライフプランをまとめ、家計をコントロールする指針を示す。（家計再生プラン）

④貸付が必要な場合は最小限の貸付を組み込む。滞納や返済途上のものがあれば、それも組み込み家計の指針を立てる。

⑤生活や家計が不安定な場合や厳しい家計内容の場合は、別途こまかな家計管理や金銭管理の方法を教え、必要に応じて家計相談を継続し、生活再生を応援する。

## 実務に必要な帳票と留意点

**相談時家計表**

初回の面談で作成する、現状の家計表。家計の現状について、月額の収支として作成する。
相談者とご一緒に家計表を作成する過程を通して、信頼関係を形成することが大切。精度にこだわったり細部を追求する調査員のように聞き取ってはいけない。相談者が家計生活を振り返れることができ、その結果として、把握できなかった内容を意識しつつ、ざくっとした家計収支の月額が把握できれば良い。

↓

**家計計画表**

解決方針などを反映した後に作成する、月額予算としての家計表。
「相談時家計表」を基に、現状の家計を改善するための方針や、初回面談以降に見直したりした支出の目標金額などを反映する。相談者が毎月の家計の目標数値になるように一緒に作成する。

↓

**キャッシュフロー表**

「家計計画表」を基に、家族のライフイベントによる収支の変化を反映して、３～５年先までの家計予算の月末残高の推移が見えるようにした表（エクセルによる表作成）。
収支の変化や年間行事や進学など暮らしの変化や必要性に合わせて、相談者が将来の家計収支予算が見えるようにしたもの。貸付が必要な場合は最小限の貸付目安金額を組み込む。滞納や返済途上のものがあれば、それも組み込み家計の指針を立てる。貸付の月額返済計画も反映させて、貸付あっせん書の添付資料とする。

# 家計相談支援事業の効果①

**千葉県千葉市**　　人口約９７．４万人　※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の
支援決定件数　７８件

平成２７年４月～平成２８年３月

- 市県民税の滞納が１３件
- このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が４８１万円

- 固定資産税の滞納が２件
- このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が５０万円

**福岡県久留米市**　　人口約３０．７万人　※家計相談支援事業は委託により実施

家計相談支援事業の
支援決定件数　166件

平成２８年４月～９月

- 国民健康保険料の滞納が５０件
- このうち、家計相談支援事業の支援により分納計画を立てた件数が２５３万円
- 平成２８年１０月時点での、納付済み額は１８５万円

**熊本県阿蘇市**　　人口約２．８万人　※家計相談支援事業は委託により実施。

家計相談支援事業の
支援決定件数　42件

平成２７年４月～平成２８年３月

- 市県民税、国民健康保険税、保育料、公営住宅家賃等の滞納が３５件
- このうち、家計相談支援事業の支援により返済計画を立てた金額が８３９万円
- 平成２８年３月時点での、納税・納付済み額が７０万円

19

平成28年11月14日　第3回生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理のための検討会資料より

## ＜メモ欄＞

# 事例検討1

## 11：10～12：00

| | |
|---|---|
| 事例紹介 | 11：10～11：25（15 分） |
| 個人・グループワーク | 11：25～11：45（20 分） |
| 発表・コメント | 11：45～12：00（15 分） |

設問＝事例報告を聞いて以下の 2 点について考え、書き出してください。

1. この支援プランについて、共感できる点はありましたか。それはどのようなところでしたか？

2. このような自営業と家計が一緒になっている相談の場合、あなたなら、どのようにアドバイスしますか？
どうしたら良いと思いますか？

## 事例検討１　＜ 自営業で、家計と事業費が一緒になっている事例＞

相談者：女性 60 歳前半　シルバー人材派遣センターに登録
家　族：夫 50 歳後半（鉄板焼き屋）
　　長女･28 大学事務（鬱病治療中）、長男･24 教師、次男･22 無職（引きこもり）
収　入：店舗の売り上げから必要な金額を抜き取って生活している。
　　先月の家計収入は 13 万～１４万円。シルバー人材派遣センターは登録のみ
債　務：子ども 3 人が奨学金を受給。店舗の分は不明。
滞　納：なし。年金は免除の手続きをしている。

### 相談者の主訴

- 夫の生きがいになっている店を続けていきたい。維持していくためにも　家計の収支を把握し、赤字を解消していきたい。

### 経過及び現状

- 自立相談支援事務所からの紹介で、相談者一人で来所。
- 「鉄板焼き屋」歴 30 年で、夫と 6 人のアルバイトで運営し、家族はだれも手伝っていない。店舗の経理は会計事務所に依頼しており、詳細は不明だが、赤字の様子。
- 子どもたちは、店舗に興味がなく、時々家計にお金を入れてくれる長男は結婚を控えている。長男長女は、自分の給与の中から、奨学金を返済しているが、大学 2 年の時に鬱を発症した二男の分は、半年後返済が始まる。
- 夫の母親、相談者の父親が近くに住み、其々相談者名義のマンション（ローン完済）に住み、マンションの固定資産税、管理費は、相談者の貯蓄から支払っている。また、夫の母親は、介護が必要で、夫婦で交代して世話をしている。親 2 人の生活費は、各々の年金から支払っている。
- 生活費は、店舗の売り上げから支払っており、足りないときには、相談者の貯蓄から補てんしている。
- 自営業のため、保険は厚く入っておきたい気持ちがあり、月 42,097 円

### 家計収支の課題

- 店舗の収支が不明なこと、毎月決まった金額が、家計に入ってこないため、家計収支の把握が難しい。そこで、まず、家計上の支出項目、金額を洗い出し、約１５万円が必要であることを確認した。
- 厚生年金 3 万円が振り込まれている相談者の貯蓄は残額 30 万円になり、これ以上減らさないためにも、保険の見直しが必要である。
- 店舗の修繕費用捻出、あるいは赤字軽減のためには、店舗の収支を明らかにする必要があり、そのためには夫との相談が必要である。

### 家計再生に向けたプラン案

- 家計の支出を把握し、毎月の支出が変動しないようにする。
- シルバー人材派遣センターで仕事を行い、収入を増やす。
- 保険の見直しを行う。
- 相談者一人で抱え込まず、家族にも相談し、理解を求める。

# 3. 相談時家計表　（ H 28年10月作成）

ID　事例1
相談者氏名
担当相談員名

| 世帯基本情報 | 世帯人員計 | 5 人 |
|---|---|---|
| 【内訳】 | 成人 | 5 人 |
| | うち高齢者 | 0 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 0 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | 0 人 |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 134,000 |
| 本人 | 給与　①売上 | 56,000 |
| | 給与　②通帳 | 78,000 |
| 配偶者 | 給与　① | |
| | 給与　② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | |
| 配偶者 | 年金 | |
| 同居者(　) | 年金 | |
| | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | (　賞与　年間　万　) | |
| | 夏、冬 | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 0 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | | |
| | | |
| | 副次的な収入 | |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 134,000 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 134,000 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 0 | |
| 家賃 | | 0 | 家賃駐車場こみ→家計外払い |
| 管理費 | | | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 76,762 | |
| 食費 | 46,762 | 46,762 | |
| 外食費 | | | |
| 電気代 | 13,000 | 20,000 | |
| ガス代 | 4,000 | | |
| 水道代 | 3,000 | | |
| 灯油代 | | 0 | |
| 被服・理美容・雑貨費 | 10,000 | 10,000 | |
| 医療費・介護費等 | | 0 | |
| 通信費・車両費 | | 2,300 | |
| 電話・携帯電話・インターネット | 2,300 | 2,300 | 固定電話 |
| ガソリン代（通勤費含む） | | 0 | |
| 駐車場代 | | | |
| 車検・車修理代 | | | |
| 通勤交通費 | | | |
| 教育等費用 | | 0 | |
| 学費・保育料・給食費等 | | 0 | |
| 部活動等の費用 | | | |
| 通学交通費 | | | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | | |
| 教養・娯楽費用 | | 0 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | | 0 | |
| 遊興費・娯楽費用 | | | |
| | | | |
| その他 | | 15,000 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | | 15,000 | |
| たばこ・お小遣い(子ども) | 15,000 | | 引きこもりの次男 |
| | | | |
| | | | |
| 税金・保険 | | 46,617 | |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等) | | 4,520 | |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | 4,520 | | 国保(ご主人、本人、次男) |
| | | | ご主人年金免除 |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | | 42,097 | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | | | |
| その他保険料 | 42,097 | | |
| | | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 9,610 | 140,679 |
| 住宅ローン | | 0 | |
| 自動車ローン | | | |
| 銀行 | | 0 | |
| 消費者金融 | | | |
| クレジット(キャッシング・物品) | | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | | 0 | |
| 滞納生活費(家賃・光熱水費等) | | | |
| 個人からの借金 | | 9,610 | |
| その他の返済 | 9,610 | | 教育ローン |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | | 0 | |
| 当月の支出合計 | | 150,289 | |
| 翌月への繰越金 | | | |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 134,000 | |

## 事例１「その後の様子」

- 保険内容を見直した結果
  義母名義の保険、二重にかけていた夫名義の医療保険を解約し、それらの解約返戻金を生活費、店の経費等に充当した。
- シルバー人材派遣に月２回通い、約１万３千円の収入を得た。
- 今は、夫に相談せず、自分のできる範囲で頑張っていきたい。
- 二男の年金免除申請、義母の介護、子どもの独立等について、アドバイスを行い終結した。

# 事例検討2

## 13：00～13：50

| | |
|---|---|
| 事例紹介 | 13：00～13：15（15 分） |
| 個人・グループワーク | 13：15～13：35（20 分） |
| 発表・コメント | 13：35～13：50（15 分） |

設問＝事例報告を聞いて以下の 3 点について考え、書き出してください。

1. この支援プランについて、共感できる点はありましたか。それはどのような点でしたか？

2. このような相談内容の場合、どの様な見立てをして、どのようにアドバイスしますか？
課題はどこにあると思いますか？

3. 既に築 45 年の住宅ローンの残債が 990 万円（25 年ローン）について、相談者とどのように話し合いますか？

## 事例検討２
## ＜仕事を解雇され、就活しているが仕事が決まらず生活困難になっている事例＞

| | |
|---|---|
| 相談者： | 女性 40 歳代。長女 20 歳代(障害年金１級)　二人暮らし |
| 収　入： | 現在無職 |
| 債　務： | 住宅ローン残 990 万円、月 4.6 万(ローン残 25 年) |
| 滞　納： | 今のところ滞納はない |

**相談者の主訴**

- 12 月に解雇された。求職活動をしているがなかなか就職先が見つからない。12 月の住宅ローンは実家からの支援で払えたが１月の生活費がない。一刻も早く就職したい。

**経過及び現状**

- 相談者は離婚後、実家で母親たちと生活保護を受給しながら同居していた。
- 相談者の収入を加算すると実家の生活保護が打ち切りになることから、長女と二人で転居するために賃貸を探したが見つからず、結果中古住宅を購入した。(H18 年、1200 万、35 年ローン、築 35 年の物件)
- 相談者は飲食店、旅館の仲居、介護補助職などの職歴があり、収入は月 8 万～20 万と波がある。就職活動は積極的に行っているが、極度の遠視(障害認定はない)で、仕事に支障をきたす事もあり、長く続かない。前職も１ヶ月で解雇になっているが解雇理由は不明。
- 長女は視覚障害があり、高等視覚支援学校に通っている。昨年夏に二十歳になり、障害年金１級の受給が決定している。（Ｈ２９年２月受給開始）

**家計収支の課題**

- 現在は無職だが、収入があった頃（３ヶ月前）の家計収支は収入１７．３万(パート収入と他手当等)に対し支出 18.6 万で、月 1.3 万の赤字。不足部分は実家からの援助で凌いできた。
- そのため、相談者は 18 万の収入が必要と思い込まれていたが、家計表を作成すると月 12 万あれば生活が維持できることがわかった。
- しかし、12 月は数日しか勤務していないため、1 月の収入は 2 万程度。2 月には長女の年金が 40 万程入るが、それまでの生活費がない。
- 相談者は、就労意欲は高いが仕事が続かず、転職を繰り返している。

**家計再生に向けたプラン案**

- 長女の障害年金が 2 月にまとまって入ることから、長女の 1 月校納金(3 万)や光熱費等の支払は月遅れで払うように相談する。
- 当面は、食糧支援を行う。
- 就労収入が不安定であることから、家を手放して町営住宅等への転居を提案。
  →以前、町営住宅に住んだことがあるが、休日の清掃当番に出ないと罰金を払わなければならないことがあった。仕事が制限されるので、町営住宅には住みたくないとのこと。
- 仮に家を手放した場合、持ち家の評価額は 300 万程度(不動産会社見積り)。かなりのオーバーローンになる見込みで、債務整理(自己破産)を提案。
  →過去に自己破産したことがあるため、もうしたくない。転居費用もないので、家は維持したいとのこと。
- 早急に仕事を見つけたいとの希望でハローワークにつなぐ。
  →すぐに病院受付が決まったが、3 日で退職された。

# 4.家計計画表(平成29年2月分)

ID　事例2
相談者氏名
担当相談員名

| 世帯基本情報 | 世帯人員計 | 2 人 |
|---|---|---|
| 【内訳】 | 成人 | 1 人 |
| | うち高齢者 | 0 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 1 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | 0 人 |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 81,000 |
| 本人 | 給与　①(目標12万) | |
| | 給与　② | |
| 配偶者 | 給与　① | |
| | 給与　② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | |
| 配偶者 | 年金 | |
| 同居者(長女) | 障害年金(H29年2月～ | 81,000 |
| | (16.2万／回) | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | (　賞与　年間　　万　) | |
| | | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 0 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | 援助 | |
| | | |
| | 副次的な収入 | |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 81,000 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 81,000 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 1,250 | |
| 家賃 | | 1,250 | |
| 管理費 | 1,250 | | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 57,200 | |
| 食費 | 20,000 | 20,000 | 4000×5回 |
| 外食費 | | | 野菜は冷凍してストック |
| 電気代 | 15,000 | 23,200 | |
| ガス代 | 5,000 | | |
| 水道代 | 3,200 | | |
| 灯油代 | | 0 | |
| 被服・理美容・雑貨費 | 3,000 | 3,000 | |
| 医療費・介護費等 | 11,000 | 11,000 | 長女:病院 |
| 通信費・車両費 | | 26,000 | |
| 電話・携帯電話・インターネット | 18,000 | 18,000 | 2台(長女9000、本人9000) |
| ガソリン代（通勤費含む） | | 8,000 | |
| 駐車場代 | | | |
| 通院交通費 | 2,000 | | 本人:眼科 |
| 通勤交通費 | 6,000 | | |
| 教育等費用 | | 56,000 | |
| 学費・保育料・給食費等 | 30,000 | 56,000 | |
| 長女予備費 | 11,000 | | |
| 通学交通費 | 10,000 | | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | 5,000 | | |
| 教養・娯楽費用 | | 1,320 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | | 1,320 | |
| 遊興費・娯楽費用 | | | |
| NHK受信料 | 1,320 | | |
| その他 | | 6,000 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | | 6,000 | |
| ~~たばこ~~・お小遣い(昼食代) | 6,000 | | 300×20日 |
| | | | |
| | | | |
| 税金・保険 | | 6,100 | |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等 | 3,100 | 6,100 | 固定資産税:37,000/年 |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | 3,000 | | 年金:免除申請済 |
| | | | |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | | 0 | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | | | |
| その他保険料 | | | |
| | | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 46,000 | 153,870 |
| 住宅ローン | 46,000 | 46,000 | 35年ローン(1,200万) |
| 自動車ローン | | | 残:25年　990万円 |
| 銀行 | | 0 | |
| 消費者金融 | | | |
| クレジット(キャッシング・物品) | | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | | 0 | |
| 滞納生活費(家賃・光熱水費等) | | | |
| 個人からの借金 | | 0 | |
| その他の返済 | | | |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | | 0 | |
| 当月の支出合計 | | 199,870 | 最低でも手取り12万円 |
| 翌月への繰越金 | | | の給与が必要 |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 81,000 | |

# 事例検討3

## 14：00～15：05

| | |
|---|---|
| 事例紹介 | 14：00～14：15（15 分） |
| 個人・グループワーク | 14：15～14：35（20 分） |
| 発表 | 14：35～14：50（15 分） |
| 家計再生プランの紹介 | 14：50～16：05（15 分） |

設問＝このような高齢者家族が増えています。家計相談支援の基本業務である「相談時家計表」「家計計画表」を見て、以下の設問について考えてください。

1. この相談時家計表と家計計画表から共感できるところがあれば書いてください。

2. あなたならどのような家計再生プランを立てますか?思いつくことを書いてください。

## 事例検討 3-1＜年金生活者で住宅ローンボーナス払い等が滞納している事例＞

相談者：女性 80 歳前半　夫 80 歳前半要介護 4　二人暮らし。
　　長男・長女はそれぞれ家族があり、近県と市内に住んでいる。
収　入：夫婦合計の年金月額 25 万円（相談者 4 万円、夫 21 万円）
債　務：住宅ローン 100 万円、銀行より 60 万円、温水器クレジット 27 万円、
　　合計 187 万円、
滞　納：固定資産 2 回分 5 万円、介護保険・高齢者保険計 4 万円、
　　水道代電気代計 2 万円、外商医薬品 1 万円、合計 12 万円

### 相談者の主訴

- 住宅ローン１２月返済額２５万円と介護保険料･高齢者保険料の支払いが工面できない。夫寝たきりでオムツ代等思った以上に介護費用もかかって、今後の生活が不安。

### 経過及び現状

- ケアマネージャーからの紹介で相談者一人来訪された。
- 夫は元公務員で、退職金は趣味の骨董品や着物等購入で使い切って数年前に預金残高なくなった。夫は退職後、資格をとり念願だった住職になって収入を得るつもりだったが、６年前に仕事を始める直前に病気で倒れて身体が不自由になった（現在要介護４）。
- Ｈ２８年７月に、住宅ローンボーナス返済時に、年金担保で銀行から６０万円を借り入れた。住宅ローン２５万円を支払った残りは、滞納など生活費補填をして残っていない。
- 臨時収入として、毎年１月には所有地の土地使用料が１２万円入る。
- 夫の介護はヘルパー一日２回、デイサービス週２回である。
- 長男は３人家族の会社員。長女は共働きで３人家族だが最近住宅購入した。子ども二人とも親の生活にあまり援助できる余裕はない。

### 家計収支の課題

- 家計の収入２８．５万円に対し、支出は３２．９万円で赤字月４．４万円。
- 住宅ローンボーナス支払いのＨ２８年１２月とＨ２９年７月の資金繰りが困難。
- 滞納している固定資産税他１２万円の返済計画も必要。
- 住宅ローンの返済はＨ２９年１０月で終了予定、ボーナス支払いはＨ２９年７月が最後である。
- 年金担保の借金返済は、Ｈ３０年１２月に完済である。
- 年金担保の借金返済が終わり、住宅ローンのボーナス返済も終われば、家計は成り立つ。
- がん保険等夫婦の保険料４．３万円以外に見直しすべき支出は多くはないが、家計の収支が成り立つように検討する。
- 年金月に多額の収入がある家計のため、支出の計画化が実現できる支援が課題。

ID

# 3. 相談時家計表　（ H.28 年 11月作成）

相談者氏名　事例 3
担当相談員名

| 世帯基本情報 | | |
|---|---|---|
| | 世帯人員計 | 2 人 |
| 【内訳】 | 成人 | 2 人 |
| | うち高齢者 | 2 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 0 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 255,000 |
| 本人 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| 配偶者 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | 47,000 |
| 配偶者 | 年金(厚生) | 138,000 |
| 配偶者 | 年金(共済) | 70,000 |
| | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | （ 賞与 年間 万 ） | |
| | | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 30,000 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | 援助 | |
| | 高額医療費払い戻し | 20,000 |
| | 副次収入(土地使用料 | 10,000 |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | （ ） | |
| 借入金 | （ ） | |
| 借入金 | （ ） | |
| 借入金 | （ ） | |
| 借入金 | （ ） | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 285,000 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 285,000 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 0 | |
| 家賃 | | 0 | |
| 管理費 | | | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 126,050 | |
| 食費 | 40,000 | 40,000 | 生協2．6万 |
| 外食費 | | | |
| 電気代 | 12,000 | 22,800 | |
| ガス代 | 7,300 | | |
| 水道代 | 3,500 | | |
| 灯油代 | | 0 | |
| 被服・理美容・雑貨費 | 1,250 | 1,250 | カット2ヶ月2500 |
| 医療費・介護費等 | 62,000 | 62,000 | 病院・介護料・オムツ代 |
| 通信費・車両費 | | 9,500 | |
| 電話・携帯電話・インターネット | 7,500 | 7,500 | 固定・携帯2台 |
| ガソリン代（通勤費含む） | | 2,000 | |
| 駐車場代 | | | |
| 車検・車修理代 | | | |
| 通勤交通費 | 2,000 | | |
| 教育等費用 | | 0 | |
| 学費・保育料・給食費等 | | 0 | |
| 部活動等の費用 | | | |
| 通学交通費 | | | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | | |
| 教養・娯楽費用 | | 7,600 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | 5,500 | 7,600 | |
| 遊興費・娯楽費用 | | | |
| NHK | 2,100 | | |
| その他 | | 3,300 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | | 3,300 | |
| たばこ・お小遣い | | | |
| 孫費用 | 3,300 | | 4人×1万＝4万(年) |
| | | | |
| 税金・保険 | | 67,500 | |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等 | 7,600 | 24,500 | |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | 16,900 | | 介護・後期高齢 |
| | | | |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | | 43,000 | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | | | |
| その他保険料 | 43,000 | | がん保険（夫2.7本人1.6） |
| | | | |
| | | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 115,400 | 213,950 |
| 住宅ローン | 48,000 | 82,000 | |
| 住宅ローンボーナス加算 | 34,000 | | H29年7月終了 |
| 銀行（ 年金担保） | 20,000 | 33,400 | 年金担保貸付 |
| ベットのリース料 | 6,100 | | |
| クレジット(給湯システム) | 7,300 | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | | 0 | |
| 滞納生活費(家賃・光熱水費等) | | | |
| 個人からの借金 | | 0 | |
| その他の返済 | | | |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | | 0 | |
| 当月の支出合計 | | 329,350 | |
| 翌月への繰越金 | | −44,350 | |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 285,000 | |

ID

# 4.家計計画表

（ H.28年 12月 ）

相談者氏名 事例 3
担当相談員名

| 世帯基本情報 | | |
|---|---|---|
| | 世帯人員計 | 2 人 |
| 【内訳】 | 成人 | 2 人 |
| | うち高齢者 | 2 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 0 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 255,000 |
| 本人 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| 配偶者 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | 47,000 |
| 配偶者 | 年金(厚生)(共済) | 208,000 |
| 配偶者 | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | （ 賞与 年間 万 ） | |
| | | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 20,000 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助(子ども二人) | 20,000 |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 30,000 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | 援助 | |
| | 高額医療費払い戻し | 20,000 |
| | 副次的な収入 | 10,000 |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 305,000 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 305,000 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 0 | |
| 家賃 | | | |
| 管理費 | | 0 | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 122,050 | |
| 食費 | 36,000 | 36,000 | △4000 |
| 外食費 | | | |
| 電気代 | 12,000 | | |
| ガス代 | 7,300 | 22,800 | |
| 水道代 | 3,500 | | |
| 灯油代 | | 0 | |
| 被服・理美容・雑貨費 | 1,250 | 1,250 | |
| 医療費・介護費等 | 62,000 | 62,000 | |
| 通信費・車両費 | | 7,500 | |
| 電話・携帯電話・インターネット | 5,500 | 5,500 | 1台解約△2000 |
| ガソリン代（通勤費含む） | | | |
| 駐車場代 | | 2,000 | |
| 車検・車修理代 | | | |
| 通勤交通費 | 2,000 | | |
| 教育等費用 | | 0 | |
| 学費・保育料・給食費等 | | | |
| 部活動等の費用 | | | |
| 通学交通費 | | 0 | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | | |
| 教養・娯楽費用 | | 3,600 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | 1,500 | | 新聞△4000 |
| 遊興費・娯楽費用 | | 3,600 | |
| NHK | 2,100 | | |
| その他 | | 1,700 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | | | |
| たばこ・お小遣い | | 1,700 | |
| 孫費用 | 1,700 | | 半額△1600 |
| | | | |
| 税金・保険 | | 43,500 | |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等 | 7,600 | | |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | 16,900 | 24,500 | |
| | | | |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | | | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | | 19,000 | △24000 |
| その他保険料 | 19,000 | | 資金繰りの枠内に減額 |
| | | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 125,400 | 178,350 |
| 住宅ローン | 48,000 | 82,000 | H29年9月まで |
| 住宅ローンボーナス加算 | 34,000 | | H29年7月終了 |
| 銀行(年金担保 ) | 20,000 | | H30年12月まで |
| ベットのリース料 | 6,100 | 33,400 | |
| クレジット(給湯システム) | 7,300 | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | 10,000 | 10,000 | 12万滞納金分割 |
| 滞納生活費(家賃・光熱水費等) | | | |
| 個人からの借金 | | 0 | |
| その他の返済 | | | |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | | 0 | |
| 当月の支出合計 | | 303,750 | |
| 翌月への繰越金 | | 1,250 | |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 305,000 | |

**事例検討3-1**

## ⑤ 借入金の状況

インテークアセスメントシート別紙

（ID　　事例　3　　）様

| 名義 | 種類 | 借入先 | 使途 | 借入時期 | 債務残高 | 月返済額 | ボーナス時 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| 1 夫 | 住宅ローン | K銀行 | 住宅購入 | 年　月 | 100.0 万円 | 4.8 万円 | 20.1 万円 | H29年9月まで |
| 2 夫 | 年金担保 | B銀行 | ローン支払い | 年　月 | 60.0 万円 | 2.0 万円 | 万円 | H30年12月まで |
| 3 夫 | ベットリース | A会社 | 介護用 | 年　月 | 万円 | 0.6 万円 | 万円 | |
| 4 夫 | クレジット | O信販 | 給湯器設置 | 年　月 | 27.0 万円 | 0.7 万円 | 万円 | H31年6月まで |
| 5 夫 | 固定資産税 | K役所 | | 年　月 | 5.0 万円 | 万円 | 万円 | 2期3期 |
| 6 夫 | 介護保険料 | K役所 | | 年　月 | 1.5 万円 | 万円 | 万円 | 4期 |
| 7 夫 | 後期高齢者保険料 | K役所 | | 年　月 | 2.5 万円 | 万円 | 万円 | 4期 |
| 8 夫 | 水道料金 | K水道局 | | 年　月 | 0.8 万円 | 万円 | 万円 | 2ヶ月分 |
| 9 夫 | 電気代 | 九電 | | 年　月 | 1.2 万円 | 万円 | 万円 | 1ヶ月分 |
| 10 妻 | 物品代 | F薬品 | | 年　月 | 1.0 万円 | 万円 | 万円 | 2ヶ月分 |
| 11 | | | | 年　月 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| 12 | | | | 年　月 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| 13 | | | | 年　月 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| 14 | | | | 年　月 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| 15 | | | | 年　月 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| | | 合計 | | | 199.0 | 8.1 | 20.1 | |

＜メモ欄＞

## 家計再生プラン（家計支援計画）

**事例検討3−1**

担当者氏名：

| ID | | 作成日 | 平成 28年 12月 1日 | 作成回 | ■初回 □再プラン（ ）回目 |
|---|---|---|---|---|---|

| ふりがな | | 性別 | 男性 女性 □（ ） |
|---|---|---|---|
| 氏名 | 事例 3 | 生年月日 | □大正 □昭和 □平成<br>年 月 日（ 歳） |

**○解決したい課題** 〈主に、家計相談支援事業により、解決を図りたい課題〉

① 住宅ローン12月のボーナス払い分20．1万円は、12月8万円、2月8万円、4月に4．1万円と分割支払いをします。
② 滞納している固定資産税・介護保険料・高齢者保険・水道代・電気代・薬品代合計12万円も、年金月に2万円ずつ支払ってH29年10月に完済します。
③ 最後のボーナス支払い分20．1万円は、計画通りH29年7月に支払います。
④ 以上の支払い計画を実現するためには、家計管理表にあるように、いくつか支出の見直しを行ないます。
・ 食費を4000円、携帯電話2000円、新聞4000円、孫費用1600円、保険料を2．4万円の減額が必要となります。
・ 夫との関係でストレスためないように、電気代は現状維持とし、上記の他の支出での節減です。
⑤ それでも不足するため、子どもさんたち二人から、合計で月2万円の支援が必要になります。
・月2万円の支援は、H28年12月からH29年9月まで、10ヶ月間です。
⑥ だたし、以上の支出減や収入の支援があっても、H29年7月には赤字8万円、H29年9月に4．9万円の赤字になりますので、支出を翌月払いにする資金繰りが必要です。
・H29年7月は、電気ガス代22800円と医療費68000円合計90800円を遅らし、翌月に2ヶ月分支払います。
・H29年9月は、医療費68000円を遅らし、翌月に2ヶ月分支払います。
⑦ 子どもたちから支援受けた合計20万円は、H29年12月には一括で完済できます。
⑧ 住宅ローンの支払いがなくなるH29年10月から、黒字の家計になりますので、10ヶ月間の辛抱です。
⑨ 年金収入は2ヶ月分まとめて入るため、2ヶ月分の支出を計画的にすることが今後の要になります。家計相談員が支援しますので、ご一緒にがんばりましょう。
⑩ なお、夫の介護を自宅できなくなったときは、自宅売却含め、改めて計画をすることにしましょうね。

**○目標（目指す姿）**〈本人が設定〉 ※家計収支における目標として家計計画表、キャッシュフロー計画表を添付

夫の介護をしながら、借金も滞納もしないで、自宅で安心して暮らせるようにしたい。

**○プラン** 〈家計相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入〉

| 実施すること<br>（本人・家族等・家計相談支援機関・その他機関） | 備考（関係機関・期間・頻度など） |
|---|---|
| 家計が成り立つように支出を見直す（食費・携帯・新聞・孫費用・保険） | 本人 |
| 住宅ローン12月ボーナス払いは分割で支払う相談をするため、計画表を作成する。 | 銀行・家計相談支援事業所・本人 |
| 滞納金12万円も分割で支払うため、各部署と相談できるように計画表を作成する。 | 役所窓口・家計相談支援事業所・本人 |
| 10ヶ月間の赤字は、子どもの支援で解決させる | 本人・長男・長女 |
| 家計相談を継続し、支出の計画的な管理を実現する | 本人・家計相談支援事業所 |
| | |

**○プラン期間と次回モニタリング（予定）時期等**

| プラン期間 | 次回モニタリング時期 | 次回面談予定日 |
|---|---|---|
| 平成 年 月まで | 平成 年 月 | 平成 年 月 日 |

| 本人確認欄 | |
|---|---|

# 事例検討3-1

## 5. キャッシュフロー表

相談時 ID

**事例 3** 家のキャッシュフロー表 （2016年12月作成）

| 西暦<br>平成<br>月 | | 2016年<br>28<br>12月 | 家計計画表 | 2016年<br>平成28年<br>12月 | 2017年<br>平成29年<br>1月 | 2017年<br>平成29年<br>2月 | 2017年<br>平成29年<br>3月 | 2017年<br>平成29年<br>4月 | 2017年<br>平成29年<br>5月 | 2017年<br>平成29年<br>6月 | 2017年<br>平成29年<br>7月 | 2017年<br>平成29年<br>8月 | 2017年<br>平成29年<br>9月 | 2017年<br>平成29年<br>10月 | 2017年<br>平成29年<br>11月 | 2017年<br>平成29年<br>12月 | 2018年<br>平成30年<br>1月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 齢年 | 相談者 | 81 | | 81 | 81 | 81 | 81 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 | 82 |
| | 夫 | 83 | | 83 | 83 | 83 | 83 | 84 | 84 | 84 | 84 | 84 | 84 | 84 | 84 | 84 | 84 |
| 毎月以外の家族のイベン | | | | 年金<br>医療費還付 | 使用料12 | 年金<br>医療費還付 | | 年金<br>医療費還付 | | 年金<br>医療費還付 | | 年金<br>医療費還付 | | 年金<br>医療費還付<br>※援助終了 | | 年金<br>医療費還付 | 使用料12 |
| | | | | ①住宅ロ分納<br>②税等分納2 | | 住宅ロ・税等分納 | | 住宅ローン分納終了<br>税等分納2 | | 税等分納2 | 住宅ロボーナス 20<br>※電気ガス代・医療費は次月へ | 電気ガス水道代4．5<br>医療費12．4 税等分納2 | ※医療費は次月へ<br>住宅ローン完済 | 医療費12．4 税等分納完済 | | 子どもへの返済20 | 医療費増2<br>その他増0.8<br>積立3開始 |
| 収入 | 給与 本人 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 給与 配偶者 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 年金 本人・配偶者 | 手入力 | 255,000 | 510,000 | | 510,000 | | 510,000 | | 510,000 | | 510,000 | | 510,000 | | 510,000 | |
| | 年金 同居者（ ） | 手入力 | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 臨時収入・賞与 | 手入力 | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 援助収入（子どもより） | | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | | 0 | 0 | 0 |
| | 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | 手入力 | 30,000 | 40,000 | 120,000 | 40,000 | | 40,000 | | 40,000 | | 40,000 | | 40,000 | | 40,000 | 120,000 |
| | 借入による収入(毎月のもの) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | 手入力 | 0 | | | | | | | | | | | | | | |
| | **収入合計** | | **305,000** | **570,000** | **140,000** | **570,000** | **20,000** | **570,000** | **20,000** | **570,000** | **20,000** | **570,000** | **20,000** | **550,000** | **0** | **550,000** | **120,000** |
| 支出 | 住居費 （住宅ローン以外の家賃等） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 食費・外食費 | | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 | 36,000 |
| | 電気・ガス・水道代 | | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 0 | 45,600 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 | 22,800 |
| | 灯油代 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 被服・理美容・雑貨費 | | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 | 1,250 |
| | 医療費・介護費等 | | 62,000 | 62,000 | 62,000 | 62,000 | 62,000 | 62,000 | 62,000 | 62,000 | 0 | 124,000 | 0 | 124,000 | 62,000 | 62,000 | 82,000 |
| | 電話・携帯電話・インターネット | | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 | 5,500 |
| | 車両関係費・交通費 | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| | 教育等費用 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 教養・娯楽費用 | | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |
| | その他（酒・交際費・たばこ・お小遣い等） | | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 1,700 | 10,000 |
| | 税金・社会保険料 | | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 | 24,500 |
| | その他保険料 | | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 | 19,000 |
| | 住宅ローン・自動車ローンの返済金 | | 82,000 | 48,000 | 48,000 | 48,000 | 48,000 | 48,000 | 48,000 | 48,000 | 48,000 | 48,000 | 48,000 | | 0 | 0 | 0 |
| | 銀行・消費者金融等の返済金 | | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 | 33,400 |
| | 滞納（税・保険料・生活費等）の返済金 | | 10,000 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の返済金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一時的な支出①（住宅ローン冬ボ分割） | 手入力 | ① | 80,000 | | 80,000 | | 41,000 | | | 201,000 | | | | | | |
| | 一時的な支出②（ 滞納税他12 ・子ども返 | 手入力 | ② | 20,000 | | 20,000 | | 20,000 | | 20,000 | | 20,000 | | 20,000 | | 200,000 | |
| | 一時的な支出③（ 盆正月予備費 | 手入力 | | | | | | | | | | 20,000 | | | | 30,000 | |
| | 家計再生のための借入の返済金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 預貯金預け入れ（※引き出し時はマイナス表記） | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,000 |
| | **支出合計** | | **303,750** | **359,750** | **259,750** | **359,750** | **259,750** | **320,750** | **259,750** | **279,750** | **375,950** | **384,550** | **197,750** | **293,750** | **211,750** | **441,750** | **270,050** |
| 毎月の収支 | | | 1,250 | 210,250 | −119,750 | 210,250 | −239,750 | 249,250 | −239,750 | 290,250 | −355,950 | 185,450 | −177,750 | 256,250 | −211,750 | 108,250 | −150,050 |
| 収支累計 | | | | 210,250 | 90,500 | 300,750 | 61,000 | 310,250 | 70,500 | 360,750 | 4,800 | 190,250 | 12,500 | 268,750 | 57,000 | 165,250 | 15,200 |
| 預貯金累計 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30,000 |
| 収支・預貯金累計の総計 | | | | 210,250 | 90,500 | 300,750 | 61,000 | 310,250 | 70,500 | 360,750 | 4,800 | 190,250 | 12,500 | 268,750 | 57,000 | 165,250 | 45,200 |
| 実質現預金残（本人手書き記入） | | | | | | | | | | | △80,000 | | △49,500 | | | | |

## 事例検討 3-2
## ＜現状の家計を知り、支出項目の見直しで、家計再建の目処が立った事例＞

相談者：69 歳女性
家　族：一人暮らし
収　入：年金受給中/124,224 円/年金担保・月 5,000 円返済後
債　務：消費者金融 1 社と姉 5 万円、残高 24 万円
滞　納：固定資産税 268,000 円、マンション管理費 6.4 万円、国保 6 千円
ガス代 6 千円、年金担保残　9.3 万円

**相談内容**

- 平成 21 年に夫を亡くし、現在は本人の年金と遺族年金を受給している。
- 病気で入院した為、入院にともなう費用の支払い、公共料金の滞納、マンション管理費の滞納があり、どうすればよいか分からない
- 長年の固定資産税の滞納もあり、差し押さえられるのではないかととても不安。

**状況**

- 本年３月までは清掃業の仕事に就き月 5～7 万円の収入があり、生活は安定していたが、病気の為、4 月から 5 月中旬まで入院し、職も失った。担当の医師からは再度働くことは無理と言われている。
- 夫とは再婚で子どもはいない。
- 姉妹はいるが付き合いはほとんど無い。姉には 5 万円ほど借金をしており、これは返したいと思っている。

**家計表作成・家計指導**

- 家計表を作成し、現状の生活の仕方では 2 万円強の赤字となることが分かった。就労による収入の増加を図ることは困難であり、支出を減らす以外に道はないことを相談した。
- 相談者が大事にしたいこと等を確かめながら、どこの費目を削減し、家計を成り立たせるかを本人に選択してもらった。
- 家計計画表を作成し、滞納生活費や税金の支払い計画を立てた。

**解決方針**

- 滞納金の支払い金を減額し、その他の嗜好品や小遣い等の減額、仏花や墓参りの経費削減など相談者ができることで家計が成立する家計計画表を作成し、実行に移した。

**相談後**

- 2 万円強の赤字の数字を見たときは、とても深刻な表情であったが、家計計画表で僅かでも黒字になり、表情が一転しやる気になった。
- 滞納生活費の支払い等が終われば、生活も楽になり、貯金ができる可能性もあることから前向きな気持ちになられている。
- 今後医療費が嵩む傾向にあることから、障害者手帳の取得などで病院に同行予定。

**現在の様子**

- 現状の家計表作成後は、相談者自ら滞納している経費や支払うべき費用などを調査したり、預金通帳のコピーを提供したり、積極的に生活再生に努めている様子にある。

**家計相談支援の効果**

1. 現状の生活の実態が見えることで、自分で改めるべき点を見出すことができる。
2. 滞納生活費や固定資産税の支払いも計画的にすれば解決することが分かり、不安が解消した。
3. 障害者手帳の取得で医療費の削減ができれば、かなり生活は安定することがわかった。
4. キャッシュフローでは、お盆や正月の予備費も計画し、希望につながった。

ID

相談者氏名

担当相談員名 ●●

## 3. 相談時家計表 （H 28年6月作成）

| 世帯基本情報 世帯人員計 | |
|---|---|
| 【内訳】成人 | 1人 |
| うち高齢者 | 1人 |
| 未成年(下記以外) | 0人 |
| 大学生等 | 0人 |
| 高校生 | 0人 |
| 中学生 | 1人 |
| 小学生 | 0人 |
| 未就学児 | 0人 |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 124,224 |
| 本人 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| 配偶者 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | 124,224 |
| 配偶者 | 年金 | |
| 同居者( ) | 年金 | |
| | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | （賞与 年間 万） | |
| | 夏、冬 | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 0 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | | |
| | | |
| | 副次的な収入 | |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 124,224 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 124,224 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 24,760 | |
| 家賃 | | | |
| 管理費 | 24,760 | 24,760 | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 39,300 | |
| 食費 | 24,800 | 24,800 | お米2kg 2,000円 |
| 外食費 | | | 弁当おかず615円×20日 |
| 電気代 | 4,000 | | ＝12,300円 |
| ガス代 | 2,000 | 7,500 | 朝食 食パン150円×30日 |
| 水道代 | 1,500 | | ＝4,500円 |
| 灯油代 | | 0 | お茶 1,000円 |
| 被服・理美容・雑貨費 | 2,000 | 2,000 | お菓子等 5,000円 |
| 医療費・介護費等 | 5,000 | 5,000 | 診察代1,470円 |
| 通信費・車両費 | | 4,000 | 薬代3,610円 |
| 電話・携帯電話・インターネット | 4,000 | 4,000 | |
| ガソリン代（通勤費含む） | | | |
| 駐車場代 | | 0 | |
| 車検・車修理代 | | | |
| 通勤交通費 | | | |
| 教育等費用 | | 0 | |
| 学費・保育料・給食費等 | | | |
| 部活動等の費用 | | | |
| 通学交通費 | | 0 | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | | |
| 教養・娯楽費用 | | 400 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | 400 | | テレビガイド |
| 遊興費・娯楽費用 | | 400 | |
| | | | |
| その他 | | 40,600 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | 8,100 | | 1日135円×缶ビール2本 |
| たばこ・お小遣い | 25,000 | 40,600 | 北区役所までタクシー |
| 電車代 | 3,000 | | 片道920円（病気のため） |
| 仏花、お墓参り代 | 4,500 | | 仏花2,500円 |
| 税金・保険 | | 16,582 | お墓参り2,000円 |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等) | 4,000 | | (滞未納) |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | 1,910 | 5,910 | 固定資産税268,600円滞 |
| | | | 国民健康保険3ヶ月滞納 |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | | | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | | 10,672 | |
| その他保険料(県民共済) | 6,672 | | |
| アフラック保険 | 4,000 | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 20,000 | 125,642 |
| 住宅ローン | | 0 | 年金担保残92,205円 |
| 自動車ローン | | | |
| 銀行 | | | |
| 消費者金融(アイフル) | 10,000 | 10,000 | 残186,690円 |
| クレジット(キャッシング・物品) | | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | | 10,000 | 備考 |
| 滞納生活費(管理費) | 10,000 | | 年金2か月分 |
| 個人からの借金 | | 0 | 248,449円入金 |
| その他の返済 | | | 2か月▲42,836円 |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | | 0 | |
| 当月の支出合計 | | 145,642 | |
| 翌月への繰越金 | | -21,418 | |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 124,224 | |

ID

# 4.家計計画表 （H28年6月分）

相談者氏名
担当相談員名 ●●

| 世帯基本情報 | | |
|---|---|---|
| 世帯人員計 | | 1 人 |
| 【内訳】 | 成人 | 1 人 |
| | うち高齢者 | 1 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 0 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | 0 人 |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 124,224 |
| 本人 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| 配偶者 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | 124,224 |
| 配偶者 | 年金 | |
| 同居者(　) | 年金 | |
| | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | （賞与 年間　万） | |
| | | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 0 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | 援助 | |
| | | |
| | 副次的な収入 | |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | （　） | |
| 借入金 | （　） | |
| 借入金 | （　） | |
| 借入金 | （　） | |
| 借入金 | （　） | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 124,224 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 124,224 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 24,760 | |
| 家賃 | | | |
| 管理費 | 24,760 | 24,760 | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 39,300 | |
| 食費 | 24,800 | 24,800 | お米5kg 2,000円 |
| 外食費 | | | 弁当おかず615円×20日 |
| 電気代 | 4,000 | | ＝12,300円 |
| ガス代 | 2,000 | 7,500 | 朝食 食パン150円×30日 |
| 水道代 | 1,500 | | ＝4,500円 |
| 灯油代 | | 0 | お茶 1,000円 |
| 被服・理美容・雑貨費 | 2,000 | 2,000 | お菓子等 5,000円 |
| 医療費・介護費等 | 5,000 | 5,000 | 診察代1,470円 |
| 通信費・車両費 | | 4,000 | 薬代3,610円 |
| 電話・携帯電話・インターネット | 4,000 | 4,000 | |
| ガソリン代（通勤費含む） | | | |
| 駐車場代 | | 0 | |
| 車検・車修理代 | | | |
| 通勤交通費 | | | |
| 教育等費用 | | 0 | |
| 学費・保育料・給食費等 | | | |
| 部活動等の費用 | | | |
| 通学交通費 | | 0 | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | | |
| 教養・娯楽費用 | | 400 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | 400 | | テレビガイド |
| 遊興費・娯楽費用 | | 400 | |
| | | | |
| その他 | | 22,050 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | 4,050 | | 1日135円の缶ビール1本 |
| たばこ・お小遣い | 15,000 | 22,050 | 北区役所までタクシー |
| 電車代 | 3,000 | | 片道920円（病気のため） |
| 仏花・お墓参り | 0 | | |
| 税金・保険 | | 16,582 | (※未納) |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等) | 4,000 | | 固定資産税 |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | 1,910 | 5,910 | 268,600円滞納 |
| | | | 国民健康保険3ヶ月滞納 |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | | | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | | 10,672 | |
| その他保険料(県民共済) | 6,672 | | |
| アフラック | 4,000 | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 13,000 | 107,092 |
| 住宅ローン | | 0 | |
| 自動車ローン | | | |
| 銀行 | | | |
| 消費者金融(アイフル) | 8,000 | 8,000 | |
| クレジット(キャッシング・物品) | | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | | 5,000 | |
| 滞納生活費(管理費) | 5,000 | | 備考 |
| 個人からの借金 | | 0 | 年金2か月分 |
| その他の返済 | | | 248,449円入金 |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | | 0 | |
| 当月の支出合計 | | 120,092 | |
| 翌月への繰越金 | | 4,132 | |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 124,224 | |

# 事例検討3-2

## 5. キャッシュフロー表

相談時 ID

715−0002 家のキャッシュフロー表 （2016年6月作成）

| | 西暦<br>平成<br>月 | 2016年<br>28<br>6月 | 家計計画表（転記） | 2016年<br>平成28年<br>6月 | 2016年<br>平成28年<br>7月 | 2016年<br>平成28年<br>8月 | 2016年<br>平成28年<br>9月 | 2016年<br>平成28年<br>10月 | 2016年<br>平成28年<br>11月 | 2016年<br>平成28年<br>12月 | 2017年<br>平成29年<br>1月 | 2017年<br>平成29年<br>2月 | 2017年<br>平成29年<br>3月 | 2017年<br>平成29年<br>4月 | 2017年<br>平成29年<br>5月 | 2017年<br>平成29年<br>6月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年齢 | 本人 | 69 | | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 69 | 70 | 70 | 70 |
| 毎月以外の収入の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家族のイベント | | | | | | 福祉給付3、滞納支払い1．5、お盆1 | | | 暖房費0．3 | 正月1.5 | | | | 共益滞納終了5千円 | 固定税他滞納4，3千 | |
| 収入 | 給与 本人 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入 | 給与 配偶者 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入 | 年金 本人・配偶者 | 手入力 | 124,224 | 248,448 | | 248,448 | | 248,448 | | 248,448 | | 248,448 | | 248,448 | | 248,448 |
| 収入 | 年金 同居者（ 母 ） | 手入力 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | 臨時収入・賞与 | 手入力 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | 援助収入や手当等の収入(毎月のもの) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入 | 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | 手入力 | 0 | | | | | | | | | | | | | |
| 収入 | 借入による収入(毎月のもの) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収入 | その他の収入 | 手入力 | 0 | | | 30,000 | | | | | | | | | | |
| 収入 | **収入合計** | | **124,224** | **248,448** | **0** | **278,448** | **0** | **248,448** | **0** | **248,448** | **0** | **248,448** | **0** | **248,448** | **0** | **248,448** |
| 支出 | 住居費 （住宅ローン以外の家賃等） | | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 |
| 支出 | 食費・外食費 | | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 |
| 支出 | 電気・ガス・水道代 | | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 |
| 支出 | 灯油代 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 被服・理美容・雑貨費 | | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| 支出 | 医療費・介護費等 | | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| 支出 | 電話・携帯電話・インターネット | | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| 支出 | 車両関係費・交通費 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 教育等費用 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 教養・娯楽費用 | | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| 支出 | その他(酒・交際費・たばこ・お小遣い等) | | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 |
| 支出 | 税金・社会保険料 | | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 |
| 支出 | その他保険料 | | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 |
| 支出 | 住宅ローン・自動車ローンの返済金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 銀行・消費者金融等の返済金 | | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| 支出 | 滞納(税・保険料・生活費等)の返済金 | | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 7,000 | 7,000 |
| 支出 | その他の返済金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 一時的な支出①（ ） | 手入力 | | | | 10,000 | | | | 15,000 | | | | | | |
| 支出 | 一時的な支出②（ ） | 手入力 | | | | 15,000 | | | | | | | | | | |
| 支出 | 一時的な支出③（ ） | 手入力 | | | | | | | | | | | | | | |
| 支出 | 家計再生のための借入の返済金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | 預貯金預け入れ(※引き出し時はマイナス表記) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出 | **支出合計** | | **120,092** | **120,092** | **120,092** | **145,092** | **120,092** | **120,092** | **123,092** | **138,092** | **123,092** | **123,092** | **123,092** | **120,092** | **122,092** | **122,092** |
| 毎月の収支 | | | 4,132 | 128,356 | −120,092 | 133,356 | −120,092 | 128,356 | −123,092 | 110,356 | −123,092 | 125,356 | −123,092 | 128,356 | −122,092 | 126,356 |
| 収支累計 | | | | 128,356 | 8,264 | 141,620 | 21,528 | 149,884 | 26,792 | 137,148 | 14,056 | 139,412 | 16,320 | 144,676 | 22,584 | 148,940 |
| 預貯金累計 | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収支・預貯金累計の総計 | | | | 128,356 | 8,264 | 141,620 | 21,528 | 149,884 | 26,792 | 137,148 | 14,056 | 139,412 | 16,320 | 144,676 | 22,584 | 148,940 |
| 実質現預金残(本人手書き記入) | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 事例検討3-2

## 5. キャッシュフロー表

| | 西暦<br>平成<br>月 | 2017年<br>平成29年<br>7月 | 2017年<br>平成29年<br>8月 | 2017年<br>平成29年<br>9月 | 2017年<br>平成29年<br>10月 | 2017年<br>平成29年<br>11月 | 2017年<br>平成29年<br>12月 | 2018年<br>平成30年<br>1月 | 2018年<br>平成30年<br>2月 | 2018年<br>平成30年<br>3月 | 2018年<br>平成30年<br>4月 | 2018年<br>平成30年<br>5月 | 2018年<br>平成30年<br>6月 | 2018年<br>平成30年<br>7月 | 2018年<br>平成30年<br>8月 | 2018年<br>平成30年<br>9月 | 2018年<br>平成30年<br>10月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年齢 | 本人 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 |
| 毎月以外の収入の内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 家族のイベント | | | お盆1 | | | | 年金担保終了、正月準備2 | | | | | | | 姉に返済3 | お盆1 | | |
| 収入 | 給与　本人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 給与　配偶者 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 年金　本人・配偶者 | | 248,448 | | 248,448 | | 248,448 | | 258,448 | | 258,448 | | 258,448 | | 258,448 | | 258,448 |
| | 年金　同居者（　母　　） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 臨時収入・賞与 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 援助収入や手当等の収入(毎月のもの) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 借入による収入(毎月のもの) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他の収入 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | **収入合計** | **0** | **248,448** | **0** | **248,448** | **0** | **248,448** | **0** | **258,448** | **0** | **258,448** | **0** | **258,448** | **0** | **258,448** | **0** | **258,448** |
| 支出 | 住居費　(住宅ローン以外の家賃等) | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 | 24,760 |
| | 食費・外食費 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 | 24,800 |
| | 電気・ガス・水道代 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 | 7,500 |
| | 灯油代 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 被服・理美容・雑貨費 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |
| | 医療費・介護費等 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| | 電話・携帯電話・インターネット | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 | 4,000 |
| | 車両関係費・交通費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 教育等費用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 教養・娯楽費用 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 | 400 |
| | その他(酒・交際費・たばこ・お小遣い等) | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 | 22,050 |
| | 税金・社会保険料 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 | 5,910 |
| | その他保険料 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 | 10,672 |
| | 住宅ローン・自動車ローンの返済金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 銀行・消費者金融等の返済金 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 | 8,000 |
| | 滞納(税・保険料・生活費等)の返済金 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,000 |
| | その他の返済金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 一時的な支出①(　　) | | 10,000 | | | | 20,000 | | | | | | | | 10,000 | | |
| | 一時的な支出②(　　) | | | | | | | | | | | | | 30,000 | | | |
| | 一時的な支出③(　　) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 家計再生のための借入の返済金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 預貯金預け入れ(※引き出し時はマイナス表記) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | **支出合計** | **122,092** | **132,092** | **122,092** | **122,092** | **125,092** | **145,092** | **125,092** | **125,092** | **125,092** | **122,092** | **122,092** | **122,092** | **152,092** | **132,092** | **122,092** | **122,092** |
| 毎月の収支 | | −122,092 | 116,356 | −122,092 | 126,356 | −125,092 | 103,356 | −125,092 | 133,356 | −125,092 | 136,356 | −122,092 | 136,356 | −152,092 | 126,356 | −122,092 | 136,356 |
| 収支累計 | | 26,848 | 143,204 | 21,112 | 147,468 | 22,376 | 125,732 | 640 | 133,996 | 8,904 | 145,260 | 23,168 | 159,524 | 7,432 | 133,788 | 11,696 | 148,052 |
| 預貯金累計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 収支・預貯金累計の総計 | | 26,848 | 143,204 | 21,112 | 147,468 | 22,376 | 125,732 | 640 | 133,996 | 8,904 | 145,260 | 23,168 | 159,524 | 7,432 | 133,788 | 11,696 | 148,052 |
| 実質現預金残(本人手書き記入) | | | | | | | | | | | | | | | | | |

# 家計再生プラン（家計支援計画）

**事例検討3-2**

担当者氏名:

| ID | 715-0002 | 作成日 | 平成 28 年　6 月 30 日 | 作成回 | ■初回　□再プラン（　　）回目 |
|---|---|---|---|---|---|

| ふりがな | | 性別 | □男性　■女性　□（　　） |
|---|---|---|---|
| 氏名 | 事例3－2 | 生年月日 | □大正　□昭和　□平成<br>年　月　日（ 69 歳） |

**○解決したい課題**　〈主に、家計相談支援事業により、解決を図りたい課題〉

① 固定資産税26．8万円の滞納があり、支払いの目処が立たないため不安なこと。
② マンション管理費6．4万円、国保0．6万円、ガス代0．6万円も滞納していること。
③ 姉へ5万円借りており、返済できるようになりたいこと。
④ 病気になるまでは月5～7万円の仕事収入もあったが、年金収入だけになってから、家計のやりくりが苦しくなっていること。

**○目標（目指す姿）**〈本人が設定〉 ※家計収支における目標として家計計画表、キャッシュフロー計画表を添付

・ 滞納金を返済でき、年金収入の範囲で安心した生活を送りたい。

**○プラン**　〈家計相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入〉

| 実施すること<br>（本人・家族等・家計相談支援機関・その他機関） | 備考（関係機関・期間・頻度など） |
|---|---|
| 家計計画表を作成し、節減可能な支出費目を見出す | 家計相談支援事業所<br>本人 |
| 固定資産税の分割支払いを税務課に相談する | 本人<br>家計相談支援事業所（同行）<br>市役所税務課 |
| アイフルへの残19万円は、月額8000円なら支払えると減額交渉する。 | 本人<br>アイフル |
| 家計相談を継続し、滞納金の返済計画を作成して、家計管理ができるように支援する | 家計相談支援事業所 |
| 障害者手帳の取得により医療費の軽減を目指す。 | 福祉課<br>本人<br>家計相談支援事業所（同行） |
| | |
| | |

**○プラン期間と次回モニタリング（予定）時期等**

| プラン期間 | 次回モニタリング時期 | 次回面談予定日 |
|---|---|---|
| 平成 28 年　12 月まで | 平成　28 年　8 月 | 平成　年　月　日 |

| 本人確認欄 | |
|---|---|

家計相談支援事業

# 久留米市の家計相談支援事業について

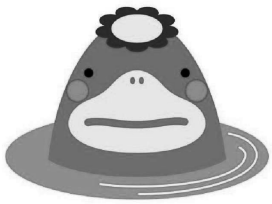

久留米市健康福祉部生活支援第2課

## 1. 久留米市の概要

○面積
229.96平方キロメートル
○人口
306,796人（H28.10.1）
○世帯数
131,705世帯（H28.10.1）
○生活保護世帯数
5,089 世帯（H28.9）
○生活保護受給者数
6, 702 人（H28.9）
○保護率
22.0 ‰（H28.9）
○CW数
66名（H28.5）

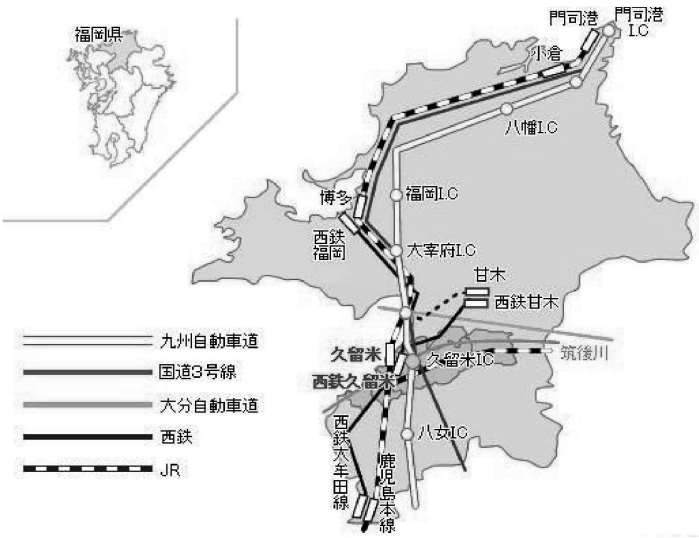

## 2.久留米市の支援体制

【久留米市生活自立支援センター】
市役所3階の会議室に設置

・主任相談支援員　1名
・自立相談支援員　5.5名（H27は2.5名）
・就労支援員　1名
・家計相談支援員　2名

## 2.久留米市の支援体制

自立相談支援事業
家計相談支援事業

センター内で一体的に実施
（同一法人に委託）

子どもの学習支援事業
就労準備支援事業
一時生活支援事業

別の会場で実施
（それぞれ別々の法人に委託）

↑これら3つの任意事業とは個別ケースの支援+支援調整会議を通して連携体制の構築

## 3. 家計相談支援事業の実績

| 種別 / 月 | 新規面談 | 継続面談 | 同行支援 | プラン作成 | 貸付斡旋 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | 34 | 11 | 12 | 10 | 2 |
| 5月 | 20 | 6 | 4 | 14 | 8 |
| 6月 | 24 | 13 | 8 | 12 | 3 |
| 7月 | 30 | 18 | 23 | 22 | 2 |
| 8月 | 28 | 15 | 13 | 19 | 2 |
| 9月 | 27 | 26 | 36 | 21 | 1 |
| 10月 | 25 | 22 | 25 | 25 | 2 |
| 11月 | 31 | 18 | 25 | 20 | 4 |
| 12月 | 25 | 36 | 29 | 18 | 0 |
| 1月 | 33 | 27 | 33 | 20 | 1 |
| 合計 | 277 | 192 | 208 | 181 | 25 |

## 4. 家計相談支援事業の効果

### ①役割分担による多面的なアプローチと支援のフォローアップ

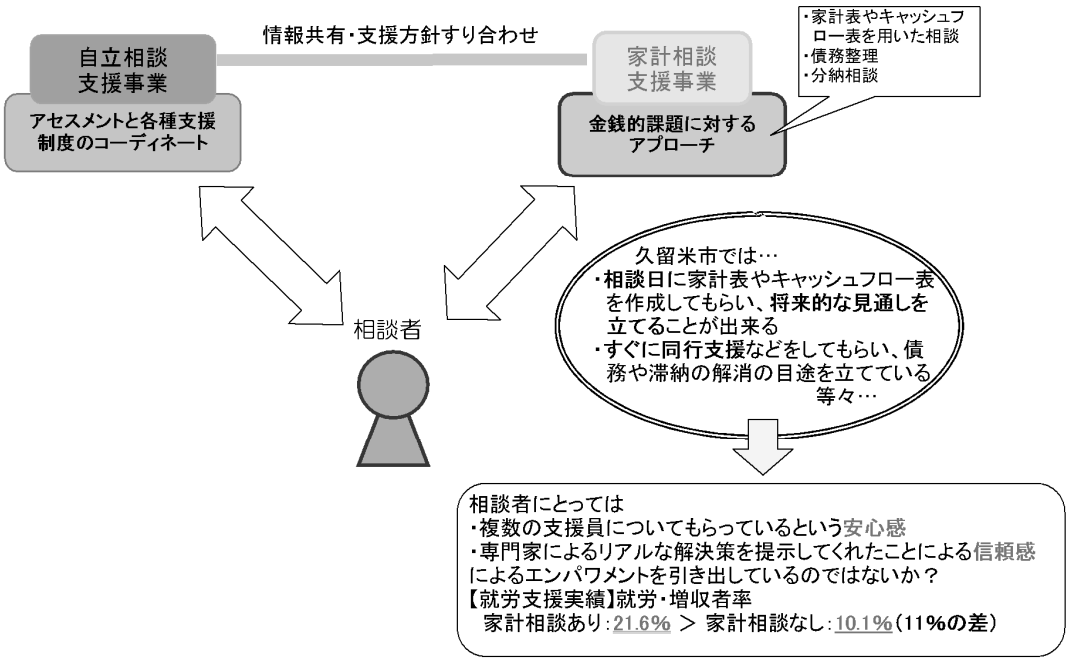

## 4. 家計相談支援事業の効果

### ①役割分担による多面的なアプローチと支援のフォローアップ

・アセスメントを深めることが出来るため、本人+家庭が抱える課題が明らかになる。

アセスメントの結果の明らかになった課題について（H28：支援対象世帯）
家計あり：平均4．9個　⇔　家計なし：平均3．6個

・「数字」というクローズドクエッション的なアセスメントにより支援結果も見え易い⇒効果額の算定として捉えることも。

（例）税や保険料の分納計画額〇〇〇円、納付済額〇〇〇円
　　債務整理（〇〇件、〇〇〇円）

・相談者の家計管理分野以外の状態の変化

（H28家計相談支援事業終了者）
〇生活習慣の改善・・・・・・・・・・・・・・・50％
〇対人関係・家族関係の改善・・・・・・37％

## 4. 家計相談支援事業の効果

### ②アウトリーチの有用性について

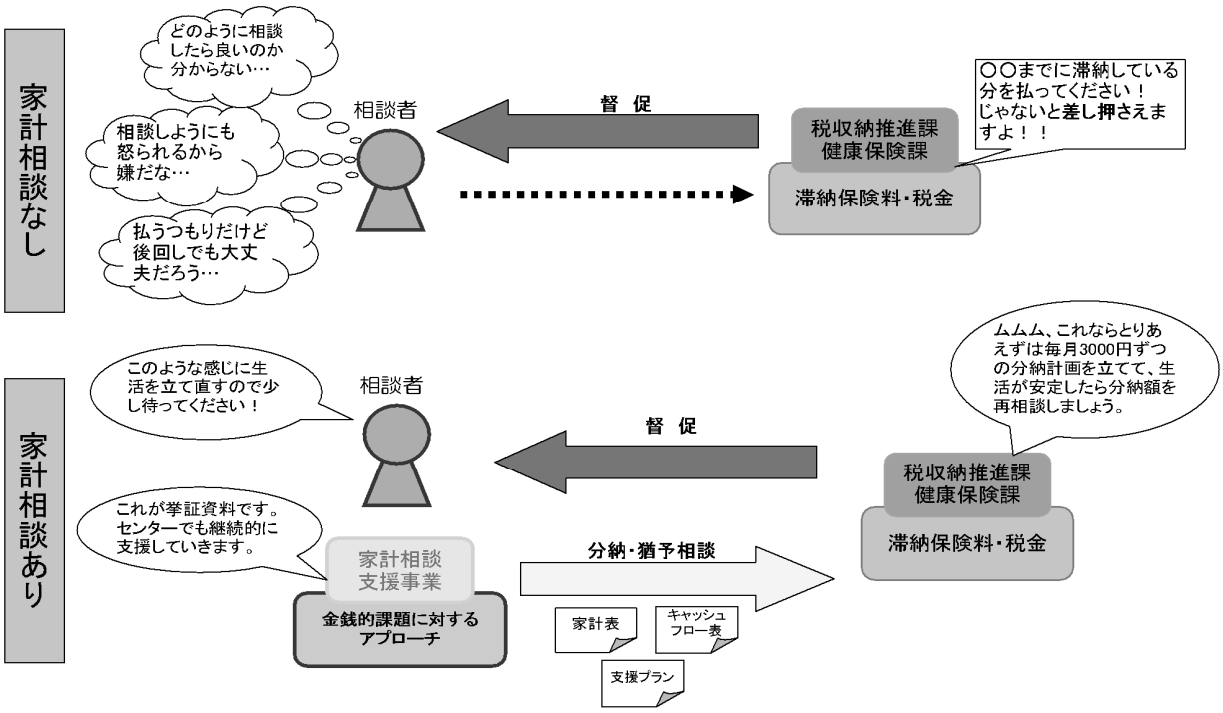

## 4. 家計相談支援事業の効果

### ②アウトリーチの有用性について

・1人ではアクセスが困難な債務整理や分納相談の心理的負担の軽減（前スライドの図表参照）

・専門的な視点からの相談が可能になり、債権者（徴収部門）と債務者（相談者）の信用形成に繋がる

徴収部門からの新規相談者のつなぎが増加→早期発見・早期支援へ

【自立相談支援事業の新規相談受付全体に占める割合】

平成27年度：健康保険課5.4%、税収納推進課2.9%、住宅政策課2.5%
（生活支援課14.4%）

平成28年度：健康保険課15.3%、税収納推進課4.2%、住宅政策課4.1%
（生活支援課12.7%）

※新規受付件数
平成27年度：668件 → 平成28年度：695件（平成29年1月末）

## 4. 家計相談支援事業の効果

### ③支援員の負荷の軽減及びリスク分散

・1人の支援員が相談者を抱え込み、支援の停滞を防ぐ
（チームアプローチにより支援員の燃え尽きも防ぐ）

・初回面談時のコミュニケーションツールとしての役割
→相談者が現れた時に投げ返すことが出来るボール（支援施策）の有無で、その後の支援の継続性に影響が出るのでは？

（H28家計相談支援事業利用世帯の支援停滞割合）
家計あり：42% ⇔ 家計なし：61%
※支援停滞割合：最終支援日から1ヶ月以上接触がない割合

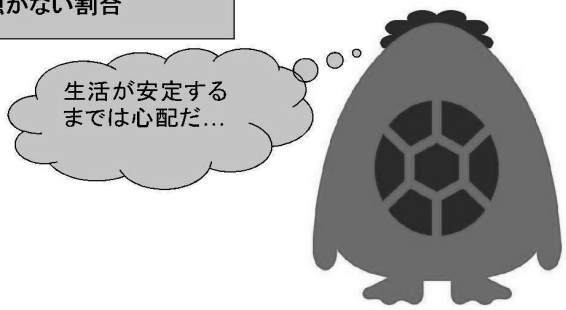

資料①

# 久留米市生活自立支援センター　相談件数、プラン件数

| 平成28年 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 6月～10月合計 | 月平均 | 前年比 | 人口10万人当たり |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新規相談受付件数（総数） | 66 | 92 | 72 | 67 | 67 | 364 | 72.8 | 114.8% | 23.7 |
| 新規面談数 | 53 | 79 | 64 | 50 | 58 | 304 | 60.8 | 116.0% | |
| プラン作成件数（総数） | 38 | 45 | 37 | 43 | 50 | 213 | 42.6 | 373.7% | 13.9 |
| **平成27年** | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 6月～10月合計 | | | |
| 新規相談受付件数（総数） | 91 | 61 | 55 | 59 | 51 | 317 | 63.4 | | 20.7 |
| 新規面談数 | 81 | 46 | 45 | 51 | 39 | 262 | 52.4 | | |
| プラン作成件数（総数） | 2 | 17 | 10 | 13 | 15 | 57 | 11.4 | | 3.7 |

① H27年度（6月～グリーンコープが自立を受託）（家計なし）、H28年度（家計あり）を比べると、新規相談件数で前年比115%、プラン作成件数（新規＋再）で前年比374%と伸びている。

② プラン作成件数で著しく伸びており、家計相談支援が加わったことでプランを立てて継続して支援ができていると考えられる。

③ H28年度（家計あり）は、家計相談支援効果もあり、相談件数・プラン件数ともに国の目安値をクリアしている。

資料②

# 支援の入り口への貢献、分納相談、就労等支援効果

**H27年度入り口（6月－10月）**

N＝254

| | 入り口 | 集計 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 生活支援課 | 49 | 19.3% |
| 2 | 社会福祉協議会 | 27 | 10.6% |
| 3 | 広報くるめ | 17 | 6.7% |
| 4 | 健康保険課 | 13 | 5.1% |
| 5 | ハローワーク | 12 | 4.7% |
| 6 | 家庭子ども相談課 | 9 | 3.5% |
| 7 | 地域包括支援センター | 6 | 2.4% |
| 8 | 市会議員 | 4 | 1.6% |
| 9 | 税収納推進課 | 3 | 1.2% |
| 10 | 住宅政策課 | 3 | 1.2% |
| 11 | 広聴相談課 | 3 | 1.2% |
| 12 | 生活再生相談室 | 3 | 1.2% |
| 13 | 民生委員 | 2 | 0.8% |
| 14 | 病院 | 2 | 0.8% |
| 15 | インターネット | 2 | 0.8% |
| 16 | 障害者福祉課 | 2 | 0.8% |
| | その他・直接 | 81 | 31.9% |
| | 総計 | 254 | |

**H28年度入り口（6月－10月）**

N＝298

| | 入り口 | 集計 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 健康保険課 | 50 | 16.8% |
| 2 | 生活支援課 | 28 | 9.4% |
| 3 | 社会福祉協議会 | 16 | 5.4% |
| 4 | 住宅政策課 | 12 | 4.0% |
| 5 | 家庭子ども相談課 | 10 | 3.4% |
| 6 | 地域包括支援センター | 9 | 3.0% |
| 7 | 税収納推進課 | 9 | 3.0% |
| 8 | 市会議員 | 7 | 2.3% |
| 9 | 広聴相談課 | 6 | 2.0% |
| 10 | 障害者福祉課 | 6 | 2.0% |
| 11 | 保健所地域保健課 | 6 | 2.0% |
| 12 | 病院 | 5 | 1.7% |
| 13 | ハローワーク | 5 | 1.7% |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | その他・直接 | 97 | 32.6% |
| | 総計 | 298 | |

※　H27年の6月～グリーンコープが自立を受託、同じ期間での比較

①　H27年度（家計なし）、H28年度（家計あり）を比べると、家計相談支援が加わったことで市庁舎内の徴収部門からつながれた件数・割合が著しく伸びている。

②　特に国保担当の健康保険課は、H27年度13件（5.1%）⇒H28年度50件（16.8%）と、実現可能（生活再建の視点）な分納相談による徴収率の向上に貢献することでつなぎが増えている。

（健康保険課の分納相談）

※　H28年度家計相談支援による分納相談は44件、滞納額合計17,888,550円に関わり、分相談額合計2,530,000円、相談での猶予額合計4,793,300円、H28年4月～9月の納付額合計1,851,700円の成果をあげている。

（就労等支援効果）

※　家計支援を行うと、就労等支援効果が高くなるデータがある。（H28受付の支援可能対象者413件＜4月～11月14日まで＞のうち家計実施者125件の就労・増収者27件・率21.6%、家計未実施者288件就労・増収者29件・率10.1%と、11%の就労率の開きが出る。）

# グループ別意見交換会

15：55～16：55

●各相談現場での疑問や支援のあり方、課題についての意見交換
①グループ　―　行岡 みち子
②グループ　―　丸山 恵子

●行政担当者の家計相談支援に関する質疑応答
③グループ　―　今岡 結希
北島 千恵

# Ⅲ．自立相談支援事業実践研修セミナー資料

平成 28 年度厚生労働省　社会福祉推進事業

# 第２回自立相談支援実践研修セミナー

生活困窮者自立支援制度において重視される「アウトリーチ（訪問支援）」。支援手法の困難性から公的支援としてのノウハウの検証・蓄積が遅れており、一部では個人的資質に頼った訪問支援が展開されるなど課題が明らかになってきている。生活困窮者自立支援法の理念を遵守しつつ、支援に対する拒絶感、警戒感を持つ当事者にいかにアプローチすべきなのか？事前準備からアウトリーチの実践、その後の社会参加・自立に至るまでのプロセスを各分野で定評のある支援者と共に考え、学ぶ。

**平成２９年３月１６日（木）10：00～17：30**
**３月１７日（金）　9：30～16：30**

**場所：九州ビル ５階 大会議室**
**（福岡県博多区博多駅南１丁目８番３１号）**

◇定　　員　６０名
◇参 加 費　無　料
◇申込締切　平成２９年３月３日(金)

## <プログラム(予定)>

**3 月 16 日(木)【1 日目】**

**10：00** ●開会

**10：10** ●実践事例発表及びシンポジウム
『生活困窮者自立支援制度におけるアウトリーチ（訪問支援）
～困窮し孤立する当事者にどのようにアプローチするのか？～』

**13：00** ●講義及び演習
アウトリーチと支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチ
～機関誘導型、関与継続型アウトリーチ手法の習得を目指して～
※詳細別紙参照

**18：00** ●情報交換会(希望者のみ)

**3 月 17 日(金)【2 日目】**

**9：30** ●グループワーク Part Ⅰ
(事例検討：ワールドカフェで考えるチーム支援)

**13：00** ●グループワーク Part Ⅱ
(事例検討：チームで考えるチーム支援)

**15：00** ●グループワーク PartⅢ
(地域課題から地域づくりを考える)

**16：30** ●閉会

**◇主催：一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク**
**（協力）特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス**
**◇お問合せ先：特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス**
**TEL：0954-22-3423　FAX：0952-97-8235　E-mail：ssf-kensyu@student-support.jp**

## 講師紹介(予定)

**1日目**

**櫛部 武俊(一般社団法人釧路社会的企業創造協議会　副代表)**

1951 年生まれ。釧路生活福祉事務所主幹として「生活保護世帯自立支援釧路モデル」を牽引。2012 年から一般社団法人釧路社会的企業創造協議会副代表。生活困窮者の働く場づくりを担う。2010 年度厚生労働省社会・援護局「生活保護受給者の社会的居場所づくりと新しい公共に関する研究会」委員、2012 年度社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員、2013 年から生活困窮者自立支援に係る釧路市・釧路管内生活相談支援センター長。

**山田　耕司(ホームレス自立支援センター北九州　施設長)**

大学中より、北九州越冬実行委員会(当時)の炊き出しボランティアに参加。2004 年 7 月より、NPO 法人北九州ホームレス支援機構(当時)に入職。ホームレス自立支援センター北九州(北九州市委託)の巡回相談や生活相談を経て、2009 年 4 月より同センター施設長に就任。近年では、ホームレス自立支援に加え、若年困窮者の就労支援や子どもの学習支援や世帯の生活支援など、生活困窮者全般の支援事業の現場統括を行う。2015 年 4 月より、NPO 法人抱樸「就労・自立支援事業部」及び「ソーシャルビジネス事業部」担当常務に就任。

**谷口　仁史(特定非営利活動法人 NPO スチューデント・サポート・フェイス　代表理事)**

大学在学中から不登校、ニート等を対象とするアウトリーチ（訪問支援）に取り組む。卒業後、有志と共に法人設立。昨年度までに 20 万 2 千件を超える相談に携わった他、ネットワークの構築や社会的受け皿の創出、執筆や講演など多彩な活動を通じて、孤立・排除を生まない支援体制の確立を目指す。近年はその実績から公的委員を歴任。「社会保障審議会特別部会」、「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」等政府系委員も務めた他、NHK『プロフェッショナル仕事の流儀(第 275 回 2015 年 8 月 31 日放送)「寄り添うのは、傷だらけの希望」』出演。

**2日目**

**奥田　知志（特定非営利活動法人抱樸　理事長）**

1963 年、滋賀県大津市にて誕生。1982 年に関西学院大学入学と同時に日本最大の寄せ場(日雇い労働者の街)と出会う。以来、生活困窮者支援・ホームレス支援に携わる。1990 年、現在の日本バプテスト連盟東八幡キリスト教会牧師に就任。同時に北九州におけるホームレス支援団体であった北九州越冬実行委員会に参加し、事務局長となる。2000 年、NPO 法人北九州ホームレス自立支援機構設立、理事長に就任(2014 年 7 月 NPO 法人抱樸と名称変更)。2006 年、NPO 法人ホームレス支援全国ネットワーク設立、理事長に就任する。東日本大震災発生後、震災支援活動を開始、2011 年 11 月には公益財団法人共生地域創造財団設立、代表理事となる。2014 年 12 月に一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク、代表理事となる。

**鈴木　晶子(一般社団法人インクルージョンネットかながわ　代表理事)**

心理的なケアやソーシャルワーク、就労支援、地域コーディネートを主とした寄り添い型支援を行う。現在、生活困窮者を支援する一般社団法人インクルージョンネットかながわ代表理事。鎌倉湘南地域を中心に活動している。そのほかに、貧困世帯の高校生を支援する NPO 法人パノラマ理事。臨床心理士。
【出演メディア】NHK スペシャル 2014 年 12 月 28 日放送「子どもの未来を救え～貧困の連鎖を断ち切るために～」、NHK クローズアップ現代 2014 年 1 月 27 日放送「あしたが見えない～深刻化する“若年女性”の貧困～」ほか

下記の参加申込書をＦＡＸでお送りいただくか、同内容をメールにてお送りください。

**平成 28 年度厚生労働省社会福祉推進事業**

# 第 2 回自立相談支援実践セミナー参加申込書

**FAX : 0952-97-8235　E-mail : ssf-kensyu@student-support.jp**

| | | | |
|---|---|---|---|
| (フリガナ)<br>**氏　名** | | **情報交換会** | □参加(4,000 円)<br>□不参加 |
| **所　属** | □行政職員　□主任相談員　□相談支援員<br>□就労支援員　□その他（　　） | **連絡先** | ＴＥＬ：<br>E-mail： |
| **住　所**<br>**(所属先又は自宅)** | 〒 | | |
| **自由記載欄**(研修に対する要望等) | | | |

※情報交換会におきましてはアルコールの提供も予定しておりますので、情報交換会参加ご希望の方は公共交通機関のご利用をお願いいたします。

## 【3/16(1 日目)午後の研修概要(予定)】

1. 目標

アウトリーチ（訪問支援）に携わる援助者として必要な資質能力の基礎を身につけるため、訪問活動に関する様々な論点を踏まえつつ、その支援形態の特殊性について理解を深め、機関誘導型、関与継続型のアウトリーチを中心に支援現場で求められる実践的なノウハウの獲得を目指す。

各論ではアウトリーチを用いたネットワーク活用型の多面的援助アプローチを中心に取り扱い、インテークから支援終結に至るまでの各段階における留意点について講義と実例を用いたグループワークを通して共有する。その際、映像や画像、音声データなどを積極的に活用することで、経験の差や専門性の違いがあっても容易にイメージが共有でき、演習、グループワーク等に関しても安心して参加できるように工夫する。

2. 内容

ア 施設型支援とアウトリーチの違いについて【講義】

概論①～「急激な社会変化に支援現場は適切に対応できているのか？」佐賀県における実践を通じてアウトリーチの有用性について考える～

概論②～「引きこもり問題は何故『カウンセリング』のみで解決できないのか？」訪問現場における実例及び改善率 9 割の NPO 活動を通じて論点整理を行う～

概論③～「『施設型』支援とは異なるアウトリーチの特殊性とは？」厚労省のモデル事業における最新の統計データ等から事例検討に当たっての前提を検証する～

イ 各段階における対応方針と留意点について【講義・グループワーク】

各論①～支援対象者と出会うまでの事前準備が成否の「鍵」を握る～
・相対的分析と関係性の構築を前提としたインテーク
・支援者としての自己分析を含む訪問のための事前準備
・分析に基づく間接的な働きかけと持続性及び発展性に考慮した枠組設定

各論②～「ワン・ダウンポジション」から始める「導入期」～
・施設型支援とは異なる訪問現場での援助手法
・緊急時を想定したリスクマネジメント
・本人と会えない場合のラポール形成とアプローチ手法

各論③～支援対象者から信頼を得て関係性を適正化する「安定期」～
・効果的な関係性の築き方と折衷的援助手法
・認知行動療法を活用した中間的なトレーニングメニューの設定
・シェイピング等を用いた支援段階の移行

各論④～支援対象者が抱える困難に多面的にアプローチする「展開期」～
・多重困難家庭への対応を想定したカンファレンス
・修学や就労に向けた心理的負担等の軽減の在り方
・困難の解消に向けた支援ネットワークの構築と活用方法

各論⑤～関係性の再調整を行い援助者としての役割を終える「終結期」～
・自力を高め支援者や制度への依存を生まない対応の在り方
・家族関係の修復による環境の安定化
・「移行」「分散」「離脱化」による「自力」への移行

ウ 困難事例に対する多面的アプローチについて【講義・グループワーク】

まとめ①
～「『自立相談支援事業におけるコーディネーター』に求められる役割とは？」インテークから展開期に至るまでのグループワークを通じて論点整理を行う～

まとめ②
～「困難解消に向けた『多面的援助アプローチ』とは？」複合的に困難を抱えた子ども・若者の自立事例を用いて本演習のまとめを行う～

まとめ③
～「社会的に必要なもの、足りないものは協働で創り出す！」伴走型、協働型、創造型の新たな公的支援の枠組と専門性を組み込んだ地域社会の再構築について考察する～

## 生活困窮者自立支援全国ネットワーク実践研修　in　福岡

# 自尊心に支えられた人と地域を耕す

（一社）釧路社会的企業創造協議会副代表
生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事　　櫛部武俊

## “居場所づくりから地域づくり”への試み

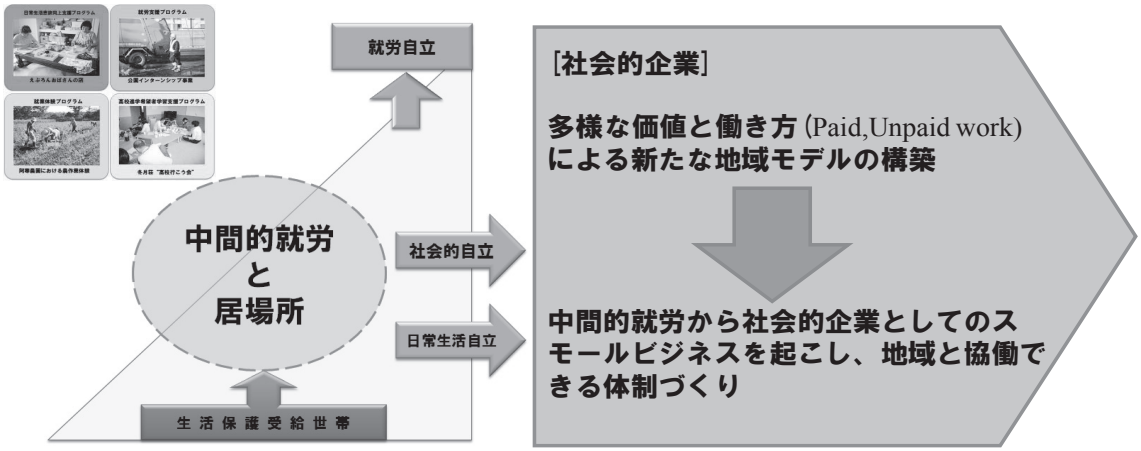


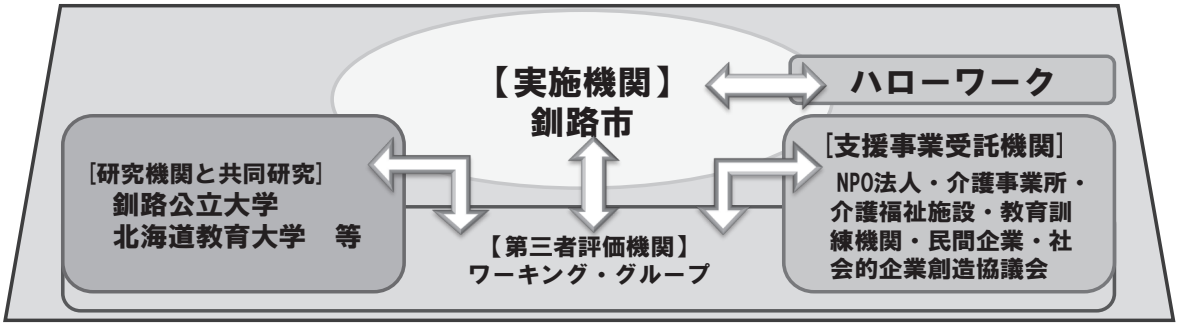

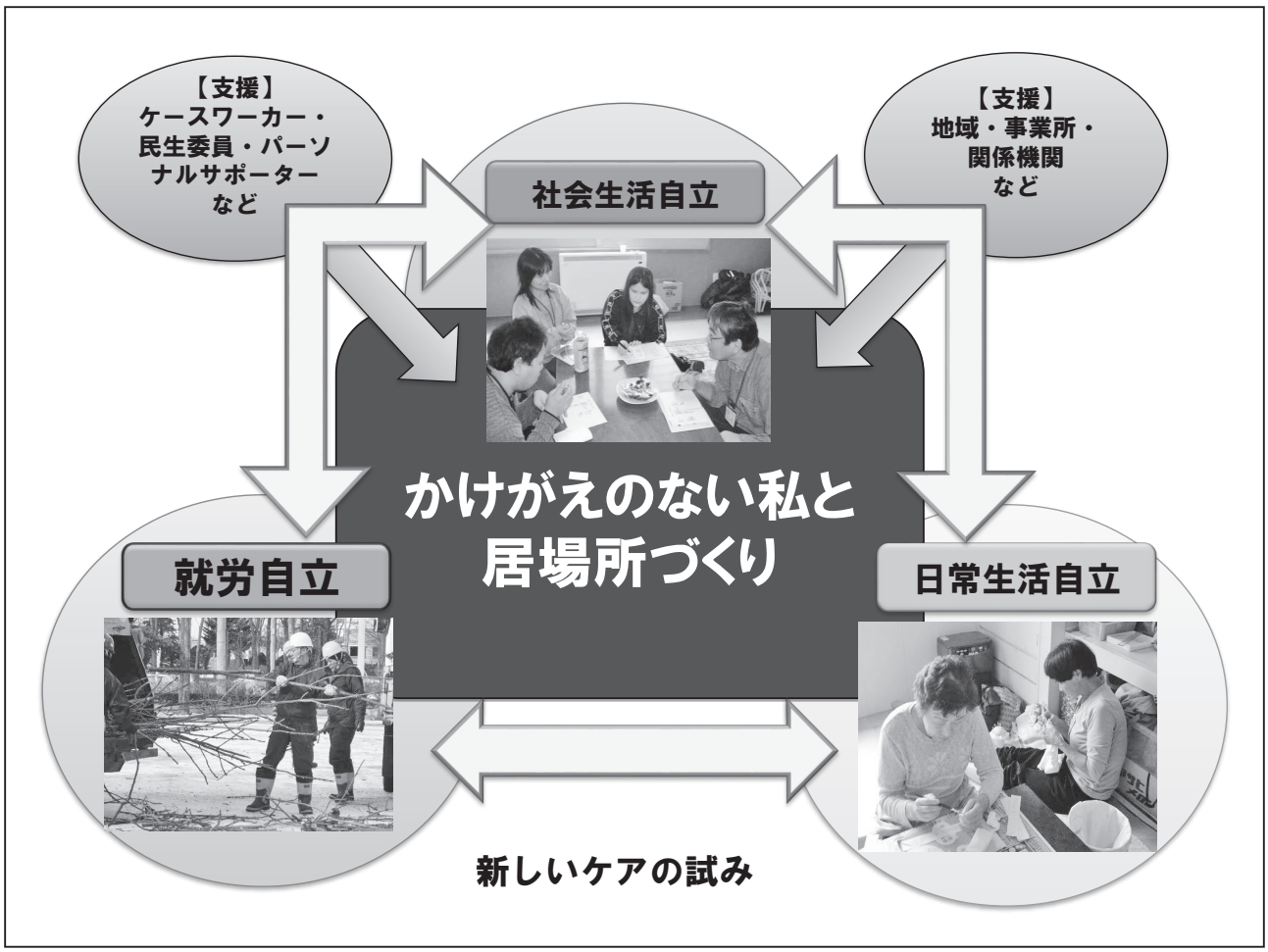


# 漁網の仕立て作業等

## 自立の道広げる体育館ネット

生活保護受給者が漁網作りで経済的な自立を目指す釧路市の事業で、参加者たちが31日、釧路フィッシャーマンズワーフMOO内に市が今春、開設予定の避難所兼体育館内に張るネットを加工し、保護受給者向け事業を受託する釧路社会的企業創造協議会が市内の

生産部の多様化に向け「第一歩になる」と作業に熱を込めた。

ネットは技技で使用するスペースと子供用の遊具の収納場所を仕切るために取り付ける。31日は市から生活保護受給者向け事業を受託する釧路社会的企業創造協議会が市内の漁網以外の製作に携わるのは初めてで、

◀ 体育館内に設置するネットを加工する就労支援事業への参加者ら

釧路市の生活保護者支援事業 **漁網以外の製作は初**

ビルに設けた作業スペースに、約10人が集合。長さ約15メートル、幅約3メートルの麻製のネット2枚を、設置場所に合うサイズへと切断した。

協議会では、担い手が不足している漁網作りに、本年度から本格的に取り組んでいる。参加者は技術を高めながら、収入を得ている。

ネットはMOOの施設整備を進める市が、普段、網を扱っているノウハウを生かしてもらおうと、発注を決めた。

漁網作りを手掛けるきっかけとなったのは、釧路市内の山本大輔社長は「これが、今までになかった作業を受けるきっかけになれば」と期待する。

MOOの避難施設兼体育館は、2012年に廃止された屋内プールを改修し、4月上旬にオープンする見通し。（木俣谷芽）

地場産カラマツ材と漁網を使ったパイプイスの試作品。釧路の網職人は生活保護受給者の自立支援事業として作っている

## カラマツ材と漁網でイス

釧路市が開発

釧路市は、地場産カラマツ材と漁網を使ったパイプイスの試作品。釧路の網職人は生活保護受給者の自立支援事業として作っている

イスは座面がクッションスペースとして使用。ウラマツ材を使用した背もたれ、脚部に使用。座面は生活保護者が編み上げ、漁網職人が仕上げる。

「使ってもらい、漁網の良さを知ってもらえる商品。漁網とかかわる人が増えてほしい」と山本社長。（宮原由紀夫）

座面張りは生活保護自立支援事業

**150脚MOO多目的アリーナに**

となったMOOの施設兼体育館。2012年に廃止された屋内プールを改修し、4月上旬にオープンする見通しだ。

市は、地場産カラマツ材と漁網を使ったパイプイスの試作品を、MOOの多目的アリーナに150脚ほど置く。

「アレンジ」を加えて、漁網を使用したMOOのイスを作ってもらえればと考えている。

市は、地場産カラマツ材と漁網を使ったパイプイスの試作品を、MOOの多目的アリーナに150脚ほど置く。

イスは、漁網職人が、釧路市内の生活保護者が編み上げ、漁網職人が仕上げる。

市は、地場産カラマツ材と漁網を使ったパイプイスの試作品を、MOOの多目的アリーナに150脚ほど置く。

イスは、漁網職人が、釧路市内の生活保護者が編み上げ、漁網職人が仕上げる。

市は、地場産カラマツ材と漁網を使ったパイプイスの試作品を、MOOの多目的アリーナに150脚ほど置く。

イスは、漁網職人が、釧路市内の生活保護者が編み上げ、漁網職人が仕上げる。

4

# 地域で支えられていた人が
# 支える人に回る仕組みを構築

## 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 漁業は、釧路市・厚岸町の基幹産業であるが、その下支えをしている漁網業界の現場（整網作業）で高齢化が進み、担い手不足により業界の存続が危惧されている。
- 整網作業は、機械化するのが困難であり、今後も手作業に頼るしかないのが現状である。
- 新たな担い手が生まれない大きな要因は、作業の習熟度が上がらないと、一定の収入が得られないことにある。
- そこで、本協議会の取り組む中間的就労自立の場として、整網作業に取り組み、同時に問題解決を図るのが狙いである。

5

# 釧路市都市経営戦略プラン

## 人材育成と雇用づくり

生活保護受給者の
就労の様子
（自立支援プログラム）

地域の労働力を向上させ、釧路市を支える確かな基盤を作るため、地域経済を支える人材の育成に取り組みます。

新たな雇用の場を創出するため、企業と求職者のマッチング、雇用の場となる中小企業の支援を行うほか、ソーシャルビジネスによる雇用づくりに取り組みます。

### 具体的な取組例

○将来の担い手である子どもたちに向けた、職業や社会を体験できる場づくりや学んだことを社会で実践できる場づくり　など
○釧路における様々な事業を支えるための有資格者の養成や人材育成を図る取組
○生活保護受給者の中間的就労自立に向けた調査研究
○地元技術や匠（人）の認証制度など頑張る企業、挑戦する企業を応援する取組
○ソーシャルビジネスの担い手となるＮＰＯなどが活動しやすい環境づくり

**相談類型別 （主訴＋複訴）構成比**

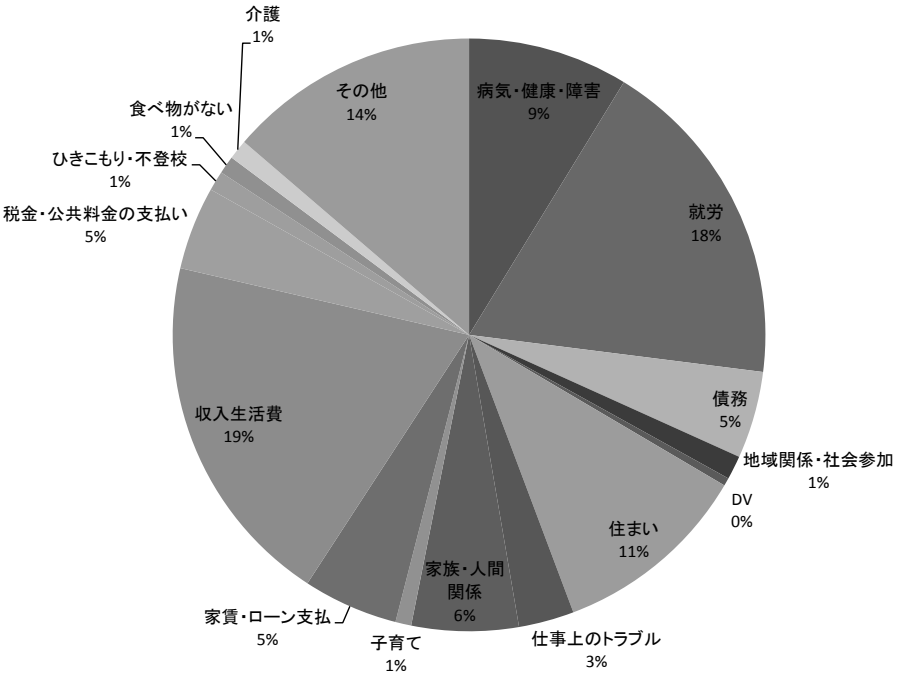

# 求められる就労支援とは

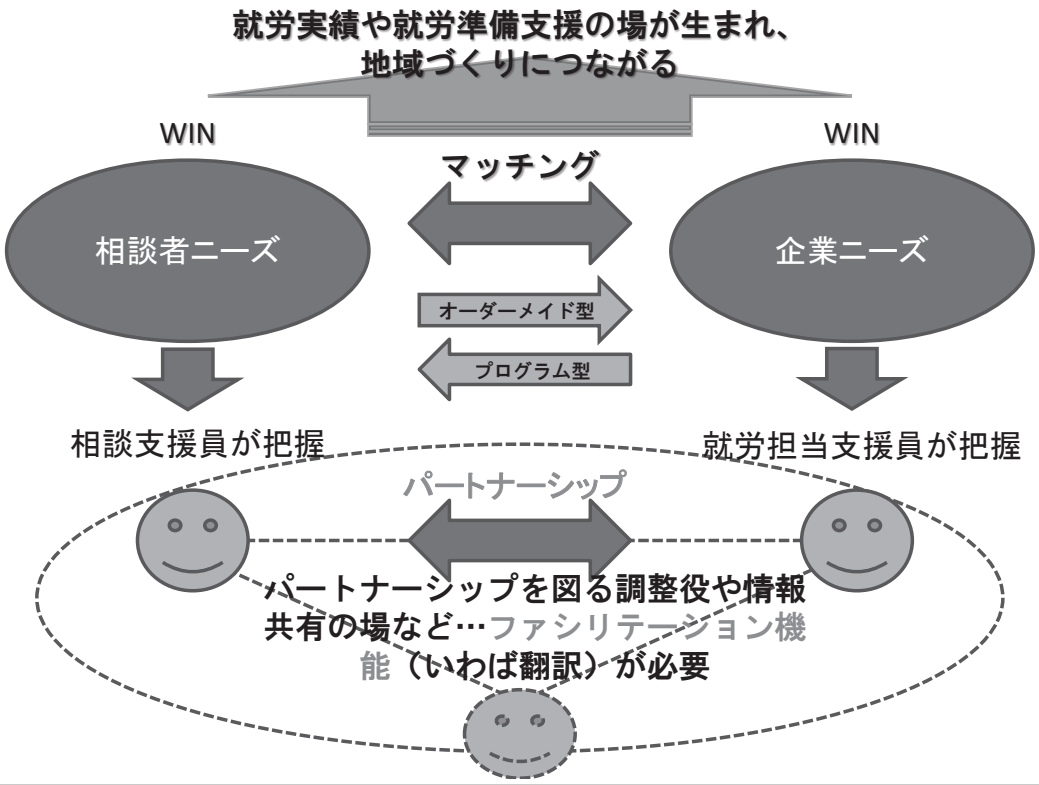


**本人の状況**

４０歳男性・大卒。妻と小学校低学年の娘一人。当時、大型書店にて昼夜問わず働いていた中、パニック障害になり、職場で倒れた。傷病手当金を受給しながら休職、その後退職。パニック障害も患い、釧路にある妻の実家に同居。

| 相談経緯 | | 本人の変化 |
|---|---|---|
| 相談 | •散歩や趣味で体を動かしていたところ、医師から「そろそろ働く準備をしてみては?」との提案があり、就労を意識しハローワークへ行った。そこで、相談員からセンターを紹介された。 | プライドが高く、他者を受け入れない。 |
| | | 回復 |
| 支援内容 | •当初は、ゴミ袋の封入作業に参加することから始め、２度就職するも定着せず。都度就労準備の場に戻り、最終的に銭湯を経営する会社が始めた大豆畑で、３か月の間、未経験の農作業を行うことになった。結果、畑の収量は前年の1.5倍となった。 | 社会（他者・労働）と関わり、様々な気付きが得られ、自尊心が回復。 |
| | | 育成 |
| 就労へ | •コミュニケーションにも慣れ、体を動かすことで心身ともに回復。３か月後、未経験の製麺会社に応募し、採用が決まった。<br>•【就労から１年後】場があったお陰で、引きこもったり、ただ求人を見るだけの嫌な日々から逃れられたことも良かったと振り返る。 | 職業選択の幅が広がり、自信を持った中で面接に臨むことができた。 |

**ポイント**

相談者へアセスメントを行うのと同様に、日頃から企業を発見しアセメント（企業ヒアリング）を数多く行うことが重要。それにより、相談者ニーズと企業ニーズのマッチングを図り、本事例のような双方のニーズを満たす場を生み出すことが出来る。

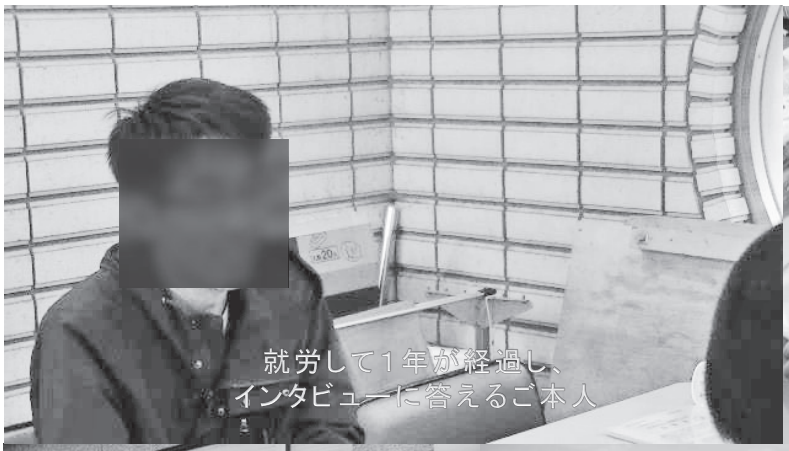

就労して１年が経過し、
インタビューに答えるご本人

可燃ごみ専用袋の封入作業

協力企業の社長

大豆畑を見学している様子

高齢者の運動用具製作依頼

生活保護受給者の自立支援

道内で新たな取り組み

11

自立相談支援事業

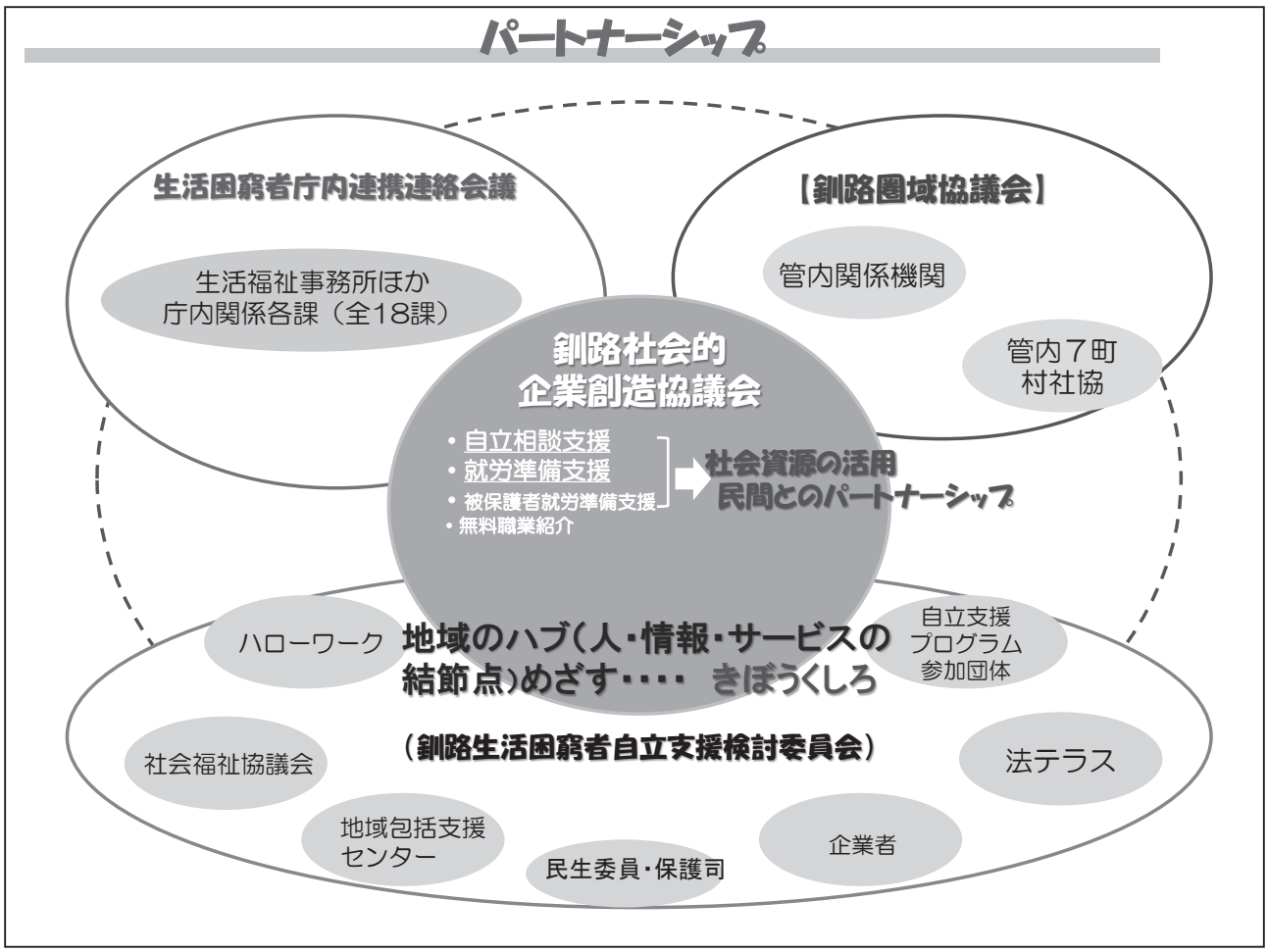
パートナーシップ
生活困窮者庁内連携連絡会議
生活福祉事務所ほか
庁内関係各課（全18課）
【釧路圏域協議会】
管内関係機関
管内７町
村社協
釧路社会的
企業創造協議会
・自立相談支援
・就労準備支援
・被保護者就労準備支援
・無料職業紹介
社会資源の活用
民間とのパートナーシップ
ハローワーク
地域のハブ（人・情報・サービスの
結節点）めざす・・・・ きぼうくしろ
自立支援
プログラム
参加団体
（釧路生活困窮者自立支援検討委員会）
社会福祉協議会
法テラス
地域包括支援
センター
民生委員・保護司
企業者

# 地域で支え合う仕組み模索

## 「みはら・かがやき食堂」スタート

子ども、若者から高齢者まで地域で支えあって暮らす仕組みづくりの核として、釧路市美原地域ではコアかがやきを拠点に、「みはら・かがやき食堂」が4日、スタートした。地域食堂、体験づくり、学習支援から始め、さまざまな人とつながっていくことで、地域の困りごとや問題を良い方向に導く力を模索する。暮らしやすい地域を住民自らがつくり出していこうという一歩だ。（坂上めぐみ）

かがやき食堂は、子育てがひと段落した世代の母親グループのいちりんネットワーク、釧路社会的企業創造協議会、釧路市社会福祉協議会、コアかがやき指定管理者の美寿の4者でつくる実行委員会が運営する。実行委員長はいちりんネットワークの松田恵美子さん。

同ネットワークは美原一輪車クラブの母親OBの会で、5年前の指定管理者となった美寿（三上幸月社長）が「食を通じて地域の子どものために何かしたい」と「子ども食堂」の運営を考えていた。ちょうど、今年4月から市内コアテーマにした地域貢献」を模索していたことから、両者の思いがうまく重なった。ここに仕事、介護、福祉など、今どこの地域社会も抱えている問題に取り組む社団、社会的企業創造協議会が加わった。

実行委員会のキーワードは「楽しく」「継続」「手づくり」（つながる）！。松田さんは「美原には一輪車クラブがあって、そこから生まれた体幹トレーニングや遊びも地域で続き、現役の親子にも手伝ってもらって、いろいろな世代が集まれる。一番は楽しいこと。繋がることで何が生まれるか楽しみ」と笑顔だ。

今年度は月1回の開催を計画。回を重ねるごとにいろいろなテーマ（学習支援、住民からの要望、困りごと相談など）が発生することも予想される。が、松田さんは「いろいろなジャンルのプロが控えているので心強い。一つずつ丁寧に育てていきたいし、食堂運営にも反映していきたい」と語る。

食堂メニューもユニーク。地産地消の味が、全国に友人がいる松田さんの人脈で、今回は山形県酒田市から届く立てのタケノコが届き、たけのこ飯、わかたけ汁や缶を味わった。毎回、こうした珍しい食材も用意し、「楽しみ」を分かち合うのも特色だ。

初回の日は小学生のグループや親子連れでにぎわった。利用者は子ども32人、大人77人の計109人。友だち8人のグループでやって来た美原小6年の川本美稀さんは「先生から聞いて来た。ご飯はおいしかったし、楽しかった。クラスの友だちに（食事は）豪華だったと伝えたい」と話した。

かがやき食堂は中学生以上300円、小学生以下100円でだれでも利用できる。次回は7月9日午前11時～午後2時。問い合わせは実行委員会、相坂さん、015-425-0288。





↑「楽しさ」を共有しながらやっていきたいと話す松田会長（子どものグループや親子連れでにぎわう食堂

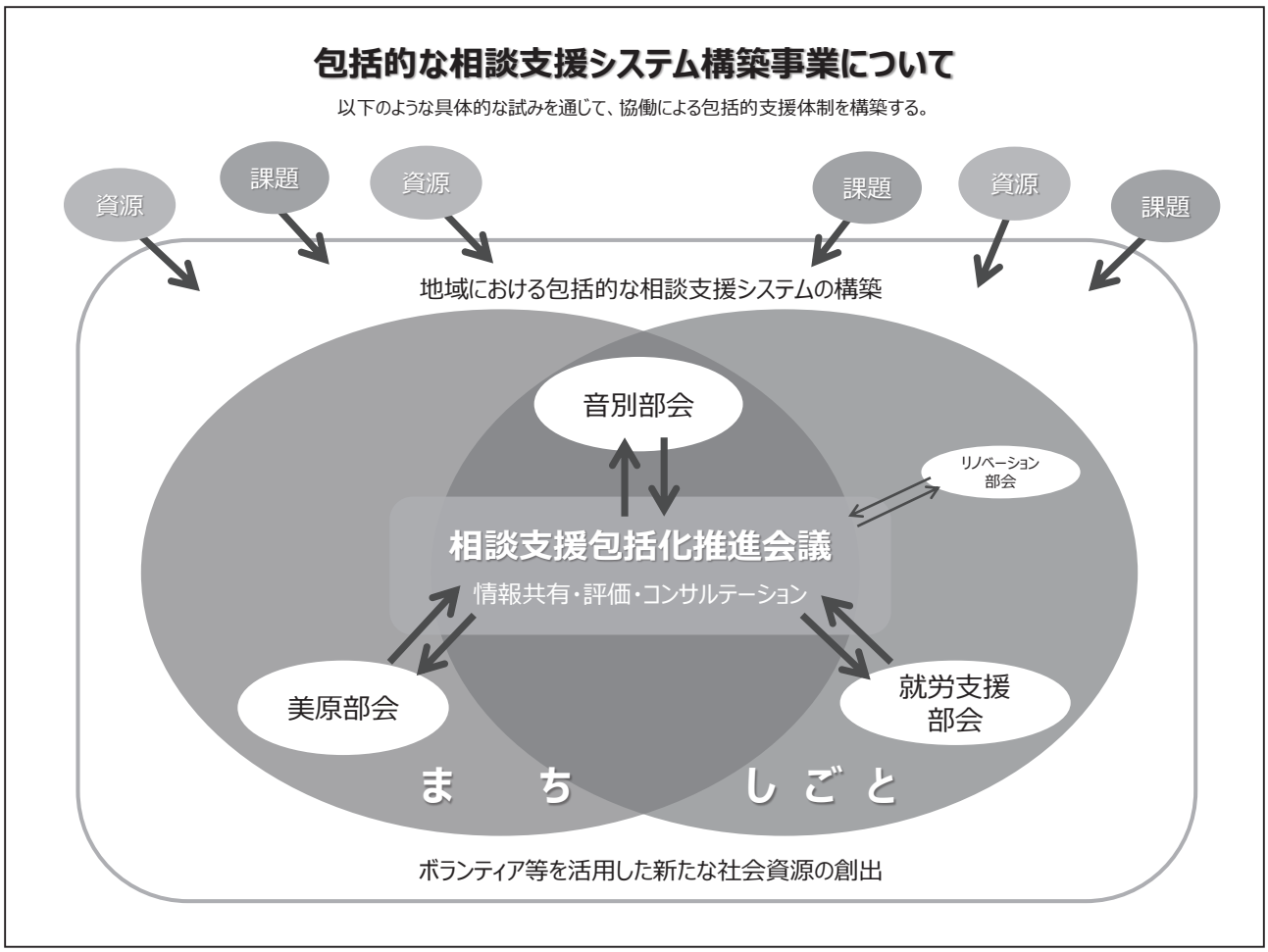
包括的な相談支援システム構築事業について
以下のような具体的な試みを通じて、協働による包括的支援体制を構築する。
資源
課題
資源
課題
資源
課題
地域における包括的な相談支援システムの構築
音別部会
リノベーション部会
相談支援包括化推進会議
情報共有・評価・コンサルテーション
美原部会
就労支援部会
ま　ち　　し ご と
ボランティア等を活用した新たな社会資源の創出

第2回　自立相談支援実践研修セミナー

# 「生活困窮者自立支援制度」におけるアウトリーチ(訪問支援)

2017年3月16日
特定非営利活動法人抱樸
ホームレス自立支援センター北九州
施設長：山田耕司

## NPO法人　抱樸　概要

（旧　北九州ホームレス支援機構）

・活動開始　　1988年
・自立者総数　2800人⇒サポート中　約2000名
・自立達成率　　92%（6ヶ月の自立プログラム）
・自立生活継続率　　92%
・就労率　　58%
・4つの市で活動（北九州市・下関市・福岡市・中間市）
・5つの施設―総定員186名
（抱樸館下関・北九州・福岡、自立支援センター、シェルター抱樸　）
・有給職員104名　　登録ボランティア　250名
・互助会　270名　　※2016年10月時点

2

「生活困窮者の抱える二つの困窮」

経済的困窮　社会的孤立

↓

伴走型支援の方向性は「参加と自立」

↓

困窮状態が長期化、深刻化する前に支援を行う事により、早期の自立・安定を目指すことができる。

早期発見・緊急支援

アウトリーチ型訪問支援の重要性

## 北九州における自立支援システム

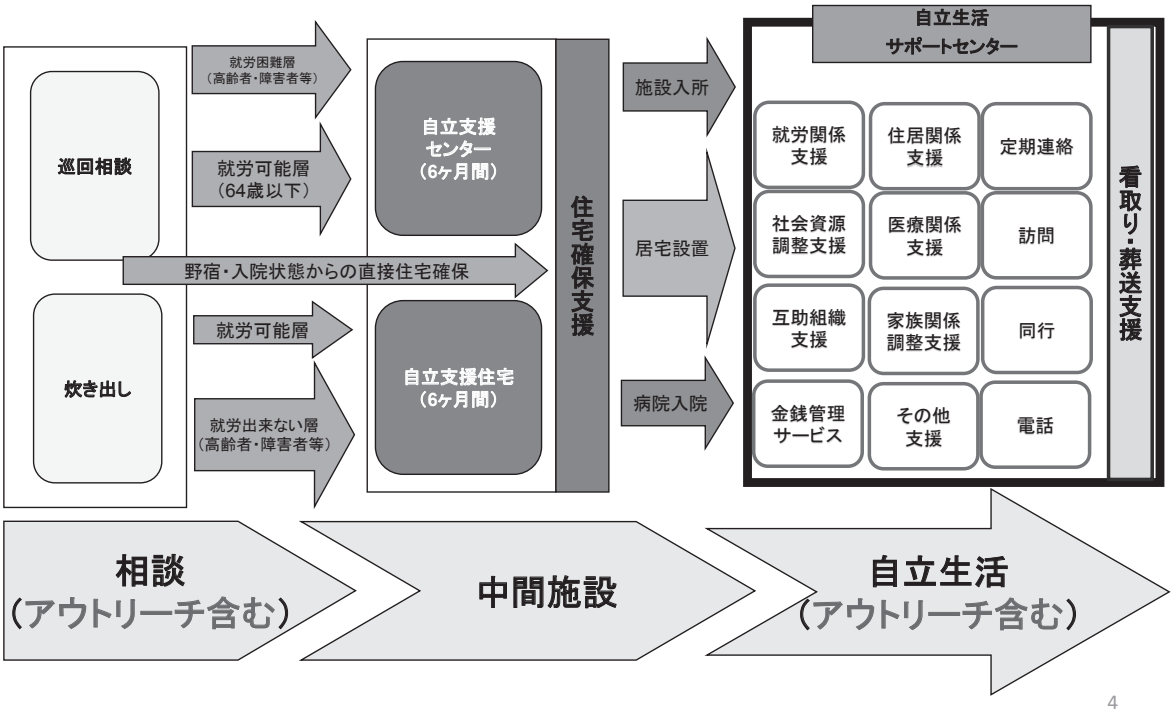


4

# 抱樸の各事業部の紹介

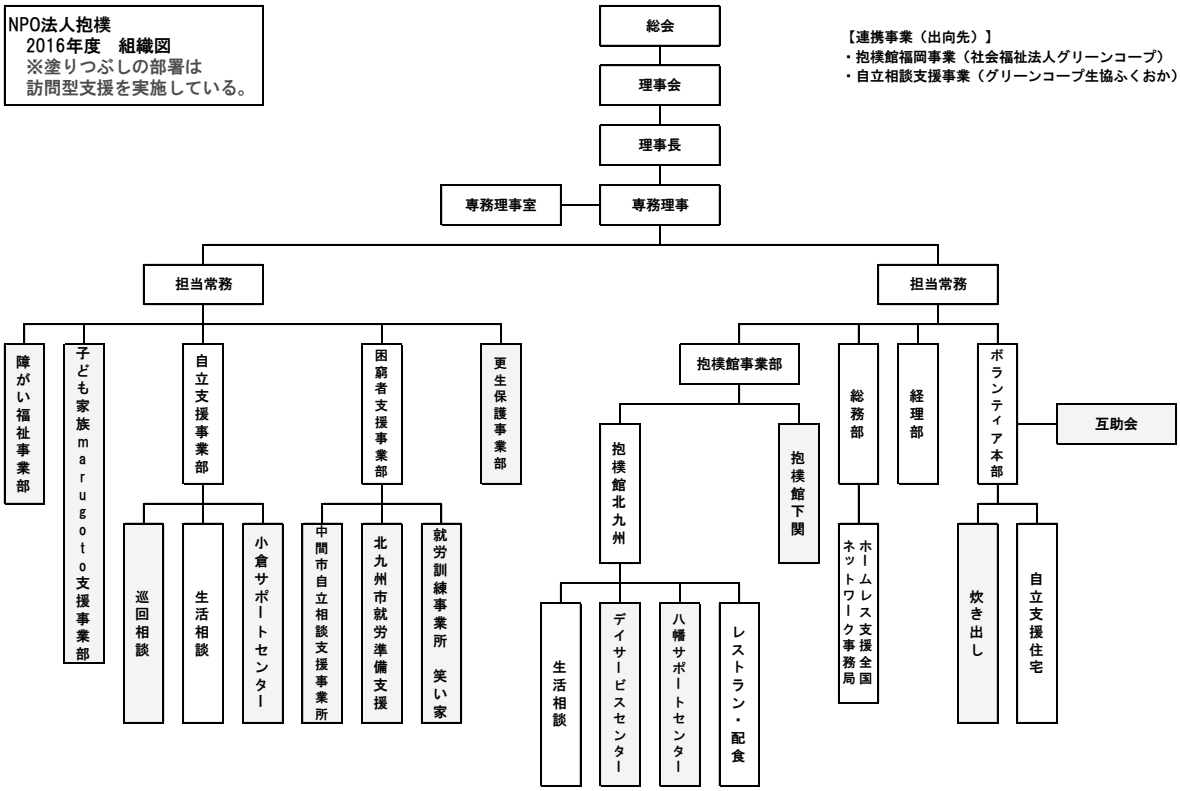


# 北九州におけるアウトリーチ型訪問支援
# 代表的な三つのアウトリーチを紹介

## その1　巡回相談支援事業

2004年4月　北九州市より委託。

市内全域での日常的なアウトリーチ型訪問支援に加え、金曜日の炊き出しパトロール、毎週火曜日の定例相談会などによる相談支援を実施。

自立支援センター、自立支援住宅、保護課等と連携することで、自立支援を実施。

ホームレス数

434人（2004年7月）→68人（2016年3月）

聞き取りによるアセスメント台帳搭載者は3747人（後述）。

## 巡回相談支援事業の特徴

・相談しない（できない）対象者に、アウトリーチ型訪問相談を実施。

・「訪ねてきてくれる人がいる」「心配してくれる人がいる」認識が大切。関係性・信頼の構築が第一課題

・包括的個別型の支援プラン作成

・社会資源と法人内資源の組み合わせ

・継続的な伴走支援を実施することで、つなぎ・もどしの連続的行使を実施

・伴走自体が支援

「今日解決できなくても、明日に希望をつなぐ」

7

## 巡回相談支援事業の特徴

・炊き出し・パトロールボランティアとの情報共有と相談対応連携

・巡回相談・自立支援が地域にも認識され、市民、医療機関、保護課、その他行政機関からの紹介・相談対応が、新規相談の7割を超えている。

2015年度新規相談者126名のうち、炊き出し・街頭での相談及び本人からの相談33名、紹介・依頼による相談93名

| 保護課 | 市民 | 行政機関 | 医療機関 | 自立相談 | 弁護士 |
|---|---|---|---|---|---|
| 43 | 18 | 9 | 8 | 8 | 7 |

→当事者だけでなく、地域からも「巡回に相談したら、何とかなる。」との認識、信頼。

8

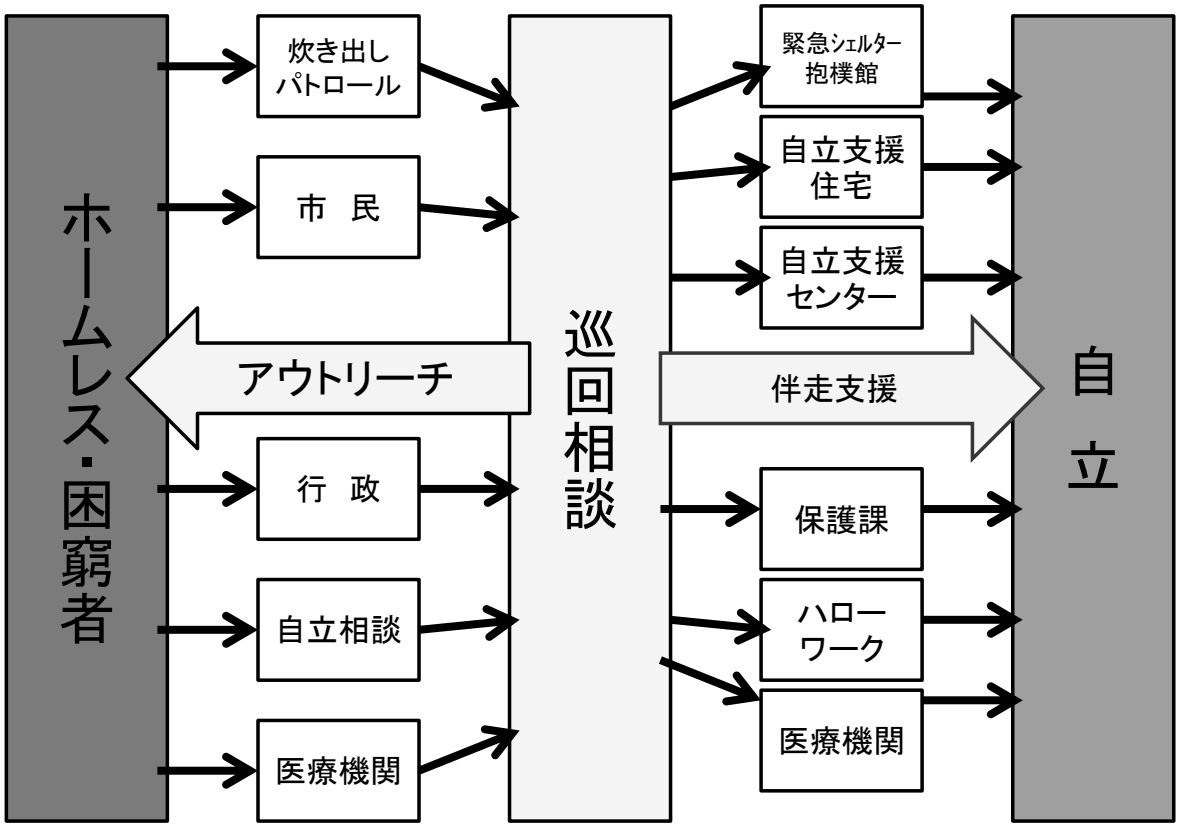


# 北九州におけるアウトリーチ型訪問支援（自立生活サポート支援事業）

## その２　自立生活サポート支援事業

2005年3月　事業開始。

小倉サポートの一部を北九州市より委託。

来所による相談だけでなく、

自宅等へのアウトリーチ型訪問支援を実施。

⇒2015年度は延べ3577件の同行・訪問支援実施。

⇒支援総数の約1/4にあたる

⇒結果、自立生活継続率は91.4%（2016年3月）。

# 自立生活サポート支援事業の特徴

各種相談支援と社会資源（外部、法人内）との連携により自立生活継続を支援。

金銭管理やアディクションなども考慮し、緊急的な対応だけでなく、対象者の状況に応じて、ランク分け（評価）し、予防的な訪問支援を計画している。（後述）

| 2015年度総計 | 小倉（委託） | | 小倉（委託外） | | 八幡 | | 総計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 相談件数 | 実人数 | 相談件数 | 実人数 | 相談件数 | 実人数 | 相談件数 | 実人数 |
| 就労支援 | 69 | 31 | 373 | 74 | 37 | 17 | 479 | 122 |
| 住居支援 | 54 | 30 | 583 | 169 | 167 | 63 | 804 | 262 |
| 福祉事務所等との連携による支援 | 79 | 57 | 566 | 194 | 555 | 88 | 1200 | 339 |
| 健康・保険支援 | 107 | 60 | 1008 | 244 | 833 | 149 | 1948 | 453 |
| 親族・地域との交流支援 | 28 | 21 | 185 | 89 | 189 | 74 | 402 | 184 |
| 他法活用による支援 | 12 | 9 | 86 | 61 | 17 | 43 | 115 | 113 |
| 人権支援その他 | 133 | 48 | 541 | 193 | 85 | 46 | 759 | 287 |
| 生活相談支援 | 369 | 116 | 1993 | 644 | 2000 | 193 | 4362 | 953 |
| 貴重品・金銭管理支援 | 1650 | 91 | 7636 | 285 | 4373 | 135 | 13659 | 511 |
| 合計 | 2501 | 136 | 12971 | 754 | 8256 | 230 | 23728 | 1120 |

11

# 自立生活サポートセンター事業の特徴

サポートスタッフだけでなく、法人内、法人外の様々なアウトリーチと情報共有、連携し、対象者の安否確認や、訪問、支援プランを組み立てる。

・担当ボランティアによる訪問
・見舞いボランティアによる病院訪問
・なかまの会世話人による訪問
・センター宿直によるバースデーコール
・四季のお便り大作戦(誕生日カード、年賀状、暑中見舞いなど)
・就労先からの無断欠勤連絡
・介護事業所、訪問看護、配食事業所からの連絡
・大家・管理会社からの家賃滞納連絡(保証人バンク制度)
・近隣住民、民生委員からの連絡　等

→データベースにより対応記録が3か月ない場合は訪問を実施。

# 自立生活サポートセンター事業の特徴

## ボランティア部との連携

自立支援住宅担当者が居宅移行後も、サポートセンターと情報共有しながら、自宅訪問。

ボランティアによるバースデーカード、お見舞いカード、訪問など

→対象者から感謝の連絡や手紙があり、現状確認の機会ともなる。

## 互助会との連携

互助会の世話人会が、行事カレンダー等を地域生活者宅へ毎月訪問配布し、声かけを行う。

↓

安否確認等を行っているサポートスタッフと情報共有を行い、必要に応じて、スタッフが訪問するなどしている。

月に一回行われる
世話人（互助会の方による）会の様子

# 自立生活サポートセンターの特徴

## 物件大家・管理会社との連携（保証人バンク事業）

### 1．保証人バンクとは

賃貸借契約に必要な保証人を準備することができない方の自立および安定的な生活継続を支援するために、NPO法人抱樸が保証人を提供する事業。

### 2．保証人バンクの機能

①滞納家賃の支払い
②家具や荷物などの遺留品の引き取り・処分
③その他契約書に書かれている内容の補償
④生活支援員による、生活安定のための継続的支援
⑤求償権（滞納家賃を肩代わりした代金を請求できる権利）の放棄

保証人バンク関係図

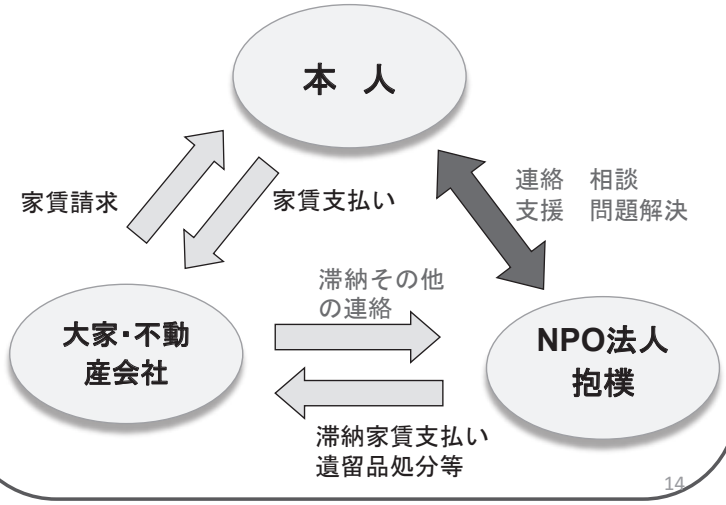


14

## 3. 保証人バンクの効果

①ケア付き保証人制度―相談・指導・解決等実施・・・・再野 宿化防止。
②ケア付きのため大家の安心につながる
③不動産業者への顧客無料紹介（ビジネス）
④不動産業者との連携―滞納情報（一か月以内）→トラブルの早期対応
⑤利用者と支援者（保証人）との関係性の構築（孤立させない支援）
⑥最後の看取り（葬儀・納骨）までの生涯支援の実施

## 4. 保証人バンク事業実績 （2016年1月現在）

①保証人バンク利用者人数　　726件

②保証人バンク利用者の生活継続率　　98%

## 5. 保証人バンク利用料

①新規利用料40,000円 ②更新料（2年毎）10,000円 ③生涯保証

⇒収益　1/3 保障積立　1/3 自立支援貸付金　1/3 スタッフ経費

15

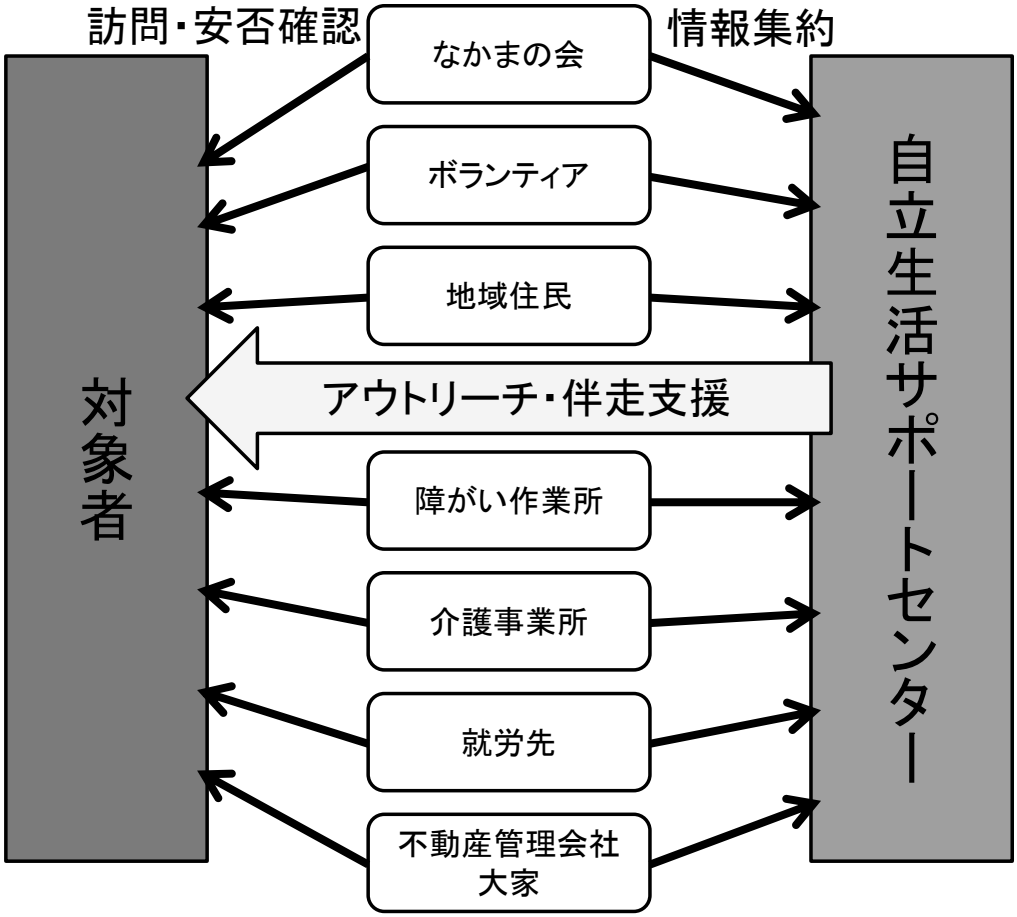

# 地域生活維持危険度指数表

## ※ランクに応じて、訪問・回数などを検討

①

| 障害 | 点数 |
|---|---|
| 身体 | 1 |
| 精神 | 3 |
| 知的 | 2 |
| 知的+精神 | 4 |
| 知的(退所後追加) | 2 |
| 精神+身体 | 3 |
| 知的+身体 | 3 |
| 無 | 0 |

②

| 住居の形態 | 点数 | 住居の形態 | 点数 |
|---|---|---|---|
| 民間AP | 3 | 養護老人ホーム | 1 |
| 県営住宅 | 3 | 特別養護老人ホーム | 1 |
| 市営住宅 | 3 | 軽費老人ホーム | 1 |
| 会社寮 | 4 | 知的障害者入所更生施設 | 1 |
| 民間寮 | 4 | 知的障害者入所授産施設 | 1 |
| 簡易宿所 | 4 | 救護施設 | 1 |
| GH(障害) | 1 | 通勤寮 | 1 |
| GH(高齢) | 1 | その他施設 | 1 |
| 有料老人ホーム | 1 | 死去 | 0 |
| 家族宅 | 2 | 野宿 | 0 |
| 入院(精神科) | 2 | 不明 | 0 |
| 入院(その他) | 2 | その他 | 0 |

⑤

| 合計点数 | ランク |
|---|---|
| 11～9 | A+ |
| 8～6 | A |
| 5～3 | B |
| 2～0 | C |

③

| 収入の形態 | 点数 |
|---|---|
| 就労 | 4 |
| 就労(+生保) | 3 |
| 就労(+生保+年金) | 2 |
| 就労(+年金) | 2 |
| 年金 | 1 |
| その他の他法 | 2 |
| 生活保護 | 1 |
| 生活保護(+年金) | 2 |
| 求職 | 2 |
| 帰郷 | 1 |
| その他(死去、野宿不明等) | 0 |

④

| 社会資源との関わり | 点数 | 社会資源との関わり(法人内) | 点数 |
|---|---|---|---|
| 訪問介護 | −1 | デイ抱樸 | −2 |
| 通所介護 | −1 | 多機能ほうぼく | −2 |
| 作業所通所 | −1 | 抱樸館入居 | −3 |
| 訪問看護 | −1 | 金銭管理サービス(週1以上) | −2 |
| 権利擁護 | −1 | 金銭管理サービス(週1未満) | −1 |
| 町内会等 | 0 | 互助会 | −1 |
| 家族の関わり | 0 | なかまの会 | −1 |
| ※週2以上は−2 | | | |

# データベースのよる対象者情報の管理と共有

2004年より、対象者の聞取り、支援情報をデータベース作成
支援情報共有、担当者変更に関わらず、支援継続

巡回相談→自立支援センター→サポート等のステージ以降にも対応
支援継続を前提とする伴走型支援の必須ツール

例

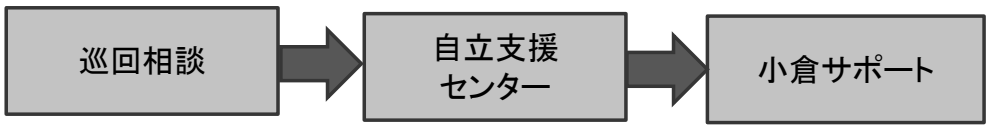


| | | | |
|---|---|---|---|
| 登録者数 | 3747名 | 1173名 | 1010名 |

2016年3月末現在

19

# 北九州におけるアウトリーチ型訪問支援

## その3　子ども・家族への包摂型世帯支援

深刻な困窮状態にある子どもほど家の中にいる。同様に親も相談しない
⇒訪問支援が必要
いきなり親の悩みを聞かせてもらうのは拒否感が強い場合が多い。
「子ども」を入り口とすることにより、親も相談しやすくなる。

1）世帯を対象とする⇒家族marugotoが対象
2）伴走型支援員の働き
　・直接的伴走・・・相談支援、寄り添い
　・支援プラン作成　・支援実施の為のコンシェルジュ的機能
　⇒アウトリーチ型訪問相談支援が必要
　「社会的孤立状態にある人（世帯）は自らは相談に来ない」
3）NPO独自の支援
4）地域資源の把握と連携
　⇒居住、就労、介護、医療、更生保護、障害、多重債務・・
　⇒外部資源や出会いへのコーディネート、地域づくりの必要性

20

# 世帯への訪問型相談支援の内容

⇨保護者（家族）

- 子どもの状況についての聞き取り
- 保護者やその他の家族の課題を把握
- 子どもの学習支援を切り口に、保護者の話し相手・相談相手となる

→信頼関係を構築

→今まで困っていたこと、出来なかったことを一緒に解決

- 支援や関係機関との連携に関する承諾

⇨子ども

- 主に話し相手・遊び相手から始まり、信頼関係を構築
- 運動や釣りなどを通して、外出のきっかけを作る。

→とにかく「家から外に出る」ことの重要性

- 不登校児童が大半の為、訪問型学習支援による本人の学力に応じた学習プログラムを実施（学習支援ボランティアの同行）
- 登校や今後の進路の相談など、本人の希望の実現
- イベントへの参加
- 徐々に集合型学習支援への参加

⇨その他

- 学校や医療機関、役所などの関係機関への同行（子ども・家族両方）
- 学校や関係機関との連携
- 提出書類の作成や諸手続き等の手伝い
- 掃除や洗濯、料理などの生活支援を含めた自宅などの環境整備

22

# 総合型ケースカンファレンスの実施

総合型ケースカンファレンスによって、社会資源との連携をコーディネートし、複数で子どもと家族を支える

1）子どもおよび世帯に関わる関係者が一堂に会し、支援プランを検討
2）出席者（下部参照）
3）役割を確認する
4）伴走支援員がサポートプラン案を作成、総合的に検討し、最終案へ
5）3か月を目安にリプランを実施

・生活保護課ケースワーカー、臨床心理士
・学校担任、生徒指導担当
・スクールソーシャルワーカー
・放課後児童クラブ職員
・児童相談所ケースワーカー
・伴走型支援員
・学習支援担当者
・NPO内連携他部署

・キーパーソン　など

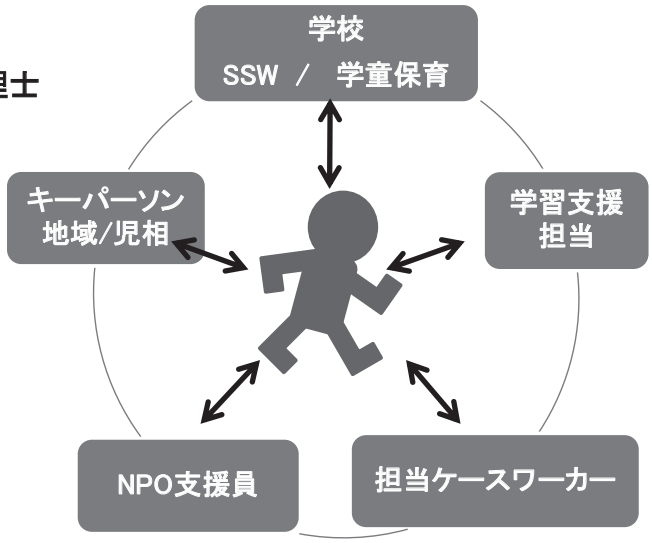


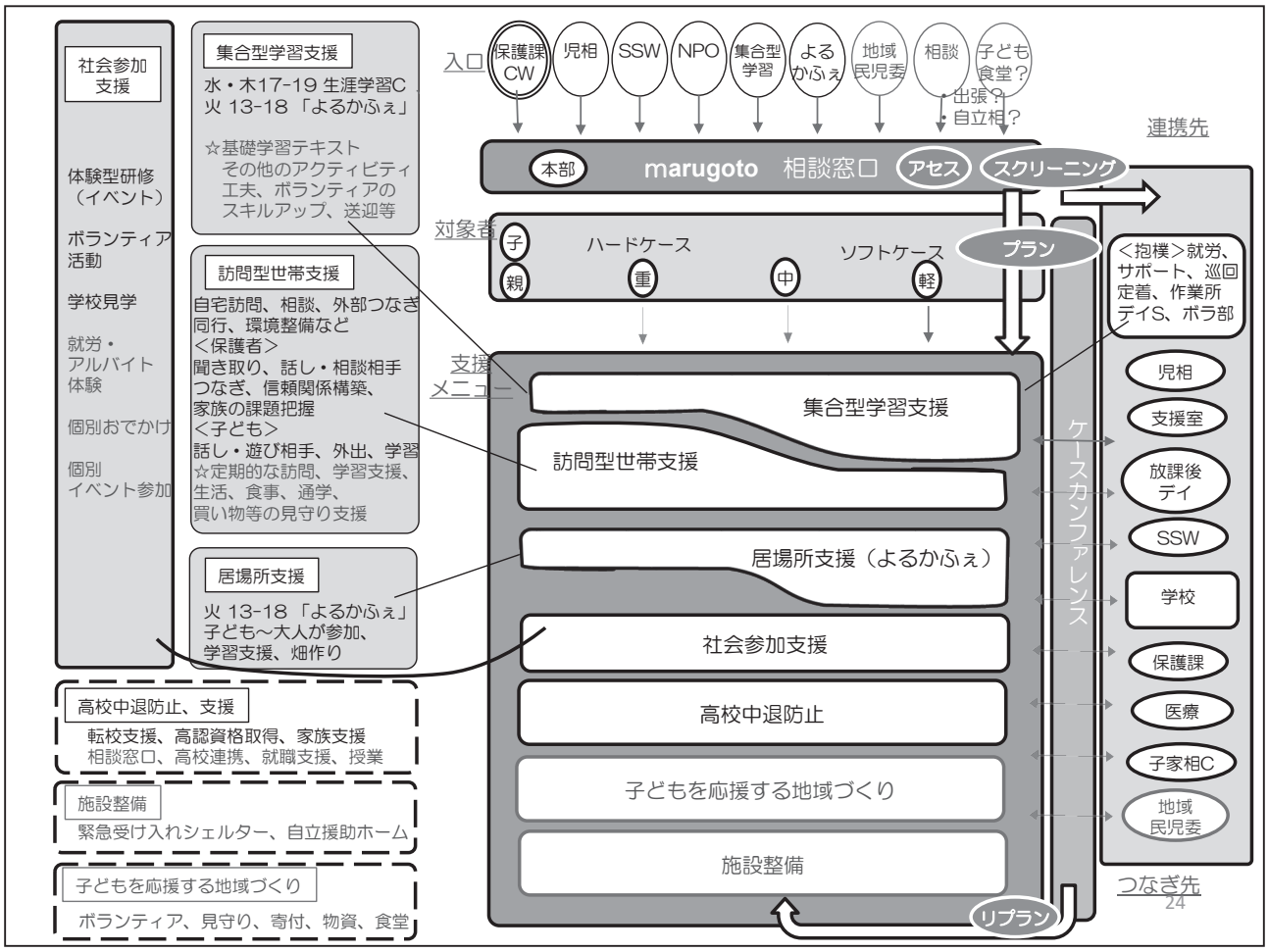


自立相談支援事業

2016年度　厚生労働省　社会福祉推進事業
「ひきこもり状態にある若年者・児童およびスネップ状態にある者とその家族を支える包摂型世帯支援の構築と、世帯の支援メニューと支援ツールの開発、および困窮世帯を支える市民参加型の地域連携の在り方に関する調査研究事業」
事業報告シンポジウム

## 子どものための世帯支援
## 『北九州 子ども・家族marugotoプロジェクト２０１６』について考える

日時　3月21日（火）18：00～（開場17：30）

会場　北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
5階　大セミナールーム
（小倉北区大手町 11-4 / TEL 093-871-7200）

定員　150名　入場無料　※お席確保のためお申し込みください。

**基調講演**

「はぐくみあえる社会で生きたい！～虐待や貧困のもと育った子どもたちの支援を通じて～」 高橋亜美さん （アフターケア相談所「ゆずりは」所長）

**事業報告・評価**

NPO法人抱樸　子ども・家族 marugoto 支援事業部／事業研究委員

**パネルディスカッション**

「『北九州 子ども・家族marugotoプロジェクト』について考える」

パネラー：　高橋亜美氏（アフターケア相談所「ゆずりは」所長）
田中美穂氏（北九州市ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」センター長）
梅木正吾氏（福岡保護観察所北九州支部 統括保護観察官）
奥田知志（NPO法人抱樸 理事長）
他 行政関係者（予定）
コーディネーター：　稲月正氏（北九州市立大学基盤教育センター教授）

後援（予定）：北九州市、朝日新聞社、西日本新聞社、毎日新聞社、読売新聞西部本社、NHK北九州放送局

主催　お申込み・お問合わせ
NPO法人抱樸 （旧北九州ホームレス支援機構）
〒805-0015 福岡県北九州市八幡東区荒生田2-1-32
Tel/Fax 093-571-1009　Mail ettou@f8.dion.ne.jp

2017年3月16日（木）
平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業
第2回自立相談支援実践研修セミナー1日目

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」

# アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特定非営利活動法人
NPOスチューデント・サポート・フェイス（S.S.F.）
代表理事　谷口　仁史
（佐賀県子ども・若者総合相談センター長）
（さが若者サポートステーション　前総括コーディネーター）

アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ
～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

## 政府の方針を定めた新しい「子供・若者育成支援推進大綱」の概要

# 新「子供・若者育成支援推進大綱」に象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的な姿勢を示した新大綱～

2

## 新「子供・若者育成支援推進大綱」に象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～　※以下、3枚のスライドは内閣府及び厚労省HPより引用

平成28年2月9日（火）
子ども・若者育成支援推進本部決定

### 子供・若者育成支援推進大綱（概要）
～全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して～

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づき、子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等について定めるもの。

**第1　はじめに**

○**全ての子供・若者**が自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、**社会的に自立した個人として健やかに成長**するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

○子供・若者の育成支援は、**家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が**各々の役割を果たすとともに、**相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題**である。なお、**一人一人の子供・若者の立場に立って**、生涯を見通した**長期的視点、発達段階についての適確な理解**の下、**最善の利益を考慮**する必要がある。

○全ての子供・若者が健やかに成長し、**全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現**を**総がかりで**目指す。

**現状と課題**

【家　庭】・親が不安や負担を抱えやすい現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要
・貧困の連鎖を断つための取組、児童虐待を防止するための取組の必要
・家庭環境は多様であり、子供・若者、家族に対して、個々の状況を踏まえた対応が必要

【地域社会】・地域におけるつながりの希薄化の懸念
・地域住民、NPO等が子供・若者の育成支援を支える共助の取組の促進が必要

【情報通信環境】・常に変化する情報通信環境は、子供・若者の成長に正負の影響をもたらす
・違法・有害情報の拡散、ネット上のいじめ、ネット依存への対応が必要

【雇　用】・各学校段階を通じ、社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育てるキャリア教育、就業能力開発の機会の充実が重要
・円滑な就職支援、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等による若者の雇用安定化と所得向上が重要

**これまでの取組の中で顕在化してきたもの**

＋

【課題の複合性、複雑性】困難を抱えている子供・若者について、子供の貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の問題は相互に影響し合い、複合性・複雑性を有していることが顕在化。

1　3

## 新「子供・若者育成支援推進大綱」に象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

**第2　基本的な方針（5つの重点課題）**

**1. 全ての子供・若者の健やかな育成**
・基本的な生活習慣の形成、学力・体力の向上、規範意識や思いやりの心の涵養
・心・身体の健康を維持し、自ら考え自らを守る力の育成
・地域の実情を踏まえた、子供・若者育成支援に関する相談窓口の整備の促進

**2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援**
・年齢階層で途切れさせない縦のネットワーク及び多機関が有機的に連携した横のネットワークの構築を通じた支援
・家庭等に出向き支援するアウトリーチ（訪問支援）の充実
・子供の貧困対策、児童虐待防止対策の強化

**3. 子供・若者の成長のための社会環境の整備**
・地域等で実施される各種の体験・交流活動の充実
・インターネットの急速な普及を踏まえた情報通信技術の適切な利用

**4. 子供・若者の成長を支える担い手の養成**
・官公民連携による地域における共助機能の充実
・総合的な知見を有するコーディネーターの養成

**5. 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援**
・グローバル人材、科学技術人材の育成
・情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
・地域づくりで活躍する若者の応援

**第3　基本的な施策**

**1. 全ての子供・若者の健やかな育成**
（1）自己形成のための支援
①日常生活能力の習得
・インターネットの適切な利用に関する学習活動の推進　等
②学力の向上　③大学教育等の充実
（2）子供・若者の健康と安心安全の確保
①健康教育の推進と健康の確保・増進等
・心の健康、薬物乱用、発達段階に応じた性に関する知識の教育の充実　等
・妊娠・出産・育児に関する正しい理解に係る教育や情報提供の充実
②子供・若者に関する相談体制の充実
・困難を抱えた場合の相談先や解決方法の啓発広報
・子ども・若者総合相談センターの充実
・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用　等
③被害防止のための教育
（3）若者の職業的自立、就労等支援
①職業能力・意欲の習得　②就労等支援の充実
（4）社会形成への参画支援

**2. 困難を有する子供・若者やその家族への支援**
（1）子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実
・子ども・若者支援地域協議会の設置促進・活動の充実
・アウトリーチ（訪問支援）に携わる人材の養成　等
（2）困難な状況ごとの取組
①ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等
・地域若者サポートステーションによる支援の充実　等
②障害等のある子供・若者の支援
③非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等
④子供の貧困問題への対応
・国民運動の取組の展開、充実　等
⑤特に配慮が必要な子供・若者の支援
（3）子供・若者の被害防止・保護
①児童虐待防止対策
・児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応　等
②子供・若者の福祉を害する犯罪対策

4

## 新「子供・若者育成支援推進大綱」に象徴される子ども・若者支援に対する政府の真摯な姿勢への期待

～子ども・若者が置かれる厳しい現状を真摯に受け止め当該分野の改革に向けた積極的姿勢が示されている～

### 3．子供・若者の成長のための社会環境の整備

（1）家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築
①保護者等への積極的な支援
②「チームとしての学校」と地域との連携・協働
③地域全体で子供を育む環境づくり
・放課後子ども総合プランの推進
・社会性・人間性等を育む多様な体験・交流活動の推進　等
④子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり
（2）子育て支援等の充実
（3）子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
・安全・安心なインターネットの利用に関する教育・啓発活動の強化
・ネット依存の傾向が見られる青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施　等
（4）ワーク・ライフ・バランスの推進

### 4．子供・若者の成長を支える担い手の養成

（1）地域における多様な担い手の養成
・子育て経験者や様々な経験を有する高齢者、企業やNPO等の多様な主体の参加促進　等
（2）専門性の高い人材の養成・確保
・総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成
・教育、医療・保健、福祉等の専門職の人材確保、専門性の向上

### 5．創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

（1）グローバル社会で活躍する人材の育成
・留学支援の充実　等
（2）イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成
・先進的な理数教育の支援　等
（3）情報通信技術の進化に適応し、活用できる人材の育成
・情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成
（4）地域づくりで活躍する若者の応援
・地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成
・「地域おこし協力隊」の推進　等
（5）国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成
・国際大会で活躍が期待できる競技者の発掘・育成・強化
・世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成
（6）社会貢献活動等に対する応援
・内閣総理大臣表彰の創設

### 第4　施策の推進体制等

（1）子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有（2）広報啓発等（3）国際的な連携・協力
（4）施策の推進等
・地域における先進的な活動についての情報を共有しつつ、行政、学校、企業、NPO等の連携を強化し、社会総がかりでの取組を促進　等

**新大綱が国で議論された「理念」レベルで地方自治体と共有され地域の実情に応じて施策を遂行できれば支援分野は改革できる！**

5

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**佐賀県及び佐賀市を中心とした協働実践：NPOスチューデント・サポート・フェイスの取組概要**

# 都道府県単位で全国初の設置となった「子ども・若者育成支援推進法」に基づく協議会に見るNPOスチューデント・サポート・フェイス（S.S.F.）の佐賀県及び佐賀市における位置づけ

～子ども・若者育成支援推進法及び生活困窮者自立支援法に係る取組において中核的役割を担うNPO法人～

6

## 社会的に孤立・排除され孤独の中で極限の状態に追い込まれる子ども・若者の存在
### ～「来ること」を待つ消極的な施設型支援の限界とアウトリーチ（訪問支援）の必要性～

**急激な社会変化の中で子ども・若者が抱える問題は複雑化・深刻化している**

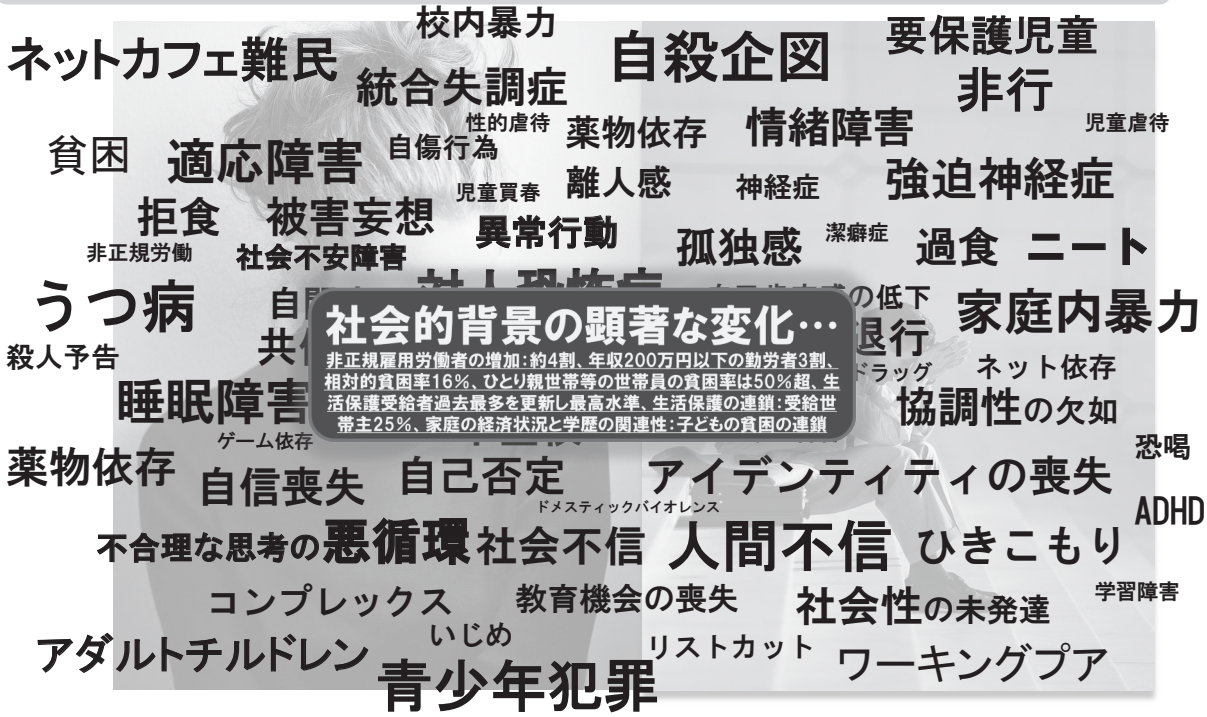


**「来ること」を待つ「施設型」支援のみで社会的孤立・排除を防げるのか？**

7

## 「地域若者サポートステーション事業」によって構築された ネットワークが基盤となっている佐賀県の子ども・若者育成支援地域協議会

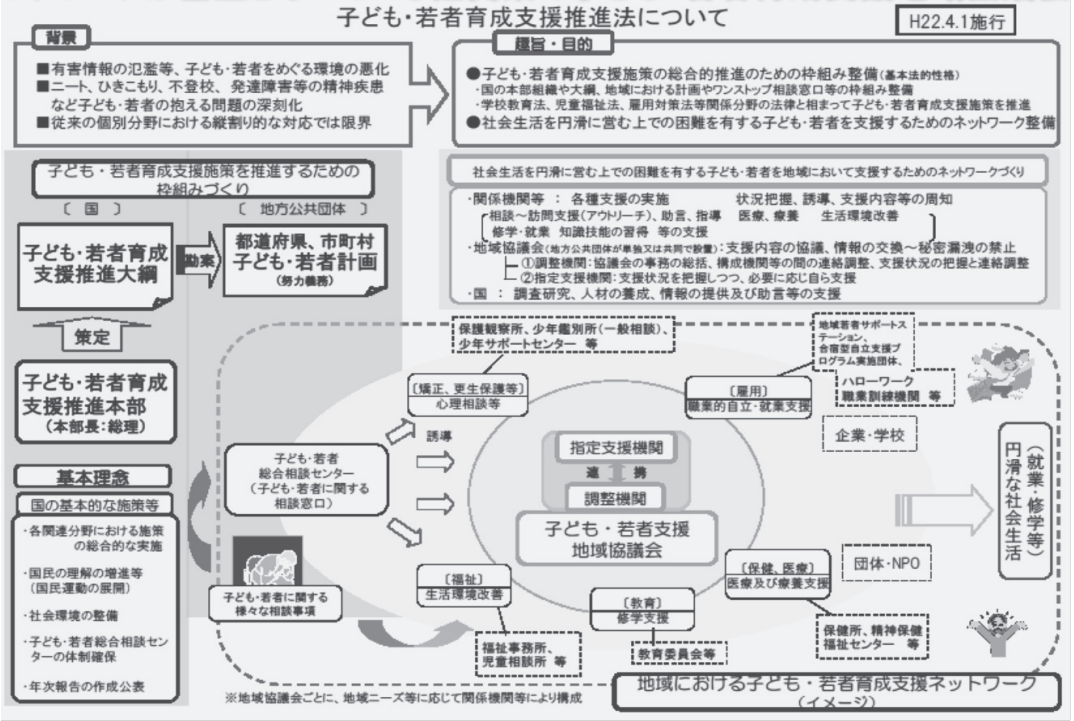


**アウトリーチ（訪問支援）の実施による支援への誘導**　**ネットワーク活用型の継続的かつ包括的支援**

**佐賀県は平成22年都道府県単位で全国初となる取組を展開**

8

## 子ども・若者育成支援推進法に基づく法定協議会において S.S.F.は県内唯一の指定支援機関としての信認を受けるなど中核機関に位置づけられている

《地域若者サポートステーション事業によって形成された支援ネットワークを発展的に継承している佐賀県子ども・若者支援地域協議会》

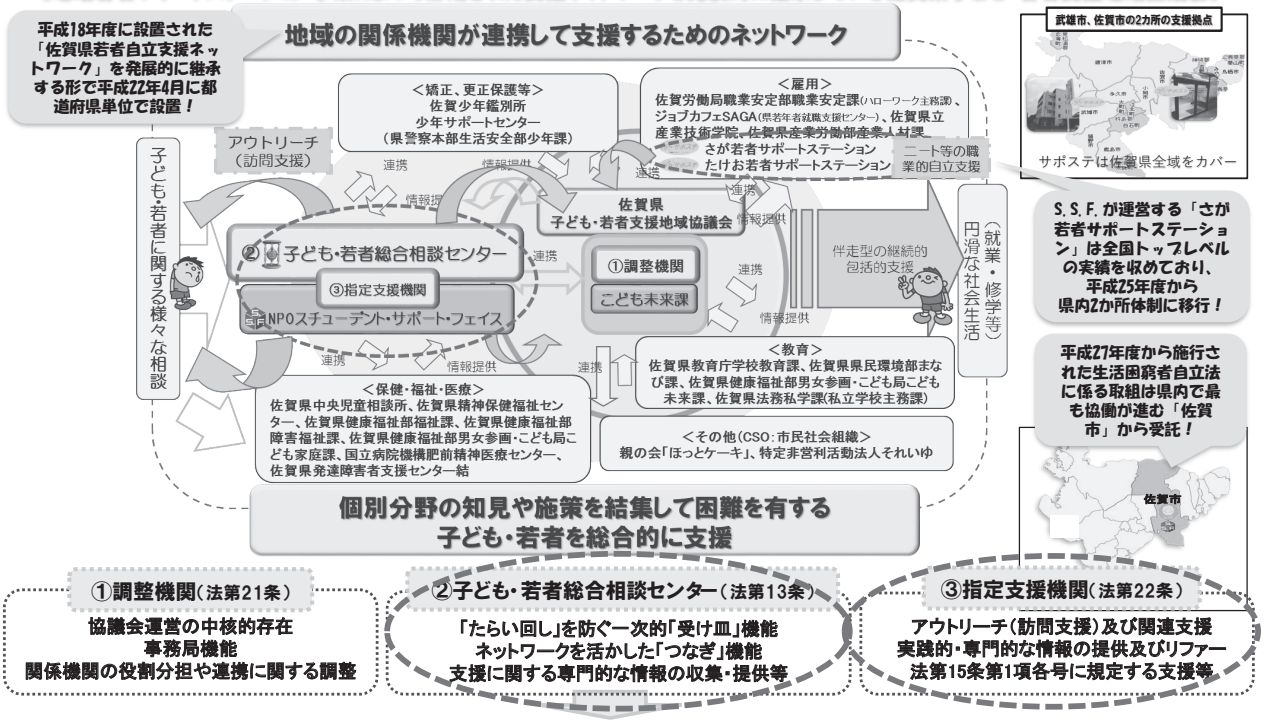


②、③に関してアウトリーチを中核事業とし「地域若者サポートステーション事業」の委託を受けるS.S.F.が兼ねることで

**本来の意味での「ワンストップ型」に近い相談サービスを提供（全県域）**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# NPOスチューデント・サポート・フェイス（S.S.F.）が子ども・若者自立支援分野において中核機関に位置付けられた背景

～アウトリーチ（訪問支援）に係る高い専門性と豊富な実績から得た関係機関との信頼関係が基盤～

10

## S.S.F.はアウトリーチノウハウを中核事業として自立に至るまでの総合的な支援事業を展開
### ～特定非営利活動法人 NPOスチューデント・サポート・フェイス（S.S.F.）の組織概要～

**【設立年月日】**

○平成15年7月5日設立、同年10月23日NPO法人化

**【主な支援対象】**

○不登校、ひきこもり、非行、ニート等

○子ども・若者及びその家族、支援関係者等

**【組織体制】**

○大学教授等専門家を中心とする理事会

○教育・医療・福祉・労働分野の20代30代が中心

○有給職員数　常勤53名、非常勤18名（H28年12月末日現在）

○登録会員数　247名（H29年1月13日現在）

**【財政規模】**

<経常収益>152,895,124円（H27年度決算）173,589,201円（H28年度予算）

<経常費用>161,986,855円（H27年度決算）172,310,851円（H28年度予算）

**平成28年度役員**

【代表理事】
谷口 仁史
（社会保障審議会元委員、就労準備支援事業従事者養成研修部会長他）

【副代表理事】
古賀 靖之
（西九州大学　健康福祉学部　社会福祉学科教授、臨床心理士）

【理事】
新富 康央
（國学院大学人間開発学部長、教育社会学）
田中 豊治
（佐賀大学文化教育学部元教授、西九州大学大学院教授、社会学博士）
池田 久剛
（西九州大学社会福祉科教授、臨床心理士）
大庭 弘毅
（たけお若者サポートステーション総括コーディネーター、元中学校長）
松尾 秀樹
（さが若者サポートステーション総合コーディネーター、臨床心理士）

【監事】
長戸 和光
（佐賀駅前法律事務所、弁護士）
松尾 彰吾
（森田物産株式会社執行役員、営業部長）

【事務局長】
兒玉 陽子
（佐賀市生活自立支援センター長、学校心理士）

【事務局次長】
里村 勇士
（佐賀市生活自立支援センター主任相談員、キャリア・コンサルタント）

**武雄市、佐賀市の2カ所の支援拠点**

**財政状況**

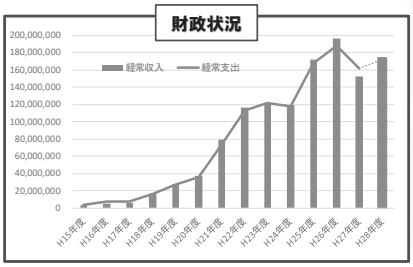

## S.S.F.はアウトリーチノウハウを中核事業として自立に至るまでの総合的な支援事業を展開
### ～「出かける」、「つながる」、「はぐくむ」、子ども・若者に『安心』と『希望』を！～

### 県内唯一の指定支援機関「NPOスチューデント・サポート・フェイス（S.S.F.）」の主な相談実績

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数（延べ件数） | 820 | 1,744 | 2,659 | 3,991 | 4,223 | 4,427 | 4,237 | 4,436 | 4,718 | 7,267 | 8,427 | 8,633 | 10,010 | 65,592 |
| 面談人数（月延べ件数） | 185 | 322 | 629 | 2,059 | 3,260 | 3,266 | 2,715 | 3,119 | 3,328 | 4,244 | 5,411 | 5,659 | 6,844 | 41,041 |
| 派遣件数（月延べ件数） | 243 | 398 | 536 | 653 | 534 | 827 | 829 | 1,294 | 1,659 | 1,942 | 2,334 | 2,384 | 3,114 | 16,747 |

※委託事業との共有案件含む。

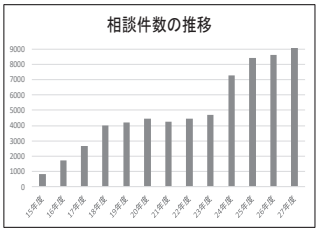


**派遣先の9割以上から学校復帰、脱引きこもり、進学、就職等改善の報告**

**当該分野のNPO法人としては県内他に類を見ない全国トップレベルの相談実績**

12

自立相談支援事業

## 県子ども・若者総合相談センターは在学中の子ども・若者の相談が中心

**～極めて高い県民の相談ニーズはS.S.F.の家庭教師方式のアウトリーチで培った専門性によって引き出されている～**

# 県子ども・若者総合相談センター関連の相談実績

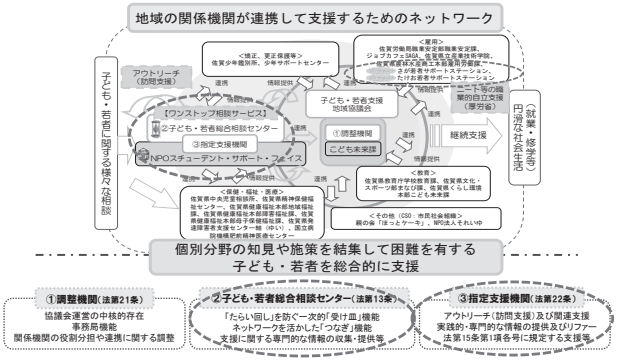


| | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数 | 3,280 | 5,176 | 5,980 | 6,002 | 7,758 | 9,912 | 38,108 |
| 来所者数 | 1,806 | 2,833 | 2,891 | 2,977 | 5,187 | 5,089 | 20,783 |
| 支援対象者実数 | 224 | 383 | 716 | 900 | 1,202 | 1,606 | |

※支援対象者には前年度からの継続利用者も含む

**全国各地で設置されるセンターの中でもトップクラスの相談実績**

**アウトリーチがもたらす相談ニーズの高まり**（開設当初との比較）
**相談件数約202%増、来所者数約182%増、新規対象者実数83%増**

**H27年度相談実績内訳**（H27年4月～H28年3月末日）

※県からの委託措置有

（1） 相談件数9,912件の内訳（延べ数）

| | 本人 | 保護者 | 関係機関 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 来所 | 2,521 | 778 | 133 | 66 | 3,498 |
| 電話・メール | 2,069 | 1,853 | 1,379 | 1,113 | 6,414 |
| 合計 | 4,590 | 2,631 | 1,512 | 1,179 | 9,912 |

※関係者及び関係機関との連絡調整514件は相談件数には含まない

（2） 来所者5,089名の内訳（延べ数）

| 本人 | 保護者 | 関係機関 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 2,585 | 956 | 1,153 | 395 | 5,089 |

※併設されるサポステ及び佐賀市生活自立支援センターの面談・セミナー等の利用者は含まない

（3） H27年度新規相談者の内訳（実数）

| | 0～9歳 | 10歳～19歳 | 20歳～29歳 | 30歳～39歳 | 不詳 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| H27年度新規 | 18 | 179 | 127 | 81 | 5 | 410 |

※左記の支援対象者数は年度更新者を含む

**指定支援機関（法第22条）に基づく支援** ※県からの委託措置なし

（4） 個別ケース検討

| | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ケース会議 | 445 | 374 | 540 | 533 | 651 | 801 |

※関係者の負担軽減等の観点から電話等によるケース検討を主に実施

（5） 訪問支援

| | 本人 | 保護者 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 延べ数 | 2,328 | 663 | 1,192 | 4,183 |
| 実数 | 842 | 268 | 651 | 1,761 |

※実数は各月累計

（6） 適応支援プログラム

| | 本人 | 保護者 | その他 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 延べ数 | 1,688 | 8 | 1 | 1,697 |
| 実数 | 715 | 4 | 1 | 720 |

※実数は各月累計



## 佐賀県のサポステは全国上位の実績を収めつつ年々取組を発展させている

**～全国1位の相談件数の背景にはアウトリーチによって効果的に発見・誘導される引きこもり等の若年無業者の存在～**

# 「佐賀県」における地域若者サポートステーションの相談実績

| | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数（延べ件数） | 3,231 | 7,083 | 6,888 | 7,725 | 10,020 | 10,621 | 10,286 | 11,985 | 12,155 | 16,168 | 96,162 |
| 来所者数（延べ人数） | 2,235 | 4,670 | 4,471 | 4,302 | 6,677 | 8,108 | 7,138 | 9,760 | 7,922 | 8,022 | 63,305 |
| 受付カード数（新規受付実数） | 204 | 313 | 357 | 423 | 511 | 528 | 627 | 785 | 536 | 446 | 4,730 |

※平成28年8月1日に確定値（厚労省発表分：6月30日）にて修正

※当該事業全体の活動規模を示すために付帯事業「ステップアップ事業」等を合算し修正

（1）H27年度相談件数内訳 ※以下の内訳には就職者を対象としたステップアップ事業（4,602件）は除く

| 来所 本人 | 来所 保護者 | 来所 その他 | メール・電話 本人 | メール・電話 保護者 | メール・電話 その他 | アウトリーチ（訪問支援） | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 5,282 | 466 | 191 | 1,237 | 855 | 1,600 | 1,935 | 11,566 |

（2）H27年度来所者数内訳

| 本人 | 保護者 | その他 |
|---|---|---|
| 6,142 | 592 | 1,288 |

H26年度以降は生活困窮者自立支援制度との棲み分け、行革による支援対象者及びカウント方法の変更等で、名目上の実績が押し下げられたが、**数字上は表現されない相談が大幅に増加**。H27年度は更新者含め1,144名を対象に支援を実施。

※平成25年度以降は県内2か所体制に移行したため合算で計上

（4）H27年度支援対象者年代別割合

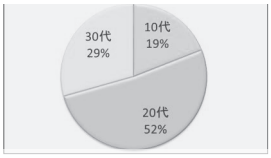


（3）開設からの相談実績の推移（グラフ）

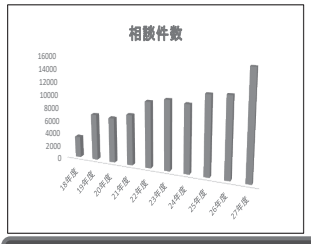


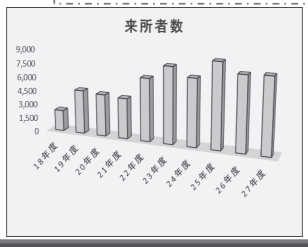


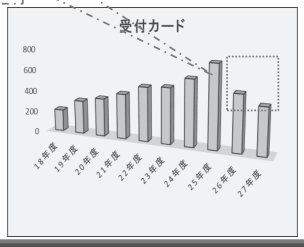


（5）H27年度地域別支援対象者割合

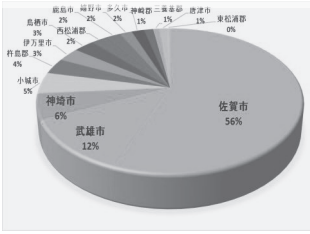


**延べ相談件数は6年連続で年1万件を超え佐賀サポステ単体では「全国1位」の高い実績**（H27年度確定値）

**実績の背景には相談者の約42％を占めるアウトリーチ対象者：孤立する若者の効果的掘り起しが奏功**

**佐賀市における生活困窮者自立支援との適切な役割分担と連携により県全体としての受け皿が拡充**

## S.S.F.が受託した「佐賀市生活自立支援センター」は着実に実績を挙げ市民の支持を拡大

**～生活困窮者自立支援法に係る取組においてもS.S.F.が有する機関誘導型、関与継続型のアウトリーチノウハウの有効性は高い～**

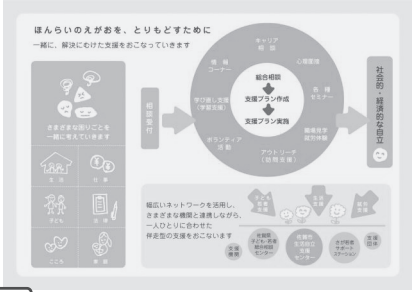


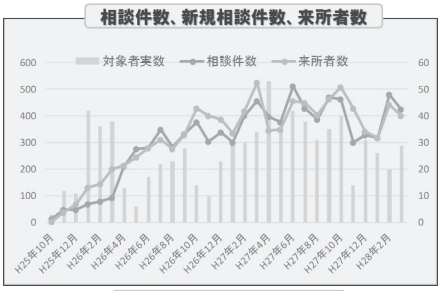


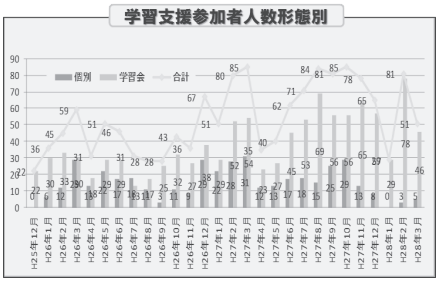


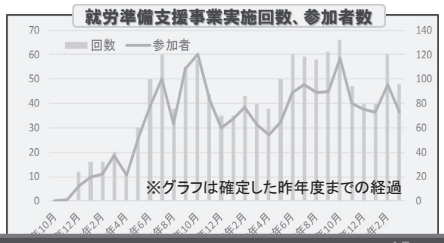


**主な実績（暫定値）**

○H28年10月末日現在（暫定値）累計相談件数は13,067件、来所者数12,291名、アウトリーチ件数1,074件、新規相談者数実数956名で県内で最も多く、H27年度は初年度の約14倍の相談件数、H28年度も同水準で推移。※数値は住居確保給付金対象者除く。

○就労準備支援事業に係るセミナー開催回数は累計1,555回、参加者数は2,561名。H27年度は帳票類及び資産・所得調査の影響を受けて未計上分が多い。

○学習支援回数は740回、参加者総数は2,101名。昨年度は初年度の約11倍の参加者数を集めている。

佐賀市は従来型の相談窓口では対応が難しい孤立する生活困窮者に焦点を当てている

S.S.F.が有するアウトリーチノウハウと重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチを積極的に活用

**生活困窮者自立支援法に係る佐賀県内の取組において佐賀市は最も高い相談実績を収めている**

15

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

**～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～**

**アウトリーチの有用性と実践によって明らかとなった子ども・若者の実態**

# アウトリーチは今後の子ども・若者の自立支援を推進する上で欠くことの出来ない取組

**～「来ることを待つ」従来型支援の限界を補うための専門的支援としてのアウトリーチ～**

16

## 今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点①

**～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適応問題の実態に即した改革が必要～**

【従来型の支援の特徴①】

専門家の配置や相談窓口の開設等「施設型」「来訪型」支援が公的支援の主流であり、これらの窓口の多くは当事者の自発的な相談行動を支援の前提としている。

**「施設型」「来訪型」支援の拡充に反した厳しい現実**

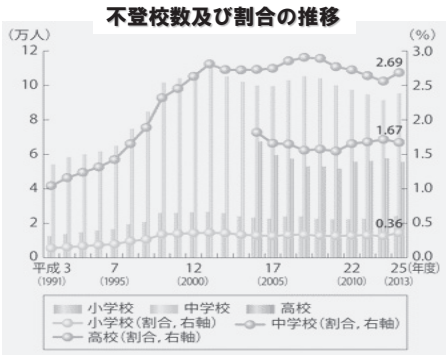


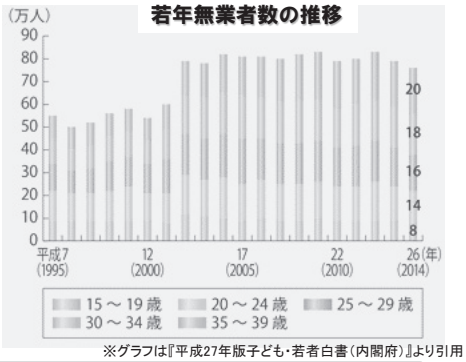


※グラフは『平成27年版子ども・若者白書（内閣府）』より引用

**施設に足を運ぶこと自体に困難を抱えている子ども・若者の存在**

↓

**「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者にアプローチできていないのではないか？**

17

## 今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点②

**～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適応問題の実態に即した改革が必要～**

【従来型の支援の特徴②】

不登校、ひきこもり、非行、ニート等の支援機関では、表面的な状態を改善するための助言・指導、カウンセリング、適応訓練、投薬等本人に対する対応が中心となっている。

**子ども・若者が抱える問題の深刻化かつ複雑化**

「不登校」対策で実際に対応が必要になった事項

- ○いじめ被害、暴行、恐喝、性犯罪・・・
- ○性的・身体的虐待、ネグレクト、DV、貧困、離婚問題・・・
- ○出会い系サイト被害、ドラッグ、児童売春、援助交際・・・
- ○摂食障害、リストカット、うつ、強迫性障害、統合失調症・・・
- ○学習障害、自閉症、アスペルガー等発達障害・・・
- ○ネット依存、ギャンブル依存、ストーカー行為・・・
- ○暴走行為、粗暴行為、暴力団勧誘、青少年犯罪・・・

県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査（26年度）

- ○精神疾患（疑い含む）・・・43%
- ○発達障害（疑い含む）・・・43．2%
- ○依存行動（ネット依存等）・・・28．1%
- **○虐待（疑い、過去の経験含む）・・・13．6%**
- **○家族問題（家族の精神疾患、DV等）・・・63．4%**
- **○被支援困難者（経済的事由で支援が受けられない）・・・20．1%**
- **○多重困難家庭・・・84．9%**

**いじめ被害による自殺、虐待による致死事件等に象徴される生育環境に困難を抱える子ども・若者**

↓

**生育環境の問題の解消も含め積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？**

18

## 今後の子ども・若者支援の在り方を考える上で欠くことのできない視点③

**～子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適応問題の実態に即した改革が必要～**

【従来型の支援の特徴③】

年齢別、問題別に相談窓口等が設置されたことで専門性の向上は見られるものの、とりわけ複合的な問題を抱えるケースなどは問題の解決や社会参加・自立まで見届けるこが難しい。

**自立を難しくする学校教育段階での躓きの実態**

「さが若者サポートステーション」における「ニートの状態にある若者」の実態調査

修学時の不適応経験・・・70.2%（97.2%）
いじめ被害経験・・・30.5%（52.8%）
施設型支援の利用経験・・・61.2%（76.7%）
支援機関の利用経験（複数）・・・48.5%（63.1%）
※22年度調査、（　）内はアウトリーチ対象者に限定したもの

厚労省：「ニートの状態にある若年者の実態および支援策に関する調査研究報告書」

不登校経験・・・37.1%
学校でのいじめ・・・55%
精神科又は心療内科での治療・・・49.5%
ハローワークに行った・・・75.8%

**複数の公的支援を受けながらも自立が達成されない子ども・若者の存在**

↓

**社会参加・自立まで**
**責任を持って見届けられる体制が必要なのではないのか？**

19

## 子ども・若者の自立支援分野には複雑化かつ深刻化する不適応問題の実態に即した改革が必要

**エビデンスの中から導かれた社会的な視点**

**「来ることを待つ」対策では本来支援が必要な若者にアプローチできていないのではないか？**

**生育環境の問題の解消も含め**
**積極的かつ直接的な支援が必要なのではないか？**

**社会参加・自立まで**
**責任を持って見届ける体制が必要なのではないのか？**

↓

**既存の支援体制の限界を補い**
**分野横断的な対応を可能とする専門的支援**

# アウトリーチ（訪問支援）の必要性

20

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# 多重に困難ケースの自立支援において従来型の縦割り的な対応では長期化・深刻化を招くリスクが高い

～多重困難ケースから考察するアウトリーチ及びネットワーク活用型支援の必要性～

21

## すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界

～単一機関による縦割り的対応では複合的な問題を解決することができない～

### 多重困難事例を通じた従来型支援の限界性の考察

**いじめ問題**

- 学校でひどいいじめをしている生徒に対して複数の教職員がチームで指導しているが改善しない・・・
- いじめ被害を訴える生徒と加害者とされる生徒、双方の主張が対立して保護者を巻き込んだ論争に・・・
- いじめの加害者側の保護者が子どもをかばって反省せず、逆に学校に対して再三苦情をあげてくる・・・
- 粗暴行為を繰り返す生徒のせいで他の生徒の人権が犯されている。早急に施設送致か転校させろ！

**虐待問題**

- 県外に在住している祖母が一時的に預けていた一人息子を返さずに違法に育て続けている・・・
- 保護者が宗教に加入し子どもに無理に教義を覚えさせたり、強引に勧誘するなど関係者が困っている・・・
- アルコール依存のひとり親で子どもに絡むだけでなく、学校や近所でも度々トラブルを起こしている・・・
- マンションの住民から親子喧嘩がうるさいと騒音の苦情がしばしば。子どもが泣き叫ぶ声も聞こえるし・・・。

**発達障害**

- 問題行動に対してチームで指導しているが生徒の受け止め方が独特で善悪の判断がついていない・・・
- こだわりや空気をよまない発言、授業中の徘徊など多動性が見られ、発達障害の疑いが強いが親が・・・

**養育問題**

- 一人暮らしのおばあちゃんが元気が良過ぎる子どもを引き取って育てている。倒れないか心配で・・・
- ひとり親家庭で経済的に苦しいせいか朝ごはんを食べてこないし夜も偏った食生活している！

**非行問題**

- スーパーでの万引きや友人宅での盗みを繰り返し警察に補導されるなど急激に素行が悪くなっている・・・
- 夜親が働きに出て不在の家庭が不良中学生のたまり場に。喫煙、飲酒、不純異性交遊等が行われている！
- 周りの生徒が自分に不愉快な思いをさせたといいがかりをつけ金銭を要求している。これはもう恐喝・・・
- 酔っ払いの中年男性に集団で暴行したり、リアルケイドロと称して警察をおちょくって遊んでいる！

**クレーマー問題**

- 学校に対して毎日のように苦情の電話をかけ、関係機関にも学校の誹謗中傷を繰り返している・・・
- 被虐待児童の転入手続で法的ミスを犯し、保護者から脅されている。立場上ミスを公表できず限界・・・
- 苦情のため警察に飲酒運転で乗り込んだり、上部機関にクレーム入れて個人攻撃したり手におえない・・・
- 昼夜問わず、休日も関係なく自宅まで抗議の電話が・・・。自分はうつになり家族も別居状態に・・・。

**高校中退者問題**

- 1学期は部活も学習も頑張っていたんだけど担任とトラブルがあってからは人が変わったように不良に・・・
- 家族問題を抱えている生徒であっても、進学校は勉強を教えることが役目。そこまで面倒は見れない・・・
- 約束破るし世話してくれる先生に感謝もない。人格的に問題がある。甘え断って社会で苦労させるべき。
- 喫煙、飲酒、暴力・・・いかなる理由があっても自己責任。高校は義務教育ではない。退学しかない・・・

**家族問題**

- 元夫からDVを受け、フラッシュバックが強くアルコール依存症に・・・。憎しみと悲しみで自分が保てない
- 自分の娘と中学生の孫から暴力をうけ軟禁されている。命の危機も感じるし銀行のカードも奪われた・・・
- 父親がいないため、息子から毎日のように家庭内暴力を受け続け、お金を盗られる・・・肋骨も折れた・・・
- うつ病と診断された。でも医師からセクハラを受け病院は信用できない！行くぐらいならもう死ぬ・・・

**ニート問題！？**

- 中卒だからって職場でバカにされてる・・・。同じ仕事をしてるのに給与も格差あるし続けてられない！
- 親からこれまでやってきたひどい行いに対する慰謝料をもらってるのでしばらくは働くつもりはない。
- 同じ時間拘束されるんだったら都会で時給が高い方がいいし、さらに飲み屋とか夜の仕事が割がいい。
- 職場の人間関係も友人関係も維持できない・・・。仕事もうまく行かないし分かってくれる人はいない・・・

22

## すべての問題を内包した一事例が物語る従来型支援の限界
～単一機関による縦割り的対応では複合的な問題を解決することができない～

### 教育分野
- 家庭環境の問題の改善を避けていないか？
- 指導に従わないから悪いと決めつけていないか？
- 進学の際中退するリスクは検討されたのか？
- 就職率、離職率は考慮したのか？
- 生徒の3年後、5年後の状態を把握しているのか？

### 医療分野
- 本心を引出せるだけの関係性ができているのか？
- 虐待ケースに投薬は抜本的な解決方法になり得るのか？
- 当事者が解決能力を有さない場合、環境要因にどう対応する？
- 長期化による深刻化に対してどう責任を持つ？
- 社会経験の不足、社会的遅れ等による2次的問題にどう向き合う？

### 福祉分野
- 人の人生を預かるだけの専門性を有しているのか？
- 子どもと老人等、支援ノウハウの違いを理解しているか？
- 支援によって当事者の依存を生んでいないか？
- 当事者の不当な要求にコントロールされてはいないか？
- 制度の枠組に無理に当てはめようとしていないか？

### 労働分野
- 学歴も資格もお金もない若者に対してどう支援する？
- 精神疾患等特段の配慮が必要なケースの見立ては十分か？
- 離転職を繰り返す若者に対し本人要因以外の分析は加えているか？
- 若者との関係性を築けるだけの若者理解ができているか？
- 生育環境の問題を抱える若者に根性論で対応していないか？

**既存の取組で将来的な自立に結びつく「責任ある支援」ができているのか？**

23

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ
～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# アウトリーチを用いることによって明らかとなった社会的に孤立する子ども・若者の実態
～急激な社会変化と背景要因の複雑化・深刻化がもたらす「従来型」支援の限界と対策の困難性～

24

## 孤立化・深刻化しているケースは従来型のカウンセリングのみの対応では解決が難しい

**～学校や職場、家庭等所属する環境の問題に直接アプローチする専門的手段の必要性～**

### 佐賀県子ども・若者総合相談センターにおける実態調査

＜対象者年齢別内訳＞

| 0～9歳 | 10歳～19歳 | 20歳～29歳 | 30歳～39歳 | 不詳 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 93 | 1,069 | 474 | 294 | 20 | 1,950 |

※H22.4～H28.3新規対象者合計

**＜実態調査対象者＞**

「佐賀県子ども・若者総合相談センター」利用者1,950名

※割合には十分な情報が得られなかった者150名を除き算出

| 開所から現在(H22.4～H28.3) | | 項目 | あり | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 配慮すべき疾患および障害 | 1 | 精神疾患(疑い含む) | 782 | 43.4% |
| | 2 | 発達障害(疑い含む) | 771 | 42.8% |
| 行動面の問題 | 3 | 暴力 | 336 | 18.7% |
| | 4 | 非行・違法犯罪行為 | 220 | 12.2% |
| | 5 | 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等) | 514 | 28.6% |
| 支援経験 | 6 | 医療機関受診 | 632 | 35.1% |
| 支援機関を利用するにあたっての困難 | 7 | 多重の問題 | 1,523 | 84.6% |
| | 8 | 対人関係の問題 | 1,512 | 84.0% |
| 家庭環境 | 9 | 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等) | 1,147 | 63.7% |
| | 10 | 虐待(疑い、過去の経験含む) | 243 | 13.5% |
| | 11 | 被支援困難者(経済的事由で必要な支援が受けられない) | 348 | 19.3% |
| 調査対象者実数 | | | 1,800名 | |

### 支援の際留意すべき点

- 84.0%を超える子ども・若者が対人関係に問題を抱えている
- 28.6%の子ども・若者で何かしらの依存行動が認められる
- 4割を超えるケースで精神疾患、発達障害等特段の配慮を必要とする
- 虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャンブル依存、貧困等生育環境の問題
- 63.7%で家族自身も悩みを抱え疲弊するなどして支援を必要としている
- 多重に困難を抱える子ども・若者が84.6%と高い割合を占める

**従来型のカウンセリングによる本人支援のみでは効果が見込めないケースも多い**

**多重に困難を抱える子ども・若者の支援には「環境」に対するアプローチも重要**

## アウトリーチ対象者は困難の度合いが高く複雑かつ深刻な背景を抱えるケースが多い

**～過去の対人トラブルや支援を受けた際の失敗経験を有する者がアウトリーチ対象者の場合割合が高い～**

### さが若者サポートステーションにおける実態調査

＜実態調査対象者＞

平成21年度「さが若者サポートステーション」利用者423名

＜平均年齢＞

対象者全体　24.4歳、アウトリーチ対象者　23.2歳、その他　25.2歳

＜補足＞

アウトリーチ＝訪問支援の対象者、その他＝自ら足を運べた若者

平成22年度調査　調査対象：423名

| | | 項目 | 全体 あり | 全体 割合 | アウトリーチ あり | アウトリーチ 割合 | その他 あり | その他 割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不適応経験 | 1 | 修学時の不適応経験 | 297 | 70.2% | 171 | 97.2% | 126 | 51.0% |
| きっかけ | 2 | いじめ(同級生、先輩、同僚、上司等からのいじめ) | 129 | 30.5% | 93 | 52.8% | 36 | 14.6% |
| | 3 | 対人関係のトラブル(異性、友人、教師、上司、同僚等) | 272 | 64.3% | 155 | 88.1% | 117 | 47.4% |
| | 4 | 社会生活上の挫折(受験失敗、仕事上のミス等) | 213 | 50.4% | 112 | 63.6% | 101 | 40.9% |
| 配慮すべき疾患 | 5 | 精神疾患、症状(疑いを含む) | 164 | 38.8% | 88 | 50.0% | 76 | 30.8% |
| | 6 | 知的障害(疑いを含む) | 21 | 5.0% | 11 | 6.3% | 10 | 4.0% |
| | 7 | 発達障害(疑いを含む) | 129 | 30.5% | 72 | 40.9% | 57 | 23.1% |
| 行動面の問題 | 8 | 自傷行為、自殺未遂等 | 67 | 15.8% | 48 | 27.3% | 19 | 7.7% |
| | 9 | 家庭内暴力 | 106 | 25.1% | 71 | 40.3% | 35 | 14.2% |
| | 10 | こだわり、異常行動 | 112 | 26.5% | 74 | 42.0% | 38 | 15.4% |
| | 11 | 生活リズムの乱れ、昼夜逆転 | 172 | 40.7% | 112 | 63.6% | 60 | 24.3% |
| | 12 | 依存行動(携帯、インターネット、ゲーム依存等) | 116 | 27.4% | 84 | 47.7% | 32 | 13.0% |
| 支援経験 | 13 | 訪問型支援の利用経験 | 97 | 22.9% | 81 | 46.0% | 16 | 6.5% |
| | 14 | 施設型支援の利用経験 | 259 | 61.2% | 135 | 76.7% | 124 | 50.2% |
| | 15 | 医療機関 | 152 | 35.9% | 69 | 39.2% | 83 | 33.6% |
| | 16 | 複数の支援機関の利用 | 205 | 48.5% | 111 | 63.1% | 94 | 38.1% |
| 支援機関を利用するに当たっての困難 | 17 | 心的要因(支援に対する不信がある) | 167 | 39.5% | 108 | 61.4% | 59 | 23.9% |
| | 18 | 保護者要因(支援に対する理解が得られない) | 81 | 19.1% | 51 | 29.0% | 30 | 12.1% |
| | 19 | 本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない) | 153 | 36.2% | 105 | 59.7% | 48 | 19.4% |
| 家庭環境 | 20 | 虐待の有無 | 20 | 4.7% | 11 | 6.3% | 9 | 3.6% |
| | 21 | 保護者、家族の問題(精神疾患、DV、ギャンブル依存等) | 114 | 27.0% | 73 | 41.5% | 41 | 16.6% |
| | 22 | 保護者と本人との関係性の悪化 | 161 | 38.1% | 104 | 59.1% | 57 | 23.1% |
| 貧困 | 23 | 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない) | 97 | 22.9% | 61 | [illegible] | 36 | 14.6% |

### 支援の際留意すべき点

- 64.3%の若者が対人トラブルをきっかけの一つとしており、訪問対象者は88%を超える
- 自傷行為、家庭内暴力、依存行動、生活リズムの乱れ等訪問対象者はいずれも割合が高い
- 全体の48.5%の若者が複数の支援機関の利用を経験するものの問題が継続
- 「相談」「支援」自体に対する不信を持つ若者も訪問対象者では61.4%と高い
- 精神疾患等への配慮を必要とするケースは訪問対象者では50%に及ぶ
- 訪問対象者は在学中から不適応問題を抱えるケースが圧倒的で挫折経験も約64%と高い

**アウトリーチの実施に当たっては現場の特殊性に応じられる高い専門性が必要**

**多角的な見立てと複数分野の支援ノウハウを活用するための「チーム対応」が原則**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

### S.S.F.が多様な主体との「協働」で実践した組織づくり

**従来型の取組の限界を真摯に受け止め**
**実態に即した組織体制を整えることが極めて重要**

～S.S.F.が「官民協働」で実現している従来の枠組を超えた分野横断的な組織づくり～

27

## 深刻化・複合化する問題に対処するためには複数分野の専門職によるチーム対応が原則

～若年無業者の職業的自立を達成するためには本人支援のみならず背景要因を含む包括的な支援が必要～

### 経験と実績を有する複数分野の専門職によるチーム対応

産業カウンセラー
キャリア・コンサルタント

臨床心理士

社会福祉士
精神保健福祉士

教員免許
支援コーディネーター

【登録スタッフの保有資格】キャリア・コンサルタント、臨床心理士、社会福祉士、産業カウンセラー、学校心理士、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、特別支援学校教諭、幼稚園教諭、職業訓練校指導員免許、理学療法士、心理相談員、精神保健福祉士、SSF支援コーディネーター、薬剤師、医師、看護師、LD教育士等　【年齢】20代～70代の各世代の支援員を雇用：関係性の重視と世代間の連携　※赤字は常勤配置

### 「シフト制」の採用による多様な組み合わせ：効果的かつ効率的な運営

**東部地区サポステ**

| サポステ相談支援事業 | ステップアップ事業 |
|---|---|
| ①総括コーディネーター（月12日）1名 | ①ステップアップ支援員（月10日）1名 |
| ②相談支援員（月15日）1名 | ②ステップアップ支援員（月12日）1名 |
| ③情報管理員/キャリアコンサルタント（月14日）1名 | ③ステップアップ支援員（月12日）1名 |
| ④キャリアコンサルタント（月14日）1名 | ④ステップアップ支援員（月14日）1名 |
| ⑤キャリアコンサルタント（年94日）1名 | ⑤ステップアップ支援員（月10日）1名 |
| ⑥チャレンジ体験コーディネーター（月2日）1名 | ※原則として日単位の区分（重複無） |
| ⑦チャレンジ体験コーディネーター（月20日）1名 | ※これと別に、県負担臨床心理士月18時間有り（予定） |
| ⑧チャレンジ体験コーディネーター（月12日）1名 | ※事務員などは除く |
| ⑨チャレンジ体験コーディネーター（月5日）1名 | |

**シフト制**

**多様なマッチング**

**西部地区サポステ**

| サポステ相談支援事業 | ステップアップ事業 |
|---|---|
| ①総括コーディネーター（月20日）1名 | ①ステップアップ支援員（年114日）1名 |
| ②相談支援員（月14日）1名 | ②ステップアップ支援員（月20日）1名 |
| ③情報管理員/相談支援員（月4日）1名 | ※原則として日単位の区分（重複無） |
| ④キャリアコンサルタント（月4日）1名 | ※これと別に、県負担臨床心理士月18時間有り |
| ⑤キャリアコンサルタント（月4日）1名 | ※事務員などは除く |
| ⑥相談支援員（月4日）1名 | |

※図は平成27年度のサポステの人員体制で他の事業は含まない
※他の相談窓口ともシフトを組むことで多様なマッチングが可能

**個別担当者制とチーム対応の併用：「より多く」の若者に「より深く」関与することが可能**

28

## 支援に抵抗感を持つ当事者への対応には関係性を重視し世代的条件も考慮

**～支援介入困難度による役割分担と世代的条件を加味した関係性重視のマッチング～**

**「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会作業部会（厚生労働省）」アウトリーチの4分類**

① 【機関誘導型】（短期誘導型）
若者自立支援機関に誘導するための家庭へのアプローチ

② 【関与継続型】（長期主導型）
直接的自立支援を行うための家庭へのアプローチ

③ 【機関連携型】
若者と接触するための関係機関へのアプローチ

④ 【直接接触型】
若者と接触するための若者の集まる居場所へのアプローチ

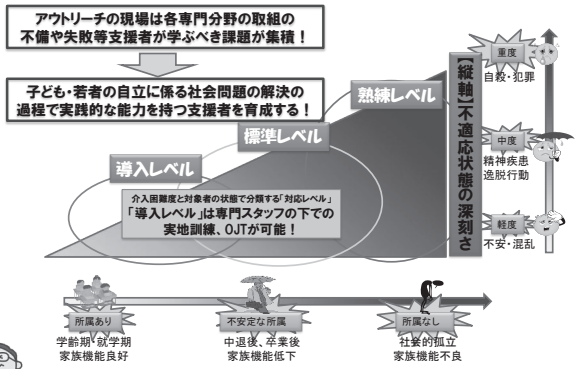


ちょっとした不安を抱える子どもまで専門家が対応するのは非効率！人材育成も兼ねて若い世代を活用すべき！

**支援介入困難度等による役割分担と複数の専門職によるチーム対応**

**熟練レベル** 各事業の相談責任者レベル

**標準レベル** 「選抜研修制度」を経て採用された職員（常勤・非常勤）

約250名の登録スタッフ、有給職員約70名のうち8割が20代、30代！「ナナメの関係性」を重視する一方で役割分担によって世代間の連携も！

**導入レベル** 地域ボランティア及び有償ボランティア（大学生、大学院生、地域人材等）

**徹底した危機管理の下、関係性を重視した「お兄さん」「お姉さん」的支援員（ナナメの関係性）の活用**

29

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

**～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～**

# 一組織で解決できない問題へ対応するため 地域ボランティアから全国規模のネットワークまで 支援ネットワークを重層的に構成

**～どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！深刻化かつ複雑化する背景要因への対応～**

30

## 組織的、地域的限界も真摯に受け止め全国規模の連携協力体制を構築

**～公的支援として責任あるアウトリーチを展開するためには自立に至るまでの支援過程と一体のものとして考える～**

**S.S.F.では従来の枠組を超えた支援を可能とするため目的別に重層的な支援ネットワークを構成**

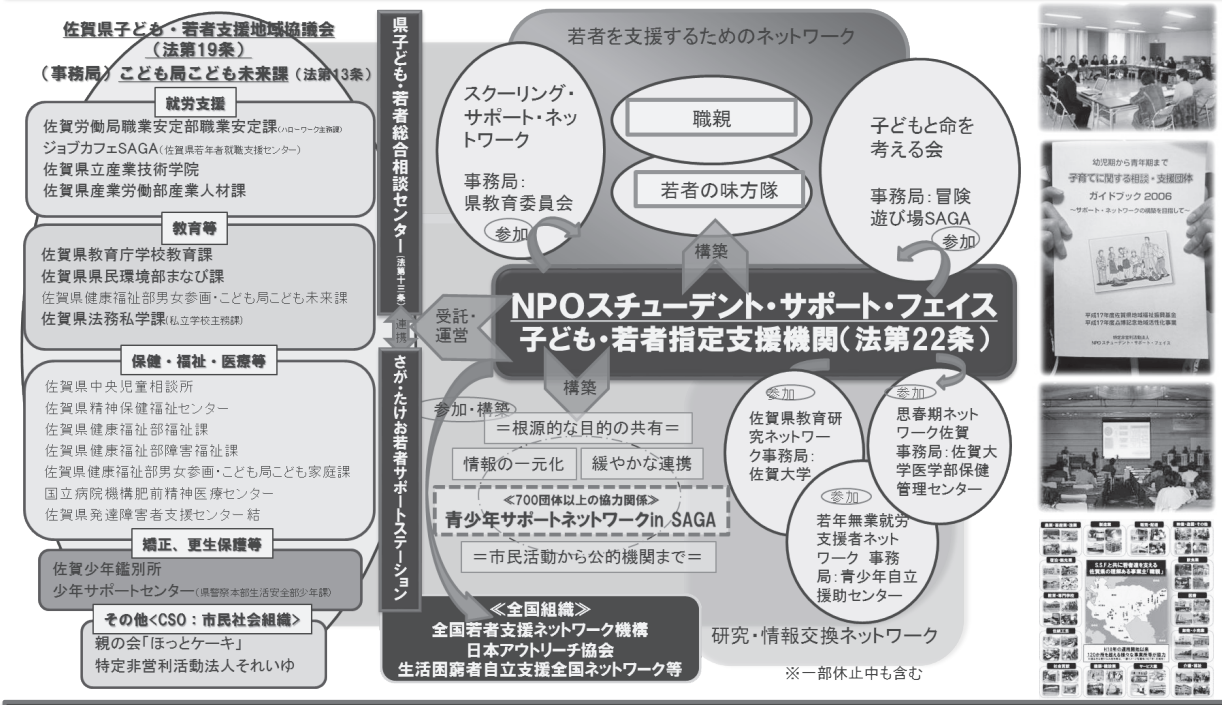





**「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」**
**責任を持った支援を実施するためには積極的な連携を可能とする総合的な自立支援体制の構築が必須**

31

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

**～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～**

**自立に至るまでの「伴走型」支援を実現するために必要なエビデンスベイストアプローチ**

# 「アウトリーチはその後の支援過程と一体のもの」
# 支援者には社会参加・自立までのプロセス全般を見通したアプローチが求められている

**～アウトリーチを用いた各種研究調査による根拠ある支援へ：エビデンスベイストアプローチ～**

32

## エビデンスベイスト・アプローチ:「受容万能論」等美談や根性論からの脱却

### ～「施設型」支援におけるアンケート調査等では見えない実態は「アウトリーチ」によって明らかに！～

### NPO本体事業や受託事業を通じた調査研究

①地域若者サポートステーション事業【佐賀県の相談件数の推移】

②県子ども・若者総合相談センター【相談件数の推移】

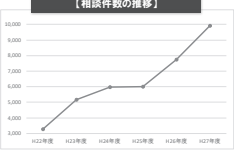

③指定支援機関(S.S.F.本体事業)【相談件数の推移】

### 県こども・若者総合相談センターにおける分析調査

| 関所から現在(H22.4～H28.3) | | 項目 | あり | 割合 |
|---|---|---|---|---|
| 配慮すべき疾患および障害 | 1 | 精神疾患(疑い含む) | 782 | 43.4% |
| | 2 | 発達障害(疑い含む) | 771 | 42.8% |
| 行動面の問題 | 3 | 暴力 | 336 | 18.7% |
| | 4 | 非行・違法犯罪行為 | 220 | 12.2% |
| | 5 | 依存(携帯、インターネット、ゲーム、異性等) | 514 | 28.6% |
| 支援経験 | 6 | 医療機関受診 | 632 | 35.1% |
| 支援機関を利用するにあたっての困難 | 7 | 多重の問題 | 1,523 | 84.6% |
| | 8 | 対人関係の問題 | 1,512 | 84.0% |
| 家庭環境 | 9 | 家族問題(家族の精神疾患、DV、ギャンブル依存等) | 1,147 | 63.7% |
| | 10 | 虐待(疑い、過去の経験含む) | 243 | 13.5% |
| | 11 | 被支援困難者(経済的事由で必要な支援が受けられない) | 348 | 19.3% |
| 調査対象者実数 | | | 1,800名 | |

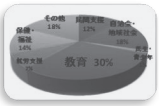

### ニートの状態ある若者の実態調査

総計1790名に対する実態調査

| | | 項目 | 年度 | 全体 あり | 全体 割合 | アウトリーチ あり | アウトリーチ 割合 | その他 あり | その他 割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不適応経験 | 1 | 修学時の不適応経験 | 平成26年度 | 208 | 58.3% | 121 | 73.3% | 87 | 45.3% |
| | | | 平成21年度 | 297 | 70.2% | 171 | 97.2% | 126 | 51.0% |
| きっかけ | 2 | いじめ(暴言等、名指し、無視、上司等からのいじめ) | 平成26年度 | 125 | 35.0% | 73 | 44.2% | 52 | 27.1% |
| | | | 平成21年度 | 129 | 30.5% | 93 | 52.8% | 36 | 14.6% |
| | 3 | 対人関係のトラブル(家族、友人、恋人、上司、職場等との関係悪化等) | 平成26年度 | 268 | 75.1% | 133 | 80.6% | 135 | 70.3% |
| | | | 平成21年度 | 272 | 64.3% | 155 | 88.1% | 117 | 47.4% |
| | 4 | 社会生活上の挫折(受験失敗、仕事ふさわしくない等) | 平成26年度 | 183 | 51.3% | 95 | 57.6% | 88 | 45.8% |
| | | | 平成21年度 | 213 | 50.4% | 112 | 63.6% | 101 | 40.9% |
| 配慮すべき疾病 | 5 | 精神疾患、症状(疑い含む) | 平成26年度 | 133 | 38.3% | 55 | 33.3% | 84 | 43.8% |
| | | | 平成21年度 | 164 | 38.8% | 88 | 50.0% | 76 | 30.8% |
| | 6 | 知的障害(疑い含む) | 平成26年度 | 18 | 5.0% | 4 | 2.4% | 14 | 7.3% |
| | | | 平成21年度 | 21 | 5.0% | 11 | 6.3% | 10 | 4.0% |
| | 7 | 発達障害(疑い含む) | 平成26年度 | 137 | 38.4% | 76 | 46.1% | 61 | 31.8% |
| | | | 平成21年度 | 129 | 30.5% | 72 | 40.9% | 57 | 23.1% |
| 行動面の問題 | 8 | 自傷行為、自殺未遂等 | 平成26年度 | 44 | 12.3% | 33 | 20.0% | 11 | 5.7% |
| | | | 平成21年度 | 67 | 15.8% | 48 | 27.3% | 19 | 7.7% |
| | 9 | 家庭内暴力 | 平成26年度 | 75 | 21.0% | 58 | 35.2% | 17 | 8.9% |
| | | | 平成21年度 | 106 | 25.1% | 71 | 40.3% | 35 | 14.2% |
| | 10 | こだわり、異常行動 | 平成26年度 | 94 | 26.3% | 72 | 43.6% | 22 | 11.5% |
| | | | 平成21年度 | 112 | 26.5% | 74 | 42.0% | 38 | 15.4% |
| | 11 | 生活リズムの乱れ、昼夜逆転 | 平成26年度 | 211 | 59.1% | 123 | 74.5% | 88 | 45.8% |
| | | | 平成21年度 | 172 | 40.7% | 113 | 64.2% | 60 | 24.3% |
| | 12 | 依存行動(携帯、インターネット、ゲーム依存等) | 平成26年度 | 105 | 29.4% | 75 | 45.5% | 30 | 15.6% |
| | | | 平成21年度 | 116 | 27.4% | 84 | 47.7% | 32 | 13.0% |
| 支援経験 | 13 | 訪問型支援(居場所支援員・保護観察官による訪問支援)の利用経験 | 平成26年度 | 64 | 17.9% | 56 | 33.9% | 8 | 4.2% |
| | | | 平成21年度 | 97 | 22.9% | 81 | 46.0% | 16 | 6.5% |
| | 14 | 施設型支援(利用のある施設型(ロ、スクールカウンセラー等)の利用経験) | 平成26年度 | 141 | 39.5% | 79 | 47.9% | 62 | 32.3% |
| | | | 平成21年度 | 259 | 61.2% | 135 | 76.7% | 124 | 50.2% |
| | 15 | 医療機関 | 平成26年度 | 150 | 42.0% | 60 | 36.4% | 90 | 46.9% |
| | | | 平成21年度 | 150 | 35.5% | 69 | 39.2% | 83 | 33.6% |
| | 16 | 複数の支援機関の利用 | 平成26年度 | 229 | 64.1% | 119 | 72.1% | 110 | 57.3% |
| | | | 平成21年度 | 205 | 48.5% | 111 | 63.1% | 94 | 38.1% |
| 支援機関を利用するに当たっての困難 | 17 | 心的要因(支援に対する不信がある) | 平成26年度 | 173 | 48.5% | 108 | 65.5% | 65 | 33.9% |
| | | | 平成21年度 | 167 | 39.5% | 106 | 61.4% | 59 | 23.9% |
| | 18 | 保護者要因(支援に対する理解が得られない) | 平成26年度 | 87 | 24.4% | 46 | 27.9% | 41 | 21.4% |
| | | | 平成21年度 | 81 | 19.1% | 51 | 29.0% | 30 | 12.1% |
| | 19 | 本人要因(初回の段階で本人の同意が得られない) | 平成26年度 | 137 | 38.4% | 90 | 54.5% | 47 | 24.5% |
| | | | 平成21年度 | 153 | 36.2% | 105 | 59.7% | 48 | 19.4% |
| 家庭環境 | 20 | 虐待の有無 | 平成26年度 | 26 | 7.3% | 16 | 9.7% | 10 | 5.2% |
| | | | 平成21年度 | 20 | 4.7% | 11 | 6.3% | 9 | 3.6% |
| | 21 | 保護者、家族の問題(精神障害、精神疾患、DV、ギャンブル依存等) | 平成26年度 | 64 | 17.9% | 34 | 20.6% | 30 | 15.6% |
| | | | 平成21年度 | 114 | 27.0% | 73 | 41.5% | 41 | 16.6% |
| | 22 | 保護者と本人との関係性の悪化 | 平成26年度 | 110 | 30.8% | 76 | 46.1% | 34 | 17.7% |
| | | | 平成21年度 | 161 | 38.1% | 104 | 59.1% | 57 | 23.1% |
| 経済 | 23 | 被支援困難者(経済的事由で支援が受けられない) | 平成26年度 | 73 | 20.4% | 45 | 27.3% | 28 | 14.6% |
| | | | 平成21年度 | 97 | 22.9% | 61 | 34.7% | 36 | 14.6% |
| | | 有効カード数 | 平成26年度 | 357 | | 165 | | 192 | |
| | | | 平成21年度 | 423 | | 176 | | 247 | |

### 国や県等各種委員会、研究会、実践交流会等を通じた研究

**アウトリーチの特性を活かした調査研究で「根拠」に基づいた責任ある支援を！**

33

## 12万件超の相談実績から見えてきたアセスメント指標「Five Different Positions」

### ～「来ること」を前提とした施設型支援では見えづらい支援対象者が抱える背景要因を含めた総合的なアセスメント～

**対人、メンタル、ストレス、思考、環境の状態改善が自立に向けた基盤、土台**

≪単なる学習支援、職業訓練等スキル的な支援では継続的な就学や就職につながらない場合も！≫

**根拠のない美談や根性論からの脱却**
～Five Different Positionsを用いたアセスメント～

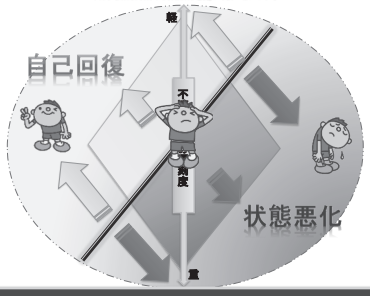


**「受容」中心の関わりのみで自己回復できるケースと状態が悪化し深刻化・長期化するケースはどういった条件によって左右されているのか？**

**Level 1～2が一項目でもある場合、長期化・深刻化する危険性が高い**

**○対人関係○**
Level1　対人恐怖等を抱え、他者への警戒心、拒絶感が強く接触が全くできない状態にある。
Level2　他者への警戒心、拒絶感が強い状態であるが、特定の人間であれば接触が可能である。
Level3　個別での対人接触は可能であるが、強い苦手意識があり、コミュニケーションが不全である。
Level4　小集団での対人接触が可能で、一定の枠組の下でのコミュニケーションは可能である。
Level5　集団での対人接触が可能で、日常的なコミュニケーションをとることができる。

**○メンタル○**
Level1　精神疾患を有する状態で、重度の幻覚・妄想や自殺企図があり、自傷他害のリスクが高い。
Level2　精神疾患を有する状態で、投薬等によって症状が抑えられているが自傷他害のリスクがある。
Level3　精神疾患もしくは境界領域で、ある程度の自制が可能で条件次第で限定的に社会参加ができる。
Level4　精神的に不安定であるものの、助言等で自制が可能な状態で一般的な社会参加が可能である。
Level5　精神的に安定しており、社会生活を営む上での支障がない。

**○ストレス○**
Level1　ストレス耐性が脆弱で、些細なストレスでも心身に影響が生じるため、社会生活が送れない。
Level2　ストレス耐性が弱く、しばしば心身への影響が認められ、社会生活を営む上での困難がある。
Level3　ストレス耐性は中程度で、一定のストレスが溜まることで時折、社会生活に支障が出ている。
Level4　ストレス耐性が比較的強く、助言等があれば自制が可能で、一般的な社会生活が送れる。
Level5　ストレス耐性が強く、自制が可能で社会生活を営む上で支障がない。

**○思考○**
Level1　全てにおいて悲観的・否定的な考え方で、客観的な意見を受け入れられず自制もできない。
Level2　悲観的・否定的な思考で、自制はできないが時として客観的な意見を受容することができる。
Level3　悲観的・否定的思考傾向にあるが、助言等を受け入れ、ある程度の自制が可能な状態にある。
Level4　一般的な思考傾向にあり、助言等によって物事を合理的に考え、自制が可能な状態にある。
Level5　一般的な思考傾向にあり、自ら物事を柔軟に捉えたり、合理的に考えることができる。

**○環境○**
Level1　虐待やDV、不法行為等の深刻な問題が存在し、行政による緊急介入が必要な状態にある。
Level2　家庭内暴力や家族間の対立等の問題が存在し、家族機能が著しく低下した状態にある。
Level3　家族間の不和等の家族問題が存在し、家族機能が低下した状態にある。
Level4　家族問題が存在するものの、家族機能がある程度保たれている。
Level5　一般的な家庭環境で、家族機能が健全に保たれた状態にある。

**個人的資質や感覚、経験則に基づく支援ではなくエビデンスに基づいた根拠ある支援の展開が重要**

**複数分野の専門家によるチーム対応を実現するには「共通言語」として簡易的アセスメント指標が必須**

34

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

### Five Different Positionsに基づくプログラムメニューの実例

# アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチが若年無業者の社会参加・職業的自立を効果的に促進

～アセスメント指標「Five Different Positions」に基づく多面的アプローチの各種プログラム～

35

## アウトリーチ現場ではプロセス全般を見通した包括的対応が求められる

～孤立する子ども・若者へのアプローチには従来の家庭訪問とは異なる専門性が必要～

### 相談室対応とは異なるアウトリーチ現場の特殊性

**①困難事例が多い**

「最後の手段」としての利用
複数の相談支援の失敗を経験
孤立状態の長期化による問題の深刻化、複合化
トラウマなどによるメンタルヘルスの問題・・・

**②相談意欲が低い**

対人関係の苦手意識
警戒心、恐怖心、無力感、絶望感
学校不信、社会不信、人間不信
認知の歪み・・・

**③関係性が複雑**

本人との関係性の構築の難しさ
親や兄弟、友人など複数の人間との接触
家族間の関係などへの配慮
限られた人間関係の中での依存・・・

**④危険性が高い**

追い詰められた心理状態
家庭内問題に関わるリスク
自殺企図や暴力など自傷他害のリスク
家族や第3者との接触による危険性・・・

### 思春期の子ども・若者対応で配慮すべき特性

- 第2次性徴で、心身ともに著しい変化を遂げる
- 自意識や感受性が強く環境からの影響を受け易い
- 自己確立の過程で、心身ともに不安定な状態に陥り易い
- 成人への過渡期にあり、考えと行動に矛盾を抱えやすい
- 反抗期のため親や教師、大人に反抗的になりがち
- ルールなどに束縛を感じ、自由を求める傾向
- 友達や恋人など第3者との関係が大きな影響力を持つ

### 従来型の家庭訪問の問題点

単一機関や単一分野の知見に偏った支援ノウハウ

個人の資質や経験、美談や根性論に基づいた訪問活動

⇒ **決定的失敗や2次被害を生む「危険性」**

36

自立相談支援事業

## 対人関係の改善には価値観が理解できる世代と真意を把握できる専門家の関与が必要

～適応訓練を行うのはコミュニケーションパターンが合わせ易い「お兄さん」「お姉さん」的支援員～

**専門の相談員が常駐し支援する「コネクションズ・スペース」**

- 心の居場所＋社会適応訓練の場としての機能
- 世代の近い相談員（20代、30代）の配置
- 対人関係・コミュニケーションのトレーニング
- 「歪められた認知の修正」「必要経験の補充」
- 個々人の状態に応じた中間的なトレーニングメニューの提供

## ネガティブな言動の背景にある真意を察しながら寄り添う姿勢が必要

「会いたくない」「話したくない」「行きたくない」

「話が合わないから」「分かってもらえないから」「認めてもらえないから」「仲良くなれないから」「嫌われるだけだから」・・・

➡（条件が整えば）「会いたい」「話したい」「行きたい」

背景によっては意味が180度が変わることも！

「殺す」「死ぬ」

「そこまで思うくらいに『辛い』思い」・・・

➡ その『辛さ』を解消する手伝いならできる！

言葉の拾い方で関わりの展開が変わってくる！

**『真意』は表面的な言動だけでは安易に判断できない**

**「お兄さん」「お姉さん」世代の専門職による「ナナメの関係性」を活用した相談支援**

## アウトリーチによる生活場面の共有は相談室では見えない実態の把握につながる

～生活場面の共有によって得られる精度の高いアセスメント情報を介した専門家との連携～

**支援・治療には生活場面で得られる影響要因や日々変化する症状等についての情報は有用性が高い**

**当事者が伝えられない思いや状態を訪問支援員が客観性を持って医師等の専門家に代弁する**

## 実生活上の問題を抱える当事者は「依存」からの脱却に困難が伴う場合が多い

**～対人トラブル等をきっかけに引きこもり状態に移行したケースを通じてネット依存からの脱却に向けた困難と留意点を考える～**

### マズローの欲求階層説と引きこもる当事者、オンラインゲームの特性からの敢えての考察

**A.H.マズロー「欲求階層説」**

- ⑤自己実現の欲求（能力や個性等を発揮して自己の成長を図りたいなど）
- ④自尊の欲求（価値のある存在だと認められたいなど）
- ③所属と愛情の欲求（「社会的」、「親和」と訳される場合も。他者に愛されたい、仲間や集団が欲しいなど）
- ②安全の欲求（危険を回避し心身の安全を確保したい）
- ①生理的欲求（食事、排泄、睡眠など）

※「①、②までは欠乏欲求といい、欠乏するとその欲求が強くなる」・・・『発達心理学用語集』同文書院

**引きこもる当事者**

- 劣等感、無力感等（理想と現実のギャップからくる苦しみ、無力感、社会的な遅れ等から来る劣等感などを抱えている場合も少なくない。長期化したケースでは諦めや絶望感を抱いている当事者も。）
- 自尊心の低さ（対人トラブルや挫折等から生じる自信喪失やいじめ被害や社会的な遅れ等から来る劣等感など、認知的特性も否定的なものになりがち。）
- 孤立・孤独感（誰も理解してくれないと孤立感を抱いている者も少なくない。言動は真逆でも他者とのつながりを求めている場合が多く、孤独ゆえの辛さを感じている。）
- 実生活上の困難（いじめ被害、挫折、対人トラブル等から過度のストレスを抱え回避行動をとった状態）

**オンラインゲーム**

- アバター、種族、職業等（パーツやアイテム等組み合わせで唯一無二のキャラが作成でき、能力等の特性や職業についても選択できる。自分の家や町が作れるものもあり、ゲーム上ではあるが経済的、社会的な仕組みが成り立っている。現実の物品に変換するなど実社会とリンクするものも。）
- ランキング、レベル、称号等（無料で時間をかければ一定のレベル・地位まで上がれるものの、その後は射幸心を煽るものが多く、次の段階のレベル・地位にたどり着くには課金システム等を利用する必要がある。）
- チャット、メール、SNS等（リスクを伴う直接的な対人接触がない状況で、選択的（排除することも可能）に人間関係を構築できる。24時間世界が開放されており、チャット等のコミュニケーション手段も充実し孤独を感じさせない。）
- 対戦、チームプレイ、足跡等（ゲーム単体でも十分な魅力があり、プレイ中は実生活上の困難等から解放される。また、興味関心、趣味の世界で、同じ価値観を持つプレイヤーとの関わりが持て、ストレスを感じにくい状態でかつ、労力を使わずとも一定の仲間形成が行える。）

**人間の心理的、社会的特性等を勘案し「ハマる」ように作り込まれていることが前提**

**実生活上に困難を抱える当事者は逃避的な心理からより深刻な依存状態に陥り易い**

**深刻なケースでは躁鬱病や発達障害等で医療的ケアが必要なケースもあることに留意**

**実生活上の困難や背景要因へ配慮がない状況で対象から隔離する方法は極めてリスクが高い**

「ネット依存」を単体で捉え物理的な隔離の下で脱却させることができるのはあくまでも深刻化、複雑化していないケース

**依存に至るきっかけ、経緯、背景要因等を含むアセスメントとトータルケアが重要**

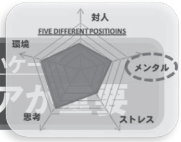


## 心療内科・精神科受診の必要性が出てきた際の留意点

**～展開期：若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～**

**ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する**

### ①疾患・障害に対する誤解や偏見の解消

- 保護者の価値観や考え、理解度に応じた説明
- 根性論では解消できない症状（早期治療の効果性）
- 「適切」な治療による回復（多くの場合治療は永遠ではなく改善までの一時的なもの）
- 医療の発展（親世代の時代との相違点、人材、診断、薬等）

眼科⇒内科⇒心療内科⇒精神科など段階的に移行する中で解消する方法も！

### ②第3者情報としての情報提供

- 医療の診療方針の確認と状況に応じた情報提供
- 相性や対立の問題に関する配慮（医療機関、担当者、投薬方法等）
- 保護者の主体的判断の必要性

ホームページやパンフレットにはない当事者の口コミ情報も時には活用！

### ③必要に応じた安定化・転院等の援助

- 心身の状態や状況の言語化の援助
- ミスコミュニケーションに対する言葉や受け取り方の調整・変換
- セカンドオピニオンの必要性

医師は医学のプロだが人間関係は相性もある！必ずしも患者と関係性が築けるとは限らない！

医者と若者の間に入り両者が対立関係が生じないように支援することも必要！

### ④要因改善・環境調整

- 状態の改善に応じた不適応要因への対応
- 環境調整

投薬ですべてが解決するわけではない！不適応の背景にある根本要因の改善を！

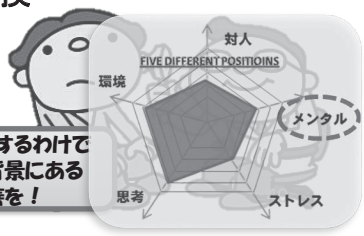

## 心療内科・精神科受診の必要性が出てきた際の留意点

**～子ども・若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～**

**ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する**

**考察：当事者から次のような言葉をかけたらどのように受け止め展開を生むのか？**

「馬鹿にしてるのか」「見下すな」「医者でもないくせに何様だ！」「勉強ばっかやってきたお医者さんに何が分かるの」「障害者扱いしやがって！」「差別するな！」「俺を排除するための口実を作ってる」「私をどうする気？」「診断を受けて何のメリットがあるの？」「結婚できなくなったらどうするの？」「薬を飲んで副作用出たら誰が責任をとってくれるの？」「もう治らない」「生まれつきなら変えようがない」「あんな人達と一緒にはやりたくない」「一生病院に閉じ込められるんだ」「精神科に行ってまで生きる意味がない」「死ぬしかない」「薬飲んでまで生きていたくない」「さっさと死ぬからモルヒネくれ」

### 「関係性」の構築が大前提

**◎悩みの共有・整理** → 「〇〇と思うくらいに辛い」「悲しみは比べられない」「大切なことなので一つ一つ整理」「関連性のない不安をつなげない」「気持ちの『波』を知る」「自分で解決できる事or Not」「見えない敵と戦わない」

**◎言語化による理解** → 「伝えたいと思うのは前向きな行為」「自分の意思とは無関係に『体』から湧き出てくる不安」「誰もがなり得る一時的な状態」」「『うつ』は心の『風邪』」「『心の状態』も体の一部」「高熱が出た際の病院受診と同じ」

**◎展開と方針の共有** → 「『心』じゃなくて『体』の症状・状態を回復させる」「良くここまで耐えてきた」「これ以上苦しみ続ける必要はない」「本来の自分の気持ちを大事に」「本来の自分を取り戻そう」

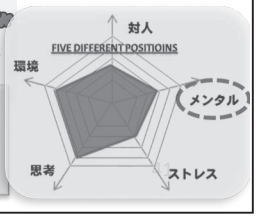


**「見捨てられる」というイメージを与えず、医療に誘導した後も「つながりを失わない」といったメッセージを伝えることが大事**

## いのちを守る支援情報や相談窓口の一例（参考）

**～関係機関との連携はまず「知ることから」！「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」！～**

①「こころの耳　働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～（厚労省）」
http://kokoro.mhlw.go.jp/index.html

②「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～体がだるい、眠れない、イライラする…、こころの健康が気になるときに。」（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/

③「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス 総合サイト こころの健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト』（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html

④「こころの健康相談統一ダイヤル」（内閣府）
http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/kokoro/kokoro_dial.html

⑤「24時間子供SOSダイヤル」（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm

⑥「子どもの人権110番」（法務省）
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html

⑦「インターネット人権相談受付窓口」（法務省）
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

⑧「よりそいホットライン」（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）
http://279338.jp/yorisoi/

⑨「全国のいのちの電話」（一般社団法人日本いのちの電話連盟）
http://www.find-j.jp/zenkoku.html

⑩「チャイルドライン」（NPO法人チャイルドライン支援センター）
http://www.childline.or.jp/supporter/index.html

**たくさんの人達が君の力になりたいと思ってるよ！すべては「知ることから」自分に合った相談窓口や支援者を見つけてアクセスしてみよう！**

⑪「相談窓口～一人で悩むより、まず相談を。～」（内閣府）
http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/soudan.html

※本ページの情報は2015年9月8日のWeb検索によるものです。
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。

## ストレス耐性に着眼した中間的なトレーニングメニューの実例
### ～社会的孤立からの脱却、個別対応から小集団活動、集団活動、社会参加への段階的移行～

**①オーダーメイドの個別プログラム**
本人が「楽しい」と思える興味関心に沿った内容（最小限）

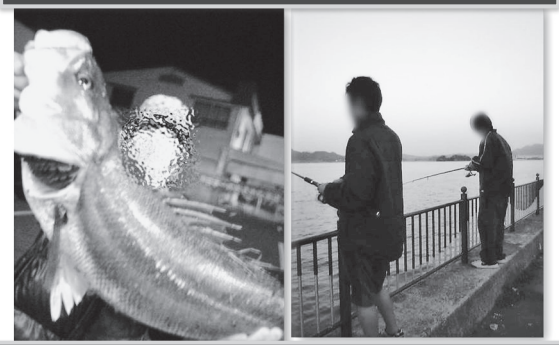

興味関心、趣味、性格、相性等を総合的に判断しマッチング
**安全と安心が確保された小集団の形成**

**②集団活動への段階的移行による適応性の向上**
支援コーディネーターによる実践的なSST「楽しみながら」の原則

**「移行」「分散」「離脱化」による「つながり」の強化**
依存を生まない展開による人間関係の適正化

**③「興味関心」から「実用的プログラムへの転換」**
復学・社会参加等の効果的促進

**社会貢献活動等を通じた就労体験事業**
自己有用感の向上等より効果的な自立支援

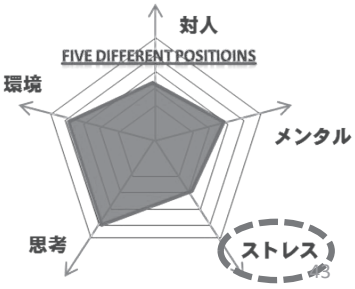


## 「認知行動療法」と「職親制度」を活用したジョブトレ
### ～認知的な偏りを修正するための「必要経験」にターゲットを絞りプログラム化する！～

**配慮のない体験は苦手意識やトラウマを強めるリスクが高い**
「最初から答えを与えても効果は薄い！」「経験を伴いながら段階的に変化を！」

【主な協力事業主（過去協力頂いた事業所含む）】地方独立行政法人　佐賀県医療センター　好生館、医療法人　智仁会　佐賀リハビリテーション病院、佐賀新聞武雄販売所、社会福祉法人　椎原寿恵会、株式会社　ライフコンプリート、アパンセ（佐賀県立苦女共同参画センター-佐賀県立生涯学習センター）、La Chica SHERRY DINING、NPO法人　佐賀県CSO推進機構65&広場事務所、さんまる実相（Cafe＆薬子）、あんみ亀（飲食店）、ゆたか食堂、小東工房（小さな安家）、花咲（社会保障家）、食堂大鵬、レモングラスハウス、（株）恵比須堂、認定NPO法人　たすけあい佐賀　まちなかカフェ　よってこ＋間組、BAR：YAMAZAKI、自家焙煎珈琲　TaO、認定NPO法人たすけあい佐賀　TOJIN茶屋、サイクルセンター田、株式会社　ソアー、イオンカル株式会社　イオンスーパーセンター佐賀店、イオン九州株式会社　イオンモール佐賀大和店、森田物産株式会社、イオン九州株式会社　イオン江北店、（有）しげやす、（有）ビデオオハウスファンタジー、キャリアアップスクール　専開会社イーニーズ　パソコン教室ひまわり、さがニュースフルポランティア、特定非営利活動法人　ステップ・ワーカーズ、佐賀県立学園科学館、スクエア（街灯活動プラザ）、CSO支援オフィス　情報交流センター　あすとプラザ、（株）下工商店、前田建設（有）、特定非営利活動法人　循環型たてもの研究塾、（株）松尾建設、風望塗装、共栄（株）（道路舗装）、熊川工業、栗原建築（株）、佐賀中央法律事務所、CPサロン　Birth、整Basiカつたけ、ホテル春慶屋、武雄温泉植門亭、（有）久保工業、しおり家、株式会社　戸上電機製作所、おむつ庵　矢頭興左衛門家、株式会社原口工業　モツ焼工場（造船）、NPO法人アニマルウェイング、長栄、株式会社　石取長虎、原崎農場、ながえさん農場（トマト、キュウリ）、カモファーム（農業）、（有）青木製茶、長栄（チンゲン菜）、シイタケ栽培、武雄温泉物産館、ダスキン武雄店、篠田整形病院：コスモス、ユハ理容、株式会社　戸上化成、旧佐賀銀行唐津支店、武内・岩本新聞販売店、匠楽の会　（特定非営利活動法人　循環型たてもの研究塾）株式会社　戸上メタリックス、鍋島総通　ギャラリー総他多数。

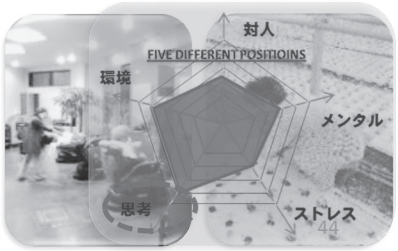


自立相談支援事業

## 生活困窮者自立支援法に係るモデル事業の段階から実施する就労準備支援事業

### ～若年無業者の就労支援で高い実績を収めている「選択型」「オーダーメイド型」の支援メニューの活用～

### 【佐賀市】「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業の実施

○　佐賀市は、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の推進等のモデル事業を一括してNPO法人NPOスチューデント・サポート・フェイスに委託。
○　NPOスチューデント・サポート・フェイスは、これまで地域若者サポートステーション事業を実施してきた経験を活かし、対象者の状態や興味・関心に沿った「選択型」「オーダーメイド型」の就労準備支援事業を実施。
○　支援の質的・量的調整を柔軟に行うことができるプログラムとすることで、多様な状態の対象者を受け入れを可能とするとともに、効果的な支援を実施。

土・日・祝日を除き、ほぼ毎日複数のメニューを用意し、その中から個々の利用者のニーズに合ったものを選択・実施。

※説明はH26年度のもの

**支援員は認知行動療法の応用的活用を意識**

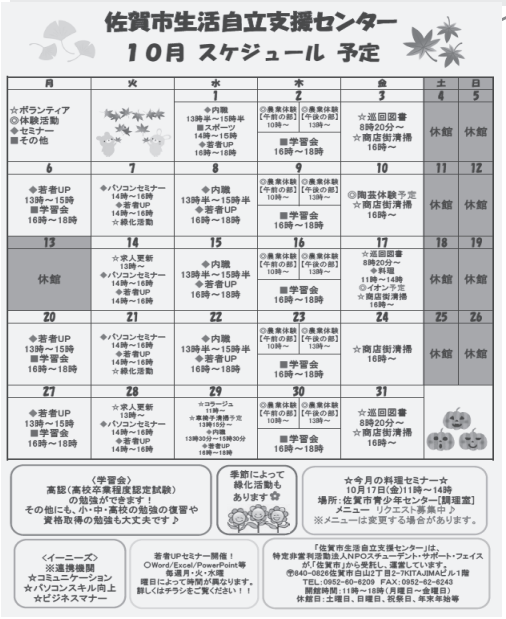


**【支援内容】**

（1）　初期段階の支援（生活自立支援訓練）

・　通所による生活習慣などの改善、臨床心理士との面談、定期面談による目標設定と振り返り等によって、健康・生活管理に関する意識の醸成を図る。

（2）　第2段階の支援（社会自立支援訓練）

・　就労の前段階として、コミュニケーション実習、自己分析実習、ボランティア活動への参加等を通じて、社会参加能力の取得を目指す。

（3）　最終段階の支援（就労自立支援訓練）

・　面接訓練、ビジネスマナー訓練、パソコン研修、キャリアコンサルタントによる相談支援、職場体験、ハローワーク等の利用に関する助言等を行うことで、就労に向けた自覚を喚起させ、求職活動に向けた準備を目指す。

**【支援期間】**

初期・第2段階から開始→1年以内、　最終段階から開始→6か月以内

**【利用料・費用】**

無料。ただし、食事代・交通費等の実費を徴収する場合あり。

**【災害時の補償】**

来所中またはスタッフと移動中・作業中の事故や怪我に備えNPO活動総合保険（第3者賠償は2億円まで）に加入
見舞金等（通院1万円～、入院2万円～、死亡50万円～）の保険金。

**【工賃】**

基本的に支払いなし（内職などで工賃が発生する場合は事前に説明）。

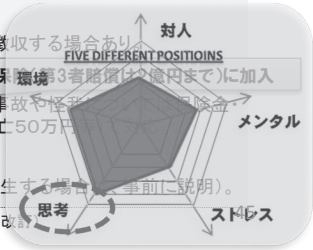


※出典：厚労省モデル事業推進検討会資料1（一部改変）

## 生活困窮者自立支援法に係るモデル事業の段階から実施する就労準備支援事業

### ～当事者の自尊心、自己肯定感を効果的に高めるための社会貢献活動を中心としたプログラムの組み立て～

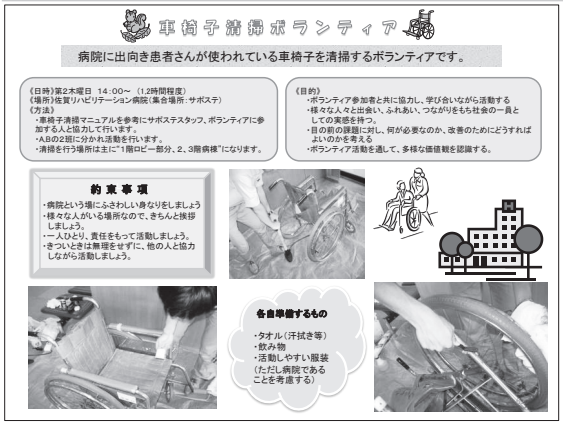

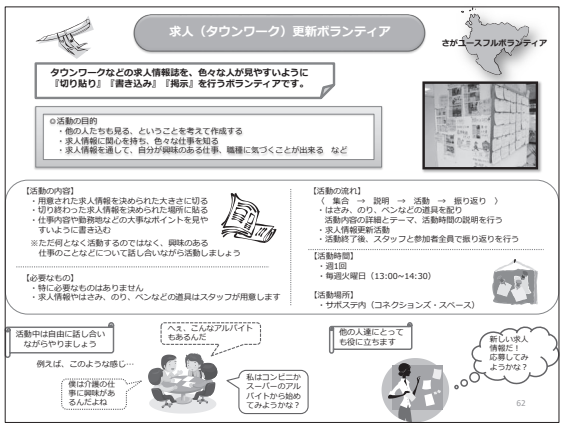

## 「認知行動療法」と「職親制度」を活用した長期の就労体験（チャレンジ体験）

**～専門スタッフの随行支援によるケア付きの就労体験にも引きこもり等の支援で培ったノウハウが機能～**

# 就労体験。

## その「経験」が「自信」につながる

- 働きたいけど、１歩が踏み出せない。
- 何から始めればいいのか分からない。
- いきなり働く自信がない。
- どんな職種を選べばいいか分からない。
- 就職活動がうまくいかない。
- 仕事が長続きしない。
- 職場での人間関係がうまくいかない。

コーディネーターと一緒に「働く経験」をしてみませんか？

### 対象

- おおむね15~39歳の若者

※ご参加の際は、こちらが用意する申込書をご提出していただく必要がございます
※必要であれば、２回まで体験を受けることができます

### 体験内容

- 協力事業主の元で簡単な事務作業や軽作業等ができます
- 1人1人のペースに合わせて、少しずつステップアップさせていきます

※体験開始から一定期間は支援スタッフが同行しサポート致します
※体験場所や体験内容の詳細は企業先と協議して決めていきます

### 実施期間

- 短期コース（２～３日、１週間程度）
- 長期コース（３週間程度）

※期間や時間の詳細は、企業先と協議し打ち合わせをします

### 諸費用

- 施設利用費や参加費等は無料ですが、交通費や食事代等は、原則として自己負担となります

※体験中に[illegible]と不慮の事故等[illegible]は、[illegible]用意して[illegible]

興味がある方や、聞きたいことがある方は、「さが若者サポートステーション」まで。お気軽にご連絡ください♪

〒840－0826　佐賀県佐賀市白山2丁目[illegible]ビル1階
tel：0952-28-4323　fax：0952-[illegible]
担当　さが若者サポートステーション[illegible]

## アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する①－1

事例：母子家庭の男子（14歳）
相談時の家族構成：
祖母（70代）、本人⇒後で母親と同居

小学校の頃から学内外で暴力行為等を繰り返す。中学校では医療機関を含めチーム対応しているが悪化傾向。祖母による養育では限界。原因は本人性格や障害も（担任）。

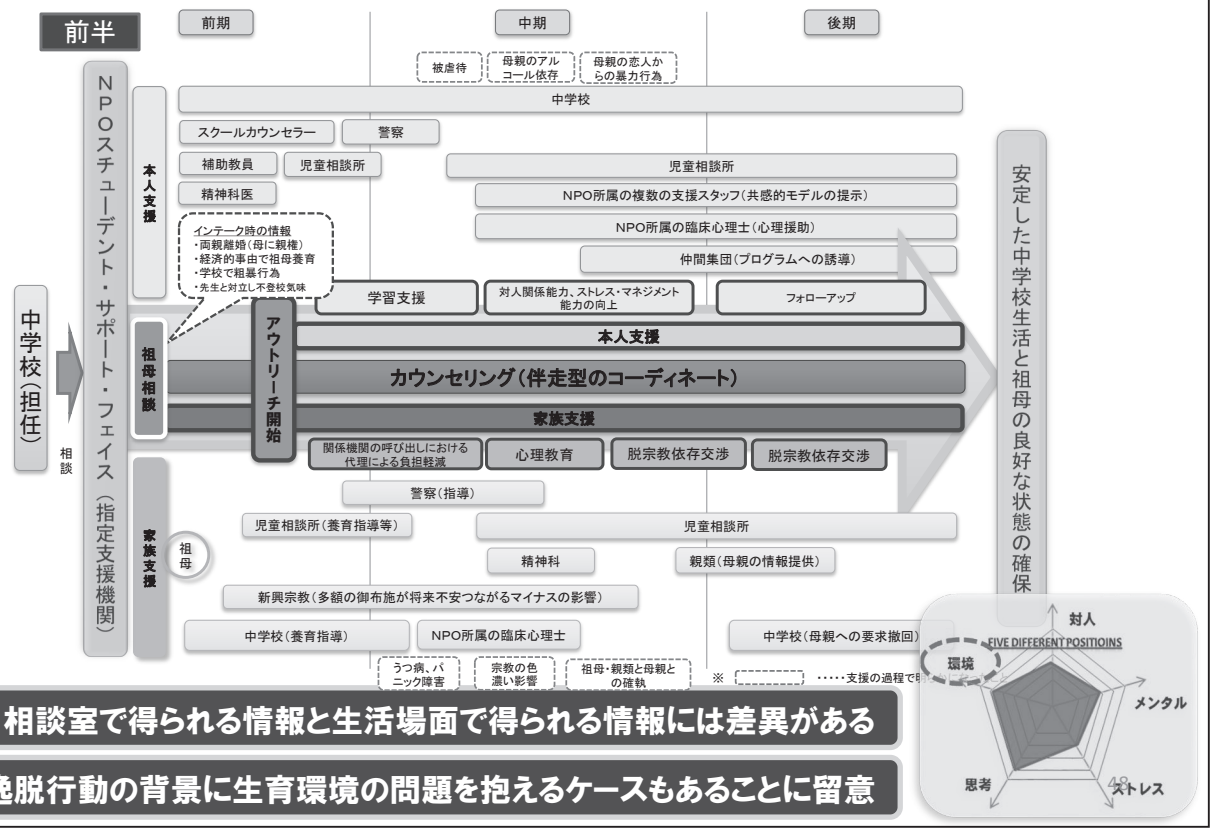


**相談室で得られる情報と生活場面で得られる情報には差異がある**

**逸脱行動の背景に生育環境の問題を抱えるケースもあることに留意**

## アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する①－2

事例：母子家庭の男子（14歳）
相談時の家族構成：
祖母（70代）、本人⇒後で母親と同居

小学校の頃から学内外で暴力行為等を繰り返す。中学校では医療機関を含めチーム対応しているが悪化傾向。祖母による養育では限界。原因は本人性格や障害も（担任）。

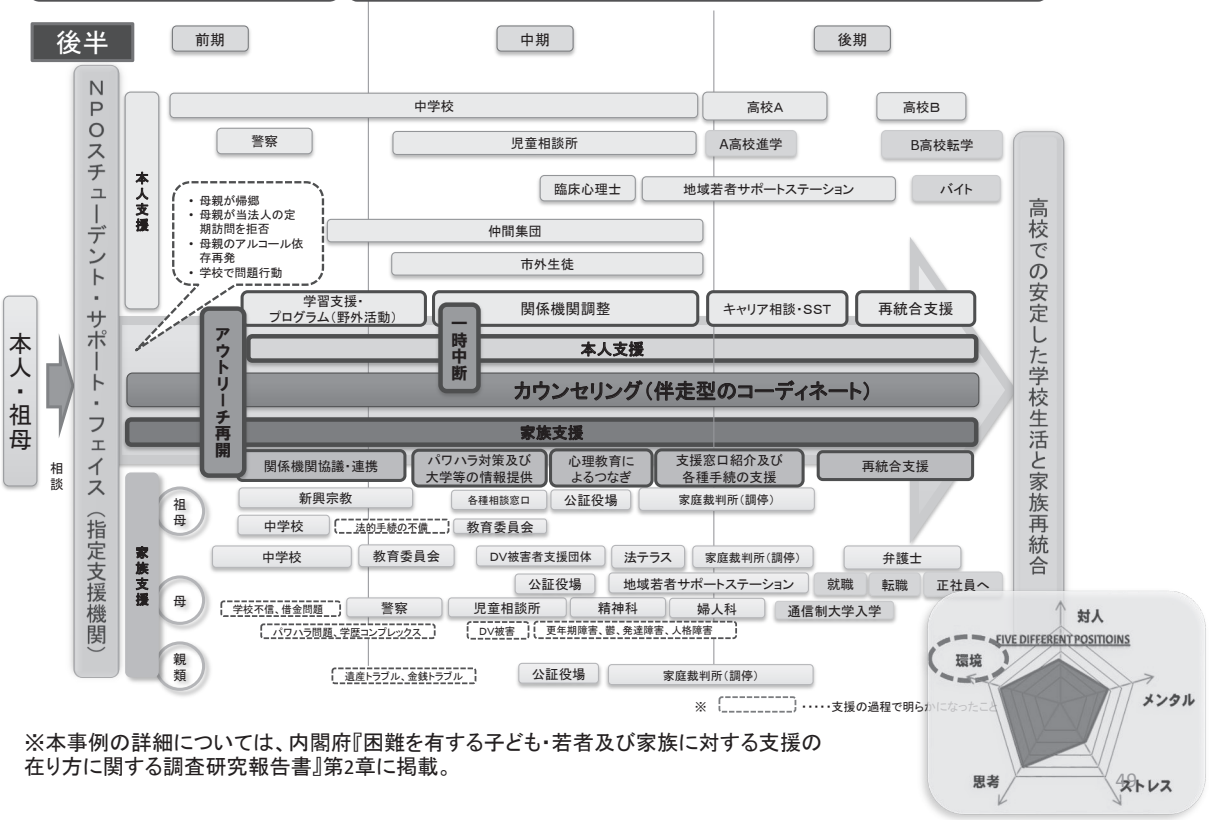


※本事例の詳細については、内閣府『困難を有する子ども・若者及び家族に対する支援の在り方に関する調査研究報告書』第2章に掲載。

## アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する②

事例：ひきこもり、重度の家庭内暴力
相談時の家族構成：
祖父母、両親、本人（19歳）、弟

高校休学し約2年間ひきこもり状態。教職員やカウンセラー関与するが、家庭内暴力が深刻化。事件や家族崩壊する前に暴力を止めて欲しい（両親）。

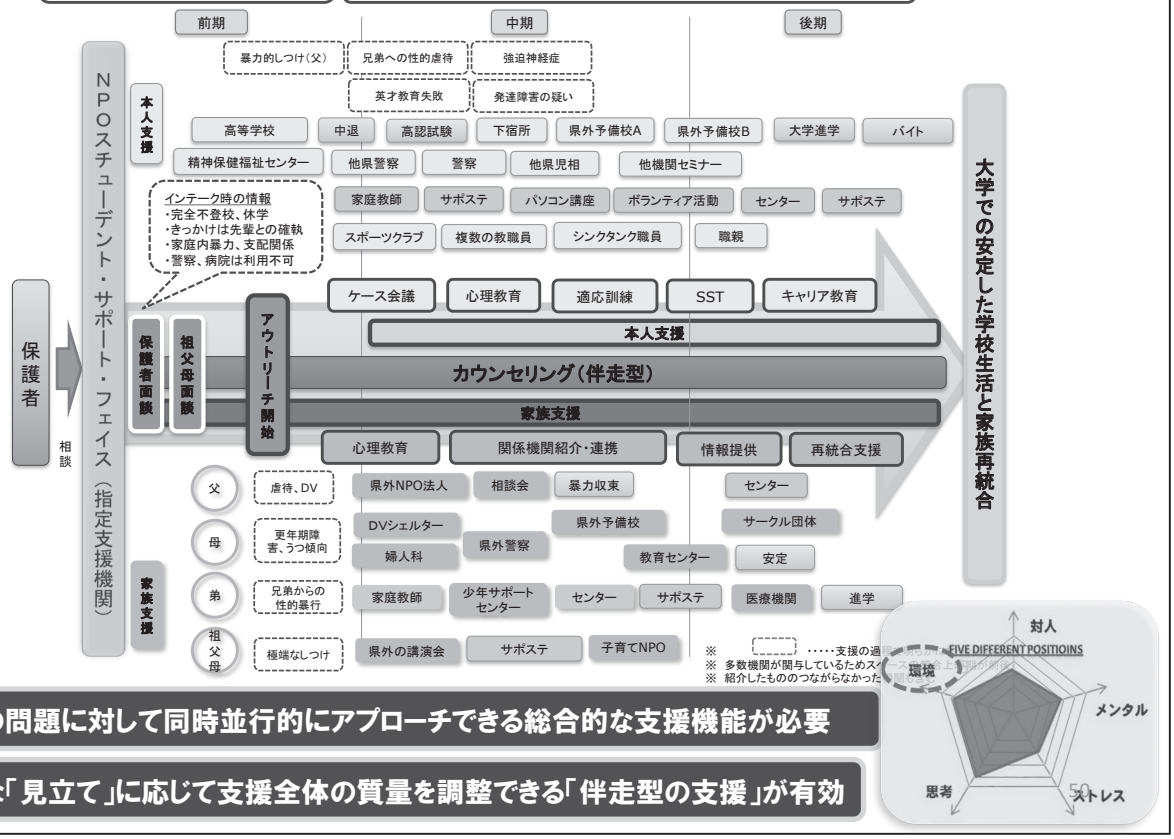


**複数の問題に対して同時並行的にアプローチできる総合的な支援機能が必要**

**適切な「見立て」に応じて支援全体の質量を調整できる「伴走型の支援」が有効**

## アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する③

事例①：男性（22歳）
家族構成：
母（50代）、祖母（80代）、本人

本人が窃盗で逮捕され拘置所に。ひとり親家庭で母親が精神的に不安定。
祖母も入院。本人の立ち直りが難しい状況。（弁護士より相談）

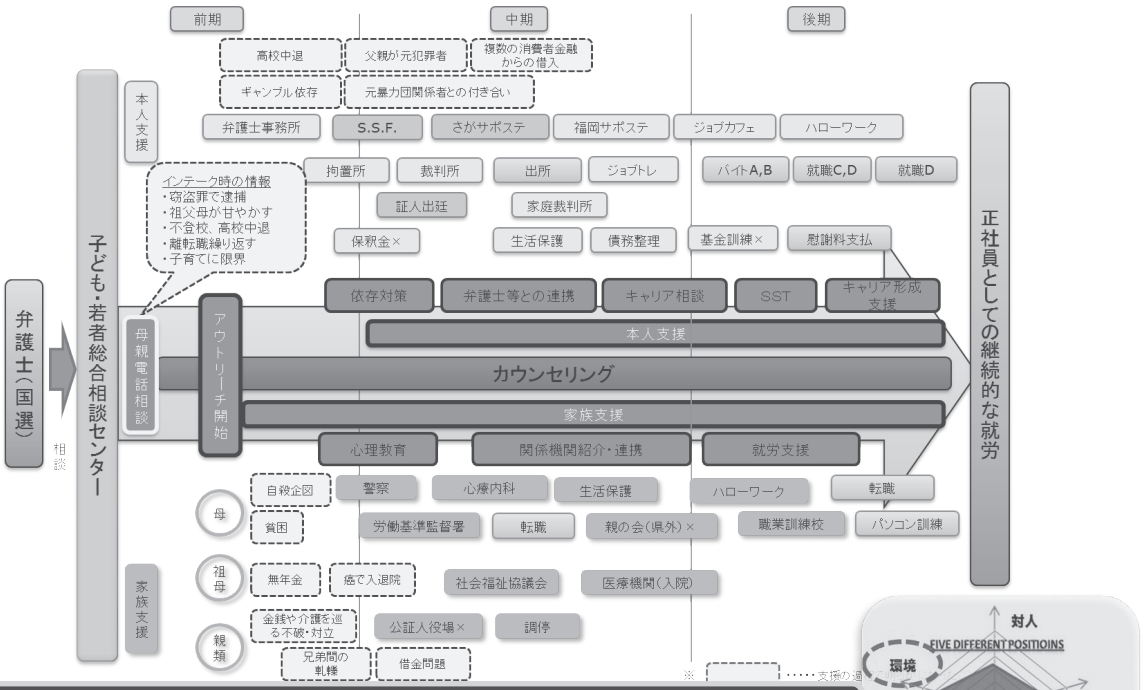


**職業的な自立を達成するためにはキャリア面だけでなく背景問題にも目を向ける必要がある**

**複合的な問題を抱えるケースは従来型の縦割り的な対応では自立が達成できない**

## アウトリーチを用いたネットワーク活用型の支援によって多面的に支援する④

事例①　男性（24歳）
家族構成：父、母、姉（26歳）、本人

高校を中退し、ひきこもっている。複数の支援機関への相談歴あるが改善の兆候が見られないケース（関係機関より紹介）

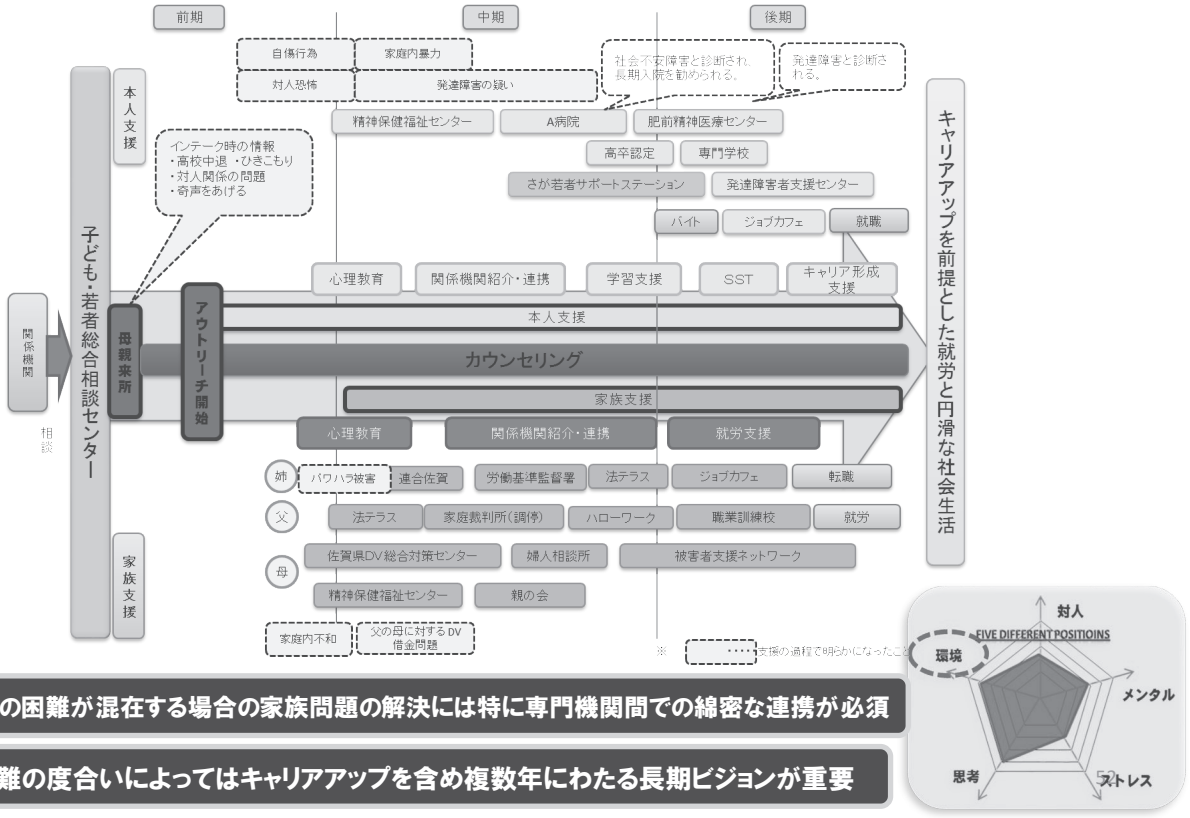


**複数の困難が混在する場合の家族問題の解決には特に専門機関間での綿密な連携が必須**

**困難の度合いによってはキャリアアップを含め複数年にわたる長期ビジョンが重要**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**全国トップレベルの実績と共に先進モデルとして認知されてきたS.S.F.の支援実践**

# 社会的に孤立する若者へのアプローチとネットワーク活用型支援を実践した佐賀県における全国トップレベルの実績は若年無業問題の社会的な改善をもたらしている！

～社会的な変化（結果）から実証されたS.S.F.によるアウトリーチ活動の有用性～

53

## 若年無業者数減少率NO.2に象徴されるアウトリーチ型の佐賀サポステの有効性

～専門性の高いアウトリーチノウハウによって可能となった「社会的ひきこもり」等社会的に孤立する若者の支援への誘導と伴走型の自立支援～

### 「佐賀県」における地域若者サポートステーションの就職実績

| | H18年度 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 進路決定者数 | 27 | 130 | 256 | 256 | 314 | 396 | 334 | 460 | 414 | 306 | 2,893 |

【平成27年度の進路決定内訳】

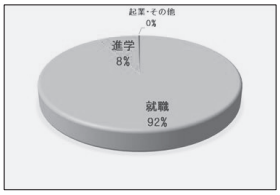


【開設からの進路決定者数の推移】

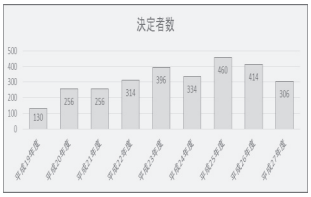


H26年度以降は生活困窮者自立支援制度との棲み分け、行革による支援対象者及びカウント方法の変更等で、名目上の実績が押し下げられたが、**数字上は表現されない相談が大幅に増加**。H27年度は更新者含め1,144名を対象に支援を実施。

**全国のサポステとの比較**

**アウトリーチの有効性は明らか！**

**アウトリーチ対象者が全体4～5割！**

22年度（10月～4月）進路決定者数全国1位（6か月後）
23年度（4月～10月）進路決定者数全国2位（当該月）
24年度（4月～1月）進路決定者数全国2位（当該月）
25年度（4月～3月）進路決定者数全国2位（当該月）
26年度（4月～3月）進路決定者数全国3位（当該月）
27年度（4月～3月）進路決定者数全国2位（当該月）

※25年度からは、2か所体制に移行したため実績が2分されたため順位に影響。人口規模や雇用の受け皿等を考慮すると極めて高い実績。H26年度は就職者数に限ると2位。

【佐賀県における若年無業者数】

**H19年4900名（2.5%）⇒H24年3400名（2.0%）**
**※1500名の減少（総務省：就業構造基本調査）**

**全国で高止まりする中で佐賀県は社会的な結果を残している：若年無業者が減少（改善率は全国2位）**

**アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチが有効に機能している**

54

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# S.S.F.は過去3事業年度のみで全国1,069ヵ所からの講師派遣及び視察受入依頼に応える公益重視の活動を展開

～佐賀県及び佐賀市発の取組は全国において先進モデルに位置づけられている！～

55

## 全国トップベルの実績を有するアウトリーチノウハウを基軸とした革新的取組

～先進モデルとして全国から注目を浴びる「佐賀県・佐賀市発」のS.S.F.の取組～

**徹底した公益重視の運営：直近3カ年で全国各地から1,000か所を超える視察・研修受入及び講師派遣依頼に応えている！**

### 【視察受入】

横浜市議会常任委員会
内閣府政策統括官付参事官
厚生労働省総務課
岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
大阪府豊中市健康福祉部福祉事務所
新潟県議会
福岡県遠賀郡岡垣町教育委員会
特定非営利活動法人コースター
埼玉県川越市議会議員
兵庫県西脇市議会議員
公益財団法人大分県総合雇用推進協会
特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
和歌山県
株式会社第三文明社
熊本市ひきこもり支援センター「りんく」
NPO法人救護
仙台市南部発達相談支援センター
滋賀県立精神保健福祉センター
社会福祉法人グリーンコープ
神奈川県議会議員
札幌市議会議員
大分県農林水産課
三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
鹿児島県いちき串木野市福祉事務所
福岡県田川市
滋賀県労協センター事業団
鹿児島県日置市
沖縄県労働者福祉基金協会
長崎県社会福祉法人雲仙市社会福祉協議会
佐賀県議会
熊本県合志市
福岡県社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会
宮崎県宮崎市自立相談支援センター
島根県益田市教育委員会
東京都葛飾区議会
山口県下関市社会福祉協議会
沖縄県名護市役所
神戸光有会アメニティホーム夢野
首都東京大学
慶応大学、佐賀大学
大分大学、北九州大学
福岡県久留米市
社会福祉法人島根県社会福祉協議会
埼玉県社会福祉協議会
栃木県若年者支援機構
厚生労働省キャリア形成支援課
熊本県社会福祉法人菊愛会
東京都杉並区議会議員
北海道石狩市議会議員
長崎県佐世保市保健福祉部生活福祉課
ピアサポートネットしろや
飯路市生活相談センター
福岡県糸島市役所
NPO法人スクール・アドバイス・ネットワーク
名古屋市子ども・若者総合相談センター
公明党新聞
熊本県玉名市
島根県古賀町教育委員会
東京都町田市議会
岡垣町青少年健全育成町民会議
鹿児島県いちき串木野市
福岡県議会議員
東京都調布市
霧島・大隅若者サポートステーション
千葉市議会
NPO法人み・らいず
特定非営利活動法人ライフサポートはる
読売新聞、朝日新聞、佐賀新聞
福岡県社会推進部青少年課
長崎県福祉保健部こども政策局こども未来課
長崎県南島原市教育委員会
熊本県菊陽郡菊陽町
NPO法人カタリ場
みずほ情報総研株式会社
市民ネットワーク北海道
三重県鈴鹿市議会
奈良県
佐賀市議会
NPO法人全国コミュニティライフサポートセンター
山口県平生町社会福祉協議会
グループホーム＆デイサービスもみの木
日本ファンドレイジング協会
福井大学大学院
特定非営利活動法人ワークリンク
長崎市議会、長崎市生活福祉課
OECD
北海道北広島市議会
厚生労働省政策統括官付政策評価官室
愛知県名古屋市社事・暮らし自立サポートセンター
沖縄県うるま市
鳴門教育大学
明治学院大学社会学部社会福祉学科
社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部
厚労省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
岩手県盛岡広域振興局保健福祉環境部保護課
京都自立就労サポートセンター
※他多数につき割愛

### 【講師派遣】

【東京都】日本臨床心理士会定期研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【大阪府豊中市】厚用労働課主催若者の就労相談支援研修
【福岡県小倉市】日本精神衛生学会シンポジウム
【東京都霞ヶ関】厚生労働省自立相談支援員主任相談員研修
【神奈川県横浜市】就労準備支援事業担当者養成研修会
【大阪府堺市】堺市子ども・若者総合相談センター職員研修
【福岡県】第33回中国・四国・九州地区生涯教育実践研究交流会
【沖縄県沖縄市】沖縄県生活困窮者自立支援制度人材養成研修
【東京都】都道府県・政令指定都市ひきこもり対策推進事業
【福岡県福岡市】思春期訪問相談員養成講座
【熊本県】ひきこもり訪問サポーター養成研修
【京都府京都市】伴走型支援士1級認定講座
【東京都】衆議院議員会館青年委員会政策勉強会
【滋賀県】滋賀県県民会議、県精神保健福祉センター主催研修
【宮崎県日向市】日向市社会福祉協議会地域でつくる子ども・若者支援
【奈良県吉野郡】奈良子若支援ネットワーク主催研修＆シンポジウム
【和歌山県田辺市】ひきこもり支援啓発講演会
【東京都】東京大学主催GCL TechTalk BBS
【岡山県】おかやま自立支援フォーラム
【福岡県】全国ひきこもりKHJ親の会福岡大会
【北海道札幌市】KHJはなまず主催ひきこもり学習会
【奈良県天理市】ユースアドバイザー養成研修
【東京都】日本産業精神保健学会
【高知県】訪問支援基礎講座
【佐賀市】九州ブロック児童相談所長会、児童福祉司研究協議会
【山口県防府市】ひきこもりを考えるフォーラム
【宮城県仙台市】伴走型支援士認定講座
【東京都】平成26年度内閣府アウトリーチ研修
【徳島県】徳島県ひきこもりサポーター養成研修
【兵庫県】生活困窮者自立支援全国研究交流大会
【島根県益田市】困難を有する子ども・若者支援事業定例研修会
【愛知県一宮市】子ども・若者支援ネットワーク推進タウンミーティング
【大阪府茨木市】ユースアドバイザー養成講習会
【福島県】全国若者支援ネットワーク機構主催フォーラム
【長野県】平成27年度人材養成講習会
【広島県三原市】SOP自殺若者の社会参加が地域を元気にする研修会
【栃木県】県子ども・若者ひきこもり総合相談センター研修
【秋田県】県精神保健福祉協会研修会
【北海道石狩市】ユースアドバイザー養成講習会・定例会議
【東京都】内閣府主催支援ネットワーク強化研修
【宮城県】厚労省就労準備支援事業担当者研修
【広島県】第14回やまびし君塾講演
【神奈川県】厚労省自立相談支援事業就労支援員後期研修
【山口県】第4回ユースアドバイザー養成研修会
【東京都品川区】就労準備支援事業担当者養成研修
【徳島県徳島市】KHJ徳島県つばめの会主催講演
【佐賀県】九州教育学会
【大阪府】若者の生活とリテラシー研究会
【沖縄県那覇市】沖縄大学土曜教養講座オープニングトーク
【大阪府高槻市】高槻市主催「大学生がやって来る!SS.S.F.の訪問支援
【福岡県古賀市】古賀町教育委員会主催青少年健全育成講演会
【東京都】全国青少年相談研究集会シンポジウム
【山口県萩市】子ども・若者支援地域ネットワーク形成のための研修
【東京都】平成26年度社会福祉推進事業フォーラム
【佐賀市】佐賀市教育委員会主催「7時の集い」
【島根県】島根県連絡協議会
【東京都】日本臨床心理士会役員会研修
【長崎県玉島市】玉島サポートステーション3周年記念講演
【佐賀市】佐賀県次世代育成支援対策地域協議会
【東京都】内閣府アウトリーチ研修後期
【大阪府箕面市】あっとスクールアウトリーチ研修
【愛知県知多市】内閣府ユースアドバイザー養成講習会
【東京都】全国青少年相談研究集会シンポジウム・分科会
【東京都】NPO法人カタリバ職員研修
【茨木市】子ども・若者育成支援地域ネットワーク形成のための研修
【北九州市】NPO法人抱撲主催厚労省社会福祉推進事業
【熊本県】子ども・若者の「生きる力」を育む研究会
【東京都】生活困窮者自立支援制度従事者養成研修
【島根県大田市】ユースアドバイザー養成講習会・定例会議
【沖縄県那覇市】沖縄大学地域研究所リカレント講座
【福岡県春日市】福岡県社会福祉士会地域社会・多文化委員会
【東京都】NPO法人エンパワーメント主催研修
【宮崎県宮崎市】私立学校人権啓発地区研修会
【東京都】関東地域スクールソーシャルワーカー連合研修会
【奈良県吉野郡】奈良子若支援ネットワーク主催研修＆シンポジウム
【栃木県】県子ども・若者フォーラム
【東京都】慶應義塾大学経済学部「生活保障の再構築講座 他多数

### 【公的委員】

【公的委員等】※平成27年11月1日現在
○「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」構成員（内閣府）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業企画・運営委員会（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労準備支援事業従事者養成研修企画部会委員（厚生労働省）
○生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業就労支援員企画部会長（厚労省）
○佐賀県職業能力開発審議会委員（佐賀県農林水産商工本部雇用労働課）
○佐賀県子ども・若者支援地域協議会委員（佐賀県こども未来課）
○佐賀県青少年育成県民会議の在り方検討委員会委員（県民会議）
○佐賀県社会教育委員（佐賀県教育委員会）
○佐賀市社会教育委員(佐賀市教育委員会)
○佐賀市福祉・就労支援運営協議会委員（佐賀勤労局）
○佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会（佐賀市）
○佐賀市地域福祉活動計画策定推進委員会（佐賀市社会福祉協議会）
○「生活困窮者自立支援法における就労準備支援事業評価ガイドライン作成事業」委員会（厚労省社会福祉推進事業）
○困窮状態にある子ども・未成年に対する学習支援および総合的伴走型支援に関する調査・研究事業委員会（厚生労働省）
○一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク 研修委員
○特定非営利活動法人全国若者支援ネットワーク機構 理事長
○特定非営利活動法人 日本アウトリーチ協会 理事長 （以下、終了分）
○H26年度自立相談支援事業従事者養成研修事業企画委員会（厚生労働省）
○H26年度就労準備支援担当者養成研修に関する検討会（厚生労働省）
○社会保障審議会「生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会」委員（厚生労働省）
○「地方公共団体における困難を有する子ども・若者の支援に関する調査研究」に係る企画分析会議(内閣府)
○「地域若者サポートステーション」事業の今後のあり方に関する検討会（厚労省）
○雇用戦略対話フーキングループ（内閣府）
○「困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査研究」における企画分析会議（内閣府）
○「子ども・若者の生活困窮支援のあり方に関する研究」委員会（厚生労働省）
○平成24年度特別支援教育総合推進事業運営協議会委員（県立太良高等学校）
○高校中退者等アウトリーチ・ワーキンググループ委員（厚生労働省）
○「生徒指導・進路指導総合推進事業」運営協議会委員・評価検討会議委員（佐賀県教育センター）
○全国若者支援ネットワーク協議会サポートステーション部会長（生産性本部）
○これからの佐賀県教育をともに考える会委員（佐賀県教育委員会）
○問題を抱える子ども等の自立支援事業運営協議会委員・同評価検討委員（佐賀県教育センター）
○若者自立支援プログラム作成等委員会助言者（高知県教育委員会）
○魅力ある学校づくり推進事業に係るアドバイザー会議委員（佐賀県教育委員会）
○若年者向けキャリア・コンサルティング研究会及び作業部会委員（厚労省）
○佐賀県教育研究ネットワーク副会長（佐賀大学実践教育研究センター）
○佐賀県次世代育成支援対策地域協議会委員（佐賀県旧こども課）
○市民活動プラザ運営委員会委員(佐賀市民活動課)
○佐賀県教育委員会の点検・評価に関する有識者会議委員（佐賀県教育委員会）等

※下記実績は、H25～27年度3年間のみ

**OECD（経済協力開発機構）の全国3か所の視察対象にも！**

**直近3年で全国648か所から1,192名の視察・研修の受け入れ**

**講師派遣を中心に全国421か所26,534名を対象に研修・講演を実施**

**厚生労働省、内閣府等政府系の審議会や各種委員会へ複数の委員輩出**

自立相談支援事業

**アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援**
**ネットワークを活用した多面的援助アプローチ**
**～どんな境遇の子ども見捨てない！NPOによる「協働型」「創造型」の支援実践～**

社会的孤立・排除を生まない
総合的な支援体制の確立

**足りないもの、必要なものは**
**「協働」で創り出す！**

すべての子ども・若者が「安心」と
「希望」を抱ける地域づくり

2017年3月16日（木）
平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業
第2回自立相談支援実践研修セミナー1日目

# アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

## 【グループワーク資料】

（導入レベル～標準レベル編）

特定非営利活動法人
NPOスチューデント・サポート・フェイス
代表理事　谷口　仁史
（佐賀県子ども・若者総合相談センター長）
（さが若者サポートステーション　前総括コーディネーター）

## グループワーク（１）ー①

～「事前準備」：初回訪問に向けて情報を分析・整理する～

精神疾患を有する不登校生徒事例：14歳（女）

**【母親が電話で伝えたこと】**

①中学校1年生から不登校に陥り1年が経過

②学校の生徒にからかわれたことが原因

③精神科に通院するが変化は見られない

④医師からはしばらく休むように言われる

⑤家にいるときはテレビばかり見ている

⑥昼夜逆転している

⑦兄弟間でのケンカ

⑧家族は将来が非常に不安

⑨相談ができる相手を娘も望んでいる

**【深めた内容から訪問の留意点について考える】**

ア）訪問人数と面談の構成等に係る留意点

イ）訪問時間帯と終了時間等に係る留意点

ウ）その他

**【より深めたい情報を考察する】**

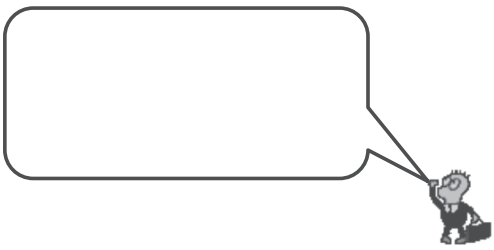

## グループワーク(１)ー②
～「事前準備」:初回訪問に向けて情報を分析・整理する～

### ネトゲ依存でひきこもり状態にある中学生:14歳(男)

**(1)家族構成**

・父親(40代)医師
・母親(40代)専業主婦
・姉(15歳)中学2年生
・本人(14歳)中学1年生

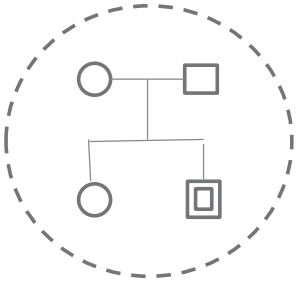

**(2)保護者が説明した成育歴等の概略**

〈保護者(父)からの情報〉
①小学校時代は素直で頭の良い子
②友達もゲームをしによく自宅に遊びに来ていた
③小学校高学年の頃から塾を時々サボるが問題視せず
④中学校入学時点の成績は良好
⑤中1夏休み頃からインターネットゲームに没頭
⑥友達とも遊ばなくなり一人でゲーム三昧
⑦塾に通わなくなり、家族との会話も減り、無表情に
⑧2学期から不登校に
⑨訪問した担任や親が話しかけても空返事か無視
⑩学校や民間団体への相談を勧めるが本人が完全拒否
⑪両親が代わりにカウンセリング受ける状況
⑫昼夜を問わずパソコンから離れない
⑬注意したら激怒し物を投げるなど悪化傾向

**(3)学校関係者からの情報**

〈担任と市相談員からの情報〉
・教室内では普通の生徒、モメ事もない
・不登校前は教師の指示には素直に従う良い生徒
・友人関係も良好、イジメもない
・インターネットゲームが不登校の原因ではないか

**(4)両親及び学校関係者からの要望**

・ネットゲームをやるための「甘え」「怠け」による不登校
・ネットの影響で殺人事件など犯罪を起こさないか心配
・本人も支援には同意をしているので早く訪問して欲しい
・ネットを止めさせまずは生活習慣を立て直して欲しい

**(A)より深めたい内容を考察する。**

3

## グループワーク(１)ー③
～「事前準備」:初回訪問に向けて情報を分析・整理する～

### 家庭内暴力が激化したひきこもり状態の若者:19歳(男)

**(1)家族構成**

・父親(50代)公務員
・母親(40代)パート
・兄(24歳)大学生
・本人(19歳)引きこもり状態

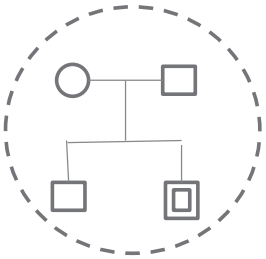

**(2)保護者が説明した成育歴等の概略**

〈保護者(父)からの情報〉
①小学校の頃はひょうきんで明るい性格、人気者
②小学校高学年のとき暴力事件起こし警察沙汰に
③対人恐怖症になり不登校、ひきこもりが始まる
④中学校で一時復帰するが再びひきこもる
⑥通販でエアガンやアーミーグッズ等購入
⑦エアガンを外に向かって打っている
⑧一日中部屋で過ごしテレビやゲーム
⑨父親に反抗的で母親には依存的
⑩両親ともに心労が重なり精神的に不安定に
⑪保健師等支援員の訪問経験あるがいずれも会えない
⑫ひきこもり状態7年以上続いている
⑬小学校の時の友達が一人だけ遊びに来る

**(3)学校関係者からの情報**

〈元担任等学校関係者からの情報〉
・小学校で起こした暴力事件は完全に本人の責任
・自分がやった事を全く反省できていなかった
・両親も子どもをかばうばかりで育て方にも問題がある
・出来る事は全てやったので正直これ以上関わりたくない

**(4)両親からの要望**

・ここまで悪化したのは学校側の不手際が原因
・苦しんでいる子どもを見るのはもう耐えられない
・お願いできるところはすべて頼んだしNPOが最後の望み
・一刻も早くひきこもりから脱却させて欲しい

**(A)より深めたい内容を考察する。**

4

## グループワーク(１)ー④

### ～「事前準備」:初回訪問に向けて情報を分析・整理する～

**学校からの相談で開始する不登校支援事例、ひきこもり状態:15歳(女)**

**【担任が電話で伝えたこと】**

①中学3年生、女子、不登校

②中1の夏休み明けから完全不登校

③当時の担任や相談員が訪問するが全く会えない

④中2になってから一時学校復帰するが再び不登校に

⑤相談員と現在の担任で一緒に訪問するが本人と会えない

⑥母親を通じて手紙や進路に関する資料を渡すが特に反応もない

⑦母親との面談を続け働きかけるが、非協力的

**【母親が電話で伝えたこと】**

①不登校のきっかけは、教室で皆から笑われた事

②笑われたのは、担任が無理に発表させたことが原因

③姉も中学のときは同じ中学でトラブル、不登校に

④Aさんも母親も学校の対応には不信感

⑤昼夜逆転の生活で普段は一歩も外に出ない

⑥県外にいる姉のところに行くときだけ外出する

⑦人形で遊ぶときと好きな番組を見るときは元気な様子

⑧半年ぐらい前から毎晩、夜中に部屋からすすり泣く声

⑨本人も「進路のことで相談したい」と訪問には同意済

**(A)より深めたい内容を考察する。**

**(B)訪問の際の留意点について考察する。**

## グループワーク(１)ー⑤

### ～「事前準備」:初回訪問に向けて情報を分析・整理する～

**学校からの相談で開始する不登校支援事例、非行系:15歳(男)**

**【担任が電話で伝えたこと】**

①中3男子、非行系の不登校、週2、3回昼ごろ相談室に顔を出す程度

②学校に出てきた時は親しい友人以外には、粗暴な振る舞い

③担任や相談員家庭訪問する際には非常に大人しく礼儀正しく応対してくれる

④3つ違いの兄弟も同じ学校を卒業したが暴力事件を起こすなどの問題行動

⑤両親は厳しくしつけ本人は行動がコントロールできていない

⑥保護者面談は母親ばかりで父親は1度しか会えていない

⑦出席日数も少なく学力的にもかなり低い状況なので進学は難しい状況

**【母親が電話で伝えたこと】**

①家ではテレビゲームかアニメを見て過ごしている

②友人が頻繁に遊びに来てくれている

③昼夜逆転気味の生活で時々夜中に抜け出している様子

④兄弟ゲンカは多いが男兄弟ならどこの家庭でもあること

⑤問題行動に対しては父親も顔を合わせる度に厳しく言い聞かせている

⑥父親は仕事で忙しく午前零時を回ってからしか帰って来ないので面談は無理

⑦本人も進路のことは気になっている様子で訪問には同意済

**(A)より深めたい内容を考察する。**

**(B)訪問の際の留意点について考察する。**

## グループワーク（２）ー①

**～導入期：困難を抱える子ども・若者の学習支援への導入方法～**

### 事例①進学を控え相談室登校を始めた中3男子

**経緯と現状**

中1年の夏休み前から学校を休みがちになり、夏休み明けから不登校に。担任及び市相談員が継続的に家庭訪問し復帰を促す。中2年で一時学校復帰するもののわずか1カ月で完全不登校。その後家に引きこもり学校側のコンタクトを拒絶。中3の夏休みNPOスタッフがアウトリーチを実施し、2学期から週に2、3回相談室登校を開始。学習支援員等による学内支援がスタート。

**関係者から得られた追加情報**

**（小学校での様子）**
・小学校の頃から進学塾やスイミングスクールなどの習い事
・国際交流の英語塾にも通い5年生の時海外ホームステイの経験有
・真面目で明るい性格で成績も優秀

**（中学入学時の様子）**
・入学後も習い事を続けながらテニス部に加入
・入学当初は明るく真面目な生徒との印象
・夏休み前から元気がなくなり体調を崩すようになった

**（学校関係者の対応）**
・担任及び市相談員が継続的に家庭訪問するが原因不明
・担任や同級生から宿題プリント等が届けられる
・中2の学校復帰失敗以降は担任の接触は受け付けない

**（家族の対応）**
・両親からの強い働きかけで不登校後も数か月塾には通う
・当初は担任が持ってくる課題等も両親が取組ませる
・中2の学校復帰失敗以降は家族の指示にも反抗するように

**（本人の家庭での様子）**
・動物が好きで飼い猫と犬の世話をまめに行う
・動物番組、お笑い番組、パソコンに強い関心
・ホストファミリー、市相談員とNPO職員とは接触している

**（学習状況）**
・不登校前に比較的成績が良かったのが英語、理科、数学
・中1の終盤には課題もせず、一切の習い事も放棄している
・進学の希望はあるようだが、はっきりと意思表示をしない

**ア）：支援に当たっての留意点**

（対人、メンタル、ストレス、思考、環境面の多角的な検証）

**イ）：学習支援の導入に当たっての方針**

## グループワーク（２）ー②

**～導入期：困難を抱える子ども・若者の学習支援への導入方法～**

### 事例②学習障害の疑いがあり相談室登校を併用する中2男子

**経緯と現状**

全体的に学力が低い上、教科によって理解度に極端な偏りがある。学習障害の疑いがあるが両親の意向で診断は受けていない。野球やモータースポーツに関しては選手のプロフィールまで詳細に暗記。いじめ被害を理由に中1終盤で一時不登校に陥るが中2で学校復帰。週2、3回のペースで相談室を利用。

**関係者から得られた追加情報**

**（小学校での様子）**
・小学校時代からLD（学習障害）の疑いが両親の意思で受診せず
・学習も関心を持った時には積極的に参加することができる

**（中学での様子）**
・関心のない授業中はノートに落書き（車の絵）するなど集中力を欠く
・英会話や技術、簡単な計算など一部関心がある授業には取り組む
・一定のストレスが教室から溜まると教室から逃げ出すことも

**（学校関係者の対応）**
・各教科基礎プリント(小学生レベル)を提供し居残り学習も実施
・不登校後もプリントを提供するなど継続的に学習を促す

**（家族の対応）**
・塾にも通わせたが塾側から学習姿勢を理由に辞めさせられた
・帰宅後1時間学校から与えられたプリント等を自習させている

**（本人の家庭での様子）**
・野球やモータースポーツの雑誌やDVDを何度も繰り返し見ている
・絵を書いたり、おしゃべりしたり、家電をいじるのに夢中になる
・自分の意思を伝えるのが苦手でストレスが溜まると暴れ出すも

**（学習状況）**
・一部関心がある授業も記述式になるとほとんど答えられない
・個別対応しても意識が散漫で頭に入っていない様子
・プリントも選択肢以外は適当な回答でやって来ないことがほとんど

**ア）：支援に当たっての留意点**

（対人、メンタル、ストレス、思考、環境面の多角的な検証）

**イ）：学習支援の導入に当たっての方針**

## グループワーク（２）ー③

**～導入期：困難を抱える子ども・若者の学習支援への導入方法～**

### 事例③仲間と粗暴行為を繰り返し教室には入れない中１男子A

**経緯と現状**

小学校高学年頃から問題行動。中学入学後親友のBと他学年の生徒を含め集団で粗暴行為を繰り返すように。学校側は一部保護者の協力を得て集団を分断しようとするが悪化。Aは教室に入っても授業についていけず他の生徒の邪魔をするため、別室での学習支援に切り替えるが短時間で飛び出しBと共に学校を抜け出すなど対応に苦慮する状況。

**関係者から得られた追加情報**

（小学校での様子）
・高学年の頃、クラブでのいじめと挫折を経験し問題行動をとるように
・それまでの授業態度は問題もなく成績も平均的
・特に問題もない家庭で学校側の指導には保護者も協力的

（中学での様子）
・入学当初は成績も平均的で問題行動も目立たなかった
・親友のBと虞犯で保護経験を持つ先輩の影響が原因
・暴力に関しては対生徒ではなく対教師に対する関する方が深刻

（学校関係者の対応）
・別室でAとB一緒に学習支援したところ素直に応じた時期もあった
・問題行動に関しては複数の教職員が毅然と対応する
・個別指導の段階では両名共に短い時間も耐えれず逃げ出すように

（家族の対応）
・問題行動に関しては父親も母親も厳しく指導している
・親友のBや先輩の悪影響を少なくするため遊ばせないように

（本人の家庭での様子）
・両親に対して反抗的な言動が目立つ
・亡くなった祖父の影響で大河ドラマやクイズ番組を毎週見る
・クラブを辞めた後も関連のスポーツ番組は良く見ている

（学習状況）
・授業にも出席せず別室での学習にも応じない
・家庭でも課題に取組まず完全に学習から離れた状況
・成績も回を追うごとに悪くなり現在は学年下位グループに位置

**ア）：支援に当たっての留意点**

（対人、メンタル、ストレス、思考、環境面の多角的な検証）

**イ）：学習支援の導入に当たっての方針**

9

## グループワーク（３）ー①

**～「事前準備」：初回訪問に向けて情報を分析・整理する～**

**深刻な家庭内暴力等を伴う高校休学、ひきこもり事例：19歳（男）**

### （１）家族構成

・祖父（70代）農業
・父（40代後半：）中学校教諭
・母（40代後半：）小学校教諭
・本人（19歳）高校休学中
・弟（11歳）小学校
・妹（10歳）小学校

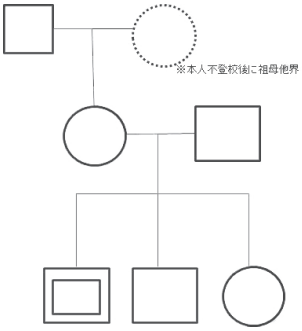


### （２）相談内容

<家族の思い>
・家庭内暴力や嫌がらせがひどくこのままでは家庭が崩壊する
・話が通じない状態で何かしら事件を起こさないか心配
・兄弟にこれ以上影響が出る前に何とかしたい
・もう進学とかよりもまずは暴力を止めてバイトでも独立させたい

### （３）成育歴等の概略

**【現状】引きこもり歴約2年 〈保護者(父)からの情報〉**
・幼稚園の頃から学習塾や空手、ピアノ等習い事
・祖父母からも仲良くかわいがられて育った
・小学校低学年の頃から有名進学塾に通う
・中学校では学年トップクラスの成績
・部活も順調で顧問との仲が特に良かった

・高等学校は地元でも有名な進学校へ
・高1の間は一部の教科以外は成績も良く部活もレギュラー
・高2のインターハイ頃から突然不登校に
・きっかけは部活の先輩との確執との事
・カウンセラーの勧めで休学させ本人の自由に
・カウンセラーより「発達的な課題」を指摘される
・休学後、学校復帰を関係者と話し合うが解決せず
・学校側のコンタクトも完全に拒否するように
・中学時代の顧問が訪問するが後に悪化
・祖父母との仲も崩れ家庭内暴力が始まる
・比較的理解があった祖母が亡くなってから激化
・家族に対しても再三の嫌がらせと暴力
・昼夜逆転で家族は夜も眠れない
・支援機関のパンフを見せ誘うが拒絶
・嫌がらせがひどく何も言えなくなった
・病院や警察に頼むと仕事に致命的な支障
・偏見が強い地域なので問題が表に出ると排斥される
・NPOの方で何とかして欲しい

**（A）より深めたい内容を考察する。**

10

## グループワーク（３）ー②

**～導入期：保護者からの要望を整理・分類し支援の方針を立てる！～**

**高校休学、家庭内暴力、発達障害の疑いを持たれるひきこもり：19歳（男）**

**（4）相談の過程で両親から挙げられた困りごと等**

①ひきこもって家から出ない
②外出に誘っても一切乗って来ない
③勉強もせずにゲームやテレビばかり
④インターネットをつなげとうるさい
⑤休学の解消、学校復帰の話を拒絶する
⑥将来の事に関して希望を聞いても話をしない
⑦学校の先生の訪問を受け付けない
⑧友達や親類が来ても会わない
⑨「誰が呼んだ」と帰った後に暴れ出す
⑩学校関係者から来た手紙を渡しても読まずに破り捨てる
⑪お客さんが来ている時にドンドンと壁を叩く
⑫家族と一切食事をしない
⑬作り置きしている食事を台所にぶちまける
⑭家族が食事中料理に塩や胡椒等を勝手に振り掛ける
⑮家族が調理したものは一切食べない
⑯密封され、未開封の食品しか食べない
⑰食事の栄養バランスが明らかに偏っている
⑱夜寝ずに生活が不規則
⑲夜怒鳴ったり、壁や床を叩く
⑳家族が家にいる間は眠っていない
㉑忙しい時に限って朝トイレを占拠する
㉒風呂には毎日入らないが入る時は何時間も入る
㉓深夜に大音量でテレビ等の音声
㉔朝も夜も家族に挨拶もしない
㉕要望通り買い物してきても「ありがとう」も言わない
㉖機嫌が悪いと暴言ばかり吐く
㉗家族とすれ違う度ににらみつけたりへらへら笑う
㉘家族（祖父、妹以外）に暴力をふるう
㉙家族の仕事や勉強の邪魔をする
㉚弟が家族といると引き離そうとする
㉛自分の部屋に連れ込んで長時間遊ばせる
㉜弟が言う事を聞かないと暴力や脅し文句を言って泣かせる
㉝リビングのテレビやエアコンのリモコンを隠す
㉞家庭に持ち込んだ書類を隠したり破り捨てたりする
㉟嫌がらせを辞めるよう頼むと買い物など交換条件を出す
㊱家を出て独立するように促しても拒絶する
㊲応じないと暴力をふるったり物を壊す
㊳祖母の遺影等を仏壇から抜き取り部屋に持ち込んだまま
㊴電話がかかってきたのを勝手に切る
㊵家にある刃物類を全部自分の部屋に持ち込もうとした

11

## グループワーク（３）ー③

**～導入期：保護者からの要望を整理・分類し支援の方針を立てる！～**

**高校休学、家庭内暴力、発達障害の疑いを持たれるひきこもり：19歳（男）**

**「（3）成育歴等の概略」「（4）相談の過程で両親から挙げられた困りごと等」を基に話し合ってみよう！**

**（A）本人の状態、対応の際のリスクなど推察できる事柄を挙げてみよう。**

**（B）自分、あるいは自分が所属する組織だったら具体的に何ができるのか話し合ってみよう。**

**（C）グループ内の人材で対応する場合、どのような支援を行うのか、役割や対応の方針を話し合ってみよう。**

12

## グループワーク(４)ー①

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**生活保護受給を開始した離婚母子：50代の就労への道筋を考える**

### (１)家族構成

【母親】生活B代（女）84歳
【本人】生活A子（女）56歳
【息子】生活C太郎（男）22歳

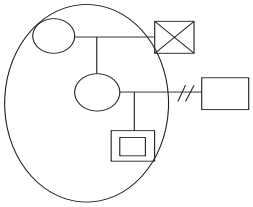

### (２)生活状況等

【本人の状況】 **ア)目的と配慮を持って情報を深める！**

①15年前に離婚。息子と二人暮らしで運送業で生計を維持

②貧血やパニック障害を患ったため退職後、両親と同居

③10年前、父が他界した後、母の病状も悪化し困窮状態に

④保険金等で生活を維持しつつ、ヘルパーの資格を取得

⑤病院や介護施設等で働くものの、体調の問題で長続きせず

⑥直近も半年ほど就労していた施設でトラブルが発生し退職

⑦現在、内科と精神科に通院中

【母親の状況】

⑧母親は幼少の頃から体が弱く、入退院を繰り返す

⑨癌の診断を受け入院するが、支払いが滞り退院

【息子の状況】

⑩事務系の専門学校を卒業後に就職するものの、早期に退職

⑪離転職を繰り返すなど不安定な就労状況

⑫家計を助けることなく、夜遊び、ギャンブルに興じる

⑬複数の消費者金融から借金を重ねヤミ金にも

⑭窃盗で逮捕され拘置所に収監中

【親類の状況】

⑮兄とは家族間の問題で絶縁状態

⑯兄自身も父から引き継いだ事業で失敗し厳しい経済状態

⑰県外に住む親類も金銭トラブル等で連絡不通

13

## グループワーク(４)ー②

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**生活保護受給を開始した離婚母子：50代の就労への道筋を考える**

### (３)生活状況等(概要)

15年程前に離婚が成立。当初は運送業で生計を維持していたものの、貧血やパニック障害を患ったため退職。公営住宅に両親と同居。10年前に父親が他界してから母親の病状も悪化し困窮状態に陥る。息子の学資保険等を解約するなどして生活を維持しつつ、就職のためホームヘルパーの資格を取得。病院や介護施設等で働くものの、体調の問題で長続きせず。直近では半年ほど就労していた施設で残業代の未払い、パワハラが発生したため退職。この間、自律神経失調症、鬱など精神疾患を発症。現在、内科と精神科に通院中。

母親は幼少の頃から体が弱く、30歳頃から肝臓等を患い、入退院を繰り返す。3ヶ月前、癌の診断を受け入院するが、無年金、無保険のため、手術代も捻出できず、治療費の支払いも滞った状態。息子は、事務系の専門学校を卒業後に就職するものの、早期に退職。その後、離転職を繰り返すなど不安定な就労状況。収入がある時も家計を助けることなく、夜遊び、ギャンブルに興じ、複数の消費者金融から借金を重ねた上、現在は窃盗で逮捕され拘置所に収監中。

兄とは父親の遺産問題、母親の介護問題、借金問題などで絶縁状態。兄自身も父親から引き継いだ事業を失敗したことで厳しい経済状態。その他、県外に住む父方の親類も生前の度重なる金銭トラブル等で既に連絡が取れない状況にある。

### (４)追加情報

| | 職　歴（簡略版） | |
|---|---|---|
| | 継続期間 | 職種 |
| 本人 | 約2年間 | ①建築会社（アルバイト、事務員手伝い） |
| | 約10年間 | ②歯科医院（歯科衛生士） |
| | 離婚前後、約4年間 | ③運送会社（運転手） |
| | 両親と同居後、約5年間 | ④家事手伝い |
| | 父死去2年後から4ヶ月 | ⑤介護施設（ヘルパー） |
| | 離職して数ヶ月後から5ヶ月 | ⑥食品加工会社（作業員） |
| | 半年ほど空いてから6ヶ月 | ⑦医療法人病院（ヘルパー） |
| 病　歴 | | |
| 本人 | H11.7～ | ⑧貧血、パニック障害 |
| | H24.12～ | ⑨自律神経失調症、鬱病 |

### イ)本人（A子）の就職に向けた方針と留意点を考える

【対人面】【メンタル面】【ストレス面】【思考（認知）面】【環境面】

14

## グループワーク(５)ー①

### ～多忙なケースワーカーでも対応可能な範囲での支援：月１～2回の訪問、週2回の電話相談での対応事例～

### 子どもの長期にわたる引きこもり生活に端を発した家族単位での社会的孤立と経済的困窮

**(１)事例の概要(共通)**

娘の長期の引きこもり問題に端を発した生活困窮世帯。現在、父親及び娘が引きこもり状態で、母親はかろうじて買い物など最低限外出できる状態。経済的には株取引の失敗と娘のための複数回の引っ越し等で多重債務に転落。借金返済のために不足分を借り入れする状態で周囲からも孤立。父及び娘の状態悪化を懸念し母親が引きこもり問題と経済的困窮の解決を主訴に相談に至る。

**(２)家族構成**

【父】(男)70代前半、元教員
【母】(女)60代後半、専業主婦
【長男】(男)幼児期に死亡
【本人】(女)40代前半、元教員

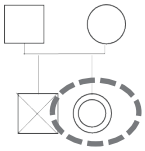

**(３)困窮経緯及び現状**

【本人】大学卒業後、新卒で教員となるが、1年で退職、その後大手観光関連会社に就職するが、3年後、体調を崩して入院した父親の介護のため退職。後遺症が残ったものの父親が快復し職場復帰した後、派遣会社に就職。イベントコンパニオンなどの短期の就労を繰り返す。徐々に無職の期間が長くなり30歳の頃の医療事務の仕事を最後に派遣会社を退社、無業に。母親と過ごす時間が増えるにつれて長男の死後に始まった母親の被害妄想の影響を受け始める。「女は家庭で夫を支えるのが仕事」という母親の強い意向もあり、20代後半からお見合いを繰り返すがまとまらず、30代に入ってからは徐々にお見合いに応じなくなり、引きこもりがちに。32歳の頃ハローワークに通うが空白期間等から職業訓練を勧められ不信を抱き途絶。30代後半からは友人からの連絡も拒絶するようになり、体調不良、被害妄想、希死念慮が症状として表れる。

この段階で両親が県外の支援機関を中心に奔走するが、本人は支援を受け入れず。親戚も精神科の受診を勧めるが本人は「〇〇扱いせんで！」と激昂。独り言、物品の破壊、室内徘徊などを頻繁に繰り返すため、温厚だった父親からのDVが発生。親戚の連絡により警察や保健師が訪問するものの、その場は3人とも我に返ったようにやり過ごすなどして支援を断固として拒絶。親戚との仲も劣悪になり縁が切れた状態に。行政機関側も「当事者がSOSを出さないとこれ以上の関与は無理」と距離を置く。その後は母親の結婚観・勤労観(女性は結婚して家庭に入るべき)、長男の死後に発症した被害妄想が本人に、本人の独り言(すべてがネガティブな内容)や室内徘徊(ほぼ一日中)が両親に、父親の暴力が母親と本人に強いストレスを与えるなど悪循環が起こる。

現在、本人が母親に訴える内容は、将来に対する不安、身体的疾患、盗聴等被害(妄想)、過去の周囲からのいじめ(一部は事実)、容姿に対するコンプレックスを訴えている。

**①「Five Different Positions」レベルにおける評価は？**

| 対人: | メンタル: | ストレス: | 思考: | 環境: |
|---|---|---|---|---|

**②導入を図る際のリスク、対応の際の留意事項は何か？**

**③支援目標とその過程で使う手段(支援機関、施策)は何か？**

**④訪問支援を行う前提でどのような枠組をつくるのか？**

## グループワーク(５)ー②

### ～多忙なケースワーカーでも対応可能な範囲での支援：月１～2回の訪問、週2回の電話相談での対応事例～

### 子どもの長期にわたる引きこもり生活に端を発した家族単位での社会的孤立と経済的困窮

**(１)事例の概要(共通)**

娘の長期の引きこもり問題に端を発した生活困窮世帯。現在、父親及び娘が引きこもり状態で、母親はかろうじて買い物など最低限外出できる状態。経済的には株取引の失敗と娘のための複数回の引っ越し等で多重債務に転落。借金返済のために不足分を借り入れする状態で周囲からも孤立。父及び娘の状態悪化を懸念し母親が引きこもり問題と経済的困窮の解決を主訴に相談に至る。

**(２)家族構成**

【父】(男)70代前半、元教員
【母】(女)60代後半、専業主婦
【長男】(男)幼児期に死亡
【本人】(女)40代前半、元教員

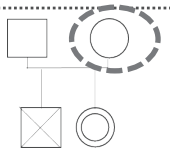

**(３)困窮経緯及び現状**

【母】父親が医師という裕福な家庭でいわゆる「箱入り娘」。子どもの頃の複数の習い事(ピアノ、習字、生け花、絵画など)に示唆されるように何不自由ない生活を送り、女子大在学中も料理や裁縫を習い、職に就くことなく父親の知人の紹介で結婚。程なく長男が誕生するものの、妊娠中に父親が事故死。間もなく母親が認知症を患い複数年の介護の後死亡。立ち直りかけた頃、長男が体調を崩した際に薬の与え方を誤り、これが遠因で死亡。その頃から被害妄想的な発言が見られるように。娘の誕生により一定症状は改善したものの、家族及び親戚の話では散発的に発症していた模様。「長男の分まで」と娘を溺愛し幼い頃から「お嬢様」的な扱いで複数の習い事をさせるなど教育にも多額の投資。夫に対しても徹底した愛情を注ぎ、一時入院した際には職場の人間関係で悩んでいた娘に「そんな思いまでして働く必要はない」と仕事を辞めさせ一緒に介護。

「女は旦那さんに尽くすのが一番の幸せ」「必ず幸せにしてくれる男性が待っている」と社会人になってからは結婚を前提とした付き合いを勧め複数のお見合いをセッティング。すべてうまく行かず、娘が引きこもりがちになった際も「〇〇ちゃんは気立ても良いし心配ない」と相談窓口を勧める親戚の助言を受けれず。娘が独り言や徘徊、被害妄想が出始めてからようやく事態の深刻さに気付き、夫と共に県外の支援機関に相談に行くが、ほとんどの窓口と信頼関係が築けず、ようやく娘を相談につないでも娘が支援を拒絶する状況。父親の退職を機に場所が悪いから不幸が付きまとうと思い込み、引っ越しを繰り返すが状態は良くならず、夫の株取引の失敗で多額の負債を負ってからは、本人の被害妄想が強まり、近隣の住民とトラブルを起こすように。複数の親類が精神科を勧めたが本人に病識は全くなく逆上。生活の質を落とさない状況での度重なる借金に対して親戚も絶縁を宣言。孤立状態に。現在の主訴は娘の結婚のため(職場恋愛、出会い等)の就職を。

**①「Five Different Positions」レベルにおける評価は？**

| 対人: | メンタル: | ストレス: | 思考: | 環境: |
|---|---|---|---|---|

**②導入を図る際のリスク、対応の際の留意事項は何か？**

**③支援目標とその過程で使う手段(支援機関、施策)は何か？**

**④訪問支援を行う前提でどのような枠組をつくるのか？**

## グループワーク（５）ー③

### ～多忙なケースワーカーでも対応可能な範囲での支援：月１～2回の訪問、週2回の電話相談での対応事例～

### 子どもの長期にわたる引きこもり生活に端を発した家族単位での社会的孤立と経済的困窮

**（１）事例の概要（共通）**

娘の長期の引きこもり問題に端を発した生活困窮世帯。現在、父親及び娘が引きこもり状態で、母親はかろうじて買い物など最低限外出できる状態。経済的には株取引の失敗と娘のための複数回の引っ越し等で多重債務に転落。借金返済のために不足分を借り入れする状態で周囲からも孤立。父及び娘の状態悪化を懸念し母親が引きこもり問題と経済的困窮の解決を主訴に相談に至る。

**（２）家族構成**

【父】（男）70代前半、元教員
【母】（女）60代後半、専業主婦
【長男】（男）幼児期に死亡
【本人】（女）40代前半、元教員

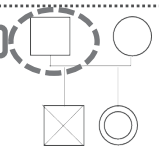

**（３）困窮経緯及び現状**

【父親】元高校教諭。副業で塾、株や不動産取引を行い経済的には裕福な家庭を築く。過労で病気を患い入院・手術のため休職。介護を理由にした娘の離職には本人は反対であったが、妻が抱く勤労観・結婚観（女性は家庭に入るべきといったもの）を否定できず受け入れる。1年間の療養後、職場復帰するものの、半年後、再び調子を崩した際に手術の失敗が発覚。県外の病院で再手術を行い快復（薬物療法と定期検査は必要）。復職するが、娘が引きこもり状態に陥ったことに責任を感じ単独で相談情報を調べるものの、「徹底的に受容すべし」との親の会の本に触れ、また定年も近づくことから見守ることに。徐々に娘の状態が悪くなり、被害妄想からくる度重なる確認が頻発するようになってから受容することの限界を感じ、妻を説得し県外の相談機関を中心に奔走。週末は娘のために関係機関に通うか、情報を収集するといった生活。しかしうまく行かず。

定年退職を迎えてから退職金も活用して環境を変えるために複数回引っ越すなどするが、改善には至らず。この間、株式取引、不動産取引に失敗。借金返済のため退職金が底をつき、鬱（未受診）を発症し娘に続き引きこもり状態に。お金がかかると必要な定期検診や服薬も拒絶。食事はするものの、次第に風呂の回数も減り、歯磨きもせず、煙草の本数だけが増える状況。複数部屋がある一軒家に住んでいたが、TVが一つであることから妻も娘も一緒の部屋に集まるため、妻の被害妄想の話題、狭い室内を徘徊する娘の姿に時折、感情の起伏が激しくなり、DVに及んでしまう。このことで再び自己肯定感が低くなり、より鬱の症状が進行する悪循環に。資金繰りや買い物は妻に任せきりの状態。借金返済のために不足分を新たに借り入れする状況にも思考力を失い放置。現在、本人は、複数年に及ぶ負の連鎖、ネガティブな経験の積み重ねで、すべてに対して希望や意欲を失っているものの、自分が死んだ後の娘の将来に対する不安のみを訴えている。

**①「Five Different Positions」レベルにおける評価は？**

| 対人： | メンタル： | ストレス： | 思考： | 環境： |
|---|---|---|---|---|

**②導入を図る際のリスク、対応の際の留意事項は何か？**

**③支援目標とその過程で使う手段（支援機関、施策）は何か？**

**④訪問支援を行う前提でどのような枠組をつくるのか？**

## グループワーク（６）ー①

### ～導入期：好ましい関係性を構築するための見立てと話題選択～

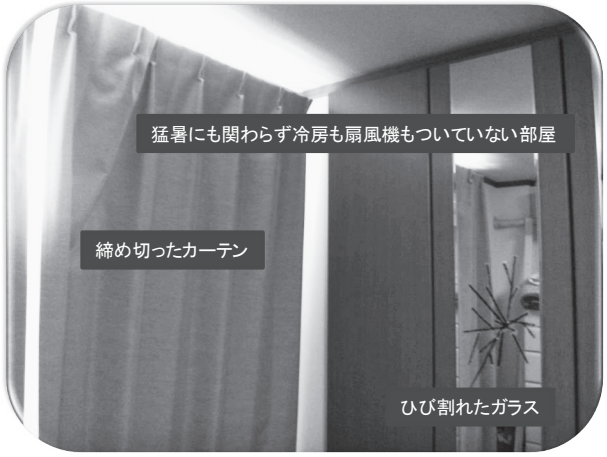

## グループワーク(６)ー②
### ～導入期：好ましい関係性を構築するための見立てと話題選択～

Memo

## グループワーク(７)
### ～導入期：継続的な訪問につなげるための発展的話題のつくり方～

①話題を作る際の留意点について考えてみよう！

【Memo】

②次回の訪問につながる「発展的な話題」をつくってみよう！

| | |
|---|---|
| 発見 | 「エヴァンゲリオン（アニメ）見てるんだ？」 |
| 共有 | 「かっこいいし、あの世界観は凄いよね。」 |
| 展開 | 「庵野（総監督）さんの作品、他に見たことある？」 |
| 発展 | 「不思議の海のナディア、今度持ってくるよ★」 |

| | |
|---|---|
| 発見 | |
| 共有 | |
| 展開 | |
| 発展 | |

20

## グループワーク（８）

### ～導入期：危機対応を通じて当事者との信頼関係を築く方法～

**決定的な失敗を防ぎつつ、若者の閉ざした心を開くための視点と具体的対応**

A　※グループワーク資料～初回訪問時の様子～と連動

| 【事例①初回相談時：15歳】 | 【事例②初回相談時：19歳】 | 【事例③初回相談時：20代前半】 | 【事例④初回相談時：19歳】 |
|---|---|---|---|
| | | | |

C　※グループワーク資料～多面的アプローチ～と連動

| 【事例⑤初回相談時：14歳】 | 【事例⑥初回相談時：15歳】 | 【事例⑦初回相談時：19歳】 | 【事例⑧初回相談時：40代】 |
|---|---|---|---|
| | | | |

## グループワーク（９）

### ～安定期：不幸な出来事や孤立化から生じる認知の歪み、思考の偏りを修正するための気持ちの理解～

**孤立が続いた際に陥り易い不合理な悪循環を理解する！**

| 【キーワード】<br>良く言う事、こだわっていること | 【何故本人はそう思うのか？】<br>推察できること：背景、要因等 |
|---|---|
| （例）絶対に就職できない | （例）不況で学歴もない自分は雇用されない<br>（例）人と会えないし話もできない・・・・ |

「認知の歪みの定義」を活用して

（デビッド・D・バーンズ著　野村、夏刈、山岡、成瀬訳　『いやな気分よさようなら』　星和書店）より

●【全か無か思考】
：ものごとを白か黒、（か）のどちらかで考える思考法。少しでもミスがあれば、完全な失敗と考えてしまう。

●【一般化のしすぎ】
：たった一つのよくない出来事があると、世の中すべてこれだと考える

●【心のフィルター】
：たった一つのよくない出来事にこだわって、そればかりくよくよ考え、現実を見る目が暗くなってしまう。

●【マイナス化思考】
：なぜか良い出来事を無視してしまうので、日々の生活がすべてマイナスのものになってしまう

●【結論の飛躍】
：根拠もないのに悲観的な結論を出してしまう
ａ．心の読みすぎ：ある人があなたに悪く反応したと早合点してしまう
ｂ．先読みの誤り：事態は確実に悪くなる、と決めつける

●【拡大解釈（破滅化）と過小評価】
：自分の失敗を過大に考え、長所を過小評価する。逆に他人の成功を過大に評価し、他人の欠点を見逃す。

●【感情的きめつけ】
：自分の憂鬱な感情は現実をリアルに反映している、と考える。「こう感じるんだから、それは本当のことだ」

●【すべき思考】
：何かをやろうとする時に「～すべき」「～すべきでない」と考える。あたかもそうしないと罰でも受けるかのように感じ、罪の意識を持ちやすい。他人にこれを向けると、怒りや葛藤を感じる。

●【レッテル貼り】
：極端な形の「一般化のしすぎ」である。ミスを犯した時に、どうミスを犯したのかを考える代わりに自分にレッテルを貼ってしまう。

●【個人化】：何か良くないことが起こった時、自分に責任がないような場合にも自分のせいにしてしまう。

## グループワーク（10）－①

**～安定期・展開期：伏線・発展性のある話題で考え方の変化を生む方法～**

**周囲の指導を無視して万引きを繰り返す中学生男子の事例**

共有する話題（伏線・発展性）

【話題：脱サラして本屋を開業したBさん】
・サラリーマンから経営者への転身
・好きな本とスローな時間の流れ
・子どもに対する理解が深く対応がうまい
・学生時代は野球部に所属、控え選手

対象者の状態（認知的特性等）

【支援対象者：万引きを繰り返す少年A君】
・縛られて生きることへの嫌悪
・自由な生き方への憧れ
・子どもに理解を示さない大人への不信
・野球に対する強い思いと控えに対する迷い

展開その①
【草野球での活躍】
万年控えが社会人になってからの活躍
勝ち負けに固執しない「楽しむ」ための野球

展開その②
【本やゲームを通じた社会貢献】
子ども達への読書普及
ゲーム大会の開催等を通じた社会貢献

展開その③
【万引きの流行による廃業】
「やってない」という子どもの言葉を信じ抜く
万引きの流行による経営難・廃業

展開その④
【サラリーマンからの出直し】
子ども達を恨まず、将来を心配
本屋再開を目指し再びーから出直し

共有する話題（伏線・発展性）

【　　】
・
・
・
・

対象者の状態（認知的特性等）

【　　】
・
・
・
・

展開その①
【　　】

展開その②
【　　】

展開その③
【　　】

展開その④
【　　】

23

## グループワーク（10）－②

**～安定期・展開期：不合理な悪循環を断ち新たな一歩をつくるための働きかけ～**

**19歳（男）、高校休学、ひきこもり、一発逆転の発想の事例**

**①思いの共有**　「大金持ちになって皆を見返してやる！」

**②可能性の拡大**　「すごいよね（共感）」「シンクタンクと官僚」「●●ファンドの代表と知り合い」

**③実行可能な提案**　「株シュミレーションやってみよう！」「経済の情報集めて見ようぜ！」

**④昇華・方向転換**　「市民活動支援」「ウォーレン・エドワード・バフェット」「ビル&メリンダ・ゲイツ財団」

**⑤失敗の際の対策**　「ベスト尽くした結果」「人生の楽しみ方」「生き方シフト」「他の支援者へのつなぎ」

事例選択：

①思いの共有

②可能性の拡大

③実行可能な提案

④昇華・方向転換

⑤失敗の際の対策

24

## グループワーク（11）

### ～展開期：若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～

**利用できる制度や支援機関、情報等を話し合い共有する**

ア）いじめ被害を受けている

イ）インターネットに誹謗中傷を書き込まれている

ウ）暴走族や暴力団から抜けたいけど抜けられない

エ）トラウマが強く同じ中学校へは通えない

オ）高校や大学に進学したいけど毎日通う自信がない

カ）専門学校や職業訓練に行きたいけどお金がない・・・

キ）運転免許を取りたいけど同級生や知人とは会いたくない

ク）資格が欲しいけど働いているから通う時間がない

ケ）「働く」ことについて気軽に相談できる場所（方法）

コ）長期間ひきこもっていたから履歴書が書けない

サ）安い給料じゃ苦労するだけだから働きたくない

シ）30代後半ぐらいからイライラして子どもに当たってしまう

ス）精神的に病んでいるとは思うけど受診には抵抗がある

セ）虐待の疑いがあるけど通告すると仕返しされそうで・・・

ソ）息子に発達障害の疑いがある

タ）家庭が多重債務を抱えその日の食事にも困っている・・・

チ）離婚しひとり親になったが元夫から養育費が支払われない

ツ）父親がアルコールもギャンブルも止められない・・・

テ）母親が父親から暴力を受け続けている

ト）祖母が認知症になって子どもと毎日ケンカしてしまう

ナ）父親が病的にテレビ通販やカードで買い物をしまくって破産寸前

ニ）娘の彼氏は体が弱くて経済力もないので結婚させられない・・・

25

## グループワーク（12）

### ～展開期：若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～

**ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する**

事例①初回相談時：15歳（男）

何の権利があってこんなことをするの？
どうせ親から頼まれたからやってるんでしょ？
お金が欲しいから話に来てんでしょ？
今さら何をしたところでどうにもならない。
毎日勉強してる奴らにどうやったら勝てるの？
どうせ皆と同じこと言うんでしょ。
親が死んだらオレも死ぬからいいです。

事例②初回相談時：19歳（男）

医者でもないのに何が分かる？
障害者扱いしやがって！！差別するな！！
オレは皆と違うんだよ！！
馬鹿にしてるのか！見下すな！
生まれつきなら変えようがねぇだろ！
薬で何が変わるんだよ！
オレを一生病院に閉じ込める口実作ってんだろうが！

事例③初回相談時：20代前半（男）

自分は病気なんですか？
診断を受けて何のメリットがあるんですか？
精神科に通ってまで生きる意味はあるんですか？
結局治らずに薬漬けにされるって親が言ってました。
どうせ精神科に通ったら皆にバレて差別されるのがオチでしょ。
将来、もし就職（結婚）できなくなったら責任取ってくれますか。
勉強だけやってきた医者に僕の気持ちが理解できるはずない。

グループワーク 13)ー①
【第1期】安全の確保とメンタル面での応急的回復を支援する段階

| ①各担当者が記録し提案すべき内容 | | | ②ケース会議で他の関係者も含め検討すべき内容 |
|---|---|---|---|
| 対人面 | 傾向 | | ・支援者投入の際、見立てに基づく安全な導入が図られたのか？<br>・本人と支援者間の関係性は適切に保たれているか？<br>・本人と支援者との相性等は考慮されているのか？<br>・複数の支援者が同時に関わることで混乱を生んでいないか？ |
| | 留意点 | | |
| メンタル面 | 傾向 | | ・医師の見立てや治療の方針の共有はできているか？<br>・当事者の辛さやトラウマのケアに対する理解は十分か？<br>・2次的問題を生まないよう「相談」に関しての役割分担は明確か？<br>・突発的な状態の変化に対する準備は整えられているのか？ |
| | 留意点 | | |
| ストレス面 | 傾向 | | ・学習内容が煩雑な内容になっていないか？<br>・負担感が強い自学自習や課題提出を伴っていないか？<br>・学校内での指導と個別の学習指導の違いが認識されているか？<br>・支援や生活から受け取るストレスは考慮されているか？ |
| | 留意点 | | |
| 思考面 | 傾向 | | ・関係者の間で考え方の大きなズレや矛盾はないか？<br>・美談や根性論を押しつけていないか？<br>・本人の性格や感性を考慮した助言や指導ができているか？<br>・一貫した物事の捉え方や考え方が提供できているか？<br>・直面する矛盾に対して一定の解決策を提示できているか？ |
| | 留意点 | | |
| 環境面 | 傾向 | | ・加害者に対する対策は当事者の理解を得られる内容か？<br>・本人が少しでも休息できるような条件は整っているのか？<br>・家庭と学校以外の居場所は確保されているか？<br>・学校復帰に向けた一定の見通しが示されているのか？<br>・緊急時の支援態勢は整っているのか？ |
| | 留意点 | | |

27

グループワーク 13)ー②
【第2期】第3者との「つながり」の確保と困難の軽減に向けた支援の段階

| ①各担当者が記録し提案すべき内容 | | | ②ケース会議で他の関係者も含め検討すべき内容 |
|---|---|---|---|
| 対人面 | 傾向 | | • 本人と支援者間の関係性は適切に保たれているか？<br>• 一人の支援者、一つの支援機関に負担が偏っていないか？<br>• 支援者との関係性は発展しているのか？<br>• 集団活動の導入は見立てに基づいて、安全に行われたか？<br>• 本人の対人関係は広がりを見せているか？ |
| | 留意点 | | |
| メンタル面 | 傾向 | | • 状態の変化に応じた適切な見立てや方針を共有できているか？<br>• 突発的な状況の変化に対応しうる体制を築けたか？<br>• トラウマのケアにつながる支援が実施されているか？<br>• 本人の感情の波に対して、動じずに関わることができているか？ |
| | 留意点 | | |
| ストレス面 | 傾向 | | • 支援内容は教科教育に偏っていないか？<br>• 多数の支援者が関わることで、負担や混乱を生じていないか？<br>• 集団活動は、本人の安全・安心が守られた導入が図られたか？<br>• ストレスを解消する方法は確保されているか？ |
| | 留意点 | | |
| 思考面 | 傾向 | | • 関係者の間で考え方の大きなズレや矛盾はないか？<br>• 本人の性格や感性を考慮した助言や指導ができているか？<br>• 一貫した物事の捉え方や考え方が提供できているか？<br>• 本人の思考パターンを掴んだ上で支援を実施できているか？ |
| | 留意点 | | |
| 環境面 | 傾向 | | • 課外活動での本人の安全は守られているか？<br>• 集団活動の頻度や参加時間は妥当か？<br>• 加害生徒に対する指導は適切か？<br>• 学校内で、本人を受け入れる準備は進んでいるのか？ |
| | 留意点 | | |

28

グループワーク（13）ー③
【第3期】学校復帰に向けた段階的な移行と困難の解消に向けた支援の段階

| | | | |
|---|---|---|---|
| 対人面 | 傾向 | | • 学校を休んでいた間のことを聞かれたら？トイレまでの移動をどのように実施するか？登下校をどのように行うか？など具体的な想定はできているのか？<br>• 予期せぬ加害者との再会はないのか？<br>• 支援者と学校復帰について具体的な話し合いができているか？<br>• 学校復帰に向けて本人の不安は解消されているか？ |
| | 留意点 | | |
| メンタル面 | 傾向 | | • 状態の変化に応じた適切な見立てや方針を共有できているか？<br>• 学校復帰できる精神状態なのか？<br>• 学校内で突発的な精神状態の変化が起きた時の対応方法は確立されているか？ |
| | 留意点 | | |
| ストレス面 | 傾向 | | • 本人が学校内でのストレスを発散する方法は準備できているのか？<br>• 学校復帰は本人の状況を分析した上で実施されているのか？<br>• 本人のストレス耐性に応じた登校や支援が実施できているか？<br>• 学力的な保証をどのように行うのか？ |
| | 留意点 | | |
| 思考面 | 傾向 | | • 学校内で感じる矛盾に対して、一貫した説明が可能か？<br>• 関係者の間で考え方の大きなズレや矛盾はないか？<br>• 本人の性格や感性を考慮した助言や指導ができているか？ |
| | 留意点 | | |
| 環境面 | 傾向 | | • 学校を休んでいた間のことを聞かれたら？トイレまでの移動をどのように実施するか？登下校をどのように行うか？など具体的な想定はできているのか？<br>• 予期せぬ加害者と再会はないのか？<br>• 学校内に逃げ場は確保されているか？<br>• 教員間での本人理解は十分に共有されているのか？<br>• 家庭と学校以外の居場所は確保されているか？<br>• 加害者は心から反省しているのか？ |
| | 留意点 | | |

29

グループワーク（13）ー④
【第4期】学校生活の安定とメンタル面での一定の回復の段階

| ①各担当者が記録し提案すべき内容 | | | ②ケース会議で他の関係者も含め検討すべき内容 |
|---|---|---|---|
| 対人面 | 傾向 | | • 生徒との関係性はどのようにして修復するか？<br>• 学級復帰は見立てに基づいて、安全に導入されたか？<br>• 急に、学級で長時間過ごす事態を生じていないか？<br>• 加害者との関係性はどのように調整するのか？ |
| | 留意点 | | |
| メンタル面 | 傾向 | | • 状態の変化に応じた適切な見立てや方針を共有できているか？<br>• 学校内で突発的な精神状態の変化が起きた時の対応方法は確立されているか？ |
| | 留意点 | | |
| ストレス面 | 傾向 | | • 学校内でのストレスを発散させる方法は準備できているのか？<br>• 学校復帰は本人の状況を分析した上で実施されているのか？<br>• 本人のストレス耐性に応じた登校や支援が実施できているか？<br>• 個別学習により、一定の学力を担保出来ているのか？ |
| | 留意点 | | |
| 思考面 | 傾向 | | • 学校内で感じる矛盾に対して、一貫した説明が可能か？<br>• 関係者の間で考え方の大きなズレや矛盾はないか？<br>• ネガティブな思考が生じた場合それをどのように修正していくのか？ |
| | 留意点 | | |
| 環境面 | 傾向 | | • 生徒との関係性はどのようにして修復するか？<br>• 加害者との関係性はどのように調整するのか？<br>• 本人の進路や夢の実現に向けて対策は整っているか？ |
| | 留意点 | | |

30

## グループワーク(14)ー①

**～展開期：非行系の子ども・若者への対応を考える～**

**背景に配慮しない指導が持つリスクについての考察**

### ～暴力的言動をとる生徒への指導事例を通じての考察～

**【考察課題】**

**喫煙、万引き、窃チャ、深夜徘徊、暴力行為、恐喝、無免許運転、家庭内暴力等の行為に及んだ少年が同級生に対して暴力的言動を取った際の指導**

**指示的？説教的？指導**

「人に迷惑をかけるな！」
「相手がどんな気持ちになるのか考えろ！」・・・

**強制力？を伴った指導**

鉄拳制裁、集団指導、警察介入・・・
児童相談所や矯正施設への送致・・・

**正しいのか？間違っているのか？**

考察

31

## グループワーク(14)ー②

**～展開期：非行系の子ども・若者への対応を考える～**

**反社会的行動を繰り返す「個」及び「集団」へのアプローチ手法を考える！**

【行動】喫煙、万引き、窃チャ、深夜徘徊、暴力行為、恐喝、無免許運転、家庭内暴力・・・
【状況】警察、児童相談所等公的機関の介入、審判、保護観察、鑑別所・・・
【背景】ひとり親、貧困、虐待、保護者のアルコール中毒、精神疾患、暴力団関係者等

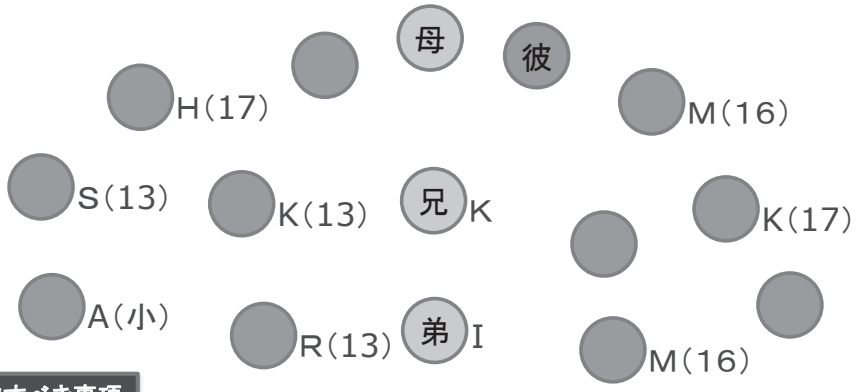


**指導の際、考慮すべき事項**

- 反抗期にあり束縛されることが嫌い
- 大人への反抗や反社会的行為がステータス
- 家庭での愛情不足から仲間への依頼心・依存心が極端に強い
- 自意識が過剰
- 精神的に不安定

※個別の問題だけでなく集団の性質も考える！32

## グループワーク（15）
### ～展開期：動き出した後に起こるトラブル処理の方法論を学ぶ～

**問題の中にも成長や変化の種を見出し発展性を生む！**

**A：トラブルに至る前の支援経過**

事例：ひきこもり経験7年、22歳男性⇒訪問支援後、状態改善し、専門学校へ入学

**訪問前の状態**

ア）自己中心的でキレ易い性格と認識されていた。
イ）感情のコントロールができず些細なことで暴力行為に及んでいた。
ウ）複数の教職員や支援者から指導や支援を受けたが改善しなかった。
エ）教職員やカウンセラーに対して強い憎悪の念を抱いていた。
オ）ひきこもった後は家庭内暴力が激化し家族もうつ病やパニック障害に。

**支援後の状態**

ア）偏りのあった考え方に変容が起こり周囲との協調性が出てきた。
イ）感情のコントロールが徐々にできるようになり暴力行為も激減している。
ウ）家族との関係も改善しつつあり、友人や先生との関係もできつつある。
エ）本人は現状を自立するための最後のチャンスと強い決意を抱いている。
オ）本人も家族も希望を抱きつつも再び失敗するのではないかと強い不安。

**対応の際の留意点**

※問題の中にどんな変化の「種」を見出すのか？

**B：朝礼の際、当番が校訓を読み上げ、その他の生徒が復唱する行事でのトラブル**

①当番となった相談者はうまくやり遂げようと事前に練習したが、緊張のあまり声が途切れ失敗。
②そのため、復唱するその他の生徒もうまく声が合わせられず失敗。
③その際、校長が校訓を間違ったこと、声が合わずまとまりがなかったことを注意。
④校長がその他の生徒の反応に対して「そんな態度では就職できんぞ！」と怒鳴りつける。
⑤朝礼を延長し行事のやり直しを命じたため、教室の空気が一気に悪くなる。
⑥相談者はこれらの状況の中でパニック状態に陥り、校長に対して殴りかかる勢いで詰め寄る。
⑦担任が校長との間に入って本人を抑え込む事態に至る。
⑧相談者は学校を飛び出し混乱した状態で相談室を訪れる。
⑨「どうせもうおしまい！校長をぶっ殺して自分も死んでやる！」と興奮状態。

33

## グループワーク（16）ー①
### ～導入から終結期：その時々の変化に対応しながら支援の段階を進める～

**不登校事例：15歳（女）課題①より深めたい情報を考察する**

〈学校関係者からの情報〉

〈保護者（母）からの情報〉

〈保護者、教師の所見および主訴〉

## グループワーク（16）ー②

**～導入から終結期：その時々の変化に対応しながら支援の段階を進める～**

**不登校事例：15歳（女）課題②追加情報から対応方針を共有する**

**ア）キーパーソン、イ）各関係者への対応方針と留意点、ウ）その他関係機関との連携可能性**

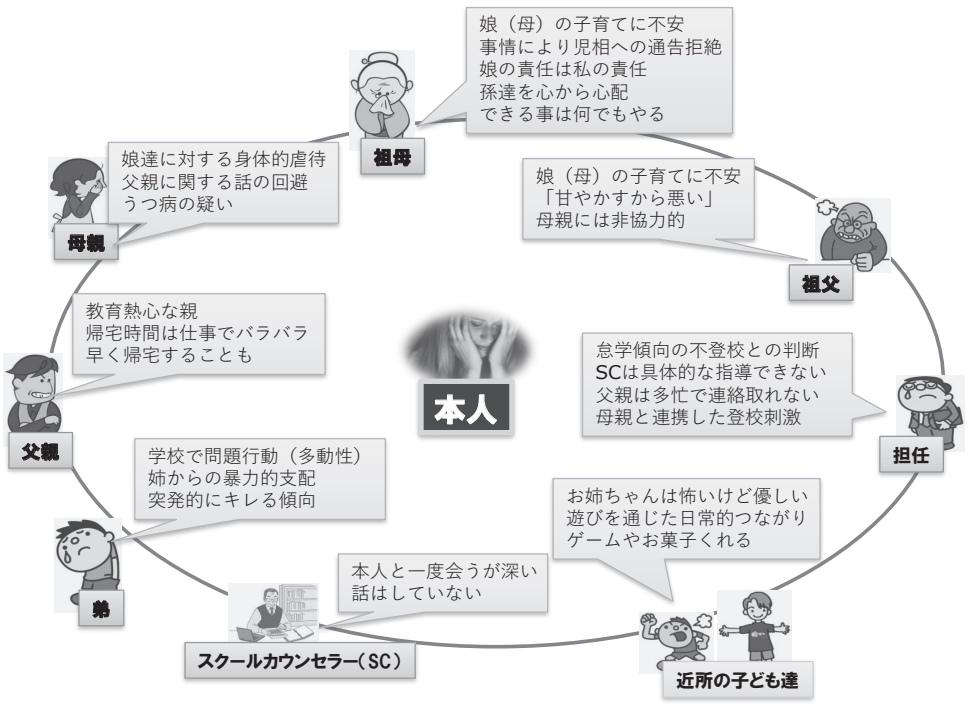


## グループワーク（16）ー③

**～導入から終結期：その時々の変化に対応しながら支援の段階を進める～**

**不登校事例：15歳（女）課題③追加情報から対応方針を共有する**

**ア）各関係者への対応方針と留意点、イ）その他関係機関との連携可能性**

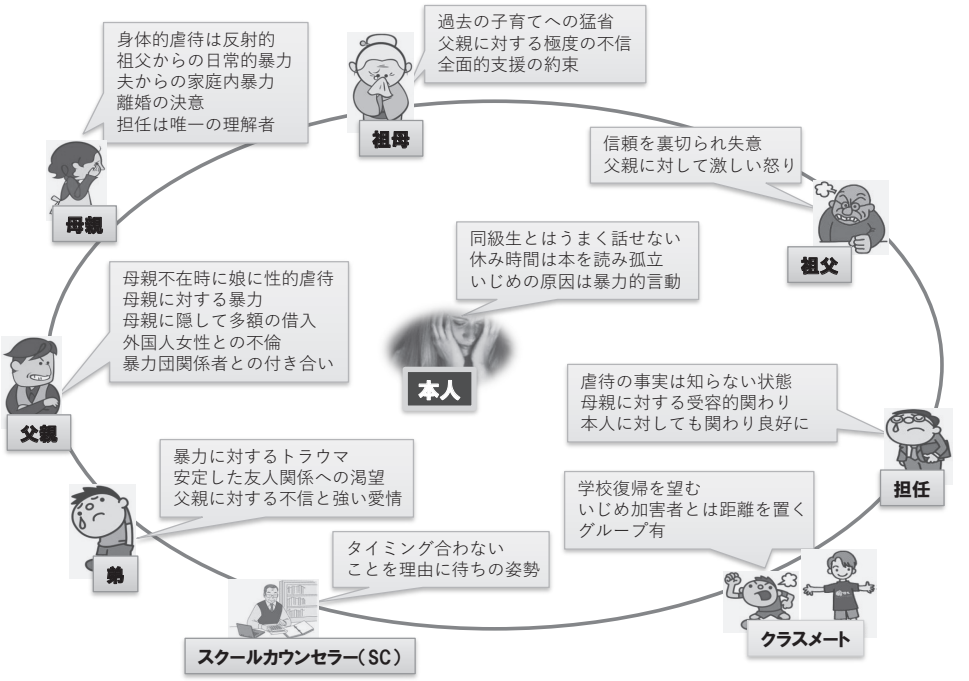


ア）各関係者への対応と留意点

イ）その他関係機関との連携

ウ）その他

## グループワーク（17）－①

**～離婚、失業、精神疾患、交通事故…6人の子どもを持つひとり親家庭の生活保護からの脱却～**

**保護申請に係る相談の段階から始まる自立支援のための関係性構築とインテーク段階の留意点の考察**

### ○グループワークの設定

随行者（知人）に付き添われ、福祉事務所を訪れた35歳女性（以下、「Aさん」という）。失業、うつ病の発症、自殺未遂、交通事故等を経て困窮し生活保護の申請を行いたいとの訴え。語られる状況に対して違和感を覚えるような格好で時折苛立った様子で担当者を睨み付けるなど威嚇的な行動も。穏和な雰囲気の随行者がAさんを諭しながら本人に説明を促し時折補足する形で面談が進行。担当者にとっては一触即発の緊張感が漂う初回インテークの場面。

### ○Aさん本人及び知人が相談の際に語ったこと

①3か月程前に9か月間働いていた飲食店を失業

②2か月前に鬱がひどくなり自殺未遂したことで精神科に入院

③一昨日入院先から脱走し自損事故でガードレールを大破させた

④知人に勧められ生活保護申請を決意

⑤6人の子どもがいるが前職に就く際に実家に預けたままの状態

⑥児童手当等が給付されているが実家に全額渡している

⑦現在は家族と絶縁状態で孤立し援助が受けられない状況

⑧最近は友人らからカンパしてもらった食料しか口にしていない

⑨家賃も数か月滞納しており督促を受け、立ち退きが迫られている

⑩薬も尽き病院にも通わなくてはならないが支払うお金もない

### （1）語られた内容から気になること、聴き取りたい項目を考察

※聴き取りたい項目と何故その項目の聴き取りが必要なのかの理由まで共有して下さい。

### （2）本事例に関して初回聴き取りの際の留意点を考察する

①質問の項目と問いかけの順番等に関連して

②質問の際の態度や配慮（言葉かけ等）に関連して

③その他

## グループワーク（17）－②

**～離婚、失業、精神疾患、交通事故…6人の子どもを持つひとり親家庭の生活保護からの脱却～**

**保護決定後の緊急支援及び保護脱却に向けての支援計画の策定に当たっての留意点の考察**

### ○グループワークの設定

A

### ○扶養義務者の状況調査で明らかになったこと

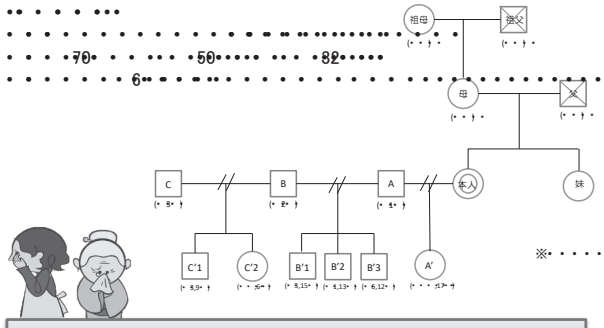


### （1）提出書類（要回収）から推察される本人の状態を協議する

### ○Aさんの母親が調査・相談の際に語ったこと

### （2）語られた内容から気になること、聴き取りたい項目を考察

## グループワーク（17）－③

**～離婚、失業、精神疾患、交通事故…6人の子どもを持つひとり親家庭の生活保護からの脱却～**

### 本人の状態と背景要因への配慮に基づいた効果的な問題解決とその在り方の検討

**◎グループワークの設定**

関係者への聴き取りによって真実が明らかとなり緊急支援だけでなく保護脱却に向けた問題解決の段階へ移行。本人の状態だけでなく背景要因に対しても配慮しつつ効果的に支援の段階を移行するために担当者は何ができるのか？その在り方を検討する。

**（1）追加情報と関係書類から担当者がやるべきことを考察する**

| | ①解決すべき問題 | ②具体的方法・対策 | ③留意点 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

## グループワーク（17）－④

**～離婚、失業、精神疾患、交通事故…6人の子どもを持つひとり親家庭の生活保護からの脱却～**

### 多重困難ケースを継続的な就労につなげるための指導（支援）の在り方を探る

**◎グループワークの設定**

本事例のような多重困難ケースの場合、単なる職業訓練やハローワーク等での就職活動を促すだけでは継続的な就労には結びつかない。プロケースワーカーに求められる就労指導の在り方とは？その在り方を検討する。

**（1）アセスメント指標Five Different Positionsを用いて状態の変遷と支援の進捗状況を確認する**

（16）－①の段階

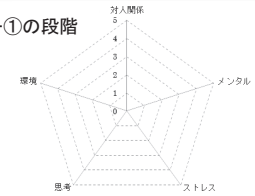


（16）－②の段階

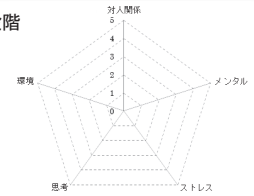


（16）－③就労指導の段階

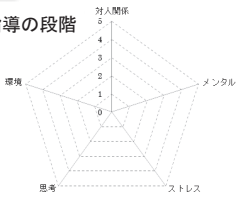


**（2）「働くこと」の意味を本人の状態（認知、考え方、能力等含む）に合わせて捉え直す**

| 阻害要因 | 対策 | 留意点 |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## グループワーク（17）－⑤

**～離婚、失業、精神疾患、交通事故…6人の子どもを持つひとり親家庭の生活保護からの脱却～**

**留意点に基づいて生活困窮者自立支援法に係る就労準備支援プログラム【計画書】を作成してみよう！**

生活困窮者就労準備支援事業　就労準備支援プログラム【計画書】

| | |
|---|---|
| 作成日 | |
| 事業所 | |
| 担当者 | |

| | |
|---|---|
| 氏名（ふりがな） | |
| 性別 | □男性　□女性　□（　） |
| 生年月日 | □昭和　□平成　　年　　月　　日（　　歳） |
| 職歴 | |
| 就労に対する本人の意向 | |

本人が希望する就労内容　※本人記載欄

最終的な目標設定及び支援方針　※本人と担当者で調整の上

支援開始時の本人の状況と課題

①生活自立：

②社会自立：

③就労自立：

| | 長期目標 | 短期目標 | 期間 | 支援内容 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ①生活自立 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| ②社会自立 | | | | | |
| | | | | | |
| ③就労自立 | | | | | |
| | | | | | |

本人同意欄

41

## グループワーク（18）－①

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

### （1）初回相談時の状況

一人で相談窓口を訪れた40代くらいの男性の相談者。周囲を気にする様子で名前も住所も名乗らないまま「生活費が底をついているので何とかならないか」との訴え。窓口職員が詳しい事情を聴こうとメモや帳票類を手元に準備した時点で、「何を書くつもりなのか？」、「俺が知りたいのは生活費を何とかできるかどうかなんだ！」と大声ではないものの責め立てるように話している。表情は硬く窓口職員だけでなく周囲にも警戒している様子で名前すら語られない。

### ア）どういった点に留意しつつ対応すべきなのか考える！

《「表情・態度」、「発言」等から配慮すべき点を考える！》

### （2）語られた生活状況

《本人の口から語られた生活状況と生活費が必要な理由》

①前の職場でトラブルが起こり6か月ぐらい前に失業

②失業の際、引っ越しせねばならず今では食費もない

③家族もいたが6か月前に離婚し今は一人暮らし

④消費者金融もブラックリストに載ってるので借入ができない

### イ）①～④について聴き取りたい情報を列挙しよう！

### ウ）本人が回答を拒んだ場合どうするのか考える！

《前職やトラブルの内容について》

《扶養義務者について》

42

## グループワーク（18）ー②

### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

**（3）他の相談窓口への誘導後に再度来所した際の状況**

NPO法人が運営する相談窓口で食料等の緊急支援を受けた後、再度相談窓口を訪れる。周囲に対する警戒などは相変わらずであったが、身なりが整い、窓口職員に対する責め立てるような言動は今のところ見られない。本人は保護申請の相談を行いたいと訴えているものの、名前すら開示しなかった前回の状態を踏まえると慎重な対応が求められる状況。

**ア）相談者に対してどのような言葉かけをするかを考えよう！**

《関係性を構築するためにどのような言葉かけが必要なのか、前回、窓口職員が社会福祉協議会の貸付とNPO法人への誘導を行ったことが前提》

**（4）帳票類作成の段階で明らかになったこと**

①前職は暴力団関係でトラブルを起こした仲間と一緒に辞めた

②役所に同級生がいると勘違いしており記録されるのが嫌だった

③働きたいが表に出ると報復を受けるかもしれないので難しい

④高校卒業後、内装の仕事に就いていたが親方に勘当された

⑤母親は健在だが前職に就いた際に縁を切ると言われたので頼めない

⑥結婚していたが半年前に離婚訴訟で負け子どもも元妻に親権がある

⑦元妻らも生活に困っており第3者を通じて養育費を求めてきた

⑧資産は車だけで消費者金融や闇金に数百万借りている

⑨働くにも車は必要だし緊急の際もないと困るので手放せない

⑩元妻が乗っている自分の車があるが返せとはさすがに言えない

⑪もし元妻に連絡するのなら子どもの近況だけでも聞いて知らせて欲しい

**イ）保護開始あるいは支援に向けて深めたい情報を考えよう！**

**ウ）保護できない場合も含めた支援方針を考えよう！**

《扶養義務者や資産に関して》

《生活の安全確保について》

《仕事に関して》

《元妻、子どもについて》

43

## グループワーク（18）ー③

### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

**（5）元妻に対してアプローチした際の状況**

養育費を督促してきた弁護士を通じて元妻と連絡を取る。窓口での対応では元夫との鉢合わせのリスク等もあることから委託先のNPO法人が運営する相談施設での面談を実施。面談の際は、伏し目がちで疲れた様子。質問に対しては丁寧に答えるものの、元夫のことになると言葉を濁したり、子どもの事になると「すみません」、「私が悪いんです」などの発言が目立ち、時折、涙を浮かべるといった不安定な様子がうかがえる。

**ア）どういった点に留意しつつ対応すべきなのか考える！**

**（6）面談で元妻が語ったこと**

①離婚訴訟に踏み切ったのは元夫の暴力に耐え兼ねて

②脅迫行為も受けており引っ越しせざるを得なくて職も失ってしまった

③失業保険と元夫からの養育費で生活していたが支払いが滞り困窮状態

④以前の暮らしで多額の借金があり元夫に対して援助することもできない

⑤車は確かに元夫名義のままだが支払ったのは自分なので返せない

⑥自分の両親にも元夫の母親にも迷惑をかけてしまいもう頼れない

⑦子ども達（娘、息子）も荒れた状態だし就職活動もうまく行かず生活も限界

⑧子ども達が道を誤ったのは夫との生活を我慢できなかった私のせい

⑨娘は家に帰ってこないようになって何を考えているのか分からない

⑩息子は中学校に通わずにひきこもりたまま、ネット依存の状態

⑪せめて息子だけでもこの状況から脱却させたい

**イ）保護開始あるいは支援に向けて深めたい情報を考えよう！**

**ウ）保護できない場合も含めた支援方針を考えよう！**

《ネット依存で引きこもる息子に対する助言を求められた場合》

《子どもを案ずる元夫からの依頼についてどう伝えるのか？》

《この段階で活用する可能性のある社会資源は？》

《どのように説明しつなぎを図るのか？》

44

## グループワーク(18)ー④

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

**聴き取りの過程で明らかになった家族構成等**

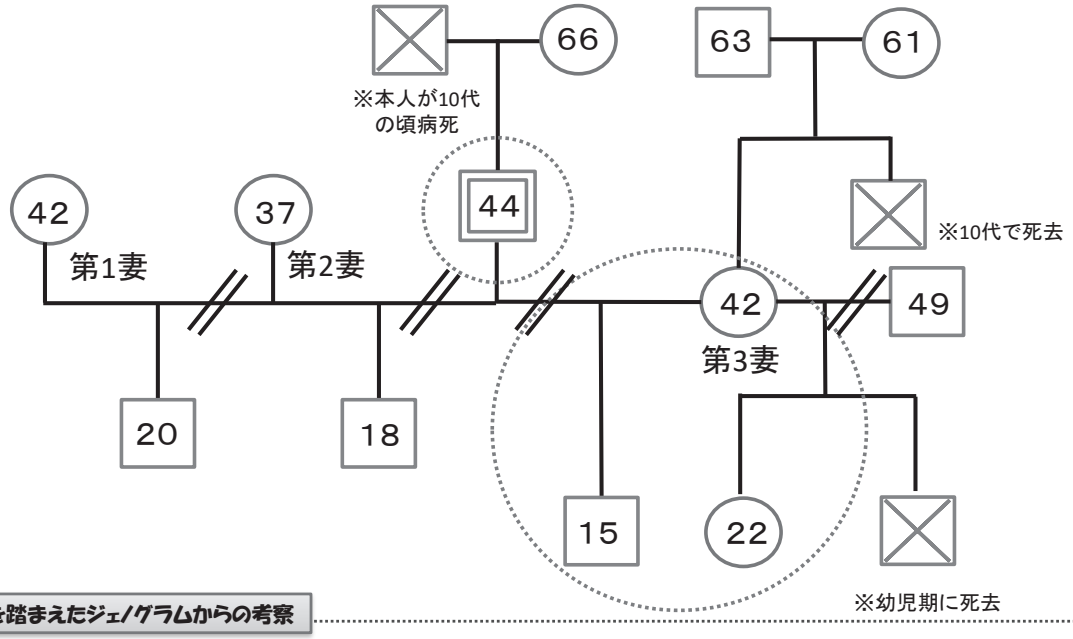


**経緯を踏まえたジェノグラムからの考察**

45

## グループワーク(18)ー⑤

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

**(7)子どもへのアプローチを行う際の状況**

母親の両親からの資金的な援助が決まったことから子ども達への支援も並行して実施することに。その過程で父親から母親がリストカットを繰り返していることが告げられ、実際に左手首にその痕跡が確認される。また、債務整理を行う際に借金の大半は元夫とハマっていたパチンコや飲み代であることが判明する。

**(8)母親が語ったことからの考察**

①中学校1年生で学校に行き渋り中2の5月頃から完全不登校に

②勉強も興味が偏りこだわりも強くついていけていなかった

③中学校に入ってからはキレ易くなりクラスにも馴染めなかった

④不登校直前は教室で取りつかれたようにノート等に落書きばかり

⑤ネットゲームを始めてからはPCを独占し昼夜問わず没頭する

⑥注意すると激怒し暴れ出す状況で元夫とも度々衝突していた

⑦前の担任から発達障害の疑いもあるとの事で受診を勧められた

⑧引っ越しで環境が変われば改善すると思ったが駄目だった

⑨幼い頃は友達も多く学校も喜んで通っていたのに信じられない

⑩これもすべて親としての責任を果たせなかった自分のせい・・・

**ア)この事実から母親に対する留意点を考える！**

**イ)支援を実施するに当たって深めたい情報を考えよう！**

**ウ)息子への支援方針を考えよう！**

《発達障害の疑いに対してどのようにアプローチするのか？》

《もし訪問中に遭遇したとしたらどのような関わりをするか？》

《当該地域で誘導、連携する可能性がある社会資源は？》

《ひきこもりを対象に訪問する機関に誘導する際の留意点は？》

46

## グループワーク（18）―⑥

**～対人トラブル等をきっかけに引きこもり状態に移行したケースを通じてネット依存からの脱却に向けた困難と留意点を考える～**

**マズローの欲求階層説と引きこもる当事者、オンラインゲームの特性からの敢えての考察**

### ア）A.H.マズロー「欲求階層説」

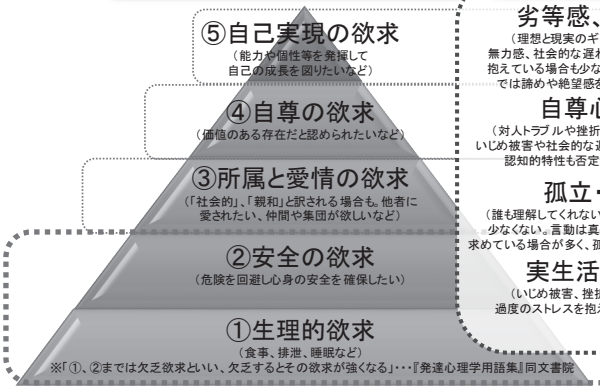


### イ）引きこもる当事者

**劣等感、無力感等**
（理想と現実のギャップからくる苦しみ、無力感、社会的な遅れ等から来る劣等感などを抱えている場合も少なくない。長期化したケースでは諦めや絶望感を抱いている当事者も。）

**自尊心の低さ**
（対人トラブルや挫折等から生じる自信喪失やいじめ被害や社会的な遅れ等から来る劣等感など、認知的特性も否定的なものになりがち。）

**孤立・孤独感**
（誰も理解してくれないと孤立感を抱いている者も少なくない。言動は真逆でも他者とのつながりを求めている場合が多く、孤独ゆえの辛さを感じている。）

**実生活上の困難**
（いじめ被害、挫折、対人トラブル等から過度のストレスを抱え回避行動をとった状態）

### ウ）オンラインゲーム

**アバター、種族、職業等**
（パーツやアイテム等組み合わせで唯一無二のキャラが作成でき、能力等の特性や職業についても選択できる。自分の家や町が作れるものもあり、ゲーム上ではあるが経済的、社会的な仕組みが成り立っている。現実の物品に変換するなど実社会とリンクするものも。）

**ランキング、レベル、称号等**
（無料で時間をかければ一定のレベル・地位まで上がれるものの、その後は射幸心を煽るものが多く、次の段階のレベル・地位にたどり着くには課金システム等を利用する必要がある。）

**チャット、メール、SNS等**
（リスクを伴う直接的な対人接触がない状況で、選択的（排除することも可能）に人間関係を構築できる。24時間世界が開放されており、チャット等のコミュニケーション手段も充実し孤独を感じさせない。）

**対戦、チームプレイ、足跡等**
（ゲーム単体でも十分な魅力があり、プレイ中は実生活上の困難等から解放される。また、興味関心、趣味の世界で、同じ価値観を持つプレイヤーとの関わりが持て、ストレスを感じにくい状態でかつ、労力を使わずとも一定の仲間形成が行える。）

**ア）、イ）、ウ）のそれぞれの項目の比較から関連性や共通性を見出し依存からの脱却の難しさについて考察する！**

## グループワーク（18）―⑦

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

### （9）娘に対してアプローチを実施する際の状況

母親は前職（清掃関連）の求人をしばらく探したものの、空きがないことから地元スーパーの求人に応募し接客業を始める。しかしながら1か月足らずで客とのトラブルとパワハラを理由に離職。この間、娘は頻繁に帰宅するようになり、母親とコミュニケーションを取ることも増え、生活を共にしている交際相手も紹介された。しかしその男性の素行の悪さや父親に酷似する人物像、経済力の低さ等から将来を悲観し別れさせることはできないか、娘を就職させ自立させることはできないか、相談に訪れる。就職支援についての窓口を母親に紹介し娘を誘導するように助言するものの、母親が離職してからは娘が帰宅しなくなり、電話をかけても返事がない状況との事。娘が何を考えているのか、何を望んでいるのか、自分には全く理解できないと嘆いている。

### （10）母親が語ったこと

①娘と夫は血のつながっておらず前の旦那との間にできた子ども

②思春期に入り不安定さが目立ちイジメで中学は不登校に陥った

③祖父が家庭教師を雇い娘につけたことがきっかけで立ち直った

④商業高校で資格も取得し農業関連の仕事に就職するが離職

⑤離職の原因は遅刻や仕事上のミスに端を発した上司との揉め事

⑥その後も対人関係のトラブルで転々として働かず家にも帰宅しなくなった

⑦離職の発端を作ったのが彼氏で年下をたぶらかすのは許せない

⑧最近帰ってきた時に自ら仕事を探すと言っておきながらまた繰り返し・・・

### ア）この経緯から推察できる事柄と留意点について考える！

《母親の就職及びその支援について》

《「別れさせることはできないか」との相談に対する応答について》

《娘の行動から見えてくる可能性について》

《その他》

### イ）支援を実施するに当たって深めたい情報を考えよう！

### ウ）支援導入を図る際に本人にどう働きかけるか考えよう！

48

## グループワーク（19）ー①

### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

**（1）初回相談時の状況**

国選弁護人を名乗る男性から連絡が入り、「暴行事件で釈放された男性の相談に乗って上げて。」との一報を受ける。「今立て込んでるんで詳しい話は本人から聞いて」、「大変だと思うけどよろしく」と一方的に電話が切れる。その後、すぐに険しい表情の男性A（20歳前後）が一人で相談窓口に訪れる。「親に捨てられて…」、「弁護士にここに行けと言われたんで…」、「何とかなりませんか？」と声を詰まらせながらも睨みつけるような鋭い眼光を時折見せつつ窮状を訴えている。

**（2）語られた生活状況**

《本人の口から語られた生活状況等》

①かっとなって母親と彼氏をボコボコにしたら警察が来て捕まった

②家に二度と帰らないことが条件で被害届が取り下げられて釈放された

③母親が何日分か生活費をくれたがその後は電話もつながらなくなった

④しばらくは仲間を頼ったが今は金も無くなって寝る場所も食う物もない

⑤保険証も免許証もないので自分一人では手続もできない

**ア）どういった点に留意しつつAに対応すべきなのか考える！**

《「表情・態度」、「発言」等から配慮すべき点を考える！》

**イ）（2）について聴きたい情報を列挙し優先順位をつけよう！**

《初回相談で聴き取りたい項目とそれを優先する理由まで》

**ウ）本人が回答を拒んだ場合どうするのか考える！**

《母親及び彼氏に対する暴行の内容やきっかけ、要因等について》

**エ）現時点ですぐに対応すべき事柄は何か考えてみよう！**

49

## グループワーク（19）ー②

### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

**（3）初回相談時帳票類記入の段階**

① Aの携帯電話と窓口の固定電話から母親に架電するもつながず。代わりに国選弁護人の事務所に連絡を入れるが不在のため、伝言を入れ折り返しを待つことに。その間、帳票類への記入を促すが、こちらの表情を気にする様子でペンが進まず、貧乏ゆすりをしたり、深いため息をつくなど本人が苛立った様子がうかがえる。

② しばらくして国選弁護人から折り返しの電話連絡が入る。母親は暴力に対する恐怖のためAからの電話には出れないと説明。そこで、窓口職員が国選弁護人を通じて交渉を行い、母親及び彼氏から電話にて事情を聴取する運びに。一旦電話を切り母親からの電話連絡を待つ。

③ Aは依然としてため息や貧乏ゆすりを行うなど落ち着かない様子で国選弁護人と窓口職員の電話でのやり取りに聞き入っており、母親がAの電話に直接出れないことが伝えられた際には、「ふざけんな…」と小声ながらもつぶやき、怒りに満ちた表情で窓口職員に対して顔を背け、壁の一点を睨み付けている。

**（4）扶養義務者へのアプローチの際の状況**

母親からの連絡待ちの間に「佐賀市生活自立支援センター」等の関係機関に連絡を入れ、Aを交えつつ、今後の対応等について協議を行う。30分程してから母親から連絡が入る。敬語を使い丁寧な言葉づかいではあるが、本人の事になると窓口職員に対しても責め立てるような言葉がぶつけられるなど不安定な精神状態がうかがえる。

**ア）①の状態に至った原因をどのように分析するか？**

《経緯、態度等から推察される心理状態とそこに至った要因》

**イ）②、③を踏まえ母親と彼氏と話し合う前に打つべき対策は？**

**ウ）（4）で連絡待ちの間に他の対策を講じる効果は何か考える？**

**エ）母親の複雑な心理状態を察して留意事項を考えてみよう！**

50

## グループワーク（19）ー③

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

### （5）扶養義務者及びその恋人からの聴き取り状況

①Aには悪いがこれまで何度もチャンスを与えた結果（母親）

②20歳を超えているし面倒は見れないし義務もない（彼氏）

③度重なる暴力、罵倒されても我慢し続けもう限界超えた（母親）

④今回被害届を取り下げたのは母親が懇願したから（彼氏）

⑤今度Aが顔を出したら命守るため即警察に突き出す！（彼氏）

⑥弁護士から聞いたけど私が殺されても良いと思っているのか！（母親）

⑦AはDV父親（元夫）に本当にそっくりで吐き気がする！（母親）

⑧私の持ち金全部振り込んだし働いてないのでもう援助できない（母親）

⑨生活保護を受けたら絶対にAは抜けられなくなるので止めて（母親）

⑩その地域には親類がいるはずなのでそっちを当たって欲しい（母親）

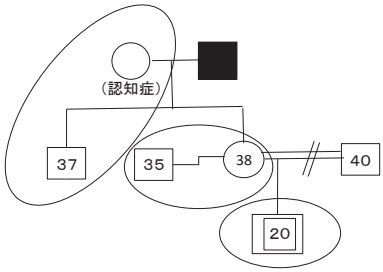


### ア）どういった点に留意しつつ対応すべきなのか考える！

《「表情・態度」、「発言」等から配慮すべき点を考える！》

### イ）①～⑩について聴き取りたい情報を列挙しよう！

### エ）現時点で優先的に対応すべき事柄を列挙しよう！

51

## グループワーク（19）ー④

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

### （6）Aへの緊急支援の段階での出来事

母親との交渉が不調に終わり、一時的な宿泊先の確保や親類へのアプローチを検討している段階で噂を聞きつけた旧友からAに電話連絡が入る。しばらくの間宿泊先と建築関係の仕事を紹介してくれるとのことでAは生活保護を申請せず旧友を頼るとの事。そこで、万が一に備えた今後の対策として親類とのコンタクトについて同意をもらった。

### （7）親類（母親の弟）へのアプローチの際の状況

母親の弟に連絡を入れると「ついに来たか」といった反応で「ご迷惑をおかけし申し訳ございません」との謝罪を受ける。丁寧かつ紳士的な対応。Aに対してとても同情的で事情についても詳細に説明してくれている。

### （8）母親の弟から語られたこと

①母親は高校中退前から精神的に不安定になり10代で家出。

②金に困ると帰郷するぐらいでほとんど県外で男と暮らす。

③18歳で子どもを産んでから夫からはDVを受け5年程度で離婚。

④Aは小学校低学年の頃に虐待の疑いで児童相談所に一時保護

⑤転居を繰り返して逃れ度々祖母にAを預けて音信不通になる

⑥20代後半からはホステスとして働いた影響でアルコール依存に

⑦自分に連絡が来るときは必ず母親かAがトラブルを起こした時

⑧数年前母親からの借金を断ってから絶縁状態になっていた

### ア）どういった点に留意しつつ対応すべきなのか考える！

《 旧友との生活や紹介された仕事を中心に》

### イ）①～⑧について聴き取りたい情報を列挙しよう！

### エ）現時点で優先的に対応すべき事柄を列挙しよう！

52

## グループワーク（19）―⑤

**～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～**

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

### （9）Aの職場での対人トラブルへの対処

友人の紹介で働き始めた産業廃棄物関連の仕事であったが2か月程過ぎた時点で給与のピンハネがあることが判明。この間も度々職場のスタッフと揉め事を起こし不満が溜まっていたAが怒りそのままに40代の親方に抗議したところ、元暴力団関係者を自称する部下から暴行を受ける。顔を縫わなければならない程の怪我をしたものの、その場から逃げだし、怯え、興奮した状態で窓口職員に架電。「助けて欲しい」とのAの訴えに対して緊急の対応が迫られる状況。

### （10）緊急対応後に語られた本人の心のうち

緊急対応が終わった後、精神的に不安定になったAから複数回の架電。その際に次のようなエピソードが語られた。

①学生時代も度々怒りに任せ暴れてしまうことがあり、発達障害と言われた時期があったこと

②キレ易い性格が災いして学校でも職場でも孤立して人間関係が長続きしないこと

③今回の職場に関しても上司が理不尽な要求を押し付けてくるように思えてしまい我慢できなかったこと

④暴行の場に唯一心から信頼していた友人も見ているだけで助けてくれず不信感が生まれたこと

⑤父親と一緒に自分を虐待しこんな状態に追い込んだにも関わらず、自分を見捨てた母親が殺したい程憎いこと

⑥いつも気づけば一人ぼっちでこんな惨めな思いをするくらいならもう母親と彼氏を殺して自分も死にたいと思ってしまうこと

### ア）（9）の状況でどういった指示を出すべきか考えよう！

《 指示の内容と理由、優先度についても協議》

### イ）①～⑥について聴き取りたい情報を列挙しよう！

### ウ）エピソードを拾う時どういった配慮が必要か考えよう！

《特に言葉の拾い方、まとめ方について協議》

### エ）他機関に誘導するとすればどこにどのようにつなぐか考えよう！

53

## グループワーク（20）

**～ストレス要因に着眼した事前準備を行うことで心に余裕を生み定着可能性を高める～**

**採用が決まった後、勤務が始まる前までの1か月の間に事前準備としてできる対策を具体的に考える！**

①ファミレスなどの接客関係

Memo

②建設や工事現場等建設業関係

Memo

③経理や事務関係

Memo

④販売や保険などの営業関係

Memo

⑤配送や引っ越しなど運輸関係

Memo

まとめ

54

## グループワーク（21）ー①

### ～アウトリーチケース（危機介入）の検討から翻って窓口対応の在り方とその留意点について考察する～

**ひとり親、経済的困窮、引きこもり、家庭内暴力、不治の病…多重に困難を抱える生活困窮家庭へのアプローチ**

**（1）初回相談時の状況**

民生委員に付き添われて相談窓口に訪れた60代女性Aさん。杖をつき民生委員に支えられながら相談室に入る。民生委員の話によるとAさんは不治の病を患い経済困窮に陥った上、引きこもる30代の息子B君から激しい家庭内暴力を受けて命の危険があるとのこと。この説明を不満気に聞いていたAさんは、相談員に対して、「一年前にここに来たけど何もしてくれなかった」と話を遮るように訴える。これに対して民生委員は、「きちんと説明すれば家庭訪問とかで力になってくれるから」とAさんを説得している。

**（2）Aさんから語られた情報**

①治療で症状は一時的に抑えられているものの必ず進行するもので不治

②今受給している失業保険（雇用保険）が切れれば生活は成り立たない

③息子Bは専門学校卒業後、建設会社で勤務し離職後はアルバイトを転々

④離職の理由は非正規の待遇と職場での人間関係のトラブル

⑤10年近く引きこもり状態に陥り5年程前から徐々に家庭内暴力が激化

⑥父親は7年前に他界し弟は県外で就職・結婚しておりAさんを支援できない

⑦Bは民生委員と一緒に半年前生活保護の相談に行くものの申請に至らず

⑧その後は家庭内暴力が激化し骨折させられるなど命の危険を感じている

**ア）どういった点に留意しつつ対応すべきなのか考える！**

《「表情・態度」、「発言」等から配慮すべき点を考える！》

①Aさんの発言「何もしてくれなかった」から何を読み取るのか？

②Aさんに対してどのような言葉かけを行い導入を図るのか？

**イ）これらの情報からどのようなリスクが想定されるのか？**

**ウ）得られた情報からニーズに沿った大枠の方針を考えよう！**

55

## グループワーク（21）ー②

### ～アウトリーチケース（危機介入）の検討から翻って窓口対応の在り方とその留意点について考察する～

**ひとり親、経済的困窮、引きこもり、家庭内暴力、不治の病…多重に困難を抱える生活困窮家庭へのアプローチ**

**（3）支援方針の決定と状況**

経済的な困窮のみならず生命の危機など様々なリスクが混在していることから早期の危機介入が必要であると判断。B君の来所が困難であることから関係機関との連携によるアウトリーチの実施を決定。Aさんが抱いていた相談窓口に対する誤解も徐々に解け、来所時の不満気な表情も消えている。相談員の問いに対しても協力的に説明してくれている。

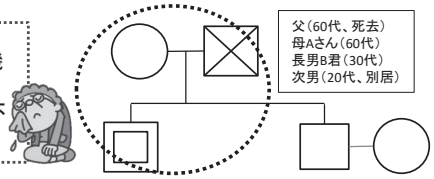


**（4）Aさんから語られた情報**

①体は治療を続ければ3，4年は持つが失業保険が無くなれば生活できない

②後輩が次々と正社員登用されたのにBは非正規のままで上司とトラブルに

③弟は大学卒業後すぐに正社員で就職を決めて結婚も決まっている

④Bの方が弟よりも子どもの頃は物分りの良い従順な子どもだったのに・・・

⑤家庭内暴力がひどくなったのは父親の死も関係しているように思う

⑥昼夜逆転しており眠っていると物を投げつけられたり包丁で脅される

⑦生活保護相談もBに就職するよう懇願したが言う事を聞かなかったから…

⑧警察や他の窓口にも相談に行ったがそれ以来すべて監視されるように

**エ）アウトリーチを実施する前提で深めたい情報を列挙しよう！**

**オ）訪問に際して事前にどのような枠組みを作るのか考えよう！**

《訪問理由、人数、組み合わせ、関係機関との連携、働きかけ方、リスク管理等》

《訪問してB君に何を届け何を変えていくのか？》

56

## グループワーク（21）ー③

### ～アウトリーチケース（危機介入）の検討から翻って窓口対応の在り方とその留意点について考察する～

**ひとり親、経済的困窮、引きこもり、家庭内暴力、不治の病…多重に困難を抱える生活困窮家庭へのアプローチ**

**（5）アウトリーチ当日の状況**

アウトリーチ当日、Aさんから緊急のメールが届く。事前の約束では1週間前にAさんからB君に訪問の事前予告を行い反応次第では別手段を取るという計画だったが、Aさんの約束が履行されておらず、急な予告に暴れ出したとの事。万が一を想定した危機対応プランに切り替えることを提案したものの、Aさんは「今しかない」とその後連絡が取れない状態に…。

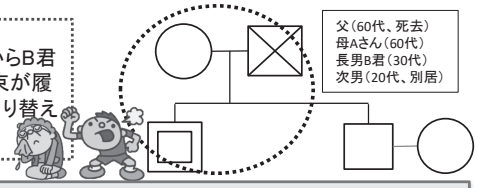


**（6）訪問後の危機的状況への対応**

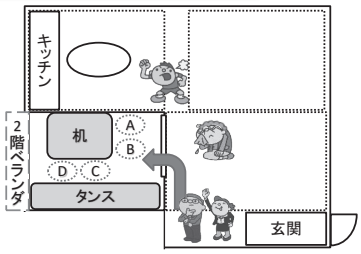


**ク）B君の言動からストレングスを見出すとすれば何か考えよう！**

※ネガティブな内容の会話ですが、関係性を築く糸口を見出すため、B君のストレングス（つよみ・ちから・いいところ）を可能な限りたくさん見つけて下さい。

**カ）万が一の場合を想定して座り位置と安全確保の方法を検討！**

**ケ）帰宅後の影響と今後の関わりを想定した分担を考える！**

**キ）B君の心情を察しつつ暴言等への対応の留意点を考えよう！**

**コ）当該ケースから翻って本来望まれる相談窓口での対応とは？**

57

## グループワーク（22）ー①

### ～少ない人員体制で就労準備支援事業を成功させるための留意点やその対策について考察する～

**Aさん：長期の「引きこもり」（経済困窮、虐待、いじめ等を経験）から脱却して間もない35歳男性**

**（1）自立相談支援事業窓口から引き継がれたケースの概要**

①中学時代に担任の先生とのトラブル、いじめ経験をきっかけに完全不登校となる。卒業後、県外の定時制高校に一旦、進学するものの1年で中退。その後、複数の相談窓口につながったものの、改善できずに15年以上の長期の引きこもり状態に陥った。

②自立相談支援事業（NPO法人受託）のアウトリーチによって引きこもり状態からの脱却が実現し、定期的なカウンセリングを受ける。現在では、「生きるために働きたい」と就労に対する思いを語る程に意欲の向上が見られているが、本人が抱える課題等を勘案し、就労準備支援事業の活用が決まった。

③就労に関しては、「誰か雇ってくれるならどんなことでもする」といった積極的な発言があるものの、具体的な話になると、希望する職種もなく、「こんな状態なのは自分だけじゃないだろうか…」「（雇い主に）どう思われるか気になる」、「（作業の失敗等で）他人に迷惑をかけたくない」といった矛盾する言葉が漏れる。

④生活リズムは不規則で昼夜逆転が度々起こる状況。性格は生真面目で大人しく、動作もゆったりしている。対人関係に関しては、未だ不安感、緊張感が強く、他の利用者とは目を合わせようとしない。しかし、相談員など特定の人物に対しては、積極的に会話することができ、雑談に関しても新聞やテレビ報道などの時事問題等について語ることができる。

⑤社会生活から長期間離れていたこともあり、集団活動に対する抵抗感が見られ、引きこもり状態からの脱却後に電車に乗車する適応訓練プログラムに参加した際に、中高生の集団に恐怖感を抱き、若干のパニックを起こしたエピソードが語られた。

**ア）概要から分かる対象者像とより深めたい内容を考察する！**

**イ）就労準備支援事業で留意すべき点を考える！**

〈就労体験事業所の選定に関して〉

〈随行支援員としての対応に関して〉

〈マッチングする際の対象者像に関して〉

58

## グループワーク（22）ー②

**～少ない人員体制で就労準備支援事業を成功させるための留意点やその対策について考察する～**

**Bさん：父親の自殺をきっかけに「場面緘黙症」（経済困窮、ひとり親家庭、いじめ経験）、引きこもりがちになった29歳（男）**

### （1）自立相談支援事業窓口から引き継がれたケースの概要

①学齢期に父親を自殺で失い場面緘黙症となる。発症当時、通院するものの、治らず、対人トラブル等から不登校になり、引きこもりがちに。卒業後、専門学校に進学し危険物取扱者、自動車整備士等複数の資格を取得した後、就職するが対人トラブル等で1年経たずに離職。その後は、事務系のバイト等に就くものの、長続きせず、ここ2年ほどは引きこもり状態になっている。

②家庭の経済状況が悪化したことから母親に促されBさんが自立相談支援事業の窓口につながった。その後3か月にわたる電話相談及びアウトリーチを実施。当初は、こちらの質問に対してもうなずく程度で会話にはならず、表情の変化もわずかであったが、相談員との関係性が構築された後には、小さな声であるが挨拶ができるようになり、「はい」、「いいえ」といった明瞭な言葉や笑顔も見られるようになり、内容次第では短い会話が成立するようになった。その後、不安を解消するため就労体験にチャレンジしたいとの希望が寄せられたため、就労準備支援事業への誘導に至った。

③就労に関しては、事務ではなく工場や野外での作業を伴う仕事がしたいとの希望がある。取得した資格からもコミュニケーション以外の作業能力には特段の問題はない。

④生活リズムは朝早くパートに出る母親の生活に合わせており、規則正しい。性格は真面目で大人しく優しい。コミュニケーションに関しても電話では普通に会話が成り立ち、趣味のブログにはスポーツや時事問題等についてコメントを載せている。

⑤会話を求められなければ、集団活動に対する恐怖心等はないようで、野球やサッカーなどスポーツ観戦にも一人で足を運べるとのこと。

### ア）概要から分かる対象者像とより深めたい内容を考察する！

### イ）就労準備支援事業で留意すべき点を考える！

〈自立相談支援事業担当者との連携について〉

〈Bさんを受け入れてもらう際の事業主への説明に関して〉

〈Aさんとマッチングする際の双方に対する説明に関して〉

〈その他〉

59

## グループワーク（22）ー③

**～少ない人員体制で就労準備支援事業を成功させるための留意点やその対策について考察する～**

**Cさん：学校での加害事件をきっかけに精神疾患、深刻な家庭内暴力を伴う引きこもり状態に移行した25歳（男）**

### （1）自立相談支援事業窓口から引き継がれたケースの概要

①中学校で同級生に対する傷害事件を起こし、比較的裕福だったCさん一家は慰謝料等で徐々に生活が困窮。その後Cさんは引きこもり状態に移行。凄まじい家庭内暴力が発生し両親共に鬱やパニック障害を患うなど家族も疲弊。7年後、両親が依頼したNPO法人のアウトリーチによってCさんは引きこもり状態から脱却。通信制高校を経て専門学校に入学、卒業した。

②専門学校卒業時に就職活動を行うが失敗し一時的に生活費を稼ぐため清掃の仕事に就くものの半年もせずに対人トラブルで離職。その後、父親の早期退職、奨学金の返済問題等が重なり、自立相談支援事業の窓口に結びつく。Cさんから語られる就労意欲は高いものの、一発逆転の発想が強く現実的ではない。また、うつ病の治療を受けているものの、気分の浮き沈みが激しく、医療関係者に対するストーカー行為やクレーム行為があったとのこと。支援調整会議において、障がい分野での支援を検討するが、Cさんがこれを拒絶。「担当医から就労許可が下りた」と家族を伴いまずは就労体験への参加を強く希望。再度、支援調整会議を開催し就労準備支援事業への誘導が決定。

③就労に関する課題は勤労観だけでなく、コミュニケーション能力の不備、気分の浮き沈みが激しいメンタルヘルスの状態、認知の歪み、ストレス耐性の問題も挙げられている。

④生活リズムは睡眠導入剤の使用もあり乱れてはいない。性格としては、自己中心的な発言傾向が強いものの、気分が良ければ、基本的に明るく周りを楽しませるひょうきんな一面を持っている。

⑤対人トラブルの多さから集団活動に対する苦手意識は強いが、孤立感の深さから他者を求める気持ちが強く、友人にも頻繁にメールや電話を行い、依存的人間関係を求める傾向にある。

### ア）概要から分かる対象者像とより深めたい内容を考察する！

### イ）就労準備支援事業で留意すべき点を考える！

〈自立相談支援事業及び医療機関との連携について〉

〈Cさんを受け入れてもらう際の事業主への留意事項の説明に関して〉

〈AさんとBさんとマッチングする際の各人に対する説明に関して〉

〈参加者間のトラブルを防ぐためのルールづくりについて〉

60

## グループワーク（22）ー④

**～少ない人員体制で就労準備支援事業を成功させるための留意点やその対策について考察する～**

**Dさん：元保育士で保護者とのトラブルをきっかけにうつ病を患いの15年以上の引きこもりに移行した47歳（女）**

### （1）自立相談支援事業窓口から引き継がれたケースの概要

①元保育士で保護者（クレーマー）とのトラブルをきっかけに離職、その後復職せず専門学校（パソコン、栄養士）や習い事（習字、茶道）に通いながらお見合いを繰り返すがうまく行かず、30代後半に入りひきこもり状態に陥る。公務員の父親が早期退職し、7カ所の精神科及び心療内科等につなげるが改善せず。Dさんの精神的安定のために引っ越しを繰り返すなどしたため、経済的にも困窮し、両親も精神疾患を発症し引きこもりがちになるなど多重の困難を抱えた状態で孤立している。

②自立相談支援事業によるアウトリーチ及び心理教育等を経て、精神科に通院できるようになる。精神症状が一定程度安定したことからDさんが望む早期就労を目指す支援プランに移行。就労準備支援事業所が発行しているプログラムメニューのうち、農業体験に関心を示したことから参加を促す。支援調整会議を経て就労体験への参加が決定。

③Dさんは自分のせいで困窮状態に陥った両親を安心させたいと就労意欲を示すものの、「こんな自分じゃ何の役にも立てないのでは…」、「周りの参加者に迷惑かけるだけでは…」等の言動がしばしば聞かれる状態。

④生活リズムは規則正しく、自宅では料理や洗濯物等の家事もこなせるようになっている。学生時代から障害者支援のボランティア活動に取り組むなどとても真面目で思いやりがある優しい性格で、保育所勤務時も面倒見が良い保育士として評判だったという（両親談）。メンタル面でのケアは引き続き必要であるが、社会性やコミュニケーション能力は高く、特段問題はない。

### ア）概要から分かる対象者像とより深めたい内容を考察する！

### イ）就労準備支援事業で留意すべき点を考える！

〈Dさんがグループでの農業体験に参加し易くするための工夫について〉

〈効果的な体験活動とするための各参加者の役割について〉

〈参加者間のトラブルを防ぐためのルールづくりについて〉

61

## グループワーク（23）

**～それぞれの職場において働くことの意義や面白さ、メリットなどを考察することで就労に対する意欲を高める～**

**具体的事例や最新の情報を交えつつ各職種の魅力を様々な角度から語ってプレゼンしよう！**

①ファミレスなどの接客関係

Memo

④販売や保険などの営業関係

Memo

②建設や工事現場等建設業関係

Memo

⑤配送や引っ越しなど運輸関係

Memo

③経理や事務関係

Memo

まとめ

62

グループワークアセスメント用資料
12万件超の相談実績から見えてきたアセスメント指標「Five Different Positions」

## 対人、メンタル、ストレス、思考、環境の状態改善が自立に向けた基盤

**根拠のない美談や根性論からの脱却**
～Five Different Positionsを用いたアセスメント～

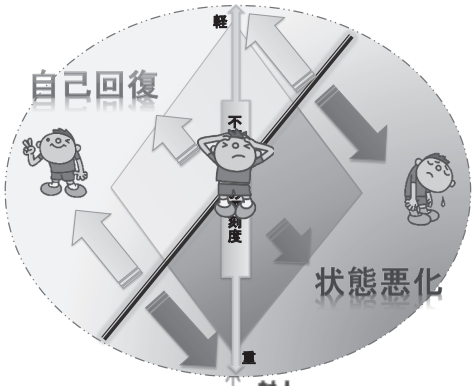


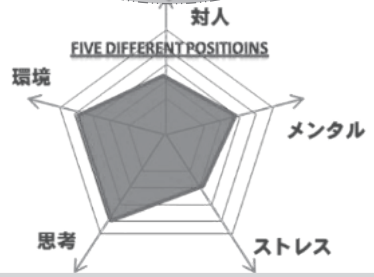


**「受容万能論」が通用する若者はどういった条件を持つ若者なのか？**

**Level 1～2が一項目でもある場合、長期化・深刻化する危険性が高い**

**〇対人関係〇**
Level1　対人恐怖等を抱え、他者への警戒心、拒絶感が強く接触が全くできない状態にある。
Level2　他者への警戒心、拒絶感が強い状態であるが、特定の人間であれば接触が可能である。
Level3　個別での対人接触は可能であるが、強い苦手意識があり、コミュニケーションが不全である。
Level4　小集団での対人接触が可能で、一定の枠組の下でのコミュニケーションは可能である。
Level5　集団での対人接触が可能で、日常的なコミュニケーションをとることができる。

**〇メンタル〇**
Level1　精神疾患を有する状態で、重度の幻覚・妄想や自殺企図があり、自傷他害のリスクが高い。
Level2　精神疾患を有する状態で、投薬等によって症状が抑えられているが自傷他害のリスクがある。
Level3　精神疾患もしくは境界領域で、ある程度の自制が可能で条件次第で限定的に社会参加ができる。
Level4　精神的に不安定であるものの、助言等で自制が可能な状態で一般的な社会参加が可能である。
Level5　精神的に安定しており、社会生活を営む上での支障がない。

**〇ストレス〇**
Level1　ストレス耐性が脆弱で、些細なストレスでも心身に影響が生じるため、社会生活が送れない。
Level2　ストレス耐性が弱く、しばしば心身への影響が認められ、社会生活を営む上での困難がある。
Level3　ストレス耐性は中程度で、一定のストレスが溜まることで時折、社会生活に支障が出ている。
Level4　ストレス耐性が比較的強く、助言等があれば自制が可能で、一般的な社会生活が送れる。
Level5　ストレス耐性が強く、自制が可能で社会生活を営む上で支障がない。

**〇思考〇**
Level1　全てにおいて悲観的・否定的な考え方で、客観的な意見を受け入れられず自制もできない。
Level2　悲観的・否定的な思考で、自制はできないが時として客観的な意見を受容することができる。
Level3　悲観的・否定的思考傾向にあるが、助言等を受け入れ、ある程度の自制が可能な状態にある。
Level4　一般的な思考傾向にあり、助言等によって物事を合理的に考え、自制が可能な状態にある。
Level5　一般的な思考傾向にあり、自ら物事を柔軟に捉えたり、合理的に考えることができる。

**〇環境〇**
Level1　虐待やDV、不法行為等の深刻な問題が存在し、行政による緊急介入が必要な状態にある。
Level2　家庭内暴力や家族間の対立等の問題が存在し、家族機能が著しく低下した状態にある。
Level3　家族間の不和等の家族問題が存在し、家族機能が低下した状態にある。
Level4　家族問題が存在するものの、家族機能がある程度保たれている。
Level5　一般的な家庭環境で、家族機能が健全に保たれた状態にある。

63

2017年3月16日（木）
平成28年度厚生労働省社会福祉推進事業
第2回自立相談支援実践研修セミナー1日目

「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」

# アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

## 【各論・グループワーク説明用資料】

（導入レベル～標準レベル編）

特定非営利活動法人
NPOスチューデント・サポート・フェイス（S.S.F.）
代表理事　谷口　仁史
（佐賀県子ども・若者総合相談センター長）
（さが若者サポートステーション　総括コーディネーター）

2016年8月20日改訂版

---

アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ
～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

## アウトリーチ（訪問支援）の形態はその目的・場所によって4つの類型に大別される

～「機関誘導型」「関与継続型」の実践を通じて各支援段階における対応方針と留意点を考える～

2

## アウトリーチの目的・場所によって支援者に求められるノウハウは異なる

**～本講座の難易度設定：導入～標準レベルの家庭へのアプローチを中心に基礎的ノウハウを修得～**

### 「若年者向けキャリア・コンサルティング研究会作業部会（厚生労働省）」アウトリーチの4分類

① 【機関誘導型】（短期誘導型）
若者自立支援機関に誘導するための家庭へのアプローチ

② 【関与継続型】（長期主導型）
直接的自立支援を行うための家庭へのアプローチ

③ 【機関連携型】
若者と接触するための関係機関へのアプローチ

④ 【直接接触型】
若者と接触するための若者の集まる居場所へのアプローチ

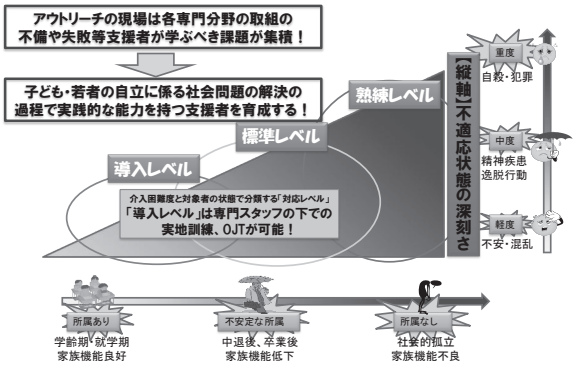


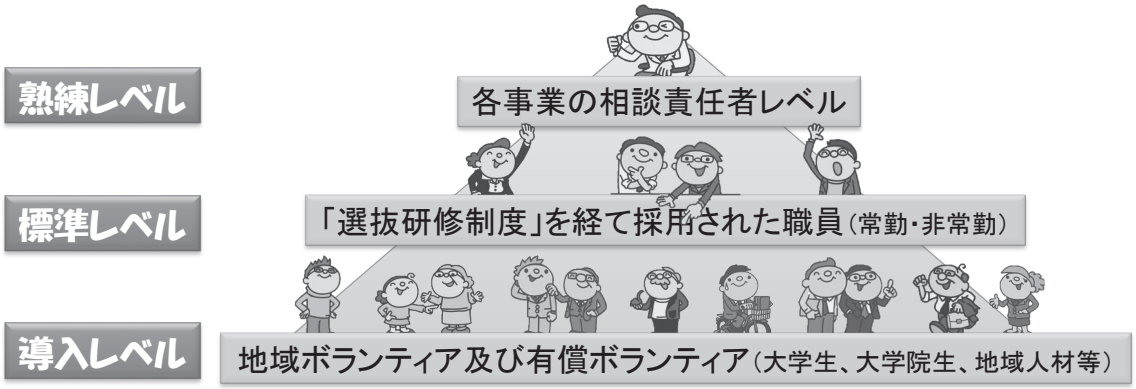




## 孤立する子ども・若者へのアウトリーチには従来型の「家庭訪問」とは異なる専門性が必要

**～対人接触を断つ子ども・若者の状態像と「家庭」というプライベート空間で展開される自立支援の特殊性を理解する～**

### 相談室対応とは異なるアウトリーチ現場の特殊性

**①困難事例が多い**

「最後の手段」としての利用
複数の相談支援の失敗を経験
孤立状態の長期化による問題の深刻化、複合化
トラウマなどによるメンタルヘルスの問題・・・

**②相談意欲が低い**

対人関係の苦手意識
警戒心、恐怖心、無力感、絶望感
学校不信、社会不信、人間不信
認知の歪み・・・

**③関係性が複雑**

本人との関係性の構築の難しさ
親や兄弟、友人など複数の人間との接触
家族間の関係などへの配慮
限られた人間関係の中での依存・・・

**④危険性が高い**

追い詰められた心理状態
家庭内問題に関わるリスク
自殺企図や暴力など自傷他害のリスク
家族や第3者との接触による危険性・・・

### 思春期の子ども・若者対応で配慮すべき特性

- 第2次性徴で、心身ともに著しい変化を遂げる
- 自意識や感受性が強く環境からの影響を受け易い
- 自己確立の過程で、心身ともに不安定な状態に陥り易い
- 成人への過渡期にあり、考えと行動に矛盾を抱えやすい
- 反抗期のため親や教師、大人に反抗的になりがち
- ルールなどに束縛を感じ、自由を求める傾向
- 友達や恋人など第3者との関係が大きな影響力を持つ

### 従来型の家庭訪問の問題点

単一機関や単一分野の知見に偏った支援ノウハウ
個人の資質や経験、美談や根性論に基づいた訪問活動

⇒ **決定的失敗や2次被害を生む「危険性」**

## 過去の被支援経験によっても当事者が受け入れられる支援者像は異なる

**～在学中の対人トラブルから引きこもり状態に移行した20代後半の実例を通じて考察する～**

**【20代後半の引きこもり男性に過去に支援に関与した関係者】**

担任、副担任、教育相談担当、生徒指導担当、校長、教頭、養護教諭、臨床心理士、専門学校教諭、ハローワーク、ジョブカフェ、福祉事務所、警察、DV総合対策センター、精神科医、保健師、複数の親類、民生委員、宗教家・・・

結果

**暴力的な対応による「人間不信」と「対人恐怖」、極端な受容による「退行」と極めて深刻な「家庭内暴力」が発生**

**「とりあえず」の家庭訪問が良い影響を与えるのか？**

**単なる専門職の派遣でうまくいくのか？**

相対的要素を持つ「関係性」

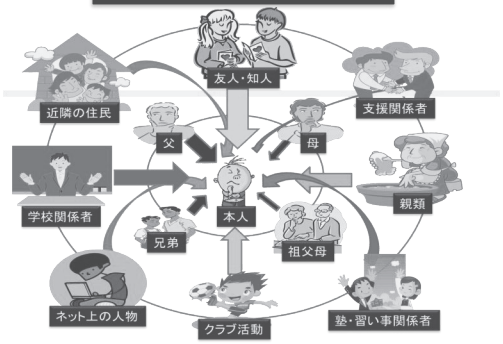


**留意点**

- 子どもと家族の関係性はどのような状態か？
- 外部関係者はどのように関わっているのか？
- 過去に拒絶された支援関係者はいなかったか？
- ⋮

**支援者側の都合ではなく子ども・若者にとって「どのような存在であれば受け入れられるのか？」を考える**

5

## アウトリーチはその後の支援過程と一体のものとして考える！

**～事前準備の段階で「ゴール」に至るまでのプロセス全般を認識した支援計画を策定する～**

相談支援への導入に最も重要な視点の一つは・・・

**『関係性』**

支援を進めるに当たって最も重要な視点の一つは・・・

**『関係性』を意識的に『調整する力』**

関係性の変遷

| | |
|---|---|
| 導入期 | 「イーブン」もしくは「ワンダウン」 |
| 安定期 | 「軌道修正」「適正化」 |
| 展開期 | 「継続」「発展」 |
| 終結期 | 「分散」「移行」「離脱化」 |

**場当たり的な対応にならないように支援のゴールのイメージを大切にね！**

**「事前準備」の段階から支援プロセス全般を意識できるように計画的にね！**

6

# 効果的な訪問導入を図るための事前準備における「3段階のプロセス」

～「事前準備」における丁寧なアプローチはアウトリーチの成否の鍵を握る～



## ①事前情報の収集と分析

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「3段階のプロセス」～

**事前準備が訪問の成否を決める重要な過程であることを意識する！**

【情報の収集と分析】
- ◎一般的な相談情報（主訴、困り感、現状、きっかけ、経緯等）
- ◎生活実態（起床・就寝時間、習慣、行動等）
- ◎障害及び精神疾患に係る情報（限界設定・急迫性の把握）
- ◎支援を受けた経験やその後の反応・経過
- ◎回避事項（やってはいけないこと、避けるべき言動等）
- ◎好き嫌い、得意不得意、興味関心（こだわり等は具体的に）
- ◎本人と保護者、家族との関係性
- ◎訪問支援に対する同意の有無

**この過程で保護者、家族との信頼関係を構築しつつ、本人の状態や家庭環境を的確に把握しよう！**

**思いに寄り添う中でネガティブな状況であってもポジティブな側面（ストレングス、変化の種等）を探すことを忘れずにね！**

**類似ケースでの成功事例等を示しつつ保護者にも「希望的見通し」を感じてもらえるように配慮しよう！**

**留意点**

- 情報を聴き取る過程で尋問、詰問に感じられないよう配慮する！
- 複数回に分けて面談することで「見立て」の精度を上げる！
- 支援対象となる若者の考え方や価値観を理解する！
- 導入段階は支援者側の都合ではなく当事者の生活実態に合わせる！
- 対立構図など関係性の分析を通じて同じ轍は踏まないようにする！
- 同意の取り方はできるだけ具体的なやりとりを聴き取り見立てておく！

## ②支援者としての自己分析及び環境確認

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「３段階のプロセス」～

**本人と接触できる限られたチャンスを生かすための事前準備が重要！**

【自己分析】

◎子ども・若者や周りの人が見る「自分」を知る
◎自分の体験や経験、得意・不得意分野の整理
◎事前情報に即した情報や話題、ツール等の準備・確認
◎支援者個人としての関わりの範囲・限界の設定

【環境確認】

◎訪問形態（目的、人数、支援方法等）
◎訪問頻度・関与期間
◎家族やその周辺関係者との連携協力関係
◎組織内や他機関によるバックアップ体制等

本人を中心に「誰がどのように関わるのか？」の枠組を構築

**効果的な訪問のためには支援者自身や所属する支援機関側の分析も忘れずにね！**

**同じ言葉かけでも発する支援者の人物像でも伝わり方が変わるよ！**

**留意点**

- 相手方が受ける印象をも想定した上で関わりを行う！
- 世代、経験、趣味、憧れ等の活用で効果的に関係性の構築を！
- 個人携帯やメルアドを教えるのか否かでも関わり方が変わる！
- 支援過程で起こり得るリスクを想定し予め対策を打つ！
- 限られた人間関係の中での支援は依存を生み易い点に留意！
- 支援者が所属する組織等によって支援できる内容や範囲が変わる！

9

## ③支援対象となる若者への「活きる」情報の提供

～効果的な訪問導入を図るための事前準備「３段階のプロセス」～

**間接的な働きかけの中で支援者としての関係性を構築する！**

【「活きる」情報の提供】

◎「支援者」としての「個人的」なつながりの意識
◎「困り感」「必要性」や「興味・関心」にリンクした情報
◎支援の失敗経験を有する当事者には「違い」を明示
◎侵襲的ではない安心感のある枠組の提示
◎訪問の際の具体的な面談イメージ（目的・内容・人数構成等）
◎まずは「一度だったら・・・」と思ってもらうことから

**情報は数回に分けて伝え、反応を見ながら調整したり慎重に進めよう！**

**伝えるタイミング次第では必要な情報でも真逆の結果につながるので注意しよう！**

**訪問することを優先して対応できる範囲を逸脱した導入を図らないようにね！**

**情報伝達者と本人の関係性を見極め対立構図に巻き込まれないようにしよう！**

**留意点**

- 所属する「支援機関」の事前紹介だけでは抵抗感が増すリスクも！
- 支援経験や職業経験、年齢等によっても働きかけ方は異なる！
- 個々人の状態に応じて導入の際の枠組設定は変わる！
- 必要に応じて手紙やE-mail、SNS等Web上での働きかけも！
- 提案がない限り初回面談は本人の部屋を避けるのが無難！
- 事前の丁寧な働きかけがその後の関わりの効果性を高める！

10

## 事前準備はアウトリーチ活動において最も重要な支援過程の一つ

～支援者側の都合ではなく可能な限り支援対象者側のニーズに合わせた導入を図る～

グループワークを通じた考察とまとめ≪保護者及び家族への対応≫

### ①帳票類等の項目に縛られず主訴、ニーズにまずは寄り添う

⇒関係者の心情に配慮した「必要最小限」の問いと主訴等に沿った聴き取りに留意
⇒関係者に疑念を抱かせる一方的な「質問攻め」や揚げ足取りの「説教」にならない
⇒帳票類等の項目を見通しも順番に聞き取るやり方は負担感等が強くリスク
⇒話を聴く範囲（時間、内容等）や対応（助言等）は支援者の立場・役割で限界を設定

### ②訪問だけでなく自立までのプロセス全般の理解が前提

⇒訪問してくれさえすれば何とかなるといった「救世主」思想はトラブルの要因
⇒ゴールのイメージ、自立に至るまでのプロセスの共有も極めて重要
⇒訪問の目的の明確化とそのリスク、その後の影響等についても共有

### ③具体的事例の共有等により「希望的見通し」を共有する

⇒経緯や現状、関係者の関わり等の中における「ストレングス」の発見と「負担の軽減」
⇒実績等の客観性＋身近に感じられる成功事例等による「希望的見通し」の共有
⇒日常生活の中で必ず起こっている心情や状況等の変化を見逃さない
⇒同意を得るための働きかけの具体策の提案（拒絶された場合も想定した上で）

関係者が抱える不安、焦り、絶望感、不信、怒り、コンプレックス等々、支える側の心情にも十分に配慮しよう！

11

## 事前準備はアウトリーチ活動において最も重要な支援過程の一つ

～支援者側の都合ではなく可能な限り支援対象者側のニーズに合わせた導入を図る～

グループワークを通じた考察とまとめ

### ①本人が受け入れ可能な枠組みづくり

⇒本人の同意を得るための丁寧な働きかけと確認（原則）
⇒本人の生活パターンや心理状態に配慮した面談設定（時間、形態等）
⇒過去の経緯と先の展開に配慮した無理のこない目的・枠組の提示

導入段階は特に支援対象者の都合に最大限の配慮を！

伝えたり働きかけるタイミングも重要！

### ②相対的に捉えた「関係性」の分析

⇒家族関係への配慮によって対立構図に巻き込まれない
⇒情報提供者（保護者等）との関係性の把握は重要
⇒本人に良い影響を与えられるキーパーソンの見極め
⇒学校等外部関係者との関係に配慮した方針の策定

日常生活の中の変化（心情、言動、トラブル、環境等）をしっかりと分析する！

生活場面の中での関わりの影響は大きい！

### ③関係者の心情に配慮した「必要最小限」の問い

⇒「疑念」を抱かせる問いかけや一方的な「質問攻め」にならない
⇒事前面談を数回に分けることで「見立て」の精度を上げる
⇒必要に応じたアセスメント訪問とリスクマネジメント

相談者のニーズに沿った面談でなければ続かない！

詳細な情報が必要だけど最初からすべてを把握しようと思うと関係が崩れてしまうよ！

12

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集①

# 一般的な働きかけでうまく行かないケースへの特例的対応

～同意を取ることが難しいケースへのニーズを絞り込んだ訪問導入の実例～

13

## 訪問に対する同意が困難なケースへの「特例的」アプローチの実例Ⅰ

～曖昧な「相談」ではなく支援対象者の個別ニーズに焦点を絞った導入～

事例①14歳、対人恐怖、ネット依存、家庭内暴力、教職員や支援への不信
→ オンラインゲームの共有とチャットからの導入

事例②15歳、英才教育失敗、高いプライドとコンプレックス、進学への焦り
→ パソコンを用いた学習支援からの導入

事例③19歳、傷害事件、教職員や大人への恨み、家庭内暴力、友人の存在
→ 唯一交流のある友人の仲間としての導入

事例④20歳、受験失敗、親子関係の悪化、祖母との関係良好、年金手続
→ 祖母の知人、手続業務の補助からの導入

事例⑤25歳、対人恐怖、家族間安定、公的支援の不信、海外勤務の兄弟
→ 家族との交流、外国語の指導を受ける立場としての導入

事例⑥35歳、高校中退、ひきこもり歴約15年、貧困、年金未納、親の失業
→ 家庭内で出来る仕事、内職の紹介からの導入

事例⑦36歳、IT企業リストラ、ひきこもり歴約5年、高いプライド、裕福な家庭
→ ポスター、パンフレット等デザイン作成からの導入

事例⑧45歳、母親との共依存、ひきこもり歴約20年、盗聴等の被害妄想
→ 母親が信頼できる知人、盗聴器等の発見調査・対策からの導入

**留意点**

- 対人不信が強いケースでは「相談」という曖昧な枠組を嫌がるケースも！
- 丁寧なアプローチによる事前準備と本人同意の下での導入が大原則！
- とりあえず会わなきゃ分からないといった場当たり的な対応にならない！
- 虚偽の立場での導入等はその後の信頼関係を大きく損ねるので厳禁！
- 万が一失敗した時にもバックアップが可能なようにチーム対応は原則！

14

## 訪問に対する同意が困難なケースへの「特例的」アプローチの実例Ⅱ

～曖昧な「相談」ではなく支援対象者の個別ニーズに焦点を絞った導入～

事例⑨25歳、発達障害、ひきこもり歴7年、学校への殺人予告、自殺未遂

学校に対する交渉の代理人としての役割

事例⑩48歳、大学卒業、ひきこもり歴約25年、精神疾患、重度の家庭内暴力

措置入院後の生活全般のアドバイザーとしての導入

事例⑪14歳、不登校、虐待の疑い、アルコール依存の父親が訪問を拒絶

家出事件への緊急対応からの訪問導入

事例⑫19歳、高校中退・ひきこもり、母親への家庭内暴力、避難で家占拠

母親の知人としての導入と食料や伝言係としての導入

事例⑬23歳、ひきこもり歴8年、宿泊施設支援員への暴行歴、度重なる転勤

父親の知人としての引っ越しの手伝い、新しい町の案内役世話役

事例⑭48歳、ひきこもり歴23年、元公務員、行政機関への不信、父親の事故

医療及び介護関係者と連携したリハビリ・介護の手伝い役としての導入

訪問後の影響を考慮しない安易な導入によって状態悪化を生んだり、不信や抵抗感を強めるのは厳禁！

本人と家族との関係性を崩すような導入はその後の孤立化・深刻化を生むリスクが大きいので厳禁！

**留意点**

左記は既に複数機関が失敗し緊急対応の必要性が生じていた点に留意

チーム対応は勿論のこと、関係者・支援機関との事前の協議・調整は必須！

関係機関を含め代替策がない場合の「特例措置」であることに留意！

訪問後の家族間に及ぶ影響や関係性の変化も見据えた対応を！

万が一が生じた際の対策など事前に関係機関と共に危機管理を立てる！

15

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# 「ワンダウンポジション」から始める「導入期」

～継続的に会えるようになるために必要な「謙虚」かつ「配慮」を重ねたアプローチ～

16

## 「ワンダウンポジション」から始める「導入期」
### ～継続的に会えるようになるために必要な「謙虚」かつ「配慮」を重ねたアプローチ～

**①「ワンダウンポジション」から始まる初期訪問**

「本人にとって受け入れなきゃいけない義務はない」「不適応要因を踏まえた上での配慮」

**②「敵ではない」存在としての謙虚な出会い**

「良くない言動も否定から入らない」「安易な指導・助言は避ける」「リフレーミング等は節度を持って活用」

**③積極的傾聴と「空気」を読んだ対応**

「傾聴は原則」「心情を察する」「気まずい雰囲気の回避」「オープン/クローズドクエスチョンの併用」

**④事前準備した話題や道具等を使う際は話の流れを考慮**

「事前情報が正確とは限らない」「猜疑心を考慮」「情報提供者（保護者、家族等）の立場に配慮」

**⑤生活空間という「地の利」を活かす**

「何事にも無理強いしないのが原則」「配慮と節度を持った対応」

まずは「敵ではない」と理解してもらうこと！信頼関係は地道に築こう！

**⑥次回以降の訪問に向けたニーズ等の拾い上げ**

「話題の中から『必要性』を紡ぎ出す」「発見・共有・展開・発展」「情報等の分割」

**⑦「約束」と関係性**

「限られた人間関係」「相対的な約束の重さ」「逃げ道の確保」「枠組みづくり」

**⑧「最適時間」を探る**

「苦手意識や心理状態への配慮」「余韻を残す」

## 「ワンダウンポジション」から始める「導入期」
### ～継続的に会えるようになるために必要な「謙虚」かつ「配慮」を重ねたアプローチ～

**⑨導入期における保護者対応**

「親子・家族関係への配慮」「自己肯定感、自尊心に対する配慮」「面談内容の事前打ち合わせ」「役割分担」

**⑩本人と会えなかったときの対応**

「権利の尊重」「時間、方法等を変える」 ※特集2参照

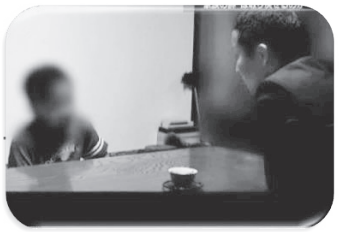

**コーディネーターが持つべき基本的視点**

**①本人及び家族と担当支援員との関係性の構築の援助**

「緊張を和らげる話題」「担当者との共通項の抽出」「3者面談の特性の活用」「判断が難しい質問等の引き受け」

**②役割分担によるアセスメントの強化**

「コーディネーター自身の訪問による見立て」「担当者と保護者・家族からの報告の分析」

**③進捗管理と具体的な支援方針の共有**

「失敗でも報告できる関係性の構築」「担当者の抱え込みを防ぐ具体的方針の共有」

**④つながりを失わない「危機管理」**

「万が一に備えた対策（特に初期）」「フォローが可能な関係性の構築」

導入段階はハプニングやトラブルが発生し易い！
事前準備で安全な導入を図るだけでなく万が一の際にもつながりを失わないよう対策を講じよう！

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集②

# 子ども・若者と会えない場合の対処方法と信頼関係のつくり方

～会えなかった時の丁寧な対応がその後の信頼を生む！～

19

## 本人と会えない場合の対処方法と信頼関係のつくり方

～本人の心情に配慮した言動と訪問の枠組の微調整～

### ①「ひきこもる」権利を尊重する

⇒「持久戦」「待ち伏せ」「だまし」「強行突入」は絶対に避ける
⇒きっかけや要因に配慮し「さらっと！？」本人の負担感を軽減する
⇒「○日後の△時に出直すね」「□□のついでに来るね」などの使い分け

### ②必要以上の保護者対応は行わない

⇒保護者との会話は本人に聞かれても良い内容に止めるか役割分担
⇒打ち合わせは本人のいない場所での面談か電話を用いる
⇒玄関先で長時間話し込んだり、本人の行動を批評する内容の会話はタブー

### ③手紙やE-mail、電話等のツールは発展性が大事

⇒同じ内容の「繰り返し」や会う事を「急かす」内容の語りかけは逆効果
⇒ネガティブな話や理由を問う内容の語りかけは追いつめる危険性あり
⇒本人が関心を持てる内容（毎回ストーリーが進展するもの等）にする

### ④訪問の時間帯、回数、方法、内容を変える

⇒訪問の際の環境分析（その時々の変化を中心に）を行う
⇒訪問の時間帯を本人の生活時間に合わせてみる
⇒訪問人数や保護者、その他家族とのバッティングを回避してみる

**会えなかった時の丁寧な対応がその後の信頼を生む！**

20

## 本人と会えない場合の対処方法と信頼関係のつくり方

～実際にやり取りを行った記録資料からの考察とまとめ～

事例①

- 「さりげなく」気を配る
- ネガティブな内容にしない
- 本人にとって実行可能な提案
- 「俺達だけ」等プラスワンの意識
- 挿絵や絵文字等の視覚的効果

事例②

- 絵や写真による交流
- 文字を使わないため おしつけがましくない
- 「見せたい」気持ちからの 面談へのつなぎ

事例③

- 交換ノートの継続による関係性の発展
- 興味関心・時事ネタを通じた発展的な話題設定
- 楽しみながらお互いの価値観を知る

※個人情報保護のため実際の資料写真は印刷資料では割愛しています。

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# 子ども・若者から信頼を得て関係性を適正化する「安定期」

～効果的な関係性の築き方とその後の支援展開を視野に入れた準備～

22

## 若者から信頼を得て関係性を適正化する「安定期」

**～効果的な関係性の築き方とその後の支援展開を視野に入れた段階的移行の留意点～**

### ①効果的な関係性の築き方

「枠組を維持できる範囲の自己開示」「距離を縮める意外性」「秘密の共有」「発展的な話題提供」

### ②自己肯定感、自尊感情を高めるアプローチで心理状態の回復・安定を促す

「価値観を押し付けない」「安直に答えを出さない」「ポジティブな側面（ストレングス、変化の種等）の発見・共有」

### ③関係性の構築にも資する「支援ツール」としての「遊び」

「価値観のチャンネル合わせ」「楽しみの共有による継続性の担保」「ストレスコントロールによる回復の促進」

### ④支援者としての信頼関係の構築にもつながる「知識・情報伝達」と「勉強」

「知識・情報伝達から得る信頼」「成功体験による自信の回復」「学習活動を通じた見立ての強化」

### ⑤「ストレス要因」を軽減することで動き出す「力」を生む

「外部からの無理な働きかけがある場合は整理」「環境の中で軽減できる問題を解決する」

### ⑥動き出した時の「ハードル」を徐々に下げる

「動機やきっかけを探る」「興味・関心から創り出すプログラム」「伏線を敷く」

**効果的に信頼関係を構築し自立に向けて解決すべき課題を共有しよう！**

**大事な一歩！ストレス要因は可能な限り減らして動き出す力を蓄えよう！**

## 若者から信頼を得て関係性を適正化する「安定期」

**～効果的な関係性の築き方とその後の支援展開を視野に入れた段階的移行の留意点～**

### ⑦小集団・集団活動に向けた「段階的移行」のイメージ

「依存や固着を回避する」「ペースコントロール」「ストレス耐性に着眼し状態や苦手意識の悪化を防ぐ」

### ⑧「生活場面」や「遊び」の中に組み込んだSST

「『無意識』の意識化」「楽しみながら改善を図る」「若者文化やコミュニケーションパターンに着眼したSST」

### ⑨悪循環を断つための「認知行動療法」

「『答えの無い世界』からの脱却」「『必要経験』を補う」「不合理な思考による悪循環を断つ」「ターゲットを絞る」

### ⑩安定期における保護者対応

「出来ることの提示」「進捗状況の共有」「中長期的目標の提示」

**改善の兆しが見えるこの段階は家族が無理に働きかけてしまうこともあるので留意！**

**コーディネーターが持つべき基本的視点**

### ①役割分担による保護者・家族への効果的な働きかけ

「担当者の負担軽減とリスク分散」「専門性や経験を生かした助言等」

### ②段階的移行における「見立て」の客観性の担保

「共通指標を用いた見立ての共有」「流動的場面でのリスク想定」

**担当者が言えないこと等は経験と専門性を持つコーディネーターが対応を引き受けよう！**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**特集 ③**

# SST等の専門的支援に抵抗感を持つ子ども・若者に対する認知行動療法の応用的アプローチ

**～形式主義からの脱却！生活場面に組み込んだアセスメントやトレーニング～**

25

## 認知行動療法等援助手法の積極的かつ応用的活用

～「経験則」や「勘」といった職人芸に頼らずに支援プログラムの質を高めるためには一定の専門性が必要～

「認知の歪みの定義」

（デビッド・D・バーンズ著　野村、夏刈、山岡、成瀬訳　『いやな気分よさようなら』　星和書店）より

| | |
|---|---|
| ●【全か無か思考】 | ：ものごとを白か黒、○か×のどちらかで考える思考法。少しでもミスがあれば、完全な失敗と考えてしまう。 |
| ●【一般化のしすぎ】 | ：たった一つのよくない出来事があると、世の中すべてこれだと考える |
| ●【心のフィルター】 | ：たった一つのよくない出来事にこだわって、そればかりくよくよ考え、現実を見る目が暗くなってしまう。 |
| ●【マイナス化思考】 | ：なぜか良い出来事を無視してしまうので、日々の生活がすべてマイナスのものになってしまう |
| ●【結論の飛躍】 | ：根拠もないのに悲観的な結論を出してしまう<br>ａ．心の読みすぎ：ある人があなたに悪く反応したと早合点してしまう<br>ｂ．先読みの誤り：事態は確実に悪くなる、と決めつける |
| ●【拡大解釈（破滅化）と過小評価】 | ：自分の失敗を過大に考え、長所を過小評価する。逆に他人の成功を過大に評価し、他人の欠点を見逃す。 |
| ●【感情的きめつけ】 | ：自分の憂鬱な感情は現実をリアルに反映している、と考える。「こう感じるんだから、それは本当のことだ」 |
| ●【すべき思考】 | ：何かをやろうとする時に「～すべき」「～すべきでない」と考える。あたかもそうしないと罰でも受けるかのように感じ、罪の意識を持ちやすい。他人にこれを向けると、怒りや葛藤を感じる。 |
| ●【レッテル貼り】 | ：極端な形の「一般化のしすぎ」である。ミスを犯した時に、どうミスを犯したのかを考える代わりに自分にレッテルを貼ってしまう。 |
| ●【個人化】 | ：何か良くないことが起こった時、自分に責任がないような場合にも自分のせいにしてしまう。 |

**支援者側が関わりの際に目的意識を持つ事が重要**

## 個別対応から集団活動への移行の際に必要な認知・考え方の修正

～心理検査や援助技法など専門的なアプローチが難しいケースには生活場面に組み込むことが重要～

**①家庭教師方式のアウトリーチによる「結果」から「無意識」領域で導き出す認知の修正**

「皆が自分だけを責める･･･」

「皆が責めるわけじゃないのかも･･･」

「こうやれば受け入れてもらえる！」

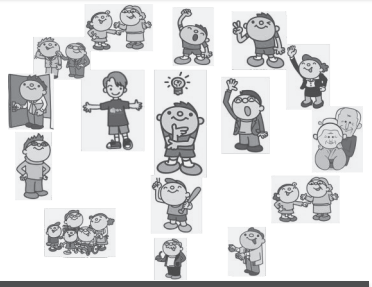

「誰とも、『絶対』仲良くなれない」

「『絶対』仲良くなれないわけじゃない」

「こうやれば仲良くなれるんだ！」

**②アニメ、マンガ等本人の興味関心を活用したアセスメントと生活場面に組み込んだSST**

好きなキャラクターから本人の価値観や憧れ等を知る

現実とのギャップから関わりの方向性を見出す

「○○的に言えば」等生活場面や遊びの中に組込む

**③農業体験や職業訓練等実用性の高い場面で行うモデルの提示から実行までの段階的な移行**

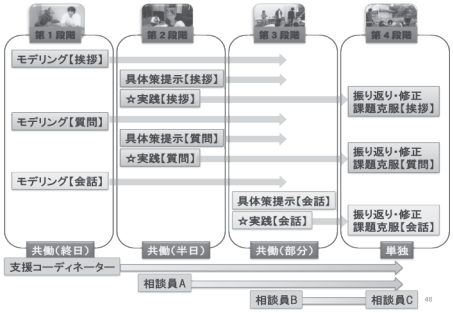


**専門性を生かすには形式主義に陥らず生活場面に組み込むなどの応用力が重要**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**特集④**

# Five Different Positionsに基づいた家庭教師方式の学習指導法

～FDPを用いた多角的なアセスメントと支援ツールとしての学習支援～

28

## 困難を抱える子ども・若者への学習支援に当たっての前提

～背景やFDPの状態を無視した学習指導はトラウマ等を強め将来の自立を阻む要因になり得る～

### ①不適応行動の背景に配慮した対応の必要性

⇒関係性の構築を前提とした問題の共有
⇒背景要因の「追及」ではなくあくまでも「配慮」
⇒認知やメンタル面での問題、過度にストレスを抱えた状態を想定

### ②教職員、家族、その他関係者との「つながり」の中で育む

⇒相談室対応、学校における指導の限界を知る
⇒一人で「抱え込まず」、「投げ出さず」、「補い合い」、「皆で支える」
⇒誰がどのように関わると効果的なのか全体での位置づけを意識する

### ③支援員の関わりの最終的な目的は「社会的自立」

⇒「教科教育」は目的を達成するための「手段」の一つ
⇒一時的な成績を上げるのではなく学ぶ意欲や力を伸ばす
⇒単年度の視点ではなく長期的観点から支援内容を考える

29

## FDPに基づいた家庭教師方式の学習指導法

～Five Different Positionsを用いた多角的なアセスメントと支援ツールとしての学習支援～

### 「導入期」「安定期」の基本方針

### ①「希望的」見通しの共有による抵抗感の軽減

危機意識を煽る安易な教育手法に走らない
「こんなものなの？」「これだったら・・・」と思えるような導入方法
課題や自習、長時間学習の排除によるメンタル面への配慮

### ②「まとめ」のまとめ、手順の組み換えによる負担感の軽減

「基礎からコツコツ」の学習法は負担感を強め挫折を生む
学習指導要領は時間的条件が満たされた状態でしか適応不可
あくまでも心理的サポート、勉強を教えることを第一義としない

### ③得易い「結果」から導き出す「希望」と「やる気」

個々人の状態に応じた大胆な個別カリキュラムの策定と運用
一つの学びが複数の問題解決につながる「付加価値」内容の選択
受験問題への応用による学習内容の発展性の確保と動機づけ

**完璧主義からの脱却と成功体験の積上げによる自尊心の回復**

30

## FDPに基づいた家庭教師方式の学習指導法

～Five Different Positionsを用いた多角的なアセスメントと支援ツールとしての学習支援～

### 「展開期」「終結期」の基本方針

**④心理状態の回復に応じた段階的移行による適正化**

学習教材の工夫による心理的援助
興味関心から必要性に応じた学習への段階的移行（質的量的調整）
効率的学習の定着と論理的思考の育成によるセルフコントロール

**⑤新たな「生き方モデル」や身近な目標の獲得**

知識や情報の伝達等学習活動を通じた信頼関係の醸成
新たな生き方モデルの獲得による安定化
身近な目標（スモールステップ）の獲得による動機づけ

**⑥進路指導を通じた「発見」「共有」から「展開」「発展」**

作文指導等、学習補助活動を通じたメンタル面での課題克服
心理的状態の変遷の共有と到達点の確認
通信制やAO入試の活用等、長期的視点に立ったマネージメント

**本来の意味での学習活動と長期的視点に立ったマネージメント**

31

## FDPに基づいた家庭教師方式の学習指導法

～Five Different Positionsを用いた多角的なアセスメントと支援ツールとしての学習支援～

**家庭教師方式の学習支援活動と同時並行的に実施される多面的アプローチ**

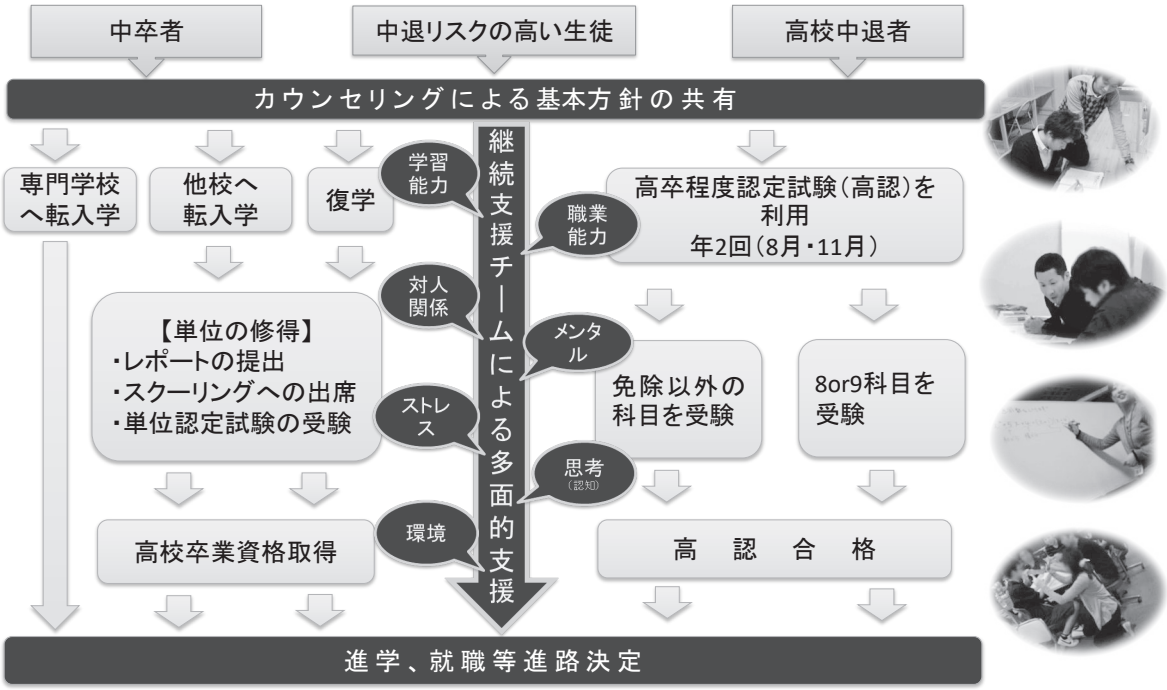


**配慮のない学習支援はストレス要因の一つとなって自立を阻害するリスクも！**

**重篤ケースに対応するためには本人の意欲や学習進度だけでなく取り巻く環境を含む多角的な分析が必要**

32

自立相談支援事業

# FDPに基づいた家庭教師方式の学習指導法

## ～創意工夫によって学習意欲を高め、成功体験を積み重ねることで心理面での回復等につなげる～

### 興味関心に沿った学習支援への導入

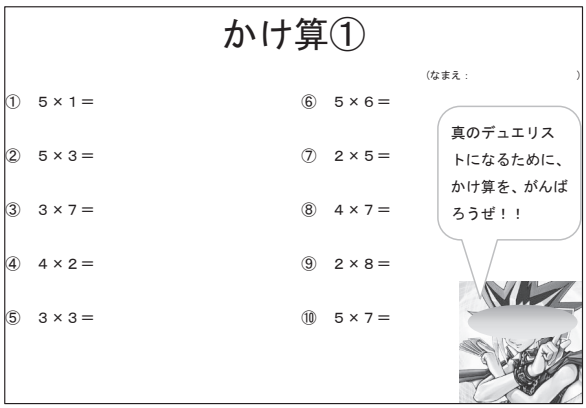

### 手作りの温かさを入口にした学習支援への導入

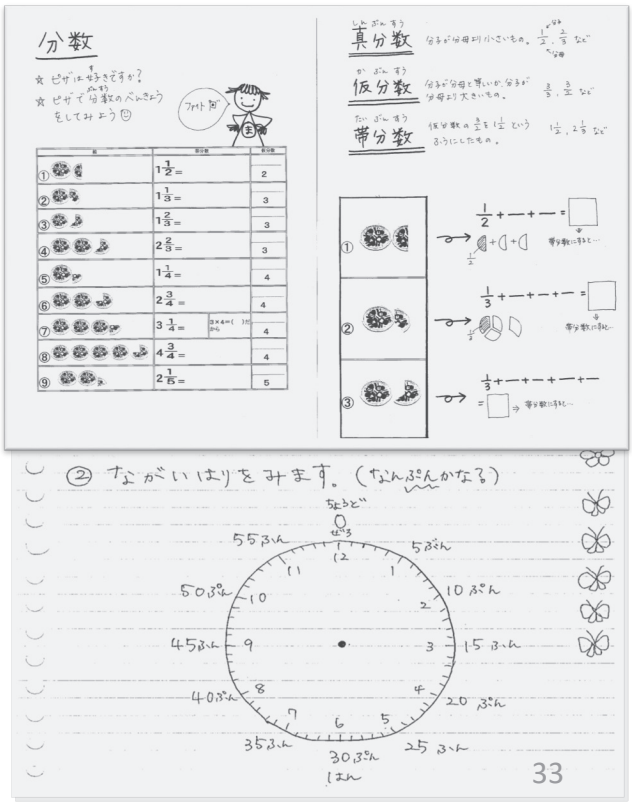


# FDPに基づいた家庭教師方式の学習指導法

## ～創意工夫によって学習意欲を高め、成功体験を積み重ねることで心理面での回復等につなげる～

### ハイブリッドシステムの種類と特徴

発電と駆動の方法により、「シリーズ方式」、「パラレル方式」、「スプリット方式」に大別できる。最も構造が単純なシリーズ方式が世界的には主流である。なお、シリーズ方式とパラレル方式を融合した「シリーズ・パラレル併用方式」もあるが、大型自動車を含め試作車レベルでは存在するものの、市販車としてはいまだに登場していない。

**シリーズ方式**

シリーズ方式（直列方式）は、エンジンを発電のみに使用し、モーターを車軸の駆動と回生のみに使用するもの。『エンジンを発電用の動力源として搭載した電気自動車』である。実際の仕組みは、エンジンで発電機を駆動し、発生した電力を大容量バッテリーに一旦蓄え、その電力でモーターを駆動し、走行する。電気自動車の大きな欠点として、出先で充電設備を確保しにくい点、充電時間が長い点、1充電あたりの走行距離が少ない点などが挙げられるが、シリーズハイブリッド方式では内燃車同様に燃料を補給するだけでこれらの欠点から解放される。

エンジンで発電しモーターで走行する方法自体は、ガス・エレクトリックやディーゼル・エレクトリックおよびターボ・エレクトリックと呼ばれる方式があり、これらは古くから鉄道車両・船舶で実用化されたすでに枯れた技術である。初期のハイブリッドカーはこれをベースとし、発電機とモーターの間に大容量バッテリーを追加することで、エンジンと発電機双方の小型化と、エンジンの使用率低減が可能となり、効率が改善された。このような事情から、設置スペースの問題を無視すればエンジン選定の自由度が最も高いシステムであり、コントロール面で劣るタービン系も採用できるのが当システム最大の特色でもある。自動車用燃料としての税制面での整備が必要となるが、タービンエンジンでは、通常自動車用として使われていない灯油などのケロシン系燃料の使用が可能となる。

また、燃料が切れた場合や静粛性が求められる場合でも、バッテリー残量に余裕があれば、エンジンを止め、モーターのみ（EVモード）で走行することが可能である。

モーター駆動であるため出力制御が容易で、通常の自動車に必須なトランスミッションが不要であることがメリットであるが、内燃車と電気車のシステムが共存するため、システム占有体積と重量が大きくなること、エンジン動力を一旦電気に変換する際に発生する熱エネルギーの損失が多く、回生制御が働かないと効率が落ちることがデメリットとなる。この点を補うため、マイクロガスタービンと小型超高回転発電機を組み合わせたものが試作されている（ボルボ・ECC）。また、マツダでは、軽量化に加えエミッション低減のために、自社の技術を生かした水素ロータリーエンジンを使う試みもなされている。

**実用例** ・モーターを各ハブに装着（インホイールモーター）ゼネラルモーターズ小型乗用車、クライスラー、ユニーク・モビリティ ・モーターを車体（ばね上）に装架 ボルボ小型乗用車、ゼネラルモーターズ小型バン、三菱自動車工業小型乗用車（ESR）、トヨタ・コースターEV、三菱ふそう・エアロスターHEV・エコハイブリッド、IVECO大型小型バス、MAN大型バス、デザインインターピン電気バス

（出典：ウィキペディア）

### 魚へんが付く漢字

| | | |
|---|---|---|
| 鯵 あじ | 鮟 あんこう | 鰹 かつお |
| 鮎 あゆ | 鰯 いわし | 鰍 かじか |
| 鮑 あわび | 鰻 うなぎ | 鯑 かずのこ |
| 鰈 かれい | 鰕 えび | 鯖 さば |
| 鱚 きす | 鰊 にしん | 鮫 さめ |
| 鯨 くじら | 鰰 はたはた | 鯱 しゃち |
| 鯆 いるか | 鱧 はも | 鱸 すずき |
| 鯉 こい | 鮠 はや | 鰨 するめ |
| 鯒 こち | 鮃 ひらめ | 鯛 たい |
| 鮗 このしろ | 鱶 ふか | 鱈 たら |
| 鮴 ごり | 鮒 ふな | 鮹 たこ |
| 鮭 さけ | 鰤 ぶり | 鰌 どじょう |
| 鰆 さわら | 鰒 ふぐ | 鰮 なまず |
| 鱒 ます | 鰡 ぼら | 鮪 まぐろ |

**興味関心があっても応用性、発展性がないものは息切れにつながり易い点に留意**

自立相談支援事業

## FDPに基づいた家庭教師方式の学習指導法

**～創意工夫によって学習意欲を高め、成功体験を積み重ねることで心理面での回復等につなげる～**

**不適応を起こし低学力の不登校生徒に対する**
**連続性、関連性、発展性を持った学習支援の実例**

1回目に覚える漢字

逆境、不可能、困難、試練、
最後、背負う、縮む・・・

2回目に覚える漢字

楽しむ、解き放つ、成長、到達、
乗り越える、飛躍、素晴らしい・・・

3回目に覚える漢字・・・

興味関心や話題性等から入ったとしても
単なる暗記では数回しか関心は保てない

引用：豊田一成著『夢をかなえるイチロー力』きこ書房

**本事例では、漢字学習を始める前に本人の興味関心、心理援助につながる教材を確保すると共に反復の学習**（この段階ではこの文書の存在は知らせていない）**に飽きるタイミングに合わせて教材を提示。教材への強い関心とそれまで読めなかった文章が読める喜びから意欲が高められ継続的かつ自発的に学習するように。**

35

## FDPに基づいた家庭教師方式の学習指導法

**～創意工夫によって学習意欲を高め、成功体験を積み重ねることで心理面での回復等につなげる～**

**現代的ツールの活用**

DS,PSP等ゲーム機

FAX、携帯電話

iPhone,iPad等タブレットPC

ビデオ、データ放送、テレビ

インターネット、パソコン

**その他の工夫**

①話題性のある道具の使用（100円ショップのでっかいペン、芸能人ショップや人気番組の文房具、占い鉛筆等）
②大判画用紙、広告の裏紙、電子ペーパー、黒板等の活用
③ゲーム形式の学習支援（アルファベット選手権、クイズ百人くらいに聞きました、男塾等）
④オリジナル教材の作成（本人氏名等の使用、進度や興味関心に合わせた問題、本人が好む本等を用いた学習）
⑤自学・自習ツールや情報の提供（大河ドラマ、ダーウィンの大図鑑、教育番組HP,萌え単、戦国武将群雄ヴィジュアル図鑑）etc..

**興味関心に沿った導入とストレスコントロールがカギを握る！**

**連続性・発展性・長期的展望が無ければ効果も低く飽きられる！**

35

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# 子ども・若者が抱える困難に多面的にアプローチする「展開期」

～美談、根性論から脱却した現実志向、解決志向のネットワーク活用型支援～

37

## 子ども・若者が抱える困難に多面的にアプローチする「展開期」

～美談、根性論から脱却した現実志向、解決志向のネットワーク活用型支援～

**①カウンセリングのみでの対応の「限界」を知る**

「現実とのギャップ」「コミュニケーションパターン」「感情コントロールの困難化」

**②依存やこだわりの修正、価値観の転換**

「代替物の提示」「コンプレックスへの配慮」「向いてる方向からの修正」

**③安定期からの流れを汲んだ慎重な働きかけ**

「成功可能性を高める」「失敗した際のフォロー」

**④説得力を高める「シーディング」の技法**

「全体の中での位置づけで関わり方を考える」「伏線のある話題」「話題の人物との関係性」

**⑤中間的トレーニングメニューの提供**

「興味関心から実用的プログラムへの転換」「社会貢献活動の活用による効果的な自立支援」

**⑥相談を受けた際の真摯な姿勢**

「誘導型のフリを用いた環境づくり」「些細な悩みも真摯に受け止める」

**⑦困難を共有した際の解決志向のアプローチ**

「一般論で片づけない」「解決できる問題は一緒に解決する」

**認知的な偏りの修正はターゲットを絞りつつ**
**必要な経験を伴いながら変化を生んで行こう！**

## 子ども・若者が抱える困難に多面的にアプローチする「展開期」

～美談、根性論から脱却した現実志向、解決志向のネットワーク活用型支援～

⑧問題の改善に向けた支援ネットワークの活用

「抱え込まない」「より良い方法を選択する」「全国的な視点も必要」

⑨「つなぐ」ためには「つながる」

「知ることから始まる連携」「組織から担当者レベルまでの連携の使い分け」

⑩誘導の際は『事前準備「3段階のプロセス」』を応用する

「抵抗感への配慮」「具体的なイメージの共有」「事務手続等の負担軽減」

**コーディネーターが持つべき基本的視点**

①当事者を支える支援の輪を広げる

「従前との違い、変化、背景を押さえる」「キーパーソンへの働きかけ」「環境問題解決に向けた関係者との連携」

②関係機関との連携を円滑に進めるための運用ルールの策定

「必要最小限の情報共有」「自立プロセス全般の変化を踏まえた役割分担」「具体的提案を伴った連携協議」

③役割分担の中で行う「リスクマネジメント」

「行動範囲の広がりはリスクも生む」「リファーが失敗した際の代替策の準備」

**「誰もが抱え得る問題」解決志向のアプローチで当事者が相談し易い環境を整えよう！「つながり」がキーワード！**

**コーディネーターは連携する担当者の負担の軽減、現実的な対応限界を考慮した提案を！「べき論」で片づけない！**

39

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**特集 ⑤**

# 孤独の中で生じるネガティブ思考の悪循環によって強化される認知の歪みと不合理な思考からの脱却

**～経験の欠如が生み出す『答えのない世界』と長期化による深刻化のメカニズム～**

40

## 経験の欠如が生み出す『答えのない世界』と長期化による深刻化のメカニズム
### ～孤独の中で生じるネガティブ思考の悪循環によって強化される認知の歪み～

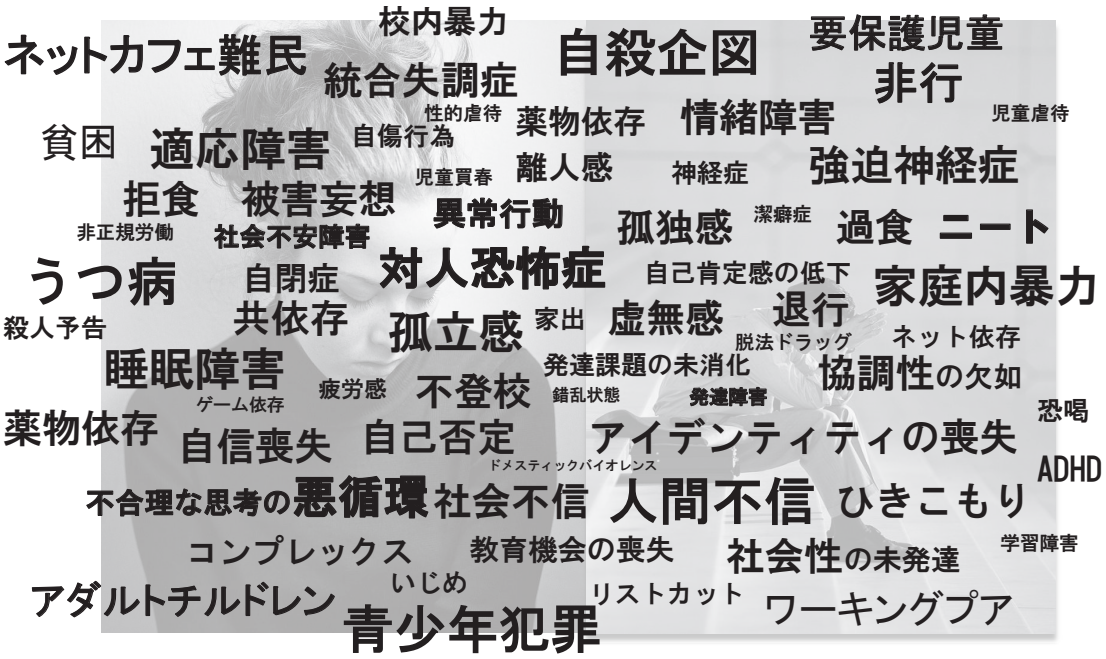


**一発逆転の発想、完璧主義、強迫観念、極端に高いプライド、被害意識・妄想、強迫観念、醜形恐怖、自暴自棄、不安・焦り、怒り・恨み・・・**

41

## 経験の欠如が生み出す『答えのない世界』と長期化による深刻化のメカニズム
### ～孤独の中で生じるネガティブ思考の悪循環によって強化される認知の歪みと不合理な思考からの脱却～

**19歳（男）、高校休学、ひきこもり、一発逆転の発想の事例**

**①思いの共有**　「大金持ちになって皆を見返してやる！」「すごいよね（共感）」

**②可能性の拡大**　「●●ファンドの代表と知り合い」「シンクタンクと官僚」

**③実行可能な提案**　「株シュミレーションやってみよう！」「経済の情報集めて見ようぜ！」

**④昇華・方向転換**　「市民活動支援」「ウォーレン・エドワード・バフェット」「ビル&メリンダ・ゲイツ財団」

**⑤失敗の際の対策**　「ベスト尽くした結果」「人生の楽しみ方」「生き方シフト」「他の支援者へのつなぎ」

事例選択：

①思いの共有 ― 強い思いであればあるほどある意味で効果的！

②可能性の拡大 ― 単なる共感ではおだてていると勘繰られる！現実味を持たせる！

③実行可能な提案 ― 「無理する必要はないけど」「そうそううまくはいかないと思うけど」「チャレンジしてみるのもおもしろい」等限定せず緩やかに！

④昇華・方向転換 ― まずは「自宅でもできること」「煩雑じゃないこと」等段階的移行を心掛ける！

⑤失敗の際の対策 ― 思いの実現に向けて行動しつつ徐々に軌道修正を図る！ ― 憧れに近い人物の変化を追えるように事前に準備！

目標が大きければ大きいほど挫折感も大きいので必ず本人がソフトランディングできるセーフティネットを！

42

自立相談支援事業

## 経験の欠如が生み出す『答えのない世界』と長期化による深刻化のメカニズム

**～孤独の中で生じるネガティブ思考の悪循環によって強化される認知の歪みと不合理な思考からの脱却～**

### ボランティア活動

ボランティア団体名：**【さがユースフルボランティア】**

◎活動目的：社会参加
（環境美化・街づくり・社会貢献・自己啓発など）

◎主な活動内容
・ごみ拾いボランティア
・花づくりボランティア
・求人情報更新ボランティア
・車いす清掃ボランティア
※不定期ではありますが
ハウス・クリーニングや農業ボランティアなどもあります

※この他にも、新しいボランティアが増えていくこともあります

※ボランティア活動は、自分の興味や関心、また、時間の余裕や生活スタイルなど様々な目的にあわせて参加できる活動です。

※どんな小さなきっかけでも、自分自身の「やってみよう」という気持ちから、ボランティア活動が始まります。

◎活動時間：1時間程度の短時間の活動と、2、3時間程度の時間の活動があります。

◎活動場所：サポステ内や近くの通りや公園、病院など様々な活動の場所があります。

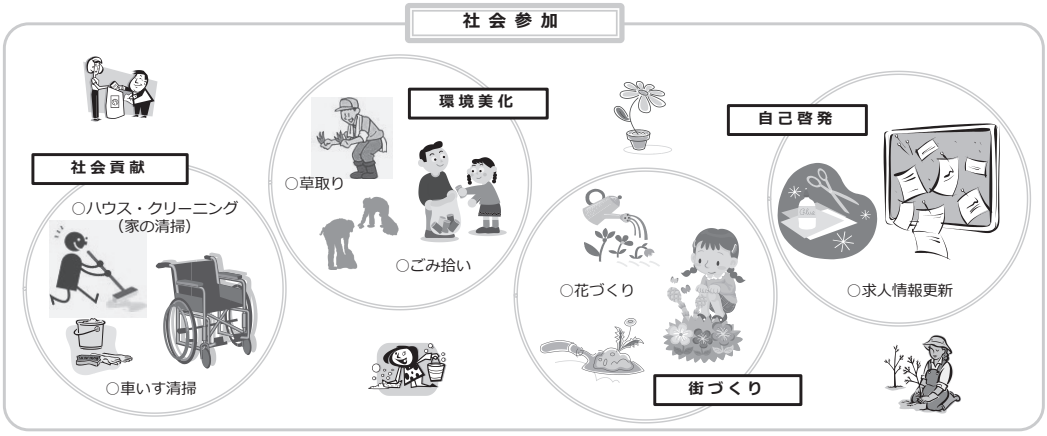


**社会貢献活動を通じた「必要経験」の積み直しは自尊心の回復を促進する上でも有効**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

**～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～**

特集 ⑥

# 意欲や動機を失った当事者の「最初の一歩」を支えるために必要な合理的「配慮」

**～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～**

## 意欲や動機を失った当事者の「最初の一歩」を支えるために必要な合理的「配慮」①

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

### 膠着状態にあるケースに「働きかける」際に留意すべきこと

#### ①当事者の責任にせずに背景要因を多角的に分析することが前提

**支援対象者本人は動き出せる「状態」になっているのか？**

「動き出す」ことは少なからず「負担」を伴う！限界を超えた提案内容であれば配慮に基づいた対策が必要！

「本人の状態（Five Different Positions等）の検証」「失敗、挫折による心理的影響」「過度のストレスの抱え込み」・・・

「行動に移さない本人が悪い！」と責任回避する前に支援者側のアセスメントが適切だったのかを見直してみよう！

状態が整わない状況での働きかけは苦手意識を強めたり、失敗によってその後の改善行動がとれなくなるリスクがあるので留意！

**行動に移せない背景に「環境」から受ける制約が働いてはいないか？**

家族内で醸成された思想・文化によって周囲の考えが理解できない場合も！

「いじめ、虐待やDV、貧困」「家族間の力動関係」「社会不信や思想、家族文化」「行動制限や心理的拘束」・・・

夢や希望、意欲、意思を捨てなければ精神的に保つことができない状態に追い込まれている場合も！

「学習性無力感」長期にわたってストレスの回避困難な環境にさらされ続けるとその状況から逃れようとする努力すら行えなくなることも！

**過去に強引な働きかけが行われていないか？**

家族を含め「繰り返し」働きかけを受けている場合、「反射的に」強い拒否感が湧き上がるなど反応が固定化していることも！

「『相談』『支援』『指導』「支援者」に対する不信」「抵抗感・拒絶感・警戒感・苦手意識等の強化」「反射的拒絶」・・・

過去に本人の意思を無視したような働きかけが行われている場合はその具体的な内容とその時の反応を調べて同じ轍は踏まない！

「こうやればうまく行くんだ」といった希望的な見通しを共有し動機づけすることが重要！

**「先の見通し」も含め提案内容は本当に本人の意に沿っているのか？**

「理想と現実の乖離」「希望的見通し」「連続性・発展性・実現可能性」「プライドや生き方、憧れに対する配慮」・・・

周囲の者にとって低いハードルでも本人にとっては乗り越えられそうにない、とてつもなく高い壁に感じられている場合も！

スモールステップを準備すれば良いとは限らない！提案の仕方次第ではプライドを傷つけ意欲を奪ってしまう場合も！

**働きかける前にアセスメントが的確なのかまずは振り返ろう！**

45

## 意欲や動機を失った当事者の「最初の一歩」を支えるために必要な合理的「配慮」②

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

#### ②相対的要素を加味した「関係性」に着眼した提案・動機づけが効果的

**「関係性」の構築の在り方が働きかけの意味・内容に影響を与える**

「ニーズ」や「意欲」は他者や社会との関係性の中において見出せるもの！

「坊主憎けりゃ袈裟まで憎い⁉」「対立構図に陥らない」「年齢・経験・立場・所属組織等が持つイメージ」・・・

働きかける相手に自分がどのような存在として認識されているのかを意識する！

対立構図に陥ってしまうとその後の働きかけが困難になるので注意！

支援者に対するイメージだけでなく所属する組織等に対するイメージも意識すると効果的！

**「報恩」「権利-義務」関係による直接的な働きかけ**

理想は支援を通じて支援者側からお願いごとができるような関係性をつくること！

「良好な関係性に基づく『お願い』型が理想」「給付と指導」「法的義務関係」「役割分担：両面からのアプローチ」

学校や福祉事務所、児童相談所等は義務関係が生じていることからこれを活用したアプローチも最終手段の一つ

積極的な働きかけには失敗した際のフォロー役を確保する！

違う角度から統一した方針で働きかけることで効果を高めることもできる！

**「集団」が持つ特性、影響力を活用した間接的働きかけ**

所属する集団や環境が好転することが望ましいが難しい場合、新たな価値集団、文化との出会いも一つの方法！

「家族、仲間等集団が持つ特性」「関係性に着眼した間接的影響の活用」「別の特性を持つ価値集団への移行」・・・

逸脱行動がある場合、代替案の提示や昇華によって行動や集団の性質を変え自発的な改善行動を促す！

対立構図を利用した働きかけは高等技術！リスクが高いので留意！

興味・関心からのアプローチは働きかけが失敗した際も話題の転換が生み易い！

**自己決定や自発的行動を促す効果を持つ「生き方モデル」の提示**

「カリスマ、著名人への憧れ」「信頼の対象となる人物の言動の模倣」「アニメ、漫画、映画等登場人物」・・・

憧れや信頼の対象となる人物の言動、生き方であればネガティブイメージがないため動機づけにも効果が！

支援者自身の言葉として働きかけるのではなく憧れの対象となっている人物の言葉を引用することで効果を高めることもできる！

**行動を促す働きかけの際も関係性に着眼したアプローチが有効！**

**義務関係よりも信頼関係に基づく働きかけが本質的改善につながり易い！**

46

## 意欲や動機を失った当事者の「最初の一歩」を支えるために必要な合理的「配慮」③

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

### ③動き出すために必要な「余力」を生むための負担軽減を図る

**余計なストレス要因を排除することで「余力」を生む**

多子世帯や多重困難家庭などは通常連絡だけでも負担が乗数的に増加・集中している可能性があるので留意！

「役割分担による刺激の制限」「手続代行等負担軽減」「環境におけるストレス要因の排除」「エンパワーメント」・・・

特に関与する支援者が複数いる場合は当事者の観点に立ち負担の度合い察する！役割分担によって刺激を減らすことが心の余裕を生む場合も！

煩雑な手続きなどは必要に応じて支援者が代行するなどして負担軽減を図る！関係性づくりにも役立つ！

**家族支援による環境調整を通じて本人の心理的負担を軽減する**

「家族が抱える問題の解決⇒家族の気持ちに余裕⇒家族関係の改善⇒本人の心理的負担の軽減⇒余力確保」

本人が抱える問題の解決が自立の近道とは限らない！日常的に関わる家族の心に余裕が生まれることで与えられるポジティブな影響は大きい！

心に余裕がない場合、日常会話でも無意識のうちに感情的、否定的になりがち！隠れたストレス要因になっている場合も！

**「付加価値」をつけることでメリットを意識させ「相対的に負担感を軽減」する**

「本人の適応支援＋家族支援による困りごとの解決」「職業訓練＋給付・貸付」「適応訓練＋仲間たちとの活動」・・・

「自分のために」では動けない子ども・若者も「誰かのために」であれば動き出せる場合もある！

経済困窮に陥っている場合、生活の不安が解消されることで負担感が軽減され動機につながる場合も！

**状態改善に応じた「段階的移行」で負担感を意識させない**

目的の行動に移すために必要な段階を無理の来ない範囲でいくつかに分け適応力を段階的に上げる！

「理解度に合わせた段階的な情報伝達」「背景要因の改善に応じた負荷の質的量的調節」「シェイピング」・・

見たことも聞いたこともないことを一度に大量に情報として受け取ると負担感が強くなるのは当然！

同時並行的に背景要因の解決を行い状態の改善に応じて得られた余力を使って動き出しを作る！

**日々を生きることだけで精一杯な状態の当事者も少なくないことに留意！**

**自己決定、自発的行動を促すための合理的配慮！ポジティブアプローチ！**

47

## 意欲や動機を失った当事者の「最初の一歩」を支えるために必要な合理的「配慮」

～やるべきことは分かってるけど行動出来ない！「理想」と「現実」のギャップで苦しむ当事者を支えるために～

### ④働きかけるタイミング、方法によっても結果が大きく変わるので工夫を重ねる

**「強い関心」や「話題性」を活用して意欲を高める**

興味関心があること、好きなことであればストレスは感じにくい！「○○あるからついでに！」もプレッシャーを軽減する手段にも！

「ポケモンGO」「ヴァーチャルリアリティ」「フリマ」「イベント」「祭り」「クーポン」「ポイント」「新発売」「無料」「限定」・・・

普段全くポケモンやゲームに関心がなかった人、スマホゲームをやったことがない人まで巻き込んだ一大ブーム！メディアが生み出す社会現象の力！

付加価値をつけることに加え「限定」のように「今しかないタイミング」を活用する方法も！一時的行動であれば促し易い！

**日々の変化、ライフサイクル、ライフステージの移行等に伴う心理的変化に合わせた導入**

「テスト」「進級」「進学」「就職」「恋愛・失恋」「結婚」「葬祭」「子育て」「退職」「給付・年金等手続」・・・

日々の変化はもちろんのこと、ライフサイクルの変化によっても強固な思い込みやこだわりなどが揺らぐなど気持ちに変化が生じる場合があるので見過ごさない！

思春期から青年期へ世代が変わると苦手意識やこだわりが自然と改善されることもある！諦めず長期的視点も！

**潜在的ニーズの掘り起こしによる働きかけも必要に応じて検討する**

食べる、眠る等最低限の欲求が残っていれば潜在的ニーズが掘り起すことはできる！

「日常の興味関心からの発展・応用」「制度活用のメリットの明確化」「生涯賃金格差等統計の活用等知識補充」・・・

外に出ることさえ高いハードルに思えている段階ならば、状態改善のアプローチと並行してその負担感を払拭するだけのメリットが提示できるように準備を！

知識の補充は状態を見極めた上で！将来に対して悲観的になったり自暴自棄に陥るリスクが排除できる場合にのみ実施！

**ポジティブアプローチが出来るだけの準備が必要**

権利・義務関係がないアプローチの場合は強引なアプローチによって2度と当事者にアクセスできなくなることも！同じ轍は踏まない！

「説教、指導、強制はリスク」「ストレングスを生かした方針」「固定観念の解消」「希望的見通しの共有」・・・

本人の理解が十分でない場合、「嫌なことをさせようとする人」「面倒くさい奴」などの認識につながる事も！

長期化・深刻化した事例は、ストレングスの発見、リフレーミングを用いた不合理な考えや固定観念の解消が必要！

**不安感、焦燥感、危機感を煽るよりも「希望」が見い出せるように合理的配慮を重ねてみよう！**

48

## 当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

**～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口は広くし「連携協力」！こそ重要～**

**「連携」と称して「すみ分け」を求めサポステに義務化された「仮登録制度」**

サポステ仮登録時の連携（H27連携通知）

a.サポステに支援対象候補者が来所した場合（通常のケース）

サポステ：（来所）① インテーク → ② 仮登録シート作成 → ③ 送付

ハローワーク：④ 確認の上、所見を記入 → ⑤ 返送 → ⑥ 確認 ⇒ 本登録

☆留意点
- ② インテークの情報をもとに、仮登録シートの必要事項（シート表面及び裏面【1】）を記入。
- ④ 仮登録シートを受け取ったハローワークは、内容を確認し、シート裏面【1】のハローワーク記載欄に意見を記入。必要に応じ、サポステに問い合わせること。
- ⑥ 返送された仮登録シートを確認し、裏面【3】に最終結果を記入。

※ハローワークから意見が付されていた場合は要協議。

**ア）サポステで相談支援を受けるためにはハローワークへの申請が義務化**

**イ）申請者（若者）自身が抱える困難を記述し状態の見立てをレベル分け**

**ウ）「経済困窮」や「ひきこもり」等他機関の利用者ではないことを証明**

**エ）仮登録シートを見たハローワーク担当者の判断を経てサポステ本登録**

【仮登録シート】

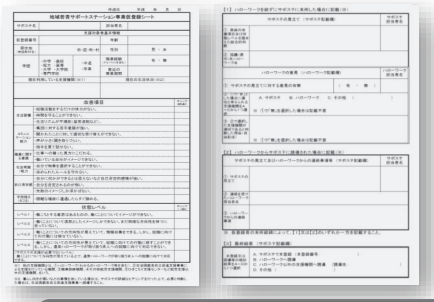

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」
「別の窓口からサポステに行った方が良いと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」
「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」
「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」
「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」
「近くにひきこもり地域支援センターないのにどうしろというのか？」
「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援求めているのに親兄弟の収入まで言わなきゃいけないの？」
「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に回されるのか？」
「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」
「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

**「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが・・・**
**支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！**

**合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！**

## 形式化・煩雑化の傾向が続く公的支援機関における帳票類

**～行革の目的と反して支援対象者を遠ざけ現場に非効率な運営を強いる「申請主義」の弊害～**

**【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】**

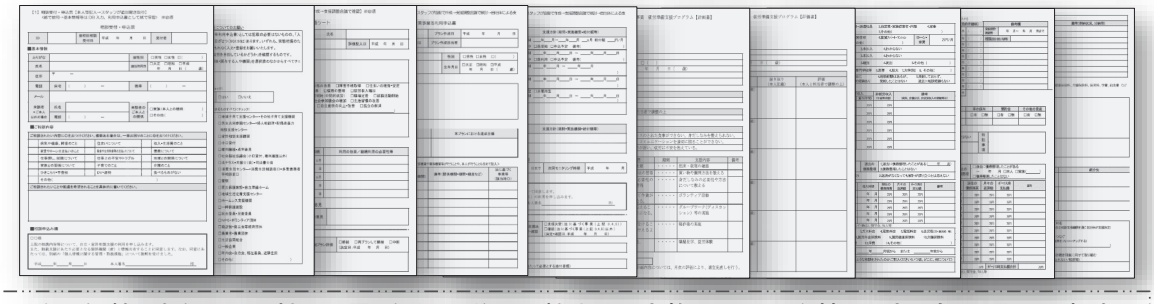

氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

**【アウトリーチ対象者の実態】**

**修学時の不適応経験（97．2％）、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ（88．1％）、精神疾患疑い含む（50％）、発達障害疑い含む（40．9％）、家庭内暴力（40．3％）、依存行動（47．7％）、複数の支援機関の利用経験（63．1％）、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者（61．4％）・・・**

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業（居場所活動や就労体験等）等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」が提出が原則として課される！

**多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等がこのような形式化・煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けるのか？**

50

自立相談支援事業

アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集
⑦

# 専門性が異なる関係機関との
# ケース会議等連携の際の留意点

～「異文化コミュニケーション」としての「相互理解」と共通言語（評価基準や資料等）の重要性～

51

## 「協働」は異文化理解の観点が成功の鍵

～専門分野の「狭間」に落ち込み苦しむ子ども・若者のために相互理解の下「つながる」ことが重要～

各分野によって使用する専門用語も理論等も異なり相互理解が難しい現実…

**「言語も文化も違う海外の人々と良好な関係を築くためには？」**

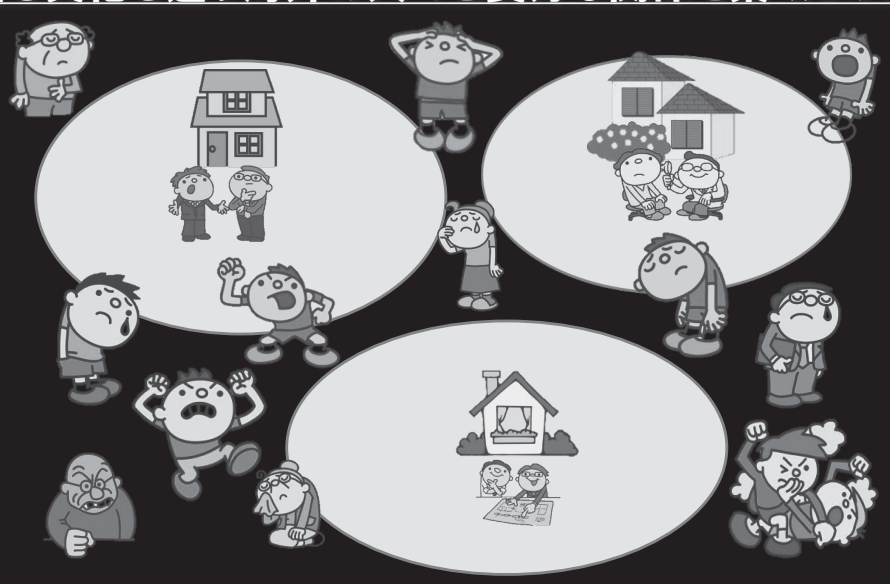

**「異文化コミュニケーション」としての相互理解と
共有指標の作成など「共通言語」の確保による認識の共有化**

## 関係機関とのケース会議等連携の際の留意点

**～「異文化コミュニケーション」としての『相互理解』と共通言語の確保による認識の共有化～**

### いじめ被害を受けた児童生徒の学校復帰に向けた関係者の連携を円滑に進めるために作成した支援ツール

| | | ①各担当者が記録し提案すべき内容 | ②ケース会議で他の関係者も含め検討すべき内容 |
|---|---|---|---|
| 対人面 | 傾向 | 対人不信、対人恐怖等から生じる回避行動、またはその逆の依存的な行動、不登校・ひきこもり・非行等不適応行動、コミュニケーション不全、家族間の不和 | ・支援者投入の際、見立てに基づく安全な導入が図られたのか？<br>・本人と支援者間の関係性は適切に保たれているか？<br>・複数の支援者が同時に関わることで混乱を生んでいないか？<br>・個別対応から集団活動への移行のタイミングは適切か？<br>・家庭及び学校外の人間とのつながりが確保されているか？<br>・加害者と遭遇した際の具体的な対策は練られているのか？ |
| | 留意点 | ・信頼できる人物による個別対応が不可欠<br>・事件に関係しない第３者的アプローチが重要<br>・本人の価値観が理解できるナナメの関係性を重視 | |
| メンタル面 | 傾向 | 不安・混乱、自尊感情の低下、睡眠障害、ゲーム等への依存、対人恐怖、醜形恐怖、不安障害、鬱病、自傷行為、自殺企図、解離性障害等 | ・医師の見立てや治療の方針の共有はできているか？<br>・当事者の辛さやトラウマのケアに対する理解は十分か？<br>・2次的問題を生まないよう「相談」に関しての役割分担は明確か？<br>・突発的な状態の変化に対する準備は整えられているのか？ |
| | 留意点 | ・医療機関でのアセスメントと治療が最優先<br>・自傷及び自殺企図等の危機への備えが不可欠<br>・安全を確保し応急的にでも回復を図ることが優先 | |
| ストレス面 | 傾向 | ストレス耐性の極端な低下、ストレスと心身の不安定さの連動、ストレスマネジメントの困難化 | ・本人と支援者との相性等は考慮されているのか？<br>・学習内容が煩雑な内容になっていないか？<br>・負担感が強い自学自習や課題提出を伴っていないか？<br>・学校内での指導と個別の学習指導の違いが認識されているか？<br>・支援や生活から受け取るストレスは考慮されているか？ |
| | 留意点 | ・ストレスが常に一般的な許容範囲を超えている状況<br>・生活上の刺激でも情緒的混乱の起因となり得る状態<br>・支援の際に生じるストレスも最小限に止める必要性 | |
| 思考面 | 傾向 | 生きるか死ぬかといった極端な思考、良くない出来事に対する極端な一般化、失敗に対する拡大解釈と成功に対する過小評価、思考停止、マイナス化思考等 | ・関係者の間で考え方の大きなズレや矛盾はないか？<br>・美談や根性論を押しつけていないか？<br>・本人の性格や感性を考慮した助言や指導ができているか？<br>・一貫した物事の捉え方や考え方が提供できているか？<br>・直面する矛盾に対して一定の解決策を提示できているか？<br>・認知を修正するためにどのような経験を用意すべきか？ |
| | 留意点 | ・被害経験から生じる認知の偏りについて傾向を把握<br>・カウンセリングによる基礎的な修正基盤の構築と導入<br>・生活場面における認知行動療法的アプローチの実践 | |
| 環境面 | 傾向 | 加害者による報復や集団での無視など形態を変えたいじめの継続、本人と家族間の不和・対立、保護者と学校間の対立による被害生徒の孤立化 | ・加害者側との接触機会はコントロールされているのか？<br>・加害者に対する対策は当事者の理解を得られる内容か？<br>・本人が少しでも休息できるような条件は整っているのか？<br>・家庭と学校以外の居場所は確保されているか？<br>・学校復帰に向けた一定の見通しが示されているのか？<br>・緊急時の支援態勢は整っているのか？ |
| | 留意点 | ・警察等専門機関の協力の下での安全の確保<br>・信頼できる大人集団の形成と守り抜く姿勢の提示<br>・見通しの共有による一定の猶予期間と安心感の付与 | |

**導入段階の第1期から終結期の第4期まで各段階において想定を行い計画的に支援を進める必要がある！**

**【第1期】安全の確保とメンタル面での応急的回復を支援する段階**
**【第2期】第3者との「つながり」の確保と困難の軽減に向けた支援の段階**
**【第3期】学校復帰に向けた段階的な移行と困難の解消に向けた支援の段階**
**【第4期】学校生活の安定とメンタル面での一定の回復の段階**

異なる経験や専門性を持つ担当者が同じ書式に書き込むことによって共通認識を得ることができたよ！言葉のやり取りのみでは難しい場合も多いので工夫を重ねよう！

## 関係機関とのケース会議等連携の際の留意点

**～「異文化コミュニケーション」としての『相互理解』と共通言語の確保による認識の共有化～**

### 福祉事務所との協働を実現するために担当者研修で作成した「アセスメントと基本方針を共有するための分類」

安定的かつ継続的な就労

**綱登り型**（エンパワー中心）

**らせん階段型**（エンパワー＆振り返り学び抽出方式）

**スモールステップ型**（分野横断的なネットワークの活用）

《条件》

複雑かつ深刻な背景要因を持つ

FDPレベル1～2が複数有り平均値が3以下

背景要因を持つが複雑ではない

FDPレベル1～2が少なく平均値が3以上

深刻な背景要因を持たない者

FDPレベル1～2がなく平均値が4以上

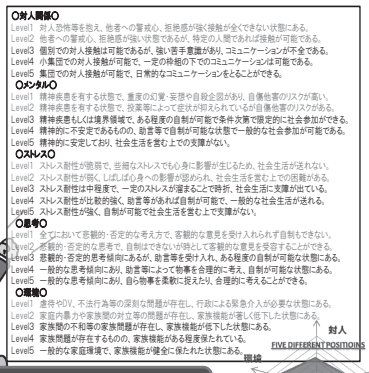


**判断には過去の経緯分析を含む精度の高いアセスメントが重要**

**支援段階の移行を生むには「機微」に配慮できる「自立支援のノウハウ」が必要**

無職もしくは不安定な就労

## 関係機関とのケース会議等連携の際の留意点

～「異文化コミュニケーション」としての『相互理解』と共通言語の確保による認識の共有化～

**既存の相談窓口や法定協議会構成機関との役割分担と連携の在り方等について協議する際に作成した図**

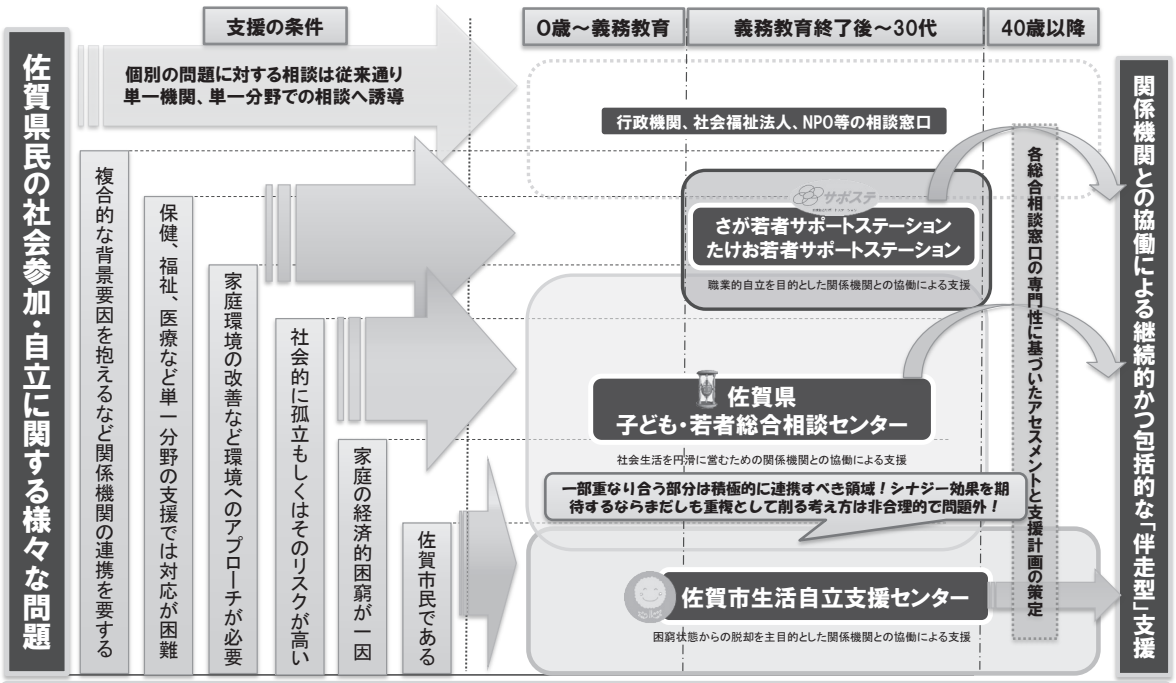


**※地域若者サポートステーション事業よって整えられる支援機能とネットワークが関連事業を推進する上においても必須**

**※支援対象となる若者にとっても職業的自立を支援するサポステの位置づけは相談に対する抵抗感を低める上で重要**

55

## 関係機関とのケース会議等連携の際の留意点

～「異文化コミュニケーション」としての「相互理解」と共通言語の確保による認識の共有化～

### ①目的の共有と生産性の確保

⇒「子ども・若者のために！」根源的な目的の共有
⇒「愚痴の言い合い」「『やってます』報告」「責任転嫁」の場にしない
⇒役割分担は「出来ること」と「禁止事項」の共有が最低限のレベル
⇒失敗事例が共有できる、互いの限界を補い合う関係性の構築を！

アウトリーチに関して複数の支援機関が関与する場合は当事者の負担軽減のためにも可能な限り絞りを！

「同じ轍は踏まない！」失敗や見立て情報を共有しまずは当事者にとって不利益にならない支援環境を！

### ②コーディネーターの指定による効率化

⇒進捗管理を行うのは原則法的根拠を持つ担当者であるが状況によっては例外も検討
⇒コーディネーターは専門性に加え当事者に直接関わることの出来る人物が理想
⇒伴走者による全体像の把握と関連情報の集約及び一元化
⇒各支援機関で必要となる情報の「選別」と共有
⇒支援の重複や対応方針の違いによる非効率性の排除（調整）
⇒状態状況の変化を踏まえた支援の質的量的コントロール

専門性や経験のみで選定すると「机上の空論」になる可能性も！「言うは易く行うは難し」責任を持ってフォローを！

### ③適切な配慮に基づくキーパーソン及び関係機関の関与（参画）の促進

⇒対象者や家族、関係者に対して影響力が強い人物への働きかけ
⇒NPO等民間機関との連携の際は費用面や人的時間的制約に配慮する
⇒「べき論」を振りかざさず「動ける人物（組織）」の負担軽減とバックアップが重要
⇒「余裕がある組織はない！」会議形式のケース会議は質を高め数や時間を減らす！

直接影響を与えられる実働部隊がいなければいずれ会議自体が意味を失うリスクも！

### ④異文化コミュニケーションとしての相互理解と共通指標による進捗管理

⇒専門性の違いによって使う言語（用語）も文化も異なることに留意！
⇒関係機関の支援対象範囲や帳票類、手続等の「違い」についても理解する
⇒Five Different Positionsのように共有できる多軸評価指標を策定することも有効
⇒レベルデータの変化等着実な進捗管理を行い支援方針を適宜修正する！

手続の代行や情報収集等を請け負うだけでも負担軽減につながる！多くの人が自分のことで精一杯であることに留意！

56

自立相談支援事業

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**特集 ⑧**

# 関係機関の利用に対して抵抗感を持つ子ども・若者及び保護者の効果的な誘導方法

## ～パンフレットや資料を渡してもつながらないケースへの対応～

57

## インターネットの普及がもたらした功罪：適切なつながりを失う子ども・若者

～リテラシーの低さ：利用方法を誤り深刻なトラブル・リスクにさらされる子ども・若者～

**スマートフォン等の普及によって子ども達の間に急速に広がり続けるインターネット**

**①携帯電話の所有率**

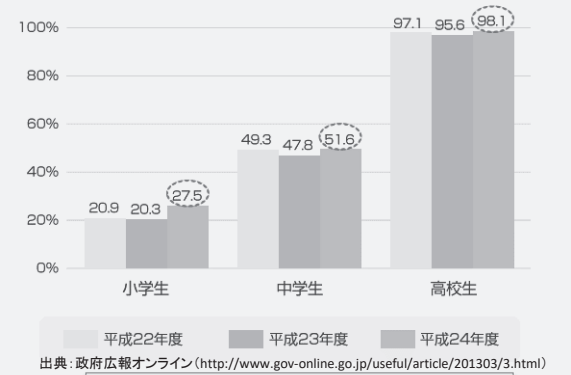


出典：政府広報オンライン（http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/3.html）

**②青少年の携帯電話のインターネット利用状況**

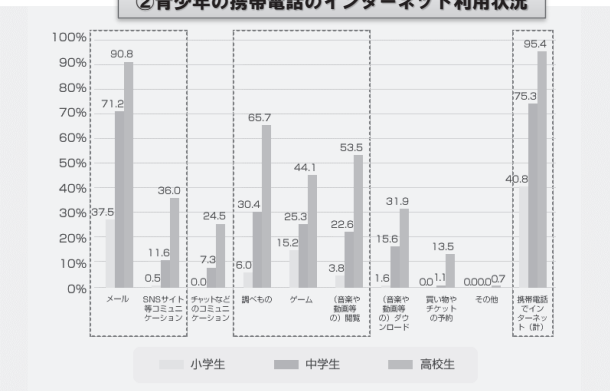


**③佐賀県で実施したネットパトロール調査結果**

平成21年度「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」事業
～学校非公式サイト等パトロール結果～

【監視学校数】（発見された学校裏サイト数）
○国・公立中学校…98校（84校）86%
○県立高校……44校（41校）93%　計142校（125校）88%

【監視サイト数】（延べ）26,707サイト　【監視日数】111日
【不適切な書き込み数】計4,819件　【削除依頼数】計305件
中学校…1,907件　中レベル…293件
高校……2,912件　高レベル…12件

**ここ数年でスマートフォンが急速に普及した他、Facebook、Twitter、LINE等ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）が拡大しておりリスクも増大**

**④子ども・若者が直面する現実と傾向**

- 書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ
- 多頻度長時間コミュニケーションによる精神的ダメージ
- SNSなどに載せた個人情報の流出や第3者による悪用
- SNS等を通じた知人からの誘い出しによる性的被害等

※近年は会員制サイト、SNS等の普及によってネットパトロールによる早期発見・早期解決が難しくなっている！

**いじめ被害の陰湿化、深刻化**
～現状回復が難しい案件の増加～

**対象の無差別化による疑心暗鬼、表面的な人間関係の広がり**
**人間関係の偏りと希薄化**

58

自立相談支援事業

## 関係機関の利用に対して抵抗感を持つ当事者に対する効果的な誘導方法

**～効果的な誘導にはアウトリーチの導入と同様に「事前準備」が重要～**

### ①誘導先の支援機関の詳細を調べる

⇒支援内容、開館時間、所在地等基本的な施設情報
⇒スタッフの人柄や施設内の雰囲気など現場で得られる具体的な情報
⇒本人のニーズに対する適合性と利用するに当たってのメリット
⇒不安解消につながるエピソードとデメリットに対する回答
⇒当該施設の利用者のうち本人が共感できそうな成功事例の情報

### ②本人の状態に応じた情報の伝え方の工夫によって不安や抵抗感を軽減する

⇒支援者の似顔絵や写真、施設の外観や相談室の雰囲気等が分かる資料の提供
⇒本人同席の下、施設のHPやスタッフのブログ、Facebook等の検索・閲覧
⇒当該施設のスタッフから本人に向けたメールやメッセージカード等を提供
⇒訪問の際、携帯に電話をもらい事前に（間接的に）接触を図る
⇒誘導の際、相談支援以外の目的を付与する（「ついでに」「がてら」は使いよう）

### ③必要に応じた踏み込んだ対応で確実な誘導を実現する

⇒代理説明：本人同意の下、同席している間に電話等で事情説明、申し込みを行う
⇒随行訪問：当該施設のスタッフに随行してもらい訪問先で顔合わせを行う
⇒同行支援：本人の不安が強い場合は訪問支援員が当該施設まで同行
⇒アフターフォロー：当該施設のスタッフとの関係性が安定するまで間接的に支援

**行政機関へつなぐ場合も「べき論」を振りかざしていてはうまく行かないよ！「子ども・若者のために！」相手方の負担も考慮して窓口担当者と信頼関係を構築しよう！**


## 関係機関の利用に対して抵抗感を持つ当事者に対する効果的な誘導方法

**～効果的な誘導にはアウトリーチの導入と同様に「事前準備」が重要～**


**通常のリーフレット**

**特定の支援対象者に向けて個別に作成されたリーフレット**

**「施設内の様子を写真と図を使って見える化」「本人が興味を持つ本やゲーム、ギターの紹介」「相談員の人物像が分かる顔写真付きのコメント」を入れるなど支援対象者の個別の状態に合わせて工夫し作成！不安感、抵抗感を軽減するために必要な情報は一人ひとりで違うので気を付けてね！**

## 当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

**～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口は広くし「連携協力」！こそ重要～**

**「連携」と称して「すみ分け」を求めサポステに義務化された「仮登録制度」**

サポステ仮登録時の連携（H27連携通知）

a.サポステに支援対象候補者が来所した場合（通常のケース）

サポステ：（来所）① インテーク → ② 仮登録シート作成 → ③ 送付

ハローワーク：④ 確認の上、所見を記入 → ⑤ 返送 → ⑥ 確認 ⇒ 本登録

☆留意点
- ② インテークの情報をもとに、仮登録シートの必要事項（シート表面及び裏面【1】）を記入。
- ④ 仮登録シートを受け取ったハローワークは、内容を確認し、シート裏面【1】のハローワーク記載欄に意見を記入。必要に応じ、サポステに問い合わせること。
- ⑥ 返送された仮登録シートを確認し、裏面【3】に最終結果を記入。

※ハローワークから意見が付されていた場合は要協議。

**ア）サポステで相談支援を受けるためにはハローワークへの申請が義務化**

**イ）申請者（若者）自身が抱える困難を記述し状態の見立てをレベル分け**

**ウ）「経済困窮」や「ひきこもり」等他機関の利用者ではないことを証明**

**エ）仮登録シートを見たハローワーク担当者の判断を経てサポステ本登録**

【仮登録シート】

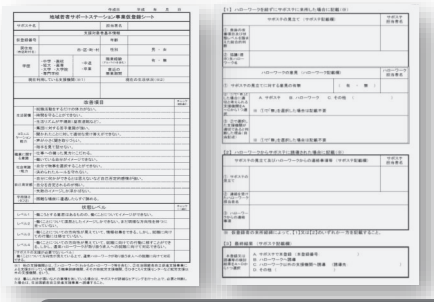

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」
「別の窓口からサポステに行った方が良いと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」
「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」
「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」
「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」
「近くにひきこもり地域支援センターないのにどうしろというのか？」
「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援求めているのに親兄弟の収入まで言わなきゃいけないの？」
「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に回されるのか？」
「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」
「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

**「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが・・・**
**支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！**

**合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！**

## 形式化・煩雑化の傾向が続く公的支援機関における帳票類

**～行革の目的と反して支援対象者を遠ざけ現場に非効率な運営を強いる「申請主義」の弊害～**

**【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】**

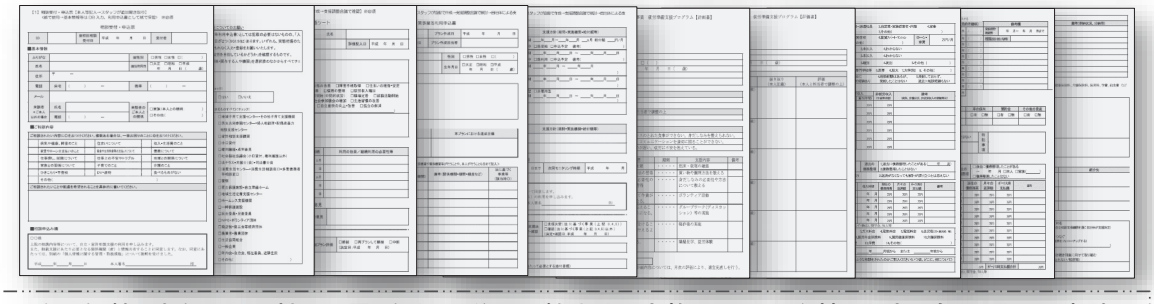

氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

**【アウトリーチ対象者の実態】**

**修学時の不適応経験（97．2％）、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ（88．1％）、精神疾患疑い含む（50％）、発達障害疑い含む（40．9％）、家庭内暴力（40．3％）、依存行動（47．7％）、複数の支援機関の利用経験（63．1％）、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者（61．4％）・・・**

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業（居場所活動や就労体験等）等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」が提出が原則として課される！

**多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等がこのような形式化・煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けるのか？**

62

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**特集 ⑨**

# ネット依存の子ども・若者の実態と背景要因を踏まえた効果的なアプローチ

## ～背景要因を考慮しない「逃避的」依存行動への安易な対応はリスクを伴う！～

63

## インターネットの普及がもたらした功罪：適切なつながりを失う子ども・若者

～総務省情報通信政策研究所調査から考える近年の高校生のネット依存傾向の実態～

『高校生とスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査〈速報〉総務省情報通信政策研究所』より抜粋・転載

### 1-1 高校生のネット依存傾向

**ネット依存傾向の診断尺度**

◆ 先行研究が多いヤング博士による20項目のインターネット依存尺度（1998）を参考に、ソーシャルメディアとその利用に即した文言を追加し、高校生向けに記述等を調整したものを試行的に活用し、依存傾向を3段階に分類※。

◆ 「ネット依存傾向」が高いことのみで、治療が必要となる「ネット依存」であるわけではないことに留意が必要。

1. 気がつくと、思っていたより長い時間ネットをしていることがある
2. ネットを長く利用していたために、家庭での役割や家事（炊事、掃除、洗濯など）をおろそかにすることがある
3. 家族や友だちと過ごすよりも、ネットを利用したいと思うことがある
4. ネットで新しく知り合いを作ることがある
5. 周りの人から、ネットを利用する時間や回数について文句を言われたことがある
6. ネットをしている時間が長くて、学校の成績が下がっている
7. ネットが原因で、勉強の能率に悪影響が出る
8. 他にやらなければならないことがあっても、まず先にソーシャルメディア（LINE、Facebookなど）やメールをチェックすることがある
9. 人にネットで何をしているのか聞かれたとき、いいわけをしたり、隠そうとしたりすることがある
10. 日々の生活の問題から気をそらすために、ネットで時間を過ごすことがある
11. 気がつけば、また次のネット利用を楽しみにしていることがある
12. ネットのない生活は、退屈で、むなしく、わびしいだろうと不安に思うことがある
13. ネットをしている最中に誰かに邪魔をされると、いらいらしたり、怒ったり、言い返したりすることがある
14. 夜遅くまでネットをすることが原因で、睡眠時間が短くなっている
15. ネットをしていないときでも、ネットのことを考えてぼんやりしたり、ネットをしているところを空想したりすることがある
16. ネットをしているとき「あと数分だけ」と自分で言い訳していることがある
17. ネットをする時間や頻度を減らそうとしても、できないことがある
18. ネットをしている時間や回数を、人に隠そうとすることがある
19. 誰かと外出するより、ネットを利用することを選ぶことがある
20. ネットをしている時は何ともないが、ネットをしていない時はイライラしたり、憂鬱な気持ちになったりする

※ Young KS.(1998) Caught in The Net: How to Recognize the Sign of Internet Addiction and a Winning Strategy for Recovery. Wiley.
を参考に東京大学大学院情報学環橋元研究室と調整

5

### 3-2 スマートフォンの利用状況 －スマートフォン利用開始により減った時間【複数回答】

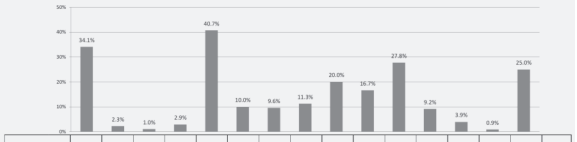


| | | 勉強の時間 | 就活の時間 | アルバイトの時間 | 食事の時間 | 睡眠時間 | 家事（炊事、掃除、洗濯などの時間） | 共へ遊びに出かける時間 | 趣味に使う時間 | 本を読む時間 | マンガや雑誌を読む時間 | テレビを見る時間 | 家族と話す時間 | 友だちと会う時間 | その他 | あてはまるものはない | N |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 34.1% | 2.3% | 1.0% | 2.9% | 40.7% | 10.0% | 9.6% | 11.3% | 20.0% | 16.6% | 27.8% | 9.2% | 3.9% | 0.9% | 25.0% | 12841 |
| 性別 | 男 | 29.2% | 2.8% | 1.5% | 2.9% | 36.1% | 6.8% | 10.5% | 10.9% | 17.6% | 17.8% | 27.0% | 8.1% | 4.1% | 1.2% | 27.5% | 5759 |
| | 女 | 38.3% | 1.8% | 0.6% | 2.9% | 44.8% | 12.8% | 8.9% | 11.7% | 22.5% | 15.9% | 28.6% | 10.1% | 3.8% | 0.7% | 23.2% | 6698 |
| 学年 | 1年生 | 41.6% | 2.7% | 1.0% | 3.4% | 43.8% | 13.0% | 11.1% | 14.4% | 24.8% | 19.6% | 30.9% | 11.2% | 4.7% | 1.1% | 19.4% | 4720 |
| | 2年生 | 33.7% | 2.3% | 1.0% | 2.8% | 41.8% | 9.3% | 10.0% | 11.0% | 20.2% | 16.8% | 29.4% | 9.3% | 4.0% | 0.9% | 23.5% | 4384 |
| | 3年生 | 25.1% | 1.6% | 1.2% | 2.3% | 35.9% | 6.8% | 7.1% | 7.6% | 13.7% | 13.0% | 21.9% | 6.4% | 2.8% | 0.7% | 33.7% | 3728 |
| ネット依存傾向 | 高 | 67.7% | 10.6% | 4.3% | 10.5% | 74.6% | 34.5% | 36.1% | 21.3% | 36.2% | 30.9% | 42.1% | 32.0% | 20.8% | 2.1% | 6.2% | 563 |
| | 中 | 42.8% | 2.2% | 0.9% | 2.8% | 51.7% | 12.3% | 11.0% | 13.1% | 23.6% | 19.3% | 31.9% | 11.2% | 4.1% | 0.8% | 15.5% | 6851 |
| | 低 | 17.3% | 1.0% | 0.6% | 1.1% | 20.6% | 3.3% | 4.2% | 7.4% | 13.2% | 11.8% | 20.8% | 3.4% | 1.6% | 0.8% | 43.0% | 4528 |

※ 分析母数はスマートフォン利用者

- 全体では「睡眠時間」（40.7%）、「勉強の時間」（34.1%）、「テレビを見る時間」（27.8%）などの該当率が高い。
- 「あてはまるものはない」を除くすべての項目で、依存傾向が高いほど該当率が高い傾向。

11

### 1-2 高校生のネット依存傾向

| | | ネット依存傾向高 | ネット依存傾向中 | ネット依存傾向低 | N |
|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 4.6 | 55.2 | 40.2 | 14071 |
| 性別 | 男 | 3.9 | 51.5 | 44.6 | 6575 |
| | 女 | 5.2 | 58.5 | 36.3 | 7252 |
| 学年 | 1年生 | 5.2 | 58.2 | 36.7 | 4998 |
| | 2年生 | 4.8 | 56.5 | 38.7 | 4807 |
| | 3年生 | 3.7 | 50.2 | 46.1 | 4266 |
| スマートフォン利用 | 利用 | 4.7 | 57.4 | 37.9 | 11942 |
| | 非利用 | 3.8 | 43.2 | 53.0 | 2112 |

➢ 依存傾向「高」の生徒は全体の4.6%。依存傾向「中」の生徒は55.2%。
※登校している生徒のみからの抽出回答であるが、高校生全体で大きな変化があるとは考えにくい

- 男子（3.9%）より女子が多い（5.2%）。
- 低学年（1年生5.2%）の方が高学年（3年生3.7%）より多い。
- スマートフォン利用者が非利用者（3.8%）よりも多い（4.7%）。依存傾向「中」の生徒まで合わせると、スマホ利用と非利用では10ポイント以上差が開く。

6

### 4-1 ネット利用を原因とする日常生活への影響 －②ネット利用全般

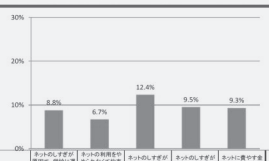


| | | ネットのしすぎが原因で、学校に遅刻したり欠席しがちになっている。 | ネットの利用をやめられなくて約束をすっぽかすことがある | ネットのしすぎが原因で、ひきこもり気味になっている | ネットのしすぎが原因で、健康状態が悪化している | ネットに費やす金額が、だんだん増えている | N |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 8.8% | 6.7% | 12.4% | 9.5% | 9.3% | 15191 |
| 性別 | 男 | 10.6% | 9.3% | 14.3% | 12.0% | 11.4% | 7069 |
| | 女 | 6.9% | 4.3% | 10.8% | 7.3% | 7.3% | 7678 |
| 学年 | 1年生 | 7.6% | 6.3% | 12.3% | 8.9% | 8.0% | 5413 |
| | 2年生 | 9.0% | 7.0% | 12.7% | 10.0% | 10.1% | 5164 |
| | 3年生 | 9.9% | 6.9% | 12.1% | 9.7% | 9.8% | 4614 |
| スマートフォン利用 | 利用 | 9.2% | 7.0% | 12.2% | 9.5% | 9.8% | 12841 |
| | 非利用 | 6.5% | 5.0% | 13.4% | 9.4% | 6.4% | 2318 |
| ネット依存傾向 | 高 | 35.8% | 31.8% | 49.0% | 39.8% | 31.5% | 645 |
| | 中 | 11.8% | 8.9% | 17.3% | 13.1% | 12.6% | 7768 |
| | 低 | 1.4% | 0.8% | 2.0% | 1.3% | 2.2% | 5658 |

※ 各項目について五択で尋ね、「いつもある」「よくある」「ときどきある」の該当率を合算したもの。

※ 分析母数は有効回答者全体

- ネット利用全体による日常生活への悪影響については、いずれの項目においても男子の方が該当率が高い。
- いずれの項目でも、依存傾向が高いほど該当率が高い傾向。特に「ネットのしすぎが原因で、ひきこもり気味になっている」（49.0%）、「ネットのしすぎが原因で、健康状態が悪化している」（39.8%）、「ネットのしすぎが原因で学校に遅刻したり、欠席しがちになっている」（35.8%）は、全体平均の4倍。

13

## インターネットの普及がもたらした功罪：適切なつながりを失う子ども・若者

### ～総務省情報通信政策研究所調査から考える近年の高校生のネット依存傾向の実態～

**『高校生とスマートフォン・アプリ利用とネット依存傾向に関する調査〈速報〉総務省情報通信政策研究所』より抜粋・転載**

#### 5-1 ソーシャルメディアの利用状況 -ソーシャルメディア利用の有無

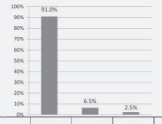


| | | 利用している | 利用していない | 無回答 | 合計 | N |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 91.0% | 6.5% | 2.5% | 100.0% | 15193 |
| 性別 | 男 | 88.7% | 7.9% | 3.4% | 100.0% | 7069 |
| | 女 | 93.4% | 5.2% | 1.4% | 100.0% | 7678 |
| 学年 | 1年生 | 92.7% | 5.2% | 2.1% | 100.0% | 5413 |
| | 2年生 | 92.0% | 6.0% | 2.0% | 100.0% | 5164 |
| | 3年生 | 88.0% | 8.5% | 3.6% | 100.0% | 4614 |
| スマートフォン利用 | 利用 | 97.1% | 1.9% | 1.0% | 100.0% | 12841 |
| | 非利用 | 57.6% | 32.2% | 10.1% | 100.0% | 2318 |
| ネット依存傾向 | 高 | 96.3% | 1.7% | 2.0% | 100.0% | 645 |
| | 中 | 95.1% | 3.7% | 1.2% | 100.0% | 7768 |
| | 低 | 86.2% | 10.6% | 3.3% | 100.0% | 5658 |

※ 分析母数は有効回答者全体

- ソーシャルメディアを利用しているのは全体の91.0%。
- 女子（93.4%）の方が男子（88.7%）より利用率が高い。また、学年が下がるほど利用率が上がる傾向。
- スマートフォン利用者のソーシャルメディア利用率が97.1%であるのに対し、非利用者では57.6%と大きな差が見られる。
- 依存傾向が高いほど利用率が高い傾向。

14

#### 5-2 ソーシャルメディアの利用状況 -利用するソーシャルメディア ①見る/書き込みをする

利用している割合（「見る」「書込みをする」の合計）

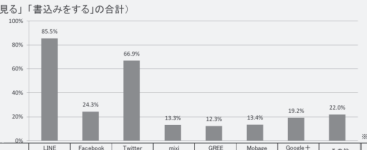


※ 分析母数は有効回答者全体

| | | LINE（ライン） | Facebook（フェイスブック） | Twitter（ツイッター） | mixi（ミクシィ） | GREE（グリー） | Mobage（モバゲー） | Google＋（グーグルプラス） | その他 | N |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 85.5% | 24.3% | 66.9% | 13.3% | 12.3% | 13.4% | 19.2% | 22.0% | 15193 |
| 性別 | 男 | 82.3% | 22.7% | 59.5% | 13.9% | 14.9% | 18.7% | 19.6% | 19.7% | 7069 |
| | 女 | 88.7% | 25.5% | 73.7% | 12.6% | 9.7% | 10.4% | 18.7% | 24.0% | 7678 |
| 学年 | 1年生 | 88.9% | 20.5% | 69.2% | 11.1% | 11.1% | 12.1% | 20.6% | 22.7% | 5413 |
| | 2年生 | 86.6% | 24.5% | 67.5% | 13.9% | 12.7% | 14.0% | 19.4% | 22.1% | 5164 |
| | 3年生 | 79.9% | 28.5% | 63.6% | 15.2% | 13.2% | 14.5% | 17.5% | 21.1% | 4614 |
| スマートフォン利用 | 利用 | 93.9% | 26.3% | 73.6% | 14.0% | 12.8% | 13.9% | 21.0% | 23.4% | 12841 |
| | 非利用 | 38.8% | 13.0% | 30.5% | 9.2% | 9.3% | 10.8% | 9.1% | 13.9% | 2318 |
| ネット依存傾向 | 高 | 88.4% | 27.3% | 79.8% | 18.0% | 18.1% | 20.5% | 28.4% | 35.0% | 645 |
| | 中 | 89.7% | 25.9% | 74.0% | 13.8% | 12.9% | 14.0% | 21.2% | 24.1% | 7768 |
| | 低 | 81.0% | 21.4% | 56.6% | 11.7% | 10.6% | 11.6% | 15.4% | 17.0% | 5658 |

- LINEの利用率が全体で85.5%で最も高く、Twitter（66.9%）やFacebook（24.3%）がこれに続く。
- LINE、Facebook、Twitterは女子が男子より利用。GREE、Mobageといったゲーム系のサービスは男子が女子より利用。
- いずれのメディアの利用率も、スマートフォン利用者がスマートフォン非利用者より高いが、とりわけLINE（93.9%）、Twitter（73.6%）においてその傾向が顕著。
- LINEは依存傾向に関わりなく利用率が高いが、Twitterは依存傾向「中」及び「高」の生徒の利用率が、「低」の生徒に比べて20ポイント前後高い。その他は、全体に依存傾向が高いほど利用率が高い傾向。

15

#### 5-3 ソーシャルメディアの利用目的【複数回答】

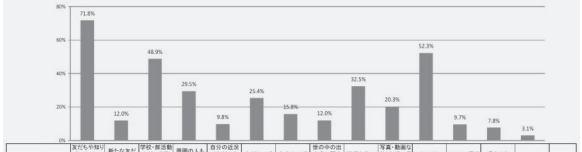


| | | 友だちや知り合いとコミュニケーションをとるため | 新たな友だちをつくるため | 学校・部活動などの事務的な連絡のため | 現実の人も優っているため | 自分の近況や気持ちを知ってもらうため | 友だちの近況を知るため | 有名人の近況を知るため | 世の中の出来事に関する他の人の意見を知る | 情報収集のため | 写真・動画などを気軽に投稿・シェアするため | ひまつぶしのため | ストレス解消のため | 現実から逃れるため | その他 | N |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 71.8% | 12.0% | 48.9% | 29.5% | 9.8% | 25.4% | 15.8% | 12.0% | 32.5% | 20.3% | 52.3% | 9.7% | 7.8% | 3.1% | 13827 |
| 性別 | 男 | 67.0% | 9.3% | 43.8% | 26.1% | 7.7% | 20.5% | 7.7% | 11.7% | 29.4% | 13.6% | 48.7% | 7.9% | 5.0% | 3.3% | 6273 |
| | 女 | 76.3% | 14.2% | 53.6% | 32.8% | 11.7% | 29.6% | 23.1% | 12.2% | 35.2% | 28.1% | 55.6% | 11.4% | 10.2% | 2.9% | 7183 |
| 学年 | 1年生 | 75.4% | 13.3% | 57.6% | 32.2% | 11.0% | 26.0% | 16.3% | 11.2% | 31.9% | 22.5% | 54.1% | 10.5% | 8.5% | 3.1% | 5018 |
| | 2年生 | 71.0% | 10.4% | 48.1% | 30.2% | 9.6% | 24.8% | 15.3% | 12.1% | 33.1% | 20.0% | 53.1% | 9.9% | 7.9% | 2.7% | 4749 |
| | 3年生 | 68.4% | 12.1% | 39.0% | 25.3% | 8.6% | 25.3% | 15.9% | 12.9% | 32.5% | 18.0% | 49.1% | 8.4% | 6.7% | 3.6% | 4060 |
| スマートフォン | 利用 | 73.6% | 12.4% | 50.4% | 30.5% | 10.3% | 26.2% | 16.5% | 12.2% | 32.7% | 20.9% | 53.6% | 9.6% | 7.6% | 2.8% | 12469 |
| | 非利用 | 55.5% | 7.9% | 34.7% | 20.0% | 5.5% | 18.0% | 9.4% | 10.7% | 30.4% | 15.5% | 40.8% | 10.6% | 9.6% | 5.2% | 1336 |
| ネット依存傾向 | 高 | 67.5% | 32.4% | 41.2% | 38.2% | 26.9% | 36.9% | 29.2% | 22.4% | 45.6% | 36.4% | 63.4% | 35.6% | 37.2% | 3.7% | 621 |
| | 中 | 74.1% | 14.9% | 49.7% | 33.0% | 12.0% | 29.9% | 19.1% | 14.0% | 37.0% | 24.4% | 57.7% | 11.8% | 9.6% | 3.0% | 7384 |
| | 低 | 71.1% | 9.2% | 51.0% | 24.5% | 4.5% | 17.8% | 10.1% | 7.0% | 25.4% | 12.8% | 44.1% | 3.2% | 1.4% | 2.8% | 4876 |

※ 分析母数はソーシャルメディア利用者

- 「友だちや知り合いとコミュニケーションをとるため」が最も高く、全体で71.8%。「ひまつぶしのため」（52.3%）、「学校・部活動などの事務的な連絡のため」（48.9%）と続く。
- 依存傾向「高」の生徒は、「学校・部活動などの事務的な連絡のため」を除き、全体的に高め。特に、「ストレス解消のため」「現実から逃れるため」「新たな友だちをつくるため」については、依存傾向「中」や「低」の生徒に比べて、顕著に高い。

17

#### 5-4 ソーシャルメディアの利用状況 -ソーシャルメディアでよくやりとりする人数

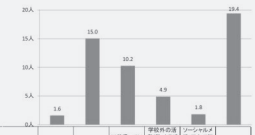


| | | 家族 | 今通っている学校の友だち | 以前通っていた学校の友だち・中学校の学校 | 学校外の活動・勉強・クラブ活動・塾・通信などで知り合った友だち | ソーシャルメディアで初めて知り合い、実際に会ったことがある友だち | ソーシャルメディアだけの友だち |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全体 | | 1.6 | 15.0 | 10.2 | 4.9 | 1.8 | 19.4 |
| 性別 | 男 | 1.4 | 16.1 | 11.7 | 5.6 | 1.9 | 24.0 |
| | 女 | 1.7 | 14.0 | 8.9 | 4.2 | 1.7 | 15.7 |
| 学年 | 1年生 | 1.6 | 16.1 | 12.8 | 5.2 | 1.7 | 23.0 |
| | 2年生 | 1.5 | 14.9 | 9.1 | 4.5 | 1.6 | 19.0 |
| | 3年生 | 1.6 | 13.7 | 8.5 | 4.6 | 2.1 | 15.2 |
| スマートフォン利用 | 利用 | 1.7 | 15.3 | 10.5 | 5.0 | 1.9 | 18.9 |
| | 非利用 | 0.7 | 12.3 | 7.2 | 3.3 | 1.0 | 24.4 |
| ネット依存傾向 | 高 | 1.6 | 14.1 | 10.4 | 5.7 | 5.3 | 93.1 |
| | 中 | 1.6 | 15.0 | 10.1 | 4.8 | 2.0 | 20.9 |
| | 低 | 1.6 | 14.7 | 10.2 | 4.5 | 1.1 | 8.0 |

※ 分析母数はソーシャルメディア利用者
※ DK/NAを除いて計算しているためN値は異なる

- 「ソーシャルメディア上だけの友だち」が全体で19.4人と最も多く、「今通っている学校の友だち」（15.0人）、「以前通っていた学校の友だち」（10.2人）と続く。
- 依存傾向が高い生徒は、「ソーシャルメディア上だけの友だち」が93.1人と非常に多い。「ソーシャルメディア上で初めて知り合い、実際に会ったことがある友だち」も5.3人（全体では1.8人）。「家族」「今通っている学校の友だち」「以前通っていた学校の友だち」では依存傾向による顕著な差は見られない。

18

## 実生活上の問題を抱える当事者は「依存」からの脱却に困難が伴う場合が多い

### ～対人トラブル等をきっかけに引きこもり状態に移行したケースを通じてネット依存からの脱却に向けた困難と留意点を考える～

**マズローの欲求階層説と引きこもる当事者、オンラインゲームの特性からの敢えての考察**

#### A.H.マズロー「欲求階層説」

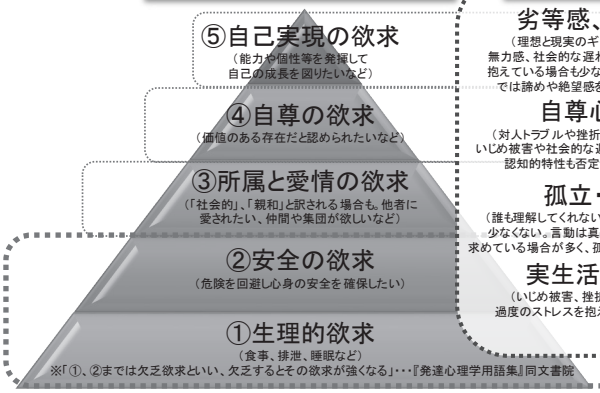


※「①、②までは欠乏欲求といい、欠乏するとその欲求が強くなる」・・・『発達心理学用語集』同文書院

#### 引きこもる当事者

**劣等感、無力感等**
（理想と現実のギャップからくる苦しみ、無力感、社会的な遅れ等から来る劣等感などを抱えている場合も少なくない。長期化したケースでは諦めや絶望感を抱いている当事者も。）

**自尊心の低さ**
（対人トラブルや挫折等から生じる自信喪失やいじめ被害や社会的な遅れ等から来る劣等感など、認知的特性も否定的なものになりがち。）

**孤立・孤独感**
（誰も理解してくれないと孤立感を抱いている者も少なくない。言動は真逆でも他者とのつながりを求めている場合が多く、孤独ゆえの辛さを感じている。）

**実生活上の困難**
（いじめ被害、挫折、対人トラブル等から過度のストレスを抱え回避行動をとった状態）

#### オンラインゲーム

**アバター、種族、職業等**
（パーツやアイテム等組み合わせで唯一無二のキャラが作成でき、能力等の特性や職業についても選択できる。自分の家や町が作れるものもあり、ゲーム上ではあるが経済的、社会的な仕組みが成り立っている。現実の物品に変換するなど実社会とリンクするものも。）

**ランキング、レベル、称号等**
（無料で時間をかければ一定のレベル・地位まで上がれるものの、その後は射幸心を煽るものが多く、次の段階のレベル・地位にたどり着くには課金システム等を利用する必要がある。）

**チャット、メール、SNS等**
（リスクを伴う直接的な対人接触がない状況で、選択的（排除することも可能）に人間関係を構築できる。24時間世界が開放されており、チャット等のコミュニケーション手段も充実し孤独を感じさせない。）

**対戦、チームプレイ、足跡等**
（ゲーム単体でも十分な魅力があり、プレイ中は実生活上の困難等から解放される。また、興味関心、趣味の世界で、同じ価値観を持つプレイヤーとの関わりが持て、ストレスを感じにくい状態でかつ、労力を使わずとも一定の仲間形成が行える。）

**人間の心理的、社会的特性等を勘案し「ハマる」ように作り込まれていることが前提**

**実生活上に困難を抱える当事者は逃避的な心理からより深刻な依存状態に陥り易い**

**深刻なケースでは躁鬱病や発達障害等で医療的ケアが必要なケースもあることに留意**

**実生活上の困難や背景要因へ配慮がない状況で対象から隔離する方法は極めてリスクが高い**

↓

「ネット依存」を単体で捉え物理的な隔離の下で脱却させることができるのはあくまでも深刻化、複雑化していないケース

**依存に至るきっかけ、経緯、背景要因等を含むアセスメントとトータルケアが重要**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**特集 ⑩**

# 医療機関につながらないケースの受診に向けた効果的な誘導の在り方

～基本的な留意点の理解と具体的事例を用いたグループワークを通じた検討～

67

## 精神疾患等を抱える方への対応における基本的態度

～精神疾患及び障害等の特性を理解することで誤った対応で精神疾患を悪化させない～

**①安易に叱咤激励をしない**

特にうつ病の場合は、周囲に対して申し訳ないという思いが強いため逆効果になる可能性が高い

⇒あくまでも本人のペースを大事にし、他者と比較しない。
⇒いわゆる正論によって、精神的にますます追い詰める可能性がある。

**②結論を急がせない**

頭の働きが鈍くなり、決断ができない状態にある場合があることを考慮に入れておく

⇒本人が答えを出しにくそうな話題については、深追いしない
⇒焦りによる精神状態の悪化

**③無理に原因追求をしない**

原因が自分にあると感じ、劣等感が強くなってしまう可能性がある

⇒原因がわかったとしても、何も解決しない場合もある
⇒「問題志向」よりも「解決志向」

**④病的な面だけではなく、健康な面にも注目する**

本人は出来ていない事ばかりに注目していることが多い。

⇒小さなことでいいので、生活の中で出来ている部分に着目
⇒出来ることを少しずつ増やしていく

※本スライドはSSFスタッフ（臨床心理士）作成したものを編集

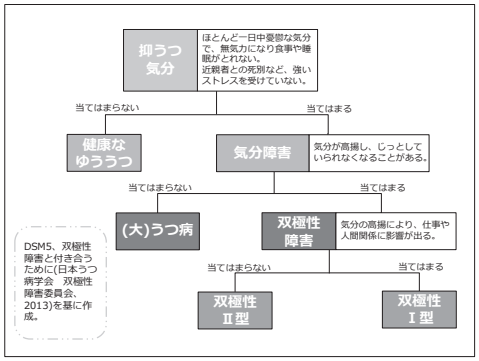


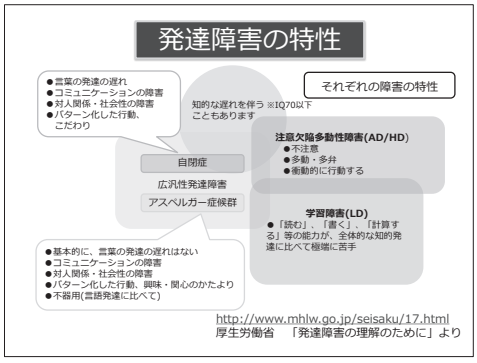


http://www.mhlw.go.jp/seisaku/17.html
厚生労働省　「発達障害の理解のために」より

**『人間の中にはそれほど有害でなく強引でもなく限度内であなたの役に立とうとしている者がある』ことを強制性なしに伝達」すること（中井、1995）**

68

## 心療内科・精神科受診の必要性が出てきた際の留意点

～展開期：若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～

ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する

### ①疾患・障害に対する誤解や偏見の解消

保護者の価値観や考え、理解度に応じた説明
根性論では解消できない症状（早期治療の効果性）
「適切」な治療による回復（多くの場合治療は永遠ではなく改善までの一時的なもの）
医療の発展（親世代の時代との相違点、人材、診断、薬等）

眼科⇒内科⇒心療内科⇒精神科など段階的に移行する中で解消する方法も！

### ②第3者情報としての情報提供

医療の診療方針の確認と状況に応じた情報提供
相性や対立の問題に関する配慮（医療機関、担当者、投薬方法等）
保護者の主体的判断の必要性

ホームページやパンフレットにはない当事者の口コミ情報も時には活用！

### ③必要に応じた安定化・転院等の援助

心身の状態や状況の言語化の援助
ミスコミュニケーションに対する言葉や受け取り方の調整・変換
セカンドオピニオンの必要性

医師は医学のプロだが人間関係は相性もある！必ずしも患者と関係性が築けるとは限らない！

医者と若者の間に入り両者が対立関係が生じないように支援することも必要！

### ④要因改善・環境調整

状態の改善に応じた不適応要因への対応
環境調整

投薬ですべてが解決するわけではない！不適応の背景にある根本要因の改善を！

## 心療内科・精神科受診の必要性が出てきた際の留意点

～子ども・若者が抱える困難を効果的に解消するための関係機関への誘導～

ネガティブな言葉・反応に対して背景を推察しながら適切に対応する

考察：当事者から次のような言葉をかけたらどのように受け止め展開を生むのか？

「馬鹿にしてるのか」「見下すな」「医者でもないくせに何様だ！」「勉強ばっかやってきたお医者さんに何が分かるの」「障害者扱いしやがって！」「差別するな！」「俺を排除するための口実を作ってる」「私をどうする気？」「診断を受けて何のメリットがあるの？」「結婚できなくなったらどうするの？」「薬を飲んで副作用出たら誰が責任をとってくれるの？」「もう治らない」「生まれつきなら変えようがない」「あんな人達と一緒にはやりたくない」「一生病院に閉じ込められるんだ」「精神科に行ってまで生きる意味がない」「死ぬしかない」「薬飲んでまで生きていたくない」「さっさと死ぬからモルヒネくれ」

### 「関係性」の構築が大前提

**◎悩みの共有・整理** ⇒ 「〇〇と思うくらいに辛い」「悲しみは比べられない」「大切なことなので一つ一つ整理」「関連性のない不安をつなげない」「気持ちの『波』を知る」「自分で解決できる事or Not」「見えない敵と戦わない」

**◎言語化による理解** ⇒ 「伝えたいと思うのは前向きな行為」「自分の意思とは無関係に『体』から湧き出てくる不安」「誰もがなり得る一時的な状態」」「『うつ』は心の『風邪』」「『心の状態』も体の一部」「高熱が出た際の病院受診と同じ」

**◎展開と方針の共有** ⇒ 「『心』じゃなくて『体』の症状・状態を回復させる」「良くここまで耐えてきた」「これ以上苦しみ続ける必要はない」「本来の自分の気持ちを大事に」「本来の自分を取り戻そう」

**「見捨てられる」というイメージを与えず、医療に誘導した後も「つながりを失わない」といったメッセージを伝えることが大事**

70

## いのちを守る支援情報や相談窓口の一例（参考）

**～関係機関との連携はまず「知ることから」！「つなぐ」ためにはまずは支援者が「つながる」！～**

①「こころの耳　働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト～心の健康確保と自殺や過労死などの予防～（厚労省）」
http://kokoro.mhlw.go.jp/index.html

②「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～体がだるい、眠れない、イライラする･･･、こころの健康が気になるときに。」（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/

③「知ることからはじめよう みんなのメンタルヘルス 総合サイト こころの健康や病気、支援やサービスに関するウェブサイト」（厚生労働省）
http://www.mhlw.go.jp/kokoro/index.html

④「こころの健康相談統一ダイヤル」（内閣府）
http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/kokoro/kokoro_dial.html

⑤「24時間子供SOSダイヤル」（文部科学省）
http://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm

⑥「子どもの人権110番」（法務省）
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html

⑦「インターネット人権相談受付窓口」（法務省）
http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html

⑧「よりそいホットライン」（一般社団法人社会的包摂サポートセンター）
http://279338.jp/yorisoi/

⑨「全国のいのちの電話」（一般社団法人日本いのちの電話連盟）
http://www.find-j.jp/zenkoku.html

⑩「チャイルドライン」（NPO法人チャイルドライン支援センター）
http://www.childline.or.jp/supporter/index.html

たくさんの人達が君の力になりたいと思ってるよ！すべては「知ることから」自分に合った相談窓口や支援者を見つけてアクセスしてみよう！

⑪「相談窓口～一人で悩むより、まず相談を。～」（内閣府）
http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/link/soudan.html

※本ページの情報は2015年9月8日のWeb検索によるものです。
※アクセスの際は事前にホームページ等でご確認の上、ご検討ください。

71

---

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

**～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～**

**特集⑪**

# 家庭内暴力を伴う引きこもりケースへの安全かつ効果的な対応の方法

**～家庭内暴力の本質的改善は社会参加・自立に至るまでのプロセスを想定した丁寧なアプローチが「鍵」～**

72

## 家庭内暴力を伴うケースへの対応には導入段階からの複眼的アプローチが求められる

### ～美談、根性論から脱却した現実志向、解決志向の多面的援助アプローチ（１）～

**①相談を受けた際の前提**

**複数回暴力が繰り返されている時点で何らかの対策が必要！**

孤立化・長期化・深刻化したケースでは家族が奴隷のように支配されることも！

「自責と他責の悪循環（斎藤氏）」「自己肯定感の低下」「感情調節の困難化」「家族機能の低下」「支配関係の発生」

**安易な助言、指導、介入は事態の深刻化を招くリスクが大きい！**

美談、根性論で片づけない！説教で解決できる事案は限られている！

「『ギャップ』がもたらす自暴自棄」「隠蔽・潜在化・深刻化」「暴力的介入は人権侵害」「事件・事故の発生リスク」

**暴力の改善のみならず「自立」まで責任を持って見届けられる体制を構築する！**

「根本要因の解決なくして改善なし」「一時的抑制は暴力激化のリスク」「連続的支援行動を可能とする『つながり』」

**②事前準備の段階での留意点**

被害妄想が強い場合や統合失調症等を発症している場合は医療機関との連携は必須！

深刻なケースでは特に医療機関・警察等関係機関との連携協力体制は必須！

**発生メカニズムの複眼的な分析**

言動や態度の修正や刺激・ストレスの抑制等で回避できるレベルなのかどうかの見極めを！

「精神疾患・障害」「コミュニケーションパターン」「価値観・思考」「不安・恐怖」「刺激・ストレス」「依存・欲求」「憎悪」…

**急迫性及び事故発生の可能性を含めたリスク分析**

怪我の度合い、骨折等の被害、刃物等凶器の準備、遺書の準備、犯罪予告の書き込みの内容等総合的に検証！

「急迫性の検証」「脅迫行為の有無・内容」「対立構図の分析」「経緯を踏まえた検証」「状況変化による回避可能性」

**リスク及び支援介入後の影響を踏まえた家族の安全確保**

近年は携帯電話のGPSを使って行動監視をする者も！安全に連絡取れる手段・時間の確保は必須！

「取り返しのつかない命」「関係機関による介入及び一時保護」「脅迫よる相談阻止・行動監視のリスクの想定」

**本人対応の枠組の同時並行的構築**

一時保護等を活用する場合、子ども本人にも即日対応できるよう事前協議を！担当者が働きかける際に留意すべき点は少なくとも家族から聴き取っておく！

「『事前準備3段階のプロセス』の重要性」「間接的な働きかけの困難性」「関係性分析に資するエピソードの共有」

**日常生活の変化・出来事の中からも支援導入のタイミングを探る**

「危機介入は導入機会の一つ」「こだわりや思考の偏りへのリンク」「分析結果に基づき心理状態の『波』を読み取る」

## 家庭内暴力を伴うケースへの対応には導入段階からの複眼的アプローチが求められる

### ～美談、根性論から脱却した現実志向、解決志向の多面的援助アプローチ（２）～

**③アウトリーチの際に特に留意すべきこと**

「被害者として」「親として」の心理が混在することを理解

「激流を制するは静水」支援者側が落ち着き相手の荒ぶる感情を適切に受け止め静める！

**家庭内暴力を伴うケースへのアウトリーチの際は万が一の危機回避の手段を事前に準備**

「原則2名による役割分担」「避難経路・誘導手順・緊急連絡・対応方針等の事前確認」「連携機関との打ち合わせ」

**危機対応の際は相手の気持ちの波を落ち着けるため「表情」、「言動」に注意**

混沌の中にも拾える「強み」があるはず！

「混乱・増長させない」「不道徳な言動も否定せずに変換」「同意できる言葉を拾う」「リフレーミング」「ストレングス」

**暴力的言動があってもその背景に着眼しまずは関係性の構築を優先**

「責められる」「否定される」といった感覚が過敏な状態にあることに留意！

「言行不一致」「孤立解消」「届ける安心と希望」「事前情報に基づく準備」「次回訪問に対する同意」「報復へのケア」

**④継続的な関与の段階で特に留意すべきこと**

暴力を正当化する発言をする者もいるが「分かっていても抑制できない…」矛盾で苦しんでいる者が大多数！

**ネガティブなコミュニケーションに振り回されない**

保護者が言動を気を付けていても過去の記憶（いじめ被害等）を想起しそのことが暴力のきっかけになることも！

「言動に振り回されない」「感情調節の適正化」「家族間調整」「ポジティブコミュニケーションへの段階的移行」

**適宜ストレスマネジメントを行い溜め込ませない**

暴力的な言動を伴う要求（物品の購入等）に保護者が応え続ければエスカレートさせる一因になることも！

「抑制は爆発のリスク」「猶予期間の付与」「睡眠・食事・運動・楽しみ」「ストレッサーの排除」「環境問題の解決」

**助言や働きかけはタイミングや伏線が重要**

自責の念に堪え切れず正当化するために独自の論理を打ち立てている場合は安易に「分かる！」と共感しようとすると内容によっては不信を買う場合も！

「『分かる』が時に不信を買う」「具体性を持った認知の修正」「共感できる生き方モデル」「比較人生からの脱却」

**家庭内暴力の抑制にとらわれ過ぎて本来目的を忘れない**

事前準備の段階で得られた情報の中から本人が目指す方向に近い生き方、事例、情報等を収集しておこう！

「社会的自立に向けて」「Five Different Positionsの改善」「ギャップを埋める『必要経験』」「具体的方策の提示」

学校や塾、家庭において危機感を煽る手法で学習の動機づけを行うような指導を受けている場合、長期の社会的空白が発生したことで意欲を失い絶望していることも！

立ち回りの仕方次第でやり直しがきくこと、生き方、考え方次第では新たな人生を送ることが出来るといった「希望が見出せる話題」が提供できるよう準備を！但し関係性ができた後、共感できる内容で提示！押し付けにならない！

74

## 家庭内暴力を伴うケースへの対応には導入段階からの複眼的アプローチが求められる

～美談、根性論から脱却した現実志向、解決志向の多面的援助アプローチ（３）～

**⑤法律に基づく「強制力」を用いざるを得ないときの留意点**

「見捨てられた」と思わせない！「手立てを尽くした末」「本人の人生を守る選択」であることの理解を！

**「強制力」を伴う行政機関の利用は法的根拠に基づき、かつ代替策がない場合に限る**

「心理的社会的な影響」「家族との関係性の問題」「やるべきことをやり尽す」「納得できる合理的説明及び対応」

**保護者等には治療に際して一貫性を保てるだけの認識が必須**

保護者が子どもの依頼に応じ医者の判断を無視し早期退院や治療中断するケースも少なくない！

「『恐怖感』と『親心』」「心境の変化の想定」「改善過程の全般理解」「依頼先の限界の把握」「経済面での対策」

**警察や保健所等との連携のためには事前の相談・調整が重要**

保健指定医等が訪問した状態の日常と異なる場面で一時的に健康と思われる言動を取れる場合も！

「回避目的の演技」「一時的落ち着き」「配慮無き指導」「経過を踏まえない診断」「悪化・報復・行動監視のリスク」

**民間の移送業者、宿泊型自立支援施設等を勧められた場合は全国的な視点で比較検討する**

「暴力的・非倫理的組織の存在」「セカンドオピニオン」「行政側の信頼度の確認」「危機管理能力のチェック」

**移送、医療保護、措置入院等制度の活用で全てが解決するわけではない**

具体的場面設定を行い確認！行政との協働は信頼材料の一つ！

「入院時の状態変化」「早期退院の可能性」「第3者による経緯説明」「退院後の生活・自立支援の計画策定」

移送、医療保護、措置入院の場合、保護者以外の第3者である医師等がその必要性、正当性について納得させることが治療及び退院後の家族関係の修復・維持のために必須！

入院中にカウンセリングや治療を通じて感情の調節を可能とするだけでなく、退院後の生活における約束事を行ったり、社会参加・自立に向けた支援を行う際の関係機関とのつなぎ、必要に応じた担当者との顔合わせ等を実施する！

**同じ制度の説明及び運用においても「人」によって結果が異なる！「当事者がいう事を聞かないから…」と責める前に、自らその対応のプロセスを含めた「違い」についてまずは検証してみよう！**

**関係性の分析、回避事項の把握、コミュニケーションパターンの理解等インテーク情報に基づいた事前準備は勿論のこと、理解能力が低いケースでは論点の絞り込みや図示などの工夫も重要！**

**コーディネーターは担当者が背負う心理的負担やリスクを理解し抱え込みが起きないよう、進捗管理、危機管理、声掛けを行い負担軽減の方策を講じることも忘れずに！つながりの中で支えよう！**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集⑫

# 教職員や学校等教育機関との連携の留意点

～外部関係者に求められる教職員の多忙感、負担感、不信感、使命感等への配慮～

## 外部機関側から連携を働きかける際は疲弊する教職員への配慮を欠いてはならない

**～「外部機関との連携に批判的な教職員に対する聴き取り調査」を通じた考察～**

対象：**外部機関との連携に批判的な**県内外の高等学校**教職員**　約150名
方法：個別面談、グループ面談による聴き取り（匿名で所属する学校名等の公表も行わない前提）

### 既存支援機関との連携経験に起因する不信

スクールカウンセラー等学校配置人材（専門家）との連携の失敗経験・・・
ジョブカフェ等既存施設との連携（インターンシップ等）における失敗経験・・・
外部人材が校内で活動する際の運用上（意見対立や負担増等）の問題・・・

### 委託事業の性質に関する不信

毎年教育現場に課せられる支援事業に対する不満・・・
単年度事業による支援の効果に対する疑念・・・
文科省や教育委員会事業ではない厚労省事業への抵抗感・・・

### 守秘義務や責任体制に対する不安からの抵抗感

生徒の個人情報を外部機関に提供することに対する抵抗感・・・
守秘義務を盾に情報提供を受けられないことに対する不安・・・
NPO法人等民間機関の組織基盤の脆弱性に対する不安・・・　※詳細は配布資料参照

「連携」、「協働」 → 一部の教職員にとっては・・・ → 「逆効果」、「負担増」

**連携の際必要な認識：限界を超え疲弊する教職員が存在すること**

**効果の保障と負担軽減が連携の扉を開く重要な鍵**

77

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

**～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～**

特集⑬

# ひきこもり状態から脱却した子ども・若者の学校復帰の際の留意点

**～「無意識」の意識化によるシェイピング等初回登校の段階から定着に至るまできめ細かな配慮が必要～**

78

## ひきこもり状態から脱却した子ども・若者の学校復帰の際の留意点

**～「無意識」の意識化によるシェイピング等初回登校の段階から定着に至るまできめ細かな配慮が必要～**

### ①「無意識」の意識化によるシェイピング

特に心療内科や精神科に通っていて本人が説明し辛いと思ってるような場合、言い易くて矛盾のこない答えを一緒に考える！

⇒「学校を休んだ理由」「休んでた間の過ごし方」等同級生の問いに対する答え
⇒「校門で友達と会ったら」「すれ違う時の目線」「トイレ」等学内での行動の仕方
⇒「朝礼が始まるまで」「休み時間」「昼休み」「放課後」等の会話や過ごし方

### ②モデリングによる認知の修正と動機づけ

予め教職員や学校所属の支援員と接触して教室での話題の傾向や復帰時期の校内イベント等の情報を聞いておくとベスト！

⇒支援者自らの言動やカウンセリング、支援活動を通じたモデリング
⇒マッチングした児童生徒、先輩等との関係性を活用したモデリング
⇒将来の目標となる人物や「アニメキャラ」「俳優」等によるモデリング

### ③心身の健康を維持するための学外での対策

学校での流動的な場面でも自ら考え、行動選択をできるように支援活動を通じて適切な「生き方モデル」を示そう！

⇒家庭や学校以外の「相談窓口」「居場所」の確保による相対的位置づけの調整
⇒学習や部活動、塾やバイト等ライフスタイルの見直しと本格復帰に向けた段階的調整
⇒蓄積するストレスを解消するための手立て（睡眠、食事、運動、遊び等）の確保

### ④段階的移行による安定化・定着の援助

真面目な児童生徒は復帰初期段階で頑張り過ぎてダウンしてしまう場合も！その際は学外での対策、特にストレス対策が必須！

⇒逃げ場（座り位置、保健室、相談室等）や対処法（味方づくり）等の確保
⇒好きな教科や先生の授業、学校行事、クラス替え等に合わせたきっかけづくり
⇒挨拶から相談室、短時間授業から通常授業へ、心理的状態に配慮した段階的移行

**復帰初期段階はストレスコントロールを行うため教職員の協力が重要！課題の量的な調整や授業での発表等の対策（学習の遅れを考慮）が打てれば効果的だよ！**

79

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

**～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～**

特集 ⑭

# 引きこもり状態から脱却した若者等の就職や職場復帰の際の留意点

**～職場の人間関係を始めとするストレス要因に対する事前のケアの重要性～**

80

## 就労支援を行う上で考慮すべきストレス要因
## ～就労意欲を失った当事者が再び意欲を取り戻すために必要な配慮～

**個人的要因**

年齢、性別
結婚生活の状況
雇用保証期間
職種（肩書）
性格（タイプA）
自己評価（自尊心）

**NIOSHの職業性ストレスモデル**
【National Institute for Occupational Safety and Health（米国立労働安全衛生研究所）】

**職場のストレス要因**

職場環境
役割上の葛藤、不明確さ
人間関係、対人責任性
仕事のコントロール
仕事の量的負荷と変動性
仕事の将来性不安
仕事の要求に対する認識
不充分な技術活用
交代制勤務

**急性のストレス反応**

心理的反応
・仕事への不満
・抑うつ
生理的反応
・身体的訴え
行動化
・事故
・薬物使用
・病気欠勤

**疾病**

仕事に基づく心身の障害
医師の診断による問題（障害）

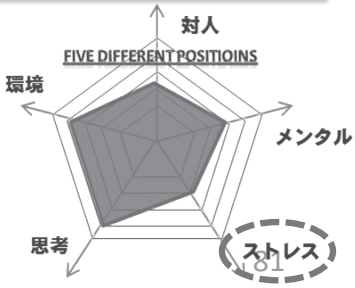


**仕事以外の要因**

家族、家庭からの要求

**緩衝要因**

社会的支援（上司、同僚、家族）

181

## 就労支援を行う上で考慮すべきストレス要因
## ～就労意欲を失った当事者が再び意欲を取り戻すために必要な配慮～

**平成24年　労働者健康状況調査（厚生労働省）**

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容

| | ①仕事の質の問題 | ②仕事の量の問題 | ③仕事への適性の問題 | ④職場の人間関係の問題 | ⑤昇進、昇給の問題 | ⑥配置転換の問題 | ⑦雇用の安定性の問題 | ⑧会社の将来性の問題 | ⑨定年後の仕事、老後の問 | ⑩自己や災害の経験 | ⑪その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 34.9 | 33 | 19.6 | 35.2 | 23.2 | 8.7 | 12.8 | 29.1 | 22.4 | 2.3 | 6 |
| 女性 | 30.9 | 27 | 21 | 48.6 | 13.7 | 8.3 | 18.7 | 15 | 19.6 | 1.9 | 11 |

**仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容（男女別）**

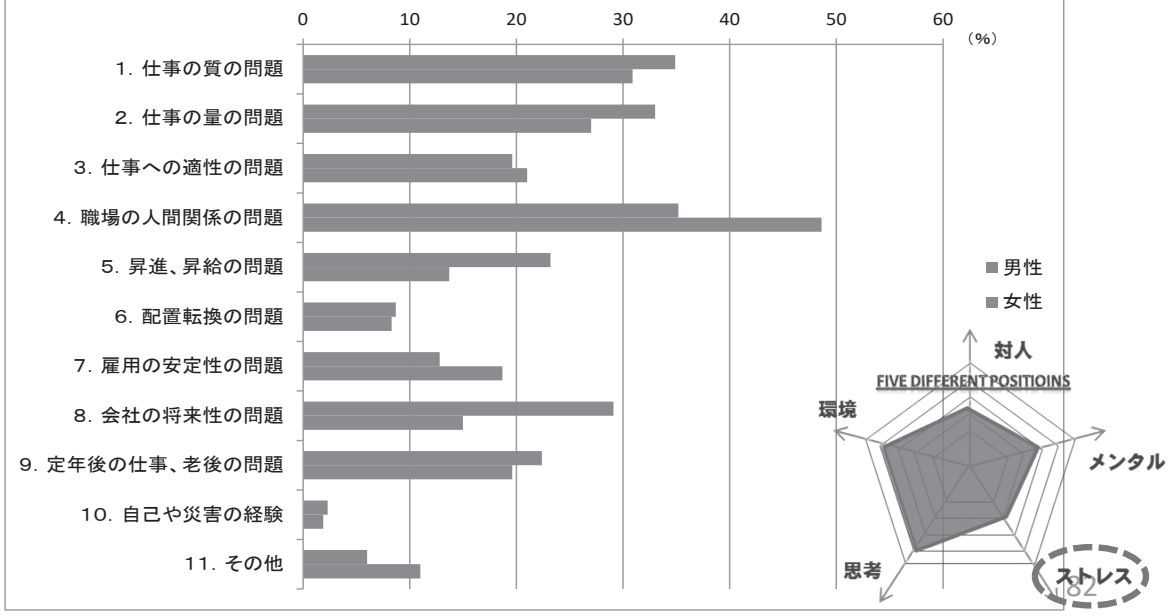


182

## 就労支援を行う上で考慮すべきストレス要因
## ～就労意欲を失った当事者が再び意欲を取り戻すために必要な配慮～

**平成24年　労働者健康状況調査（厚生労働省）**

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容

| | ①仕事の質の問題 | ②仕事の量の問題 | ③仕事への適性の問題 | ④職場の人間関係の問題 | ⑤昇進、昇給の問題 | ⑥配置転換の問題 | ⑦雇用の安定性の問題 | ⑧会社の将来性の問題 | ⑨定年後の仕事、老後の問題 | ⑩自己や災害の経験 | ⑪その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| a.正社員 | 35 | 32.9 | 20.8 | 37.9 | 21.3 | 10.1 | 9.7 | 26.5 | 21.4 | 1.9 | 7.7 |
| b.契約社員 | 26.4 | 25.8 | 21.2 | 40.4 | 18.7 | 2.2 | 44.2 | 12 | 29.4 | 4.2 | 8.5 |
| c.パートタイム労働者 | 28.1 | 20.5 | 13.6 | 64.1 | 6.2 | 5.7 | 20.6 | 10.5 | 13.6 | 1.7 | 11 |
| d.派遣労働者 | 27.1 | 13 | 35.7 | 37.3 | 9.6 | 0 | 60.4 | 3.8 | 15.7 | 1.7 | 7.1 |
| e.臨時・日雇労働者 | 0 | 31.3 | 25.5 | 41.8 | 0.2 | 1 | 34.7 | 37.8 | 34 | 8.4 | 26.7 |

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスの内容(就業形態別)

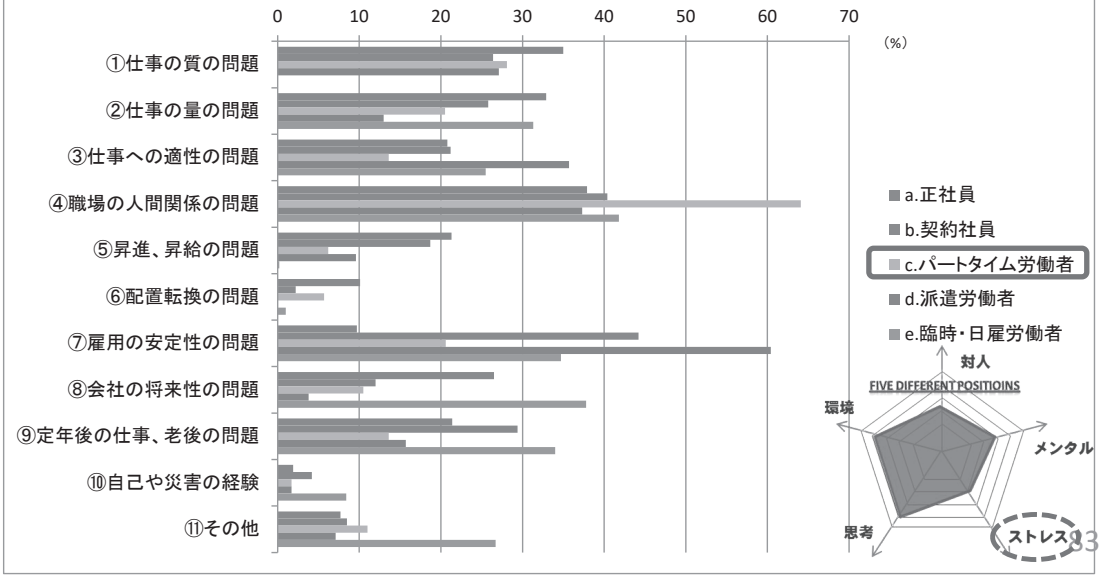


## 職場への不安感が強い若者に対して支援員ができること
### ～ストレス要因に着眼した事前準備を行うことで心に余裕を生み定着可能性を高める～

**各職種における就職の際、事前に準備できることを考察する！**

**事前に学んだりシミュレーションを行うことで不安感を和らげ現場でのアドバンテージを作る！**

**各職種だけでなく各現場で異なる価値観や慣習等「文化」に着眼した助言も効果的！**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# 関係性の再調整を行い援助者としての役割を終える「終結期」

～子ども・若者とその家族が望ましい状態を取り戻すために必要なこと～

85

## 関係性の再調整を行い援助者としての役割を終える「終結期」

～若者とその家族が望ましい状態を取り戻すために必要なこと～

**①自信の回復を伴いつつ本人の「力」を伸ばす**

「本人が出来ることを増やす」「自信の回復・付与」「担当者も含め関与の度合いを段階的に低める」

**②家族関係の修復による環境の安定化**

「距離感の調整」、「コミュニケーションパターンの修正」、「約束事」

**③「移行」「分散」「離脱化」のプロセスを経る「関係性の再調整」**

「依存を生まない」「移行」「分散」「離脱化」

**コーディネーターが持つべき基本的視点**

**①自立後の変化に対する認識の共有**

「社会的自立に向けた認識の共有」「挫折等に対する対応方針」

**②客観性と具体性を持った「振り返り」**

「支援導入のきっかけをつくってくれた保護者・家族等に対する認識」
「本人の努力と克服した課題、成長に関する客観性を持った振り返り」
「保護者・家族の思いや努力に対するねぎらい」

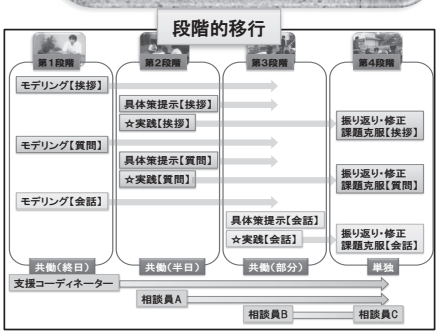


**第3者としての関わりだからできる具体性をもった振り返りによって到達点や変遷の確認をしよう！**

**関係性の再調整を通じて本人と家族や周りの人々との「つながり」を深めることが支援終了時の重要な仕事！**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集⑮

# 困難を抱えた子ども・若者を支えるために求められる家族及び関係者の心構え

～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために初期に必要な3つの視点～

87

## 子どもが不登校やひきこもり状態に至った場合の保護者及び関係者の初期対応の在り方

～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために必要な3つの視点～

**「導入期」**
**～不登校、引きこもりの状態にある子ども・若者を抱える保護者の心理状態の考察～**

⇒現状や将来に対する不安、焦り、絶望感
⇒悩むわが子の力になれない苦しみ、無力感
⇒期待を裏切ったわが子への怒り、恨み、葛藤
⇒学校関係者や社会に対する不信感、拒絶感
⇒学校や世間に対する引け目、うしろめたさ
⇒親としての劣等感、コンプレックス、孤立感

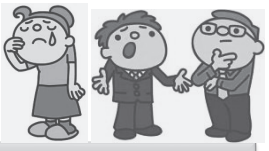

**負担感を軽減し「安心」と「希望」を**

○受容による現状肯定と責任の共有
※誰でもなり得る状態、成長の過程の一時的なもの、責めない、抱え込ませない

○情報提供の方法の工夫による信頼構築
※共感できる成功事例や具体的支援策の提示、報告の方法の工夫（一緒に支援）

○学校関係者との役割分担による保護者負担の軽減
※呼び出しによる疲弊、面談の尋問化の回避、窓口の一本化、役割分担による孤立防止

○保護者のタイプや状態に応じた支援方針の策定
※守秘義務の範囲、対応方針の共有、正論や価値観を押し付けない

88

子どもが不登校やひきこもり状態に至った場合の保護者及び関係者の初期対応の在り方

～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために必要な3つの視点～

## ①節度ある「受容」

### 誠意を持って「受け止める」

- 不適応要因の「追及」ではなくあくまでも「配慮」
- ペースチェンジ、必要に応じた方針転換

一番大切な親だからこそ話せないこともある

### 極端な行動を避ける

- 心の居場所を確保しつつ関わる
- 急激な変化がもたらす「負」の影響を知る

気持ちの整理、心の回復のための時間の確保

苦手意識やトラウマを強めることだけは避ける！

### 適切な時期に適切な方法で動き出す意識

- 「美談」や「根性論」に騙されない
- 「受容万能論」の限界を知る

何故、社会で引きこもりの高齢化問題が深刻化しているかを考える！

89

子どもが不登校やひきこもり状態に至った場合の保護者及び関係者の初期対応の在り方

～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために必要な3つの視点～

## ②「積極的」な「待ち」の姿勢

### 環境の中で解決できる問題と向き合う

- 必要のない「ストレス要因」は減らす
- 「安全」「安心」の確保

回復力を高めるには余計なストレスは最小限に！

いじめ被害等を経験している場合は特に留意！

### 保護者や家族だけで抱え込まない

- 「木」の上に「立」って「見」る「親」の役割
- バランスを保つための手段を持つ

親のネガティブな反応で2次的なダメージを受けることもあるので留意！

保護者がストレスを抱え込み過ぎない！

### 本人が動き出す時のための「事前準備」

- 相談支援機関の情報収集と活用のための準備
- 社会的自立に至るまでの多様な進路情報の獲得

第3者の意見や口コミ情報を含めて検討！

通信制や専門・専修学校を含め進路は多様！

義務教育段階であっても大学、就職等長期的な視点を持って組み直す！

90

子どもが不登校やひきこもり状態に至った場合の保護者及び関係者の初期対応の在り方

～子ども・若者に「安心」と「希望」を！「つながり」の中で支えるために必要な3つの視点～

## ③「つながる」・「つなげる」力

相手に常識を振りかざし「すべて」の役割や「完璧」な対応を求め始めると関係性を崩し、不信を生み、孤立するリスク大！

### 関係者との信頼関係を構築する

→ 一方的な批判、生産性のない対立構図には陥らない
互いに限界を認め合いつつ補い合う方策を探す

### 信頼できる専門家（支援策を含む）と「つながる」

→ 第3者としての視点、伴走者の必要性
具体的な対応方針と展望の共有

親子の絆、一番大切で身近な存在だからこそ逆に見えないものもある！

専門家の責任ある言動を引き出し共有することも時には必要！

### 必要に応じて他者に「つなげる」

→ 「個人的なつながり」の意識（「関係性」の重視）
コーディネーターとしての役割の重要性

つなぐ際は、本人の抵抗感、拒絶感への配慮が重要！

目先の安心ではなく将来につながる安心を！

91

アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集⑯

# 経済困窮を機に表出した家族問題全体への介入に向けた連続的アプローチ

～生活困窮者の相談から元家族全体の支援につなげた実例を通じたケースワークの在り方検討～

92

## 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討①
### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える（まとめ）

**（１）初回面談時の状況における留意点**

過度のストレスにさらされている場合や自己肯定感が低い状態にあると
相手の言動に対して過敏になったり過剰に反応してしまうことも少なくない

クレーマーのように敢えて無理難題を押し付け揚げ足等を取ることを目的としている場合も！

↓

まずは誠実かつ丁寧に→《場所》《目線》《相槌》《拾い方》

冷静に、毅然とした対応→《緊急の際の対策》を事前に知る！

警戒感が強く感情的になっている段階では非常識な点を指摘してもエスカレートする可能性大

帳票類への極端な反応がある場合は「相談」への不信や明かせない事情等があることに留意

↓

まずは「何ができるか」を検討するための最小限の情報を共有！

**（２）初回面談時に語られたことを深めるに当たっての留意点**

本ケースの場合、申請が可能かどうかの最低限の判断は「収入」（雇用保険加入）の有無だけでも可能
**判断のための情報は最低限必要なものに絞り込む！**

分からないからと言って無理強いしたり、判断がつかない段階で煩雑な書類を書かせてしまうことのリスク
**手続上止むを得ないことは理由を説明した上で代替案を！**

行政職員が関係性の構築を優先する余り裏ワザ的な情報提供をした際に録音され脅されたケースも
**簡単に記録を残せる時代！ここだけの話は通用しない！**

調べる、つなげる！「助かった」という思いは関係性を作る際も有効で次の行動の余力を生むことにつながる！
**ファーストステップは「負担を減らす」方向で対応する！**

紹介した関係機関で必ず受け入れてもらえるとも支援が成功するとも限らないことを前提にする
**選択肢を示し相談者に最終的に判断させること！**

93

## 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討①
### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える（まとめ）

**（３）他の相談窓口への誘導後に再度来所した際の留意点**

対人トラブル等で自己肯定感が低く周りから孤立しているケースは孤独を感じている可能性は十分にある
**まずはその後の状況を確認、察することから始める！**

「担当者からは具体的にどんなアドバイスをされましたか？」、「その発言に対してどう思われましたか？」等
**第3者とのやり取りを聞くことで把握できるものもある！**

**（４）帳票類作成の段階で明らかになったことを踏まえた留意点**

ネガティブな話題の人物であっても語られるほど影響が強いという点で将来の転機を生む味方になることも！
**「昨日の敵は今日の友」！話題の拾い方で強い武器に！**

『3人の元妻』、「同級生」、『母親』、『親方』、「弁護士」等話題に登場した人物からキーパーソンを創り出す！
**関係を崩した「きっかけ、経緯」と「現在」の変化に着眼！**

離婚訴訟に至るケースでは当事者の対立関係が修復できないレベルにまで達していることも多い
**情報の伝達に関しては関係性に配慮した上で約束する！**

対立構図にある人物に抵抗感を持っているケースではピアやOBを挟んで段階を踏むことが奏功する場合も！
**単に正論をぶつけるだけでは抵抗感を強めるリスク大！**

**（５）元妻に対してアプローチした際の留意点**

元夫の言動や離婚訴訟の結果からも元妻が扶養義務等を果たすことにならない可能性が高い

養育費の支払い請求等の経緯からも元夫側を経済的に支えることができない可能性が高い！

↓

扶養義務者との接触は背景、経緯を踏まえた配慮の下で行う！

子どもの事に対して自責が多く時折涙を浮かべることからも精神的に安定しているとは言えない

↓

真摯な姿勢等を認めつつ「プラスの存在」としてのスタンスを示す！

自発的な解決行動の範囲に限界があることを理解し負担を減らす！

94

## 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討①

～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

生活困窮に陥った40代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える（まとめ）

（6）子どもへのアプローチを行った際の留意点

ギャンブル依存は重篤化すると脳機能も影響を受け「鬱」など精神症状を伴うケースも少なくない

ネット依存に関しても同じく本人の独力では改善できない精神疾患を伴うことも！

外形的なイメージではなく「依存」のメカニズムについて理解する！

「甘え」「怠け」と拙速に判断する前に背景要因も含めた見立てを！

治療や代替物の提示、実生活上の問題改善などモデル事例を知る！

臨床家が判断の拠り所の一つとしていた『DSM-5精神疾患の分類と診断の手引き』では自閉症スペクトラム障害として新たな判断基準が示されている！不適応要因を安易に「発達障害」として疑い支援の方向性を見失う場合もあるので注意！

**何のために受診させるのか診断後の支援プロセスも熟慮！**

佐賀市学校教育課は「パソコンを用いた学習」と「SSFの訪問支援」を組み合わせた「ICT活用支援事業」が展開される先進地！子ども・若者育成支援推進法に基づく「県子ども・若者総合相談センター」、生活困窮者自立支援法に係る「佐賀市生活困窮者自立支援センター」等本ケースに対応できる相談窓口が複数存在する！「つなぐ」ためにはまず支援者が「つながる」！

**「抱え込まず」「抱え込ませず」適切な支援機関に誘導する！**

本ケースのように背景要因として家庭内の問題が強く影響している場合や保護者対応の際に配慮が必要な場合は、関係機関に誘導する際は当事者に承諾を得られる範囲でもいいので情報提供を行い円滑な引継を実施する！

**導入段階の情報提供によって効率的かつ効果的に！**

特に思春期の子どもの場合、うまく行っていた頃の指導者や友人などに対して協力を依頼するのはその後の影響を加味した上で慎重に！安易に頼ると関係を崩すだけでなく本人が望まない姿を見られることで自己肯定感がさらに低くなり状態悪化する危険大！

**過去を知る人に頼る場合はその後の影響も熟慮した上で！**

男女関係は世代や文化、個々人の状況によっても様々な考え方がある上、実生活上の困難からの現実逃避や依存関係が成立している場合は安易な介入は事件に発展するリスクも！違法犯罪行為に対する対策や逆に安全な枠組での肯定的な意見を除き断る！

**ニーズは日常会話や生活状況の中からも拾うことができる！**

役割分担を行い対応を行う方向は間違いではない。しかし情報共有がうまく行われない場合は家族間の相互関係の中で生じる問題や一連の流れ、連続的な出来事の中で起きる問題などに対してアセスメントの精度が下がり間違った支援方針につながる事も！

**他機関と役割分担を行う際は情報共有の方法を確認する！**

男女関係は世代や文化、個々人の状況によっても様々な考え方がある上、実生活上の困難からの現実逃避や依存関係が成立している場合は安易な介入は事件に発展するリスクも！違法犯罪行為に対する対策や逆に安全な枠組での肯定的な意見を除き断る！

**主訴であっても代替案を提示するなどして断ることも重要！**

95

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集⑪

# 違法犯罪行為を起こし釈放され若年ホームレスになった青年に対する緊急対応

～若年ホームレスになった実例を通じて初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える～

96

## 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討②
### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

過度のストレスにさらされている場合や自己肯定感が低い状態にあると
相手の言動に対して過敏になったり過剰に反応してしまうことも少なくない

「声詰まらせる」「睨み付ける」+「暴行事件」⇒極端な心理状態にある可能性もあるので留意！

**まずは誠実かつ丁寧に→《場所》《目線》《相槌》《拾い方》**

**冷静に、毅然とした対応→《緊急の際の対策》を事前に知る！**

国選弁護人「暴行事件で釈放された男性」+本人「親に捨てられて…」⇒窮状は明らか！

犯罪歴等はまだ関係性ができていない初期段階では話せない場合もあるので無理しない！

弁護士からどんな紹介を受けたか確認することで目的や留意点等を探ることもできる！

**まずは「何ができるか」を検討するための最小限の情報を共有！**

犯罪行為を犯して釈放された際に迎えてくれる人も、住む場所も、収入を得る方法もない場合の心中は・・・
**質問する際は焦燥感、孤独感、絶望感等を察する！**

来所経緯、年齢等から申請可否の判断の最大のポイントは扶養義務者への確認になるため念頭に置いた対応を！
**聞けることが限られている場合は優先順位を意識する！**

住む場所はどう確保するのか？その日の食べ物は？衣服は？病気したらどうなるのか？生活保護制度、住宅給付金、一時生活支援事業、生活福祉資金、フードバンク、NPO抱樸、寮付の就職先、佐賀市生活自立支援センター、スーツプロジェクト・・・
**具体的かつ現実的な方策を示しつつ「安心」と「希望」を！**

書かないと分からないからと無理強いしたり、可否の判断がつかない段階で煩雑な書類を書かせるリスク
**緊急性を重視し住居や食料の確保に必要な確認作業を！**

世代的に親よりも仲間関係を優先する可能性が高い！特に非行系のつながりはその傾向が強い！
**先の展開を考慮すると仲間との関係性の分析は必要！**

言葉の拾い方や問い方次第で相手の受け取り方が変わる！「困った時に助けてくれる仲間ってホント有り難いですね」、「お母さんも今は距離を置かなきゃいけない何らかの事情があるのかも」、「被害届を取り下げたのはきっと理由があるはず」・・・
**単に流れで話を聞くだけでは効果的な移行ができない！**

97

## 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討②
### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

帳票類の必要性を感じていない、内容や記入方法が理解できていない、親の反応に対する苛立ち、支援員の言動に対する不信、依存症の場合は煙草や酒、薬が切れている等々…要因は様々考えられるため配慮・対応できる範囲以上には振り回されない！
**作業量を減らす、代筆する、席を外すなどの具体策を！**

見捨てられた絶望感等の上に、電話すら取ってもらえない現実で本人のストレスレベルはMAXにあることに留意！まず前提として前段階で具体的な対策を示せていたかどうかで対応できる幅が変わる！母親のその後の言動による影響も一定の想定を！
**母親に聴取する、伝える内容と目的の事前承認を！**

母親から電話が遅れる場合や万が一電話がかかってこない場合も想定しつつ、それでもAの生活はいろんな制度が守れることを示すことがトラブルやいわゆる地雷回避につながる！また、作業を通じて段階的に関係性を構築していくプロセスとしても重要！
**交渉がうまく行かないことも想定し代替案を準備！**

家庭内暴力にさらされていただけでなく、警察に拘留されるレベルにあったことを前提に言葉を選ぶ！被害届を取り下げる代わりに家に近づかない約束をさせていることからも母親としての息子への恐怖心と母心が混在する複雑な心境にあることにも留意！
**恐怖心と息子への思いが混在する複雑な心境に配慮！**

前提として暴力に対する否定と大変な思いをした母親への思いを拾った上で「これまでDVについて相談されましたか？」⇒支援員の見立てを知ることで第3者の見立てとそれに対する母親の反応が知れる、「専門家の助言よりもA君の立ち直りを信じられたわけですね」⇒母親としての愛情の深さに対する確認、「何故被害届を取り下げられたんですか？」⇒母親としての愛情や思い等を知り判断の背景にあったであろうAとの良い状態の時の関係性、将来に対する期待を想起させる等副次的目的があると効果的
**初期段階の質問は目的意識を持ってより効果的に！**

「殺されても良いと思っているのか！」などのネガティブな発言に対しては、「A君からの相談でかけさせてもらったが、私共の目的はA君、お母さんも双方が納得できる道を一緒に探すこと」ならば「お母さんの安全を守ることは当然」といった具体的な表現で目的を確認しておくこと重要。前提が確認されていればその後のいわゆる地雷を踏んだ時もこれを判断基準に「一番最初に申し上げましたように…」と立ち返ることでネガティブな発言や揚げ足取りに対して一定の回避効果が期待できる！
**揚げ足取りを回避するために前提となる考え方を共有！**

当事者が同席する際の電話でのやり取りには事前に目的を確認をしていたとしても対立構図に巻き込まれるリスクがあるので場を分けるか、言葉の拾い方や意見が相手寄りになっていないか等の留意が必要！例えば母親に対して暴力否定の立場を表明する際も「A君も同じ思いだと思いますが～」、「この間、第3者として見てもA君が心から悔いていることが伝わった」等A君に対する配慮
**仲裁の際は関係性を注視し対立構図に巻き込まれない！**

98

## 事例 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討②
### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

家出少年であっても最初は友人関係を頼る場合も少なくないが最初は良くても日常化、長期化すると生活に影響が出て関係性を崩す場合が多い！止めることはできないが友人との関係性が崩れた場合のことを考えて対策を打っておく！また、本ケースは携帯電話等が途中で止まることも想定されるため可能であれば友人の連絡先も聞いておくかテレホンカード等の手段と一緒に相談窓口の番号を渡しておくなどできればベター。

**一時しのぎにならないよう環境の改善の可能性を探る！**

ネガティブな話題の人物であっても語られるほど影響が強いという点で将来の転機を生む味方になることも！本ケースでは母親は同じく暴力被害にあった彼氏との関係性上、Aを支援したいと言えなかったため、絶縁状態にあるが弟が唯一の希望。伝え方としては「申し訳なさそうに話されていた」「弟さんのことをすごく信頼されている様子だった」と頼まれる相手側の心情を察した語りかけができるよう、母親からとの連絡の中で該当する言葉等を拾っておくことが重要。

**「昨日の敵は今日の友」！話題の拾い方で強い武器に！**

A君の虐待等を経験した成育歴からも再び暴力等を発生させないためには、カウンセリングのみでは不十分であり、本質的な改善には経験を伴いながら着実に変化を生んでいく認知行動療法的アプローチも重要と考えられる。

**生育歴に問題があるケースは窓口のみで終わらせない！**

借金問題があるとの情報から債務整理等の具体的な支援手段が想定されるため、母親の直接支援の可能性が出てくる。こういった具体的な接点、ニーズを基に環境の問題の改善のためのアプローチを行うケースも少なくない。

**接点、ニーズを絞り込んだ環境改善のためのアウトリーチ！**

調べる、つなげる！「助かった」という思いは関係性を作る際も有効で次の行動の余力を生むことにつながる！

**ファーストステップは「負担を減らす」方向で対応する！**

## 事例 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討②
### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**若年ホームレスになった20代男性の初回相談から家族へのアプローチ、社会的自立までのケースワークを考える**

危機対応は「万が一のことが起こった際にどうするのか」、この観点から対策を講じる必要がある。本ケースでは、Aの身の安全の確保が最優先事項。警察に対する相談⇒治療と証拠保全のための医療機関受診⇒代理人を挟んだ加害者側に対する働きかけ⇒和解。警察、医療機関、他の市役所職員との連携によって加害者側からの謝罪と最終的な安全が確保された。また、ピンハネ等の問題に関しても先方の会社から慰謝料と共に差額分が振り込まれ和解が成立。

**危機管理は「万が一が起こった」ことを前提とした対策！**

このようなトラブルやネガティブな発言が続くと支援員側も落ち込んでしまいがちだが「ピンチはチャンス！」。人生の振り返りが始まっており、A自身がこれまでのトラブルを総括する気持ちになっているので、そこから次の変化を生むための展開が可能になる場合も少なくない。本件の場合もキレやすい性格への自省と職場での人間関係トラブルを回避したいとの気持ちが出てきているので、これを変化の種として拾い支援へと誘導する！

**危機的状況に陥った際は本音が出易く変化のチャンス！**

ハローワークを通さない就職の場合は雇用保険や社会保険に未加入の場合もあるので注意が必要。下請けの下請けといった裾野が広がる業種ではこういった事態が起こる場合があるので留意したい。事前の確認を行った際はAも必要性を感じておらず、紹介してくれた友人に対する恩もあり当初は重要視していなかった。落ち着いて目標の設定の段階に至ることが前提となるが、今回の経験での危機意識があるうちに制度について説明しておくと本人の中にも入りやすい。

**中小企業では保険等に未加入の場合もあるので留意！**

「そこまで思うくらいに辛い思いをしてきたんだね」、「これだけ厳しい状況の中で自分のことを真摯に振り返ることができるなんて～」、「これまで数百件の相談を受けてきたけど自分でそこまで気づきを持っている人はなかなかない」等々うまく思いを汲んだ受け止めを行い、「今の気づきと強い思いがあれば～」といった具体策の検討に移ることも拾い方、まとめ方で可能！

**困り感等の共有ができれば支援策への誘導が容易に！**

100

## アウトリーチによる家庭等所属する環境へのアプローチは集団による逸脱行動にも有効

～従来型のグループの解散等の分断ではなく「つながり」の中で支援することによって集団の性質を変える！～

グループワーク資料：反社会的行動を繰り返す「個」及び「集団」へのアプローチ手法を考える！

【行動】喫煙、万引き、窃チャ、深夜徘徊、暴力行為、恐喝、無免許運転、家庭内暴力・・・
【状況】警察、児童相談所等公的機関の介入、審判、保護観察、鑑別所・・・
【背景】ひとり親、貧困、虐待、保護者のアルコール中毒、精神疾患、暴力団関係者等

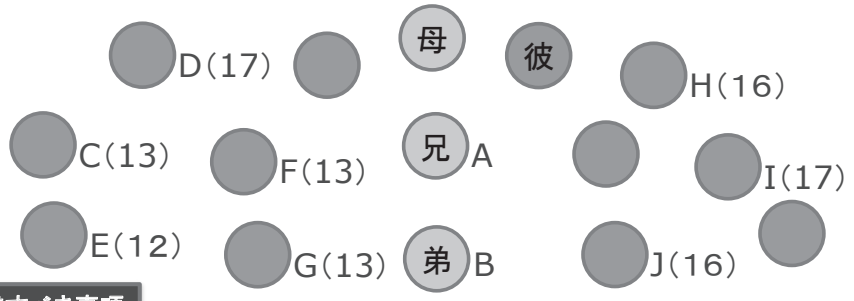


**指導の際、考慮すべき事項**

- 反抗期にあり束縛されることが嫌い
- 大人への反抗や反社会的行為がステータス
- 家庭での愛情不足から仲間への依頼心・依存心が極端に強い
- 自意識が過剰
- 精神的に不安定

**力動関係を含めた関係性、集団の性質の見極めと対策**

**家庭環境等影響要因の分析とこれに応じた支援・指導**

**経験の積み直しと行動変容（認知行動療法）**

**「つながり」の意識と「仲間を守る」意識への働きかけ**

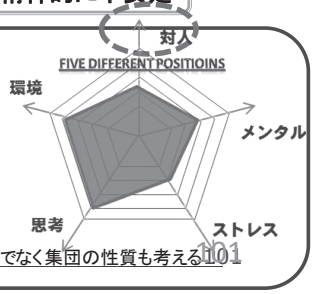


の問題だけでなく集団の性質も考える

101

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**特集 ⑱**

# 離婚、失業、精神疾患、自殺未遂、交通事故
# 6人の子どもを育てるひとり親家庭の生活保護からの脱却

～保護申請に係る相談の段階から始まる自立支援のための関係性構築とインテーク段階の留意点の考察～

102

## 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討③

～離婚、失業、精神疾患、自殺未遂、交通事故・・・6人の子どもを育てるひとり親家庭の生活保護からの脱却～

保護申請に係る相談の段階から始まる自立支援のための関係性構築とインテーク段階の留意点の考察

### ①服装や態度などの指摘から入らない《寄り添う！》

⇒被害的体験をしている者に関しては苦手意識やトラウマを強める可能性
⇒ネガティブワードから始まる人間関係は悪循環を生み修復が難しい
⇒関係性を構築できていない状態では背景要因（阻害要因）の把握も困難
⇒「給付型」の支援事業ではない本事業では支援からの離脱を生むリスク大

### ②質問項目は優先順位に留意する《察する！》

⇒主訴や最も強い困り感、あるいはその背景にある事柄から導入
⇒支援計画を立てるに当たって限界設定を行うためには病状の把握は不可欠
⇒疑わしい事柄があっても関係性が構築されるまでは正しいことを前提に
⇒帳票類に関しては記入する内容、方法に配慮が必要（特に本人記入欄）

### ③改善、解決行動を取れるとは限らない《引き出す！》

⇒関係性の構築と行動を取るための余力を生むために「負担を減らす！」
⇒相談意欲を高めるために実行可能、実現可能な具体策を提示する
⇒不十分なものであっても「母親」としての「思い」を拾う（動機の補充、種まき）
⇒随行者、医師、家族等との関係性を見極め連携の可能性を探る

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集⑲

# 深刻な家庭内暴力を伴う引きこもりケースへの危機介入アプローチ

～ひとり親、経済的困窮、引きこもり、家庭内暴力、不治の病、多重に困難を抱える生活困窮家庭の実例を通じて～

104

## 事例 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討③
### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**ひとり親、経済的困窮、引きこもり、家庭内暴力、不治の病…多重に困難を抱える生活困窮家庭へのアプローチ**

関係性が構築できておらず真偽が分からない段階では、クレームに対して安易に否定や説明から入るのではなく、家庭内暴力等の厳しい現実に対する思いを共有し、まず当事者が「何も…」と思わざるを得なかった状況や経緯を共有することから関係性を構築する必要がある。

**「否定」から入らずまずは誠実な対応から関係性を築く！**

一連の状況や「何もしてくれなかった」といった発言からAさんが既に「All or Nothing」、二分割思考に陥っている可能性がある。確認のためのクローズド・クエスチョン（はい、いいえの択一で応えられるような質問）では状況の確認が難しく、場合によっては防衛や攻撃を生むリスクも！

**問いは気持ちが解放できるオープン・クエスチョンから！**

家庭内暴力や経済面での何らかの対策を早急に講じる方針を共有した上で、反応に合わせ、当該職員に確認するか、「重複してしまい申し訳ありませんが、とても大事なことなので、どういった状態にあるのかお聞かせ頂けますか？」などAさんの心情を察しつつ丁寧に導入を！

**ニーズに即した方針の共有とこれに沿った質問が重要！**

対応を行わなければ「家庭内暴力による事件・事故の発生」、「自殺のリスク」、「心身、健康状態の悪化」、「引きこもりの長期化」、「クレーム化」等のリスクが想定される！Aさんの進行性の不治の病を考慮すると時間が限られており、関係機関との連携による早期対応が必須！

**危機介入には関係機関との連携の下での「アウトリーチ」が必須！**

「生活保護に対する抵抗感」、「雇用保険」、「不治の病」というキーワードから基本手当の受給期間が適切かどうか調べてみる。雇用保険は「障害者等の就職困難者」で「45歳以上65歳未満」に関しては受給期間が一般の離職者と比べ格段に長く「360日」まで。代替策を準備！

**「生活保護」以外の選択肢も徹底的に洗い出す！**

「長期化した引きこもり期間」、「家庭内暴力」、「精神疾患の可能性」、「就職の際の失敗」等を考えると単なる求人情報のみを届けるのではその先の展開が滞る可能性が高い。経済的困窮を考慮すれば、雇用保険を受給できない求職者向けの給付付きの職業訓練も検討する！

**給付金の貸付がある「求職者支援制度」等も検討！**

## 事例 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討③
### ～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

**ひとり親、経済的困窮、引きこもり、家庭内暴力、不治の病…多重に困難を抱える生活困窮家庭へのアプローチ**


「自殺」や「事故死」など身近に死を感じる機会を得ている状況で家庭内暴力や逸脱行動が継続しているケースでは、治療等の関わりが適切に行われないと行動が極端な方向にエスカレートする可能性がある！暴力等が発生するきっかけ等のメカニズムの確認は必須！

**暴力発生のきっかけや傾向等の理解は関わる上で必須！**

「物分りの良い」、「従順な子どもだったのに」、「素直で良い子」といった表現が出る子どもで暴力が発生している場合、子どもが親に対して支配的イメージを抱いていることも！進路決定等ターニングポイントで自己決定が適切に行われていたのか、関係性を見極める上でのポイント。

**関係性を見極め家族間の対立構図に巻き込まれない！**

警察等関係機関の介入後に暴力がエスカレートし執拗にAさんが行動を監視されていることから、関係機関との連携の際は、同じ轍は踏まず、危機介入後の影響も想定した上で綿密に行う！当該ケースではAさんの保護、医療保護・措置入院の可能性も視野に入れる必要がある！

**働きかけの際はその後の影響も想定した上で対策を打つ！**

家庭内暴力介入を失敗した場合には「陰湿化」「深刻化」する傾向にあるため、連絡を取り続けられる方法（メール：使わなければならない場合は隠語、電話：固定ではなく携帯電話優先、相談施設名での登録は避ける、タイミング：病院等合理的理由に合わせる等）を確保する！

**継続的かつ安全に連絡を取る方法を確立する！**

暴力にさらされて長年の月日が経過しており、現在も命の危険を感じていることからも当事者の追い詰められた心理状態を理解した上で対応する。All or Nothing の思考に陥っていた経緯からもより具体的な方針が示されなければ面談も継続できずリスクが高まる！

**具体的見通しと使える手段、希望的事例共有が有効！**

深刻な家庭内暴力などへのアプローチは事前の対策が重要になる！当該ケースのようにイレギュラーなことが起こった際も第一に当事者の安全を確保しつつ、支援員の安全も徹底的に守る！座り位置及び暴力発生時の退室・誘導についても事前に話し合っておく！

**当事者は勿論のこと、支援員の安全も徹底的に守る！**

106

## 事例 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討③

～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

ひとり親、経済的困窮、引きこもり、家庭内暴力、不治の病…多重に困難を抱える生活困窮家庭へのアプローチ

B君にとっては、訪問支援員を「受け入れなきゃいけない義務はない」上、約束が履行されていないことから事前の告知もない状態で押しかけた状況にある。トラブルの原因はこちら側にあることを認識しつつも暴力等の経緯を踏まえ、真摯に受け止めつつも毅然とした態度で対応！

**本人の主張を遮らず同意できる所を拾いつつ入口を探る！**

過度のストレスにさらされている場合や自己肯定感が低い状態にあると
相手の言動に対して過敏になったり過剰に反応してしまうことも少なくない

「やらなきゃいけないことはわかってる！けどできない！」ギャップ・矛盾を抱えていることを前提

**まずは誠実かつ丁寧に→《場所》《目線》《相槌》《拾い方》**

**冷静に、毅然とした対応→《緊急の際の対策》を事前に知る！**

警戒感が強く感情的になっている段階では非常識な点を指摘してもエスカレートする可能性大

警察等の介入を経ていることから「暴力」についての安易な言及は過剰反応・報復を生むリスク大

**「やるな！」ではなく「やれること」「何が提供できるか」の検討を！**

107

## 事例 批判的、攻撃的、非協力的な保護者及び家族、関係者への対応の検討③

～情報を分析・整理する中で就労に向けた方針とその留意点について考察する～

ひとり親、経済的困窮、引きこもり、家庭内暴力、不治の病…多重に困難を抱える生活困窮家庭へのアプローチ

ネガティブな内容の会話であっても、関係性を築く糸口を見出すためには、ストレングスを見出す必要がある。リフレーミング（「気性が激しい・短気」⇒「情熱的」、「反抗的」⇒「自立心・独立心がある」、「口が悪い」⇒「はっきりしている」、）の技術等も活用しつつ、適切な受け止め方を探ろう！

**ネガティブな場面でもストレングスを見出す視点は忘れない！**

当該ケースでは、家庭内暴力の発生状況、第3者（民生委員）の随行による生活保護の申請、兄弟間の対立、過去の進路決定の際のAさんの過度の介入、約束が履行されずに生じたトラブル状況などを考慮すると、Aさん、Bさんの支援は立場を変えた上での役割分担が必要！

**本人にとって一番受け入れ易い存在としてアプローチする！**

危機介入前の警察等関係機関の介入後に起こった口封じや隠ぺい、暴力の激化、監視等の行動を踏まえると、可能であれば当日のうちに、本人が抱える不安や怒り、認知の歪み、孤立感を一定程度解消する必要があるため、本人の価値観に寄り添いつつ話題を提供する！

**限られた機会を生かすためにも情報・話題等事前準備が重要！**

必要性を感じられなければ二度と受け入れることはない！「興味関心」のみならず「孤独感」、「不安感」、「不満」、「こだわり」、「依存」等事前情報や話の流れの中からニーズを発見・共有し次回訪問に向けて発展させることが重要！但し拒絶された場合の対策も検討！

**ニーズの掘り起こしと次回に向けた話題設定が継続の「鍵」！**

108

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集 ⑳

# 当該分野の活動において連携が求められる生活困窮者関連施策

～「知ること」から始まる協働：国が推進する子どもの貧困対策及び生活困窮者自立支援制度～

109

## 子どもの貧困対策に関する大綱が現場にもたらすもの

～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長して行ける社会の実現に向けた取組推進のための指針～

### 子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

**目的・理念**

- ○ 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- ○ 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

**基本的な方針**

- ○ 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- ○ 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- ○ 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

**子供の貧困に関する指標**

- ○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90．8%（平成25年）
- ○ スクールソーシャルワーカーの配置人数 1，008人（平成25年度）
- ○ ひとり親家庭の親の就業率
  - ・母子家庭の就業率：80．6%（正規39．4% 非正規47．4%）
  - ・父子家庭の就業率：91．3%（正規67．2% 非正規 8．0%）
- ○ 子供の貧困率 16．3%（平成24年）

など、25の指標

**指標の改善に向けた当面の重点施策**

＜教育の支援＞
- ○学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
  - ・きめ細かな学習指導による学力保障
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置充実
- ○教育費負担の軽減
  - ・幼児教育の無償化に向けた段階的取組
  - ・高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
  - ・大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- ○貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- ○学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援

など

＜生活の支援＞
- ○保護者の生活支援
  - ・保護者の自立支援
- ○子供の生活支援
  - ・児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- ○関係機関が連携した支援体制の整備
  - ・生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- ○支援する人員の確保
  - ・社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等

など

＜保護者に対する就労の支援＞
- ○ひとり親家庭の親の就業支援
  - ・就業支援専門員の配置による支援等
- ○生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- ○保護者の学び直しの支援
- ○在宅就業に関する支援の推進

＜経済的支援＞
- ○児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ○ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- ○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- ○養育費の確保に関する支援

など

＜子供の貧困に関する調査研究等＞
- ○子供の貧困の実態把握
- ○子供の貧困に関する新たな指標の開発
- ○子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

＜施策の推進体制等＞
- ○対策会議を中心とする政府一体となった取組
- ○地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- ○官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

*全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現*

以下3枚はhttp://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/pdf/taikou_gaiyou.pdfより引用

110

## 子どもの貧困対策に関する大綱が現場にもたらすもの

**～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長して行ける社会の実現に向けた取組推進のための指針～**

### 子供の貧困対策に関する大綱のポイント①

#### 目的・理念

○ 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
○ 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

#### 基本的な方針

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
2 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
4 子供の貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図る。
6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
9 官公民の連携等によって子供の貧困対策を国民運動として展開する。
10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

#### 子供の貧困に関する指標

○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%（平成25年）　○ 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%（平成25年）
○ 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%（平成25年）
○ 生活保護世帯に属する子供の就職率（中学校卒業後の進路：就職率 2.5% ／ 高等学校等卒業後の進路：就職率 46.1%）（平成25年）
○ 児童養護施設の子供の進学率及び就職率（平成25年）
（中学校卒業後：進学率 96.6%、就職率 2.1% ／ 高等学校等卒業後：進学率 22.6%、就職率 69.8%）
○ ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%（平成23年度）
○ ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率（中学校卒業後：進学率 93.9%、就職率 0.8% ／ 高等学校卒業後：進学率 41.6%、就職率 33.0%）（平成23年度）
○ スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人（平成25年度） ／
スクールカウンセラーの配置率 小学校 37.6%、中学校 82.4% ※その他教育委員会等に1,534箇所配置（平成24年度）
○ 就学援助制度に関する周知状況（平成25年度）
（毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%）
（入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%）
○ 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）（平成25年度実績）
（無利子：予約採用段階 40.0%、在学採用段階 100.0% ／ 有利子：予約採用段階 100.0% 、在学採用段階 100.0%）
○ ひとり親家庭の親の就業率（平成23年度）
（母子家庭の就業率 80.6%（正規 39.4%、非正規 47.4%） ／ 父子家庭の就業率 91.3%（正規 67.2%、非正規 8.0%））
○ 子供の貧困率 16.3%（平成24年）
○ 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%（平成24年）

## 子どもの貧困対策に関する大綱が現場にもたらすもの

**～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長して行ける社会の実現に向けた取組推進のための指針～**

### 子供の貧困対策に関する大綱のポイント②

#### 指標の改善に向けた当面の重点施策

**教育の支援**

○「学校」をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の展開
・学校教育による学力保障 ／ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ／ 地域による学習支援 ／ 高等学校等における就学継続のための支援
○貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の無償化の推進及び幼児教育の質の向上
○就学支援の充実
・義務教育段階の就学支援の充実 ／「高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度」などによる経済的負担の軽減
／ 特別支援教育に関する支援の充実
○大学等進学に対する教育機会の提供
・高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実 ／ 国公私立大学生・専門学校生等に対する経済的支援
○生活困窮世帯等への学習支援
○その他の教育支援
・学生のネットワークの構築 ／ 夜間中学校の設置促進 ／ 子供の食事・栄養状態の確保 ／ 多様な体験活動の機会の提供

**生活の支援**

○保護者の生活支援
・保護者の自立支援 ／ 保育等の確保 ／ 保護者の健康確保 ／ 母子生活支援施設等の活用
○子供の生活支援
・児童養護施設等の退所児童等の支援 ／ 食育の推進に関する支援 ／ ひとり親家庭や生活困窮世帯の子供の居場所づくりに関する支援
○関係機関と連携した包括的な支援体制の整備
○子供の就労支援
・ひとり親家庭の子供や児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援 ／ 親の支援のない子供等への就労支援
／ 定時制高校に通学する子供の就労支援 ／ 高校中退者等への就労支援
○支援する人員の確保
・社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化 ／ 相談職員の資質向上
○その他の生活支援
・妊娠期からの切れ目ない支援等 ／ 住宅支援

112

## 子どもの貧困対策に関する大綱が現場にもたらすもの

**～すべての子どもたちが夢と希望を持って成長して行ける社会の実現に向けた取組推進のための指針～**

### 子供の貧困対策に関する大綱のポイント③

#### 指標の改善に向けた当面の重点施策

**保護者に対する就労の支援**

- ○親の就労支援
- ○親の学び直しの支援
- ○就労機会の確保

**経済的支援**

- ○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し
- ○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究の実施に向けた検討
- ○母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- ○教育扶助の支給方法
- ○生活保護世帯の子供の進学時の支援
- ○養育費の確保に関する支援

**子供の貧困に関する調査研究等**

- ○子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究 ／ 子供の貧困に関する新たな指標開発に向けた調査研究 ／ 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

**施策の推進体制等**

- ○国における推進体制
- ○地域における施策推進への支援
- ○官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- ○施策の実施状況等の検証・評価
- ○大綱の見直し

113

## 平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に係る新たな生活困窮者支援制度

**～包括的な相談支援サービスの提供による第2のセーフティーネットの拡充～**

### 生活保護制度の見直しと新たな生活困窮者対策の全体像

**生活保護制度の見直し及び生活困窮者対策に総合的に取り組むとともに、生活保護基準の見直しを実施。**

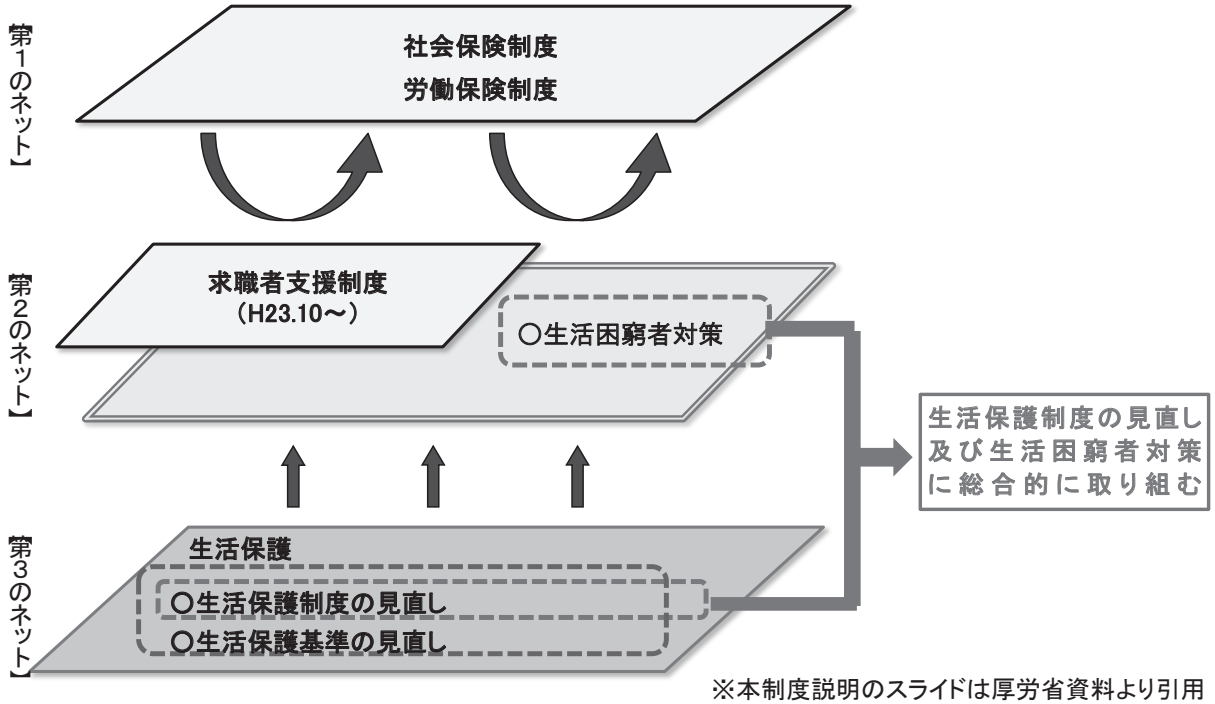


※本制度説明のスライドは厚労省資料より引用

## 支援対象者は既存の取組では対応が困難な複合的課題を抱える生活困窮者

**～生活困窮者自立支援法策定の理念に立ち返った新制度の理解と本事業の位置づけの整理～**

### 生活困窮者自立支援制度の理念

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

**1．制度の意義**

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

**2．制度のめざす目標**

**(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保**

・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

**(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり**

・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。）
・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

**3．新しい生活困窮者支援のかたち**

**(1)包括的な支援**…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
**(2)個別的な支援**…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
**(3)早期的な支援**…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
**(4)継続的な支援**…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
**(5)分権的・創造的な支援**…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

115

## 平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法に係る新たな生活困窮者支援制度

**～個々人の状態に応じた包括的な相談支援サービスの提供～**

### 新たな生活困窮者自立支援制度

**包括的な相談支援**

**◆自立相談支援事業**

〈対個人〉
・訪問支援等（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成

〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

本人の状況に応じた支援（※）

**居住確保支援**
再就職のために居住の確保が必要な者 → **◆住居確保給付金の支給**
・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

**就労支援**
就労に向けた準備が必要な者 → **◆就労準備支援事業**
・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
↓ なお一般就労が困難な者
柔軟な働き方を必要とする者 → **◆認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）**
・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成（社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度）
就労に向けた準備が一定程度整っている者 → **◇生活保護受給者等就労自立促進事業**
・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

**緊急的な支援**
緊急に衣食住の確保が必要な者 → **◆一時生活支援事業**
・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

**家計再建支援**
家計から生活再建を考える者 → **◆家計相談支援事業**
・家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援（貸付のあっせん等を含む）

**子ども支援**
貧困の連鎖の防止 → **◆子どもの学習支援事業**
・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

**その他の支援**
→ **◇関係機関・他制度による支援**
**◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援**

※ 右記は、法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）があることに留意

116

自立相談支援事業

## 支援対象者は既存の取組では対応が困難な複合的課題を抱える生活困窮者

**～生活困窮者自立支援法策定の理念に立ち返った新制度の理解と就労支援の位置づけの整理～**

### 生活困窮者の状態に応じた就労支援

| 対象者の状態 | 支援主体・事業 | 支援内容 |
|---|---|---|
| 1. 自主的な求職活動により就労が見込まれる者 | ハローワークの一般職業紹介 | 一般的な職業相談・職業紹介<br>※公共職業訓練、求職者支援制度も利用。 |
| 2. 就労に向けた準備が一定程度整っているが、個別の支援により就労が見込まれる者 | 生活保護受給者等就労自立促進事業<br>※自立相談支援事業の就労支援員とハローワークの担当者によるチーム支援 | （ハローワーク）<br>担当者制によるキャリア・コンサルティング、職業相談・職業紹介、公的職業訓練による能力開発、個別求人開拓、就労後のフォローアップ　等<br>（自立相談支援事業の就労支援員）<br>対象者の選定、ハローワークへの支援要請等 |
| 3. 2の者と比較すると就労に向けた準備が不足しているが、ある程度時間をかけて個別の支援を行うことで就労が見込まれる者 | 自立相談支援事業の就労支援員 | 就労意欲の喚起を含む福祉面での支援とともに、担当者制によるハローワークへの同行訪問、キャリア・コンサルティング、履歴書の作成指導、面接対策、個別求人開拓、就労後のフォローアップ　等 |
| 4. 生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者 | 就労準備支援事業<br>※自立相談支援事業の就労支援員が、ボランティア、就労体験などの場を提供することもあり得る（就労準備支援事業に比べ簡素・軽微なものを想定） | 就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施 |
| 5. 就労への移行のため柔軟な働き方をする必要がある者 | 就労訓練事業（中間的就労） | 支援付きの就労・訓練の場の提供<br>※自立相談支援事業の就労支援員は、就労訓練事業者の開拓を実施。 |

※　自立相談支援事業の就労支援員は、上記のほか、利用者の状態の定期的・継続的な確認を行う。
　また、就労意欲が希薄等の理由により就労準備支援事業の利用に至らない者に対する就労意欲の喚起、セミナーの開催等必要な就労支援を実施。

117

## 支援対象者は既存の取組では対応が困難な複合的課題を抱える生活困窮者

**～生活困窮者自立支援法策定の理念に立ち返った新制度の理解と就労支援の位置づけの整理～**

### 就労準備支援事業について

#### 事業の概要

○　一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業（就労準備支援事業）を創設。
○　福祉事務所設置自治体の事業（社会福祉法人等へ委託可）。最長で1年の有期の支援を実施。
○　生活習慣形成のための指導・訓練（日常生活自立）、就労の前段階として必要な社会的能力の習得（社会生活自立）、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援（就労自立）の3段階。
　※必ずこの3段階の支援に切り分けて実施されているわけではない。
○　就労準備支援事業所でのセミナーやワークショップと協力事業所における就労体験を組み合わせた「通所型」が一般的であるが、「合宿型」を実施する形態もある。

#### 事業の意義

○　生活困窮者がより安定した職業に就くためには、生活歴や健康状況、家族関係等多くの背景や課題が複合的に絡み合っている中、これらの課題を一つひとつひも解きながら、時間をかけて丁寧に、生活支援と組み合わせた就労支援を展開することが必要。
○　就労準備支援事業は、生活困窮者の多様な状態像に合わせた包括的な就労支援策の一つであり、「生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低いなどの理由で、就労に向けた準備が整っていない者」を対象にするもの。
⇒　そうした者に対する支援は時間をかけて丁寧に実施する必要があることから、独立した事業としたもの。

#### （参考）事業の実施状況（平成27年4月現在）

（1）運営方法

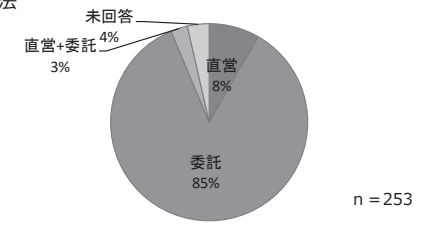


（2）委託先（複数回答）

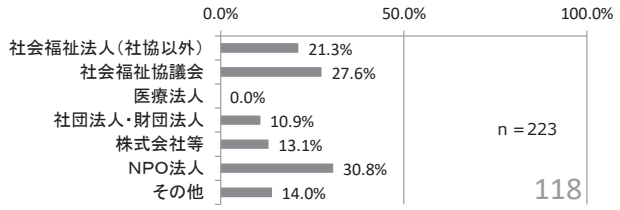


118

自立相談支援事業

## 支援対象者は既存の取組では対応が困難な複合的課題を抱える生活困窮者

～生活困窮者自立支援法策定の理念に立ち返った新制度の理解と就労支援の位置づけの整理～

### 就労準備支援事業の対象者

**1　状態像**

最長で一年の計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、複合的課題を抱え、

○決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**である、

○他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**である、

○**自尊感情や自己有用感を喪失**している

○**就労の意思が希薄**である又は**就労に関する能力が低い**

等、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）等の雇用支援施策によっては直ちに就職が困難な者。

**2　資産・収入要件　※申請日に65歳未満であることに加えて**

収入要件は生活保護基準とほぼ同様以下としつつ、資産要件は一定の資産保有を認めている。

（施行規則第4条第1号）

○申請日の属する月の世帯収入の額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1／12）＋住宅扶助基準に基づく額以下であること

○世帯の保有する預貯金の額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること　※上限額はなし

**◎ただし、２の資産・収入要件は必須ではない**

（施行規則第4条第2号）

○前号に該当する者に準ずる者として都道府県等（都道府県・政令市・中核市）が当該事業による支援が必要と認める者であること

→想定される具体例

地域に利用可能な他の社会資源がないが、ひきこもりやニートなど世帯全体としては1号要件を満たさないケース

サポステ等で本人のみを支援するのではなく、家庭全体として困窮者法の枠組みで支援する方が自立支援に資するケース

## 支援対象者は既存の取組では対応が困難な複合的課題を抱える生活困窮者

～生活困窮者自立支援法策定の理念に立ち返った新制度の理解と就労支援の位置づけの整理～

### 就労訓練事業（いわゆる中間的就労）の推進について

**事業の概要**

○ 社会福祉法人、消費生活協同組合、ＮＰＯ法人、営利企業等の自主事業として実施。対象者の状態等に応じた就労の機会（清掃、リサイクル、農作業等）の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施。

○ 対象者としては、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を想定。

○ 事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組み。

○ 立上げ時の初期経費の助成、税制優遇、優先発注、研修によるノウハウの提供等を総合的に実施。

**支援のイメージ**

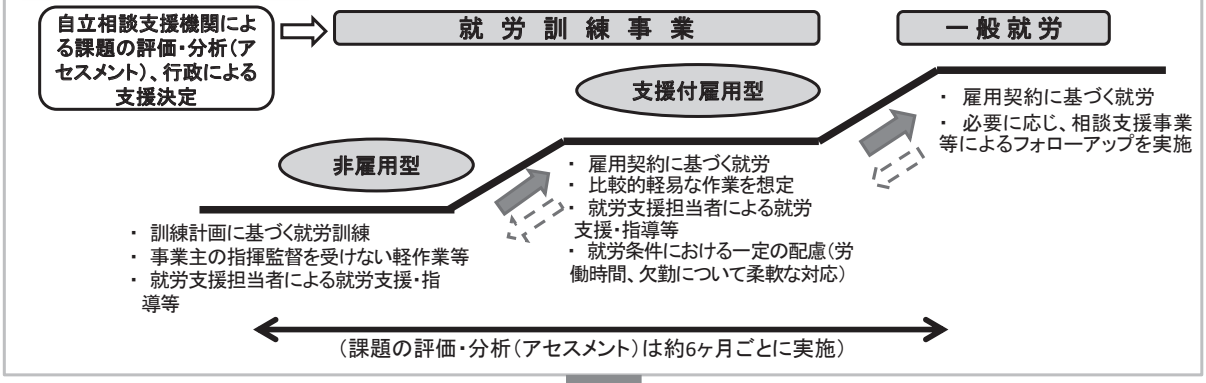


**期待される効果**

○ 個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労や求職活動を行うための動機付け・準備が可能となる。

120

自立相談支援事業

## 支援対象者は既存の取組では対応が困難な複合的課題を抱える生活困窮者

**～生活困窮者自立支援法策定の理念に立ち返った新制度の理解と就労支援の位置づけの整理～**

### 生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドラインの概要

#### 1　趣旨

○　就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）は、一般就労と福祉的就労との間の就労形態として位置づけられ、雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者の一般就労を目的に、民間事業者が自主事業として実施するもの。

○　就労訓練事業における就労形態は、**①雇用契約を締結せず訓練として就労を体験する段階（非雇用型）と②雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（雇用型）の二つ**を想定。

○　本ガイドラインは、認定基準を補足するものとして、生活困窮者自立支援法に基づく認定を受けた就労訓練事業者が遵守すべき事項を定める。なお、認定就労訓練事業において生活保護受給者を受け入れる場合も、本ガイドラインに沿った事業運営を行い、その適切な実施を確保する必要がある。

#### 2　対象者像

○　自立相談支援機関のアセスメントにおいて、**一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断され、福祉事務所設置自治体による支援決定を受けた者が対象。**

（例）いわゆるひきこもりの状態にある若しくはあった者又はニートの者、長期間失業状態が続いている者、未就職の高校中退者等

#### 3　事業の実施体制

①　②に掲げる措置に係る責任者（就労支援担当者）を配置。
②　就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを実施。
　ア　支援に関する計画（就労支援プログラム）を策定すること。
　イ　利用者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
　ウ　自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
　エ　以上に掲げるもののほか、利用者に対する支援について必要な措置を講じること。

## 支援対象者は既存の取組では対応が困難な複合的課題を抱える生活困窮者

**～生活困窮者自立支援法策定の理念に立ち返った新制度の理解と就労支援の位置づけの整理～**

#### 4　就労内容

○　就労訓練事業においては、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態等に応じた作業を割り当てることが適当。

○　また、就労形態についても、毎日の就労を求めないなど、個別の状況に応じたものとすることが必要。

○　就労支援プログラムについては、概ね３～６か月程度の期間を設定し、対象者との面談を経た上で見直し・更新。

#### 5　対象者の就労条件

○　**事業の利用を雇用型として開始するか、非雇用型として開始するかについては、対象者や事業者の意向等を勘案しつつ、アセスメントに基づき自立相談支援機関が判断し、福祉事務所設置自治体による支援決定を経て確定。**

※　非雇用型として就労訓練事業の利用を開始した場合であっても、定期的にアセスメントを行い、能力の上達度合い等に応じて、雇用型に移行。また、就労の状況に応じて就労内容を見直し、自立相談支援事業におけるアセスメントによる確認を経た上で一般就労が可能と認められた場合には、契約等の変更を行うことが必要。

○　雇用型の対象者については、賃金支払い、安全衛生、労働保険の取り扱い等については、他の一般労働者と同様、労働基準関係法令の適用がある。

○　一方、非雇用型の対象者については、労働者性がないと認められる限りにおいて、労働基準関係法令の適用対象外となる。**非雇用型についても、就労開始前に、対象者本人の自発的意思に基づき、関係者間で就労内容や条件等を示した確認書を取り交わすこととし、その中で非雇用である旨の理解と合意を明確化することが必要。**

※　非雇用型については、作業内容、作業場所、作業シフト等の管理について、雇用型及び一般就労者と明確に区分することが必要。

○　また、安全衛生面、災害補償面については、非雇用型の対象者についても、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行うことが必要。

○　さらに、従来、就労の場に就くこと自体が困難であった者が一般就労に就くことも念頭に置きつつ作業を行う点に着目し、工賃、報奨金等の形で一定金額を支払うことは、対象者の就労へのインセンティブを高める上でも重要。

## 支援対象者は既存の取組では対応が困難な複合的課題を抱える生活困窮者

～生活困窮者自立支援法に係る就労支援を行うには当該法の策定の理念に立ち返った新制度の理解が不可欠～

### 就労に向けた支援の充実・強化

◎ 就労準備支援事業の創設、就労訓練事業の場の提供の推進等により、本人のステージに応じたきめ細かな支援策を実施する。

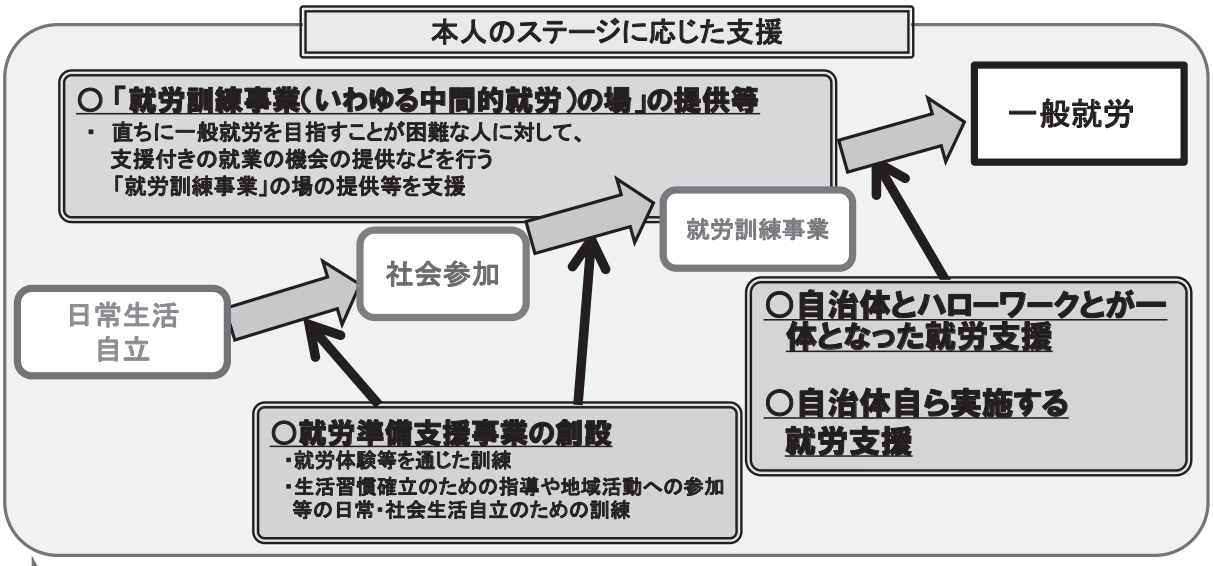


法により、これまで支援が十分されてこなかった層への就労支援が充実する。各種就労支援は、生活困窮者の多くが自尊感情や自己有用感を喪失し、次のステップに向かうことができなくなっている状況にあることを踏まえ、その回復・醸成を図りながら行う。

123

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

特集 ㉑

# ひきこもり支援に携わる者に求められる専門性（まとめ）

～支援の「結果」に対して責任を負えるアウトリーチを実施するために長期引きこもり事例からその在り方を検討する～

124

## 長期ひきこもり事例の生活困窮状態からの脱却（まとめ）

～多忙なケースワーカーでも対応可能な範囲での支援：月１～2回の訪問、週2回の電話相談での対応事例～

子どもの長期にわたる引きこもり生活に端を発した家族単位での社会的孤立と経済的困窮

### ①訪問支援を行う前提でどのような枠組をつくるのか？

支援者側の環境確認

- 県外のため月１～2回しか訪問できない → 導入期：家族との関係性づくり、特に本人<br>安定期：家族全体への働きかけと随行支援等具体的行動
- 電話であれば週2回程度時間が確保できる → 導入期：母親の被害妄想のはけ口になることでストレス軽減<br>安定期：カウンセリングとコミュニケーションパターンの修正

↓

**家族機能の回復と外部とのつながりの確保の必要性**

### ②家庭内でまず出来る支援は何か？

- 1部屋3人が生む強固な悪循環 → 中古テレビと「部屋を分け」によるストレスコントロール<br>ハムスター、家庭菜園の導入による新たな関係性の構築
- 偏った勤労観等と過干渉によるダメージ → 買取店の紹介と債務整理のための外出機会の確保<br>将来的な働き口確保のための情報収集等

↓

**ストレスの軽減によって生じるわずかな余力を活かした支援への誘導**

125

## 長期ひきこもり事例の生活困窮状態からの脱却（まとめ）

～多忙なケースワーカーでも対応可能な範囲での支援：月１～2回の訪問、週2回の電話相談での対応事例～

子どもの長期にわたる引きこもり生活に端を発した家族単位での社会的孤立と経済的困窮

### ③精神科へ誘導するためにどんな対策を講じるべきか？

- 精神科に対する極端な偏見と外部の目 → 頭痛薬や睡眠薬等の話から医療の進化等の話題提供<br>車の誘導によるプライバシーガラスの確認
- 変遷する働けない理由と体の不調部位 → 内科受診⇒眼科受診⇒心療内科受診⇒精神科（段階的以降）<br>医師との関係性づくりの援助（代弁者、役割限定、言葉の変換等）

### ④外出のために必要な配慮とは？

- お見合いの繰り返しで抱えたコンプレックス<br>10年にわたるひきこもり生活で失った自信 → 同行依頼から転じる新しいメガネ購入と携帯電話の確保<br>完全予約制の美容院とユニクロファッション

### ⑤就職に向けた対策はどのように講じるべきか？

- 偏った勤労観・結婚観とコンプレックス → ボランティア⇒有償ボランティア⇒パート⇒契約社員<br>他人のために生きる仲間との出会いによる認知の修正

↓

**考え方の変遷**

- 絶対無理⇒できることもある⇒できないことばかりではない⇒何とかなる、どうにかなる
- 成功して見返す⇒だけどできない⇒自分のために生きる⇒誰かのために生きる⇒社会貢献
- 金持ちじゃないと幸せではない⇒働きだせば今よりも楽になる⇒お金じゃない幸せもある⇒ささやかな幸せ

**ネガティブコミュニケーションからの脱却**

126

## 「最後の手段」としてのアウトリーチには「結果」に責任が負えるだけの準備が必要！

～社会参加・自立までの支援プロセス全般を見通し「つながり」の中で支援する！ネットワーク活用型の自立支援！～

**①若者の行動や状態の背景にある「根本要因」へのアプローチ**

- 「根性論」「偏見」からの脱却
- 多角的な視点を得るための手段を持つ
- アウトリーチ等を用いた「環境」や「要因」への働きかけ

**②「必要経験」を補う**

- 極端な行動を避けた「節度ある受容」
- 個々人の状態に応じた「折衷的」相談支援
- 「歪められた認知の修正」「足りない経験の補充」
- 中間的なトレーニングメニューの提供
- 認知行動療法等の積極的活用

**③実動的なネットワークの構築と運用**

- 「つなぐ力」と「つながる力」
- 「投げ出さない」「抱え込まない」「補い合う」
- 「プライベート」・「担当者」・「相談支援機関」等「多元的なネットワーク」を持つ
- 「自立」まで見届けられる体制づくり

**キャリア・コンサルティングのための「Five different positions」**

「対人」「メンタル」「思考」「ストレス」「環境」

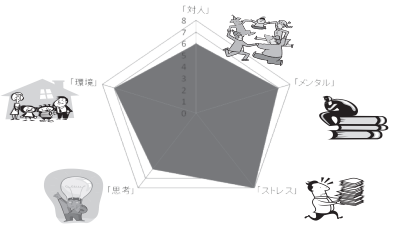


**「外に出す」「人と会わせる」「学校に行かせる」「バイトさせる」等・・・目先の「変化自体が目的化した訪問支援は危険！**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

# 「どんな境遇の子ども・若者も見捨てない！」誰もが希望を抱くことができる地域づくりのためには社会的孤立・排除を生まない支援体制の確立が必須

～足りないもの、必要なものは「協働」で創り出す！S.S.F.が介在するPDCAサイクル～

128

## S.S.F.の始まりはわずか二人の大学生ボランティアから始まっている

**～佐賀県が掲げる県民「協働」の取組はS.S.F.のアウトリーチ活動の組織基盤の強化及び社会問題の解決に向けた発展的取組を促進～**

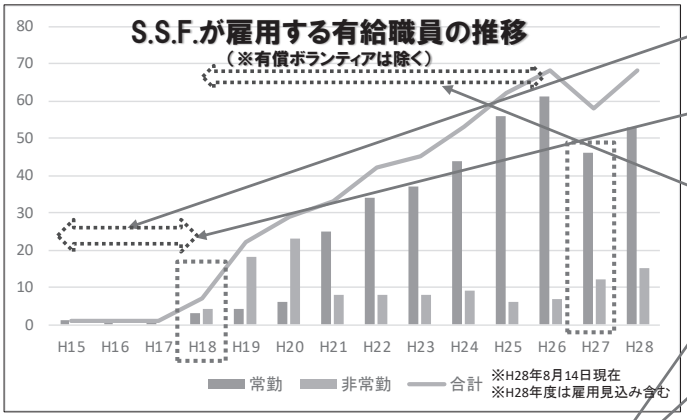


H18年8月まで常勤1名、その他ボランティア約100名体制でアウトリーチ関連実績を積む

地域若者サポートステーション事業（サポステ）の受託を機に常勤・非常勤職員の雇用開始

サポステで強化された支援基盤を活用することで様々な協働事業が創設される

行革によってサポステ予算の削減及びアウトリーチ関連事業の大幅な見直しが行われる

サポステ予算大幅減と生活困窮者自立支援制度に係る武雄市のプロポーザルでの敗退

県教委委託により全公立学校約300校を網羅する包括的なアウトリーチ事業を開始

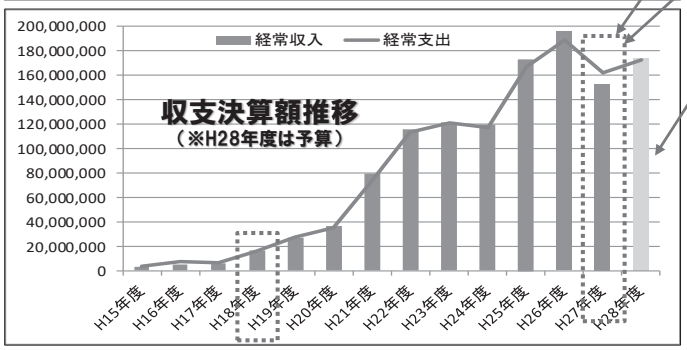


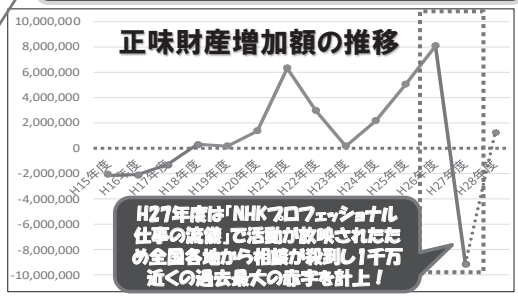


**H28年度はS.S.F.にとって人員面・財政面共に厳しい状況の中での支援活動**

## 全国トップレベルの極めて高い相談実績から探る「協働」で乗り越えるべき課題

**～S.S.F.の取組は10年以上にわたる相談活動で培った関係機関や関係者との信頼関係が基盤となっている～**

**①地域若者サポートステーション事業【佐賀県の相談件数の推移】**

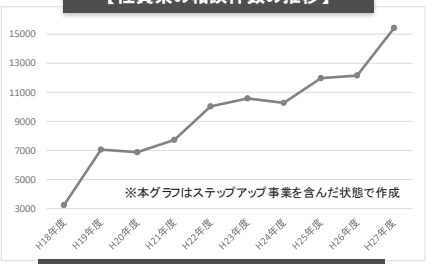


**②県子ども・若者総合相談センター【相談件数の推移】**

**③指定支援機関（S.S.F.本体事業）【相談件数の推移】**

**①-1【依頼・紹介元の内訳（H27年度）】**

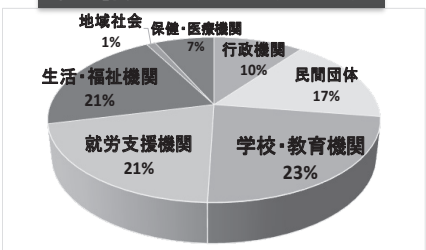


※82%は行政機関等からの依頼・紹介ケース
※アウトリーチ関連の対象者が全体の47%
※行革の影響で大幅な制限の中での運営

**②-1【依頼・紹介元の内訳（H27年度）】**

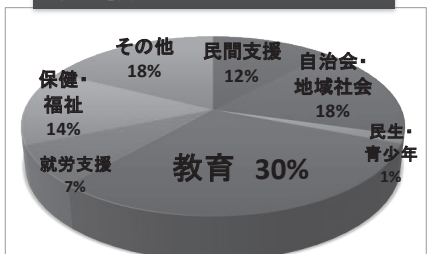


※虐待、貧困、精神疾患、犯罪、裁判等の相談増加
※日常的・継続的・包括的な支援を要する事例が主
※支援員3名体制での相談活動では一定の限界

**傾向と現状**

○行政機関から寄せられる相談の多くは「ひきこもり」に関するケースや虐待や貧困等複合的な背景要因を抱えアウトリーチを要する支援対象者。

○S.S.F.に対する信頼の高まりから関係機関では対応できない重篤ケースやクレームや訴訟に発展したケース等の解決を依頼される傾向も強まっている。

○県内唯一の指定支援機関であるS.S.F.が委託事業、独自予算、ボランティア等を活用して専門性に基づいたアウトリーチや支援プログラムを展開。

**多重に問題を抱える重篤ケースは特に専門機関間で「丸投げ」や「たらい回し」が起こり易い**

**支援機関側の負担や実績に応じた予算の傾斜配分などのインセンティブも必要**

130

## アウトリーチから社会参加・職業的自立に至るまでの「伴走型」支援によって得られた課題

～孤立する一人の子ども・若者が自立するための支援プロセスから公的支援体制のあるべき姿が見えてくる！～

**継続的かつ総合的支援を可能とする支援体制が構築されなければ**
**子ども・若者の社会的孤立・排除は防げない**

**各段階における不備で自立まで責任を持って見届けられないこれまでの公的支援**

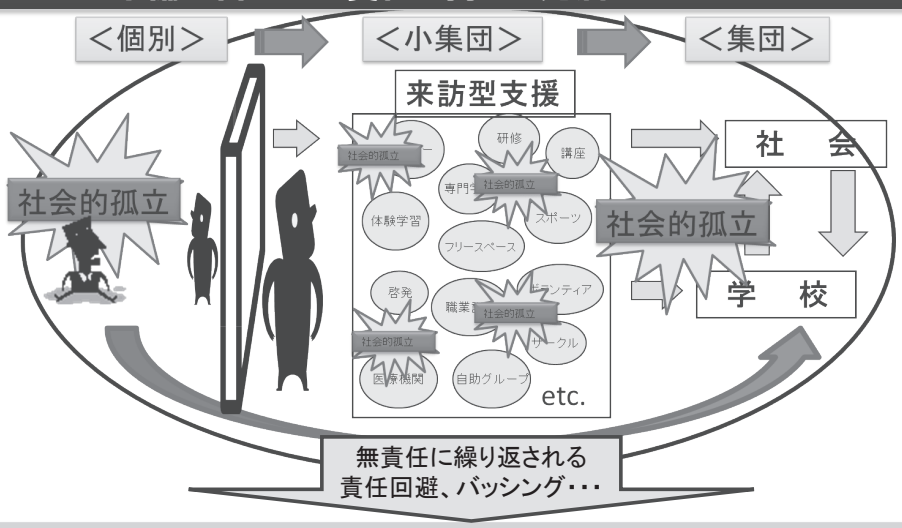


従来は根拠法がない状態で展開されてきた当該支援分野は単年度予算で複数年のPDCAサイクルを回すことが難しい
行政は限定された権限、民間は脆弱な財政基盤の中での活動となるため社会問題の解決に向けた取組が進みにくい

**今求められるのは「協働型」「創造型」の取組！**

## 佐賀県では佐賀市（学校教育課）との協働が起点となり行政との連携協力体制が発展

～家庭教師方式のアウトリーチで培った支援現場での信頼関係が新たな協働事業につながっている！～

| | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 相談件数（延べ件数） | 820 | 1,744 | 2,659 | 3,991 | 4,223 | 4,427 | 4,237 | 4,436 | 4,718 | 7,267 | 8,427 | 8,633 | 10,010 | 65,592 |
| 面談人数（月延べ件数） | 185 | 322 | 629 | 2,059 | 3,260 | 3,266 | 2,715 | 3,119 | 3,328 | 4,244 | 5,411 | 5,659 | 6,844 | 41,041 |
| 派遣件数（月延べ件数） | 243 | 398 | 536 | 653 | 534 | 827 | 829 | 1,294 | 1,659 | 1,942 | 2,334 | 2,384 | 3,114 | 16,747 |

※委託事業との共有案件含む。

派遣先の9割以上から学校復帰、脱引きこもり、進学、就職等改善の報告

**改善率9割の家庭教師方式のアウトリーチ**

**不登校、ひきこもり支援において学校現場で求められる「家庭教師方式」の自立支援ノウハウ**

**平成18年度～**
**①佐賀市教育委員会委託事業「IT活用支援事業」**
完全不登校を対象とした有償ボランティアによる学習支援と訪問支援

教育を受ける権利の保障、
学校出席扱いができるモデル的事業

**平成22年度～23年度**
**②佐賀市「不登校児童生徒訪問支援事業」**
学校に配置された常勤3名による訪問支援とOJTによる人材育成

NPO法人の職員が
教職員との連携の下で訪問活動

**平成24年度～**
**③佐賀市教育委員会委託「不登校児童生徒支援業務」**
22名の常勤職員を「学習支援員」として中学校に配置（市費）

学校での常駐支援
相談室等で困難を抱えた生徒の支援活動

**学校現場で培った信頼が新たな協働事業の創設につながるなど発展的に機能**

## 地域若者サポートステーション事業が基盤となり地方自治体の取組を喚起

**～孤立化し易い傾向を踏まえ学校とサポステが連結・連動し連続的な支援を行える枠組が重要～**

**平成22年度～23年度「高校中退者等アウトリーチ事業（厚労省）」**

組織的連携に関する覚書の取り交わし等15校（定時制、通信制、私立含む）との連携がスタート

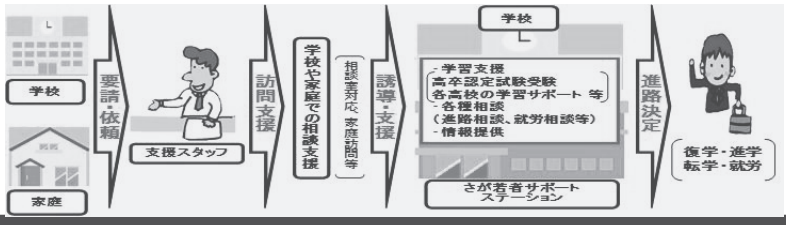


**当該事業を通じて高校不登校、中退者等に対する効果的な支援の在り方について教職員と共有**

発展

**平成23年度～24年度 「高校における不登校等の自立支援事業（佐賀県教育庁学校教育課）」**

### ①全公立高等学校への学校訪問

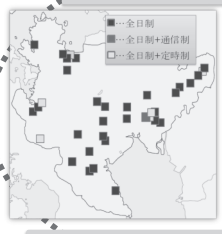


| | | |
|---|---|---|
| 唐津工業高等学校 | 嬉野高等学校 | 佐賀工業高等学校 |
| 唐津商業高等学校 | 塩田工業高等学校 | 佐賀商業高等学校 |
| 唐津青翔高等学校 | 鹿島高等学校 | 佐賀西高等学校 |
| 唐津西高等学校 | 鹿島実業高等学校 | 佐賀東高等学校 |
| 唐津東高等学校 | 太良高等学校 | 致遠館高等学校 |
| 唐津南高等学校 | 白石高等学校 | 高志館高等学校 |
| 厳木高等学校 | 佐賀農業高等学校 | 神埼高等学校 |
| 伊万里高等学校 | 杵島商業高等学校 | 神埼清明高等学校 |
| 伊万里商業高等学校 | 牛津高等学校 | 三養基高等学校 |
| 伊万里農林高等学校 | 小城高等学校 | 鳥栖高等学校 |
| 有田工業高等学校 | 多久高等学校 | 鳥栖工業高等学校 |
| 武雄高等学校 | 佐賀北高等学校 | 鳥栖商業高等学校 |

**計43校** 内訳：全日制36校、定時制6校、通信制1校

※私立高校は含まない（サポステ独自で連携）

**高校とサポステ等相談機関との連携促進**

### ②中退リスクが高い生徒への家庭教師派遣

**平成25年度3月末日現在・・・全公立高等学校（43校）にコーディネーターを派遣**
**家庭訪問件数524件、718.5時間以上の学習支援を実施**

**関与継続型のアウトリーチノウハウの活用**

**教育行政との協働による学校教育からの切れ目のない継続的かつ包括的な支援**

133

## 平成28年度「訪問支援による学校復帰サポート事業（佐賀県教育委員会）」

**～県内すべての公立学校に対する学校訪問と学校復帰が困難な児童生徒を対象とした訪問支援の展開！～**

**不登校児童生徒に真摯に向き合う佐賀県学校教育課**
**教育事務所・支所等との「協働」による学校訪問と家庭教師方式のアウトリーチ（訪問支援）**

**全公立学校（小・中・高）を対象とした包括的訪問支援事業**

特別支援学校及び児童相談所での勤務、生活困窮者自立支援で実績を持つ男性「教員免許取得者」

学校における不登校支援業務及び精神科における病院臨床経験を持つ女性の「臨床心理士」

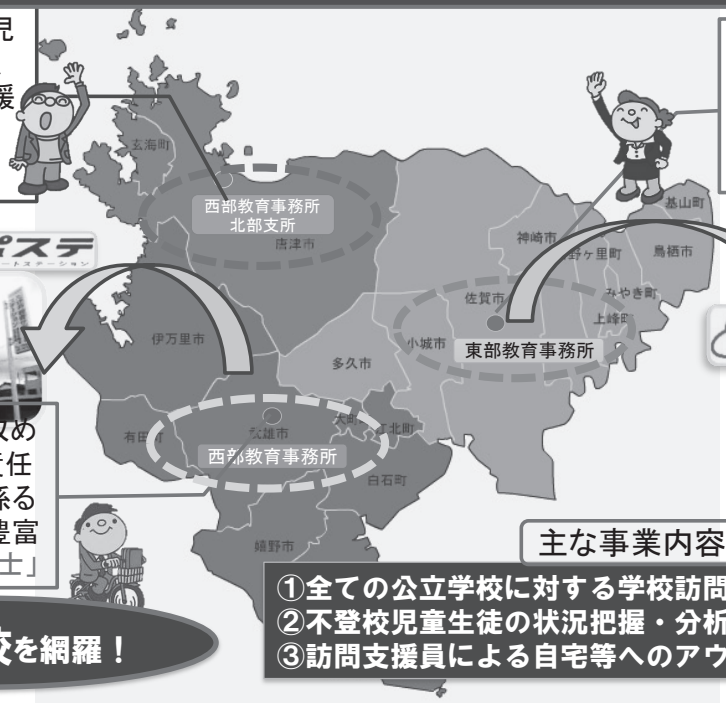

全国上位の実績を収めるサポステで相談責任者を務め本事業に係る訪問支援の実績が豊富な男性の「臨床心理士」

**約300校を網羅！**

主な事業内容

**①全ての公立学校に対する学校訪問の実施**
**②不登校児童生徒の状況把握・分析、支援計画の策定**
**③訪問支援員による自宅等へのアウトリーチの実施**

134

## ハローワーク特区での役割分担に象徴されるサポステの社会的な必要性

**～佐賀サポステは従来の支援窓口では効果が期待できない困難層を中心に対応することで県全体の支援の質的量的拡大に貢献～**

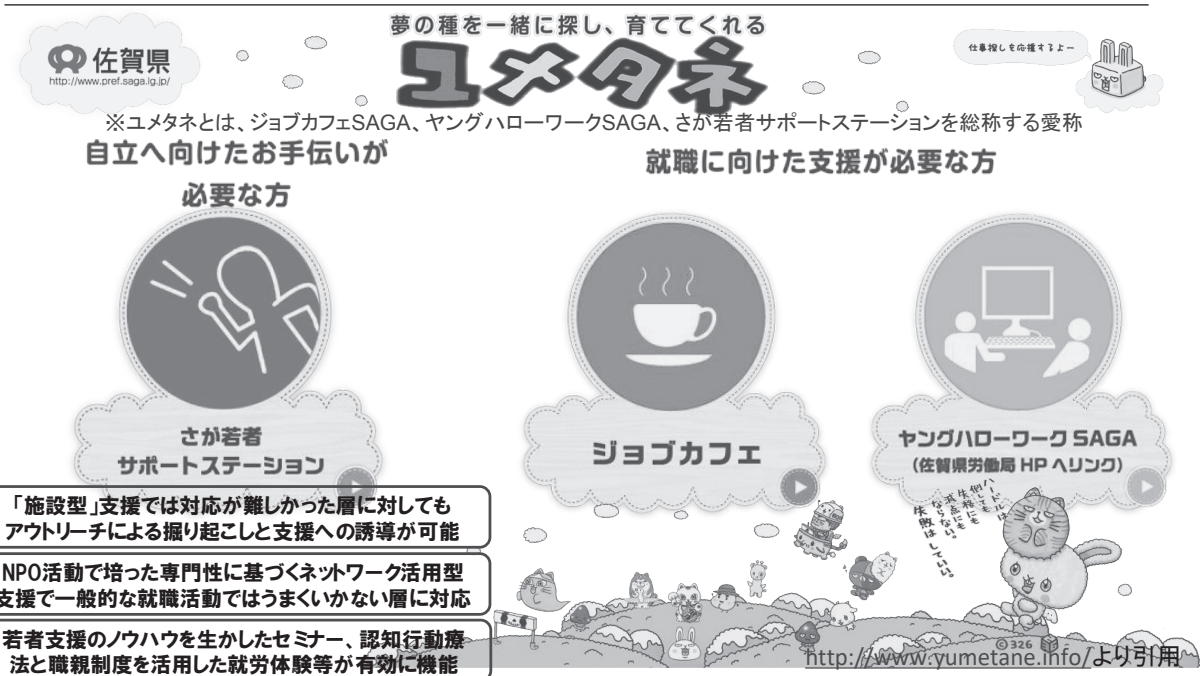


「施設型」支援では対応が難しかった層に対してもアウトリーチによる掘り起こしと支援への誘導が可能

NPO活動で培った専門性に基づくネットワーク活用型支援で一般的な就職活動ではうまくいかない層に対応

若者支援のノウハウを生かしたセミナー、認知行動療法と職親制度を活用した就労体験等が有効に機能

**佐賀県は「ハローワーク特区」に指定され地域若者サポートステーション事業を生かした役割分担によって各事業のポテンシャルを最大限に引き出せるような仕組を構築**

**より積極的な連携を実現するため、佐賀県雇用労働課、佐賀労働局職業安定部、NPOスチューデント・サポート・フェイスの3者間で「ユメタネの一体的運営等に係る個人情報保護に関する協定書」を締結**

## サポステを運営するS.S.F.がプラットフォームとなり職業的、社会的自立に至るまでの分野横断的かつ継続的な支援が徐々に可能となってきている

**国が実施する「地域若者サポートステーション事業」が基盤となり地方自治体の取組を喚起**

一つ一つは小さな支援事業でも「自立」をキーワードに組み合わせると大きな力になる

専門的なアウトリーチ手法が縦割りを超え、組織間に効果的な連携協力関係を構築

S.S.F.が介在することで関連分野の知見や施策が結集され有機的な連携が実現

伴走型のコーディネイトによって自立まで見守れる継続的かつ効果的な支援を展開

協働による「結果」の共有が発展的取組を行うためのPDCAサイクルを構築

**「協働型」「創造型」の取組が推進され若年無業者の減少等社会的な結果につながっている！**

**完璧な制度がない以上複数分野の支援事業が補完し高め合える仕組みこそ検討すべき！**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**アウトリーチによってもたらされる税収増を鑑みれば**
**当該自立支援分野への積極的投資によって**
**行政の財政健全化にも高い改善効果が期待できる！**

～全国トップレベルの就職者数がもたらした佐賀県及び佐賀市における高い財政的効果～

137

## 佐賀サポステがもたらした副次的な成果：佐賀県の財政に対する大きな貢献

～若年無業に係る問題の解決は少子高齢化が進行する日本社会において最も重要かつ投資効果の高い支援分野～

佐賀県の地域若者サポートステーションにおいて
**直近3カ年で就職した若年無業者972名**
※H25～27年度　進路決定者数1,180名から進学等を除いた数字

平成22年度調査　調査対象：423名

| | | 項目 | 全体 あり | 全体 割合 | アウトリーチ あり | アウトリーチ 割合 | その他 あり | その他 割合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 不適応経験 | 1 | 修学時の不適応経験 | 297 | 70.2% | 171 | 97.2% | 126 | 51.0% |
| きっかけ | 2 | いじめ（同級生、先輩、同僚、上司等からのいじめ） | 129 | 30.5% | 93 | 52.8% | 36 | 14.6% |
| | 3 | 対人関係のトラブル（異性、友人、教師、上司、同僚等） | 272 | 64.3% | 155 | 88.1% | 117 | 47.4% |
| | 4 | 社会生活上の挫折（受験失敗、仕事上のミス等） | 215 | 50.4% | 112 | 63.6% | 101 | 40.9% |
| 配慮すべき疾患 | 5 | 精神疾患、症状（疑いを含む） | 164 | 38.8% | 88 | 50.0% | 76 | 30.8% |
| | 6 | 知的障害（疑いを含む） | 21 | 5.0% | 11 | 6.3% | 10 | 4.0% |
| | 7 | 発達障害（疑いを含む） | 129 | 30.5% | 72 | 40.9% | 57 | 23.1% |
| 行動面の問題 | 8 | 自傷行為、自殺未遂等 | 67 | 15.8% | 48 | 27.3% | 19 | 7.7% |
| | 9 | 家庭内暴力 | 106 | 25.1% | 71 | 40.3% | 35 | 14.2% |
| | 10 | こだわり、異常行動 | 112 | 26.5% | 74 | 42.0% | 38 | 15.4% |
| | 11 | 生活リズムの乱れ、昼夜逆転 | 172 | 40.7% | 112 | 63.6% | 60 | 24.3% |
| | 12 | 依存行動（携帯、インターネット、ゲーム依存等） | 116 | 27.4% | 84 | 47.7% | 32 | 13.0% |
| 支援経験 | 13 | 訪問型支援の利用経験 | 97 | 22.9% | 81 | 46.0% | 16 | 6.5% |
| | 14 | 施設型支援の利用経験 | 259 | 61.2% | 135 | 76.7% | 124 | 50.2% |
| | 15 | 医療機関 | 152 | 35.9% | 69 | 39.2% | 83 | 33.6% |
| | 16 | 複数の支援機関の利用 | 205 | 48.5% | 111 | 63.1% | 94 | 38.1% |
| 支援機関を利用するに当たっての困難 | 17 | 心的要因（支援に対する不信がある） | 167 | 39.5% | 106 | 61.4% | 59 | 23.9% |
| | 18 | 保護者要因（支援に対する理解が得られない） | 81 | 19.1% | 51 | 29.0% | 30 | 12.1% |
| | 19 | 本人要因（初回の段階で本人の同意が得られない） | 153 | 36.2% | 105 | 59.7% | 48 | 19.4% |
| 家庭環境 | 20 | 虐待の有無 | 20 | 4.7% | 11 | 6.3% | 9 | 3.6% |
| | 21 | 保護者、家族の問題（精神疾患、DV、ギャンブル依存等） | 114 | 27.0% | 73 | 41.5% | 41 | 16.6% |
| | 22 | 保護者と本人との関係性の悪化 | 161 | 38.1% | 104 | 59.1% | 57 | 23.1% |
| 貧困 | 23 | 被支援困難者（経済的事由で支援が受けられない） | 97 | 22.9% | 51 | | 36 | 14.6% |

**働けないまま生活保護へ**
（457名×生保約10万円/月×12か月）
**－6億240万円**
（税金で支えてもらう側から）

**支援の結果就労・自立が実現**
年収200万円の場合、所得税、住民税、社会保険負担金等を合計して納める税金を36万円と試算
（972名×納税36万円/年）
**＋3億4,992万円**
（税金を納め支える側へ）

実態調査から家庭環境等に困難を抱える者が各年度約50%、57%、47%で将来の生活保護のリスクが高かった者と仮定すると…

直近3カ年（H25～27年度）だけで
**9億5,232万円の税収増に貢献！**

**平成18年からの累計就職者数1,978名で換算すると佐賀県のサポステだけで年間18億2,808万円が増収に転換されたことに！医療費等を換算すると拡大する可能性大！**

**若年無業者の状態像も勘案して費用対効果を見ればサポステは最も投資効果の高い支援事業の一つ**

138

自立相談支援事業

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的アプローチ

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**対人援助である以上支援の成否を決めるのは「人」**
**ボランティア段階からの戦略的な人材育成が必要**

～社会問題の解決の過程で有能な人材を育成する「戦略的人材育成」の必要性～

139

## 支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない

～大学による専門職の養成という観点のみでは従来の枠組の範疇から脱却できない！～

問題意識：制度が整っていない当該分野は近い将来深刻な人材不足に陥る可能性が高い

問題意識：従来の専門職養成カリキュラムでは当該分野での実践が圧倒的に不足している

問題意識：専門職の立場になってからでは個別家庭に継続的に関与することは難しい事も

問題意識：限られた財源の中で専門家が導入レベルの問題まで全て対応するのは不合理

問題意識：ケースによっては「専門家」というよりも「お兄さん」「お姉さん」的存在が効果的

支援介入困難度等による役割分担と複数の専門職によるチーム対応

某行政機関が単独で行っていた訪問支援事業との費用対効果の比較ではS.S.F.方式が7～34倍との評価も！

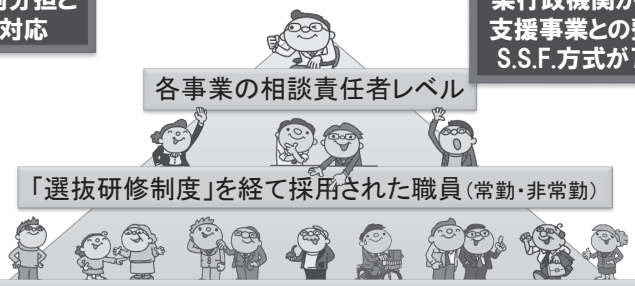


徹底した危機管理の下で関係性を重視した「ナナメの関係性」を活用することは受け入れ側の子どもには勿論のこと支援者側の大学生等のボランティアにとってもOJTの場として機能するためメリットが大きい！また当該分野の発展という観点においても貢献度が高い！

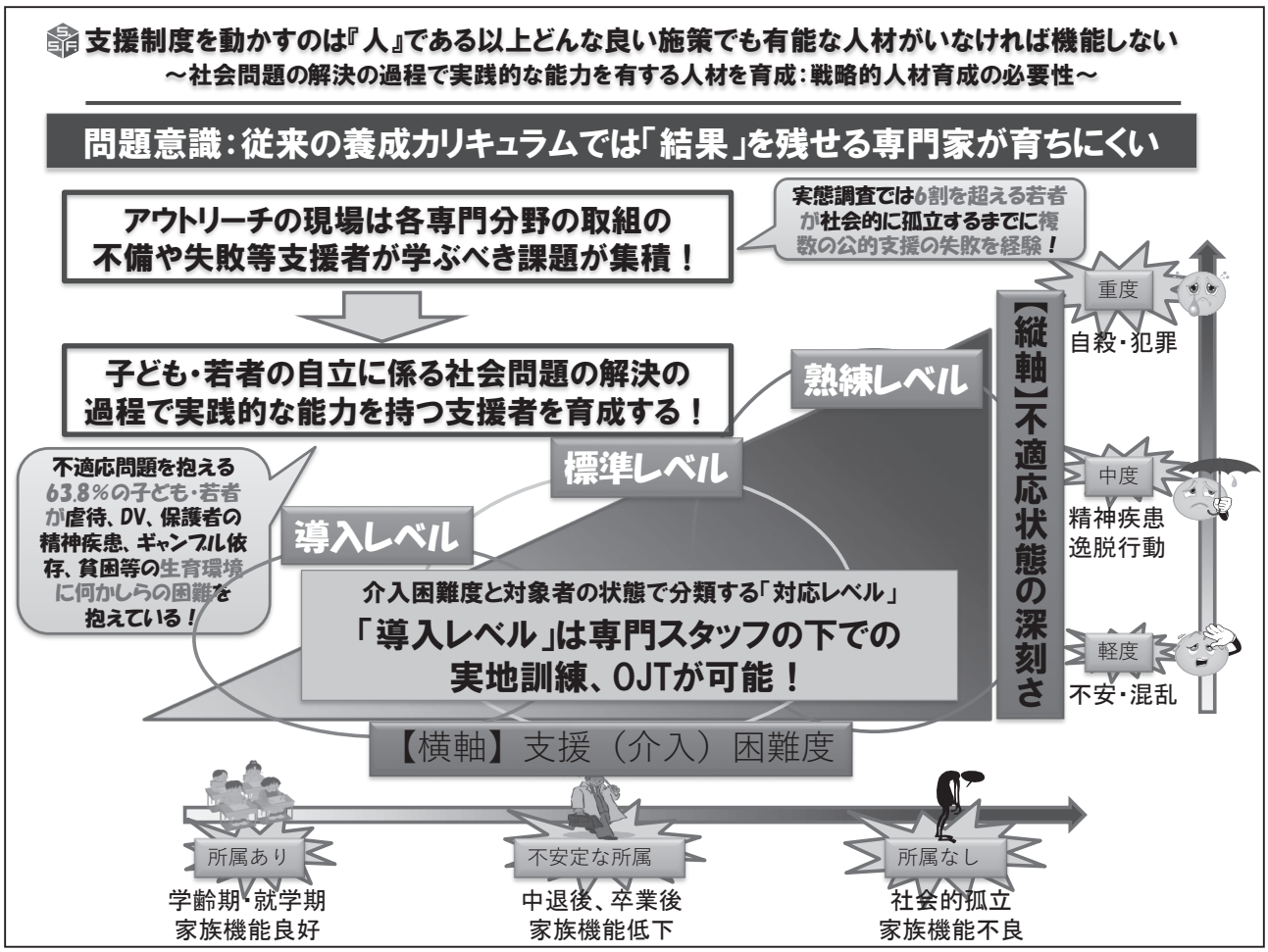
支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～社会問題の解決の過程で実践的な能力を有する人材を育成：戦略的人材育成の必要性～
問題意識：従来の養成カリキュラムでは「結果」を残せる専門家が育ちにくい
アウトリーチの現場は各専門分野の取組の不備や失敗等支援者が学ぶべき課題が集積！
実態調査では6割を超える若者が社会的に孤立するまでに複数の公的支援の失敗を経験！
子ども・若者の自立に係る社会問題の解決の過程で実践的な能力を持つ支援者を育成する！
熟練レベル
標準レベル
導入レベル
不適応問題を抱える63.8%の子ども・若者が虐待、DV、保護者の精神疾患、ギャンブル依存、貧困等の生育環境に何かしらの困難を抱えている！
介入困難度と対象者の状態で分類する「対応レベル」
「導入レベル」は専門スタッフの下での実地訓練、OJTが可能！
【縦軸】不適応状態の深刻さ
重度
自殺・犯罪
中度
精神疾患
逸脱行動
軽度
不安・混乱
【横軸】支援（介入）困難度
所属あり
学齢期・就学期
家族機能良好
不安定な所属
中退後、卒業後
家族機能低下
所属なし
社会的孤立
家族機能不良

支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない
～社会問題の解決の過程で実践的な能力を有する人材を育成：安全性と効果性に配慮した選抜研修制度～
問題意識：すべての希望者が支援現場に向いているとは限らない！
複数の専門職や当事者の意見を取り入れながら訪問支援員としての資質を評価し選抜
役員
評価
選抜
役員
当事者
評価
最も重要なのは支援を受ける子ども・若者！人材育成の段階でも対応の不備から不利益を与えない対策も不可欠！
選抜
選抜
合格者2～3割
講義形式
模擬訓練
適性判断
選抜
実地訓練
訪問支援

## 支援制度を動かすのは『人』である以上どんな良い施策でも有能な人材がいなければ機能しない

～採用試験等における優遇策を講じるだけで費用をかけずとも有能な人材を輩出できる仕組みが構築できる！～

**問題意識：大学における専門職の養成の過程を改革しなければ問題は解決しない！**

**NPOが有する専門的フィールドとOJTによる教育機能を活用した「協働型」の人材育成**

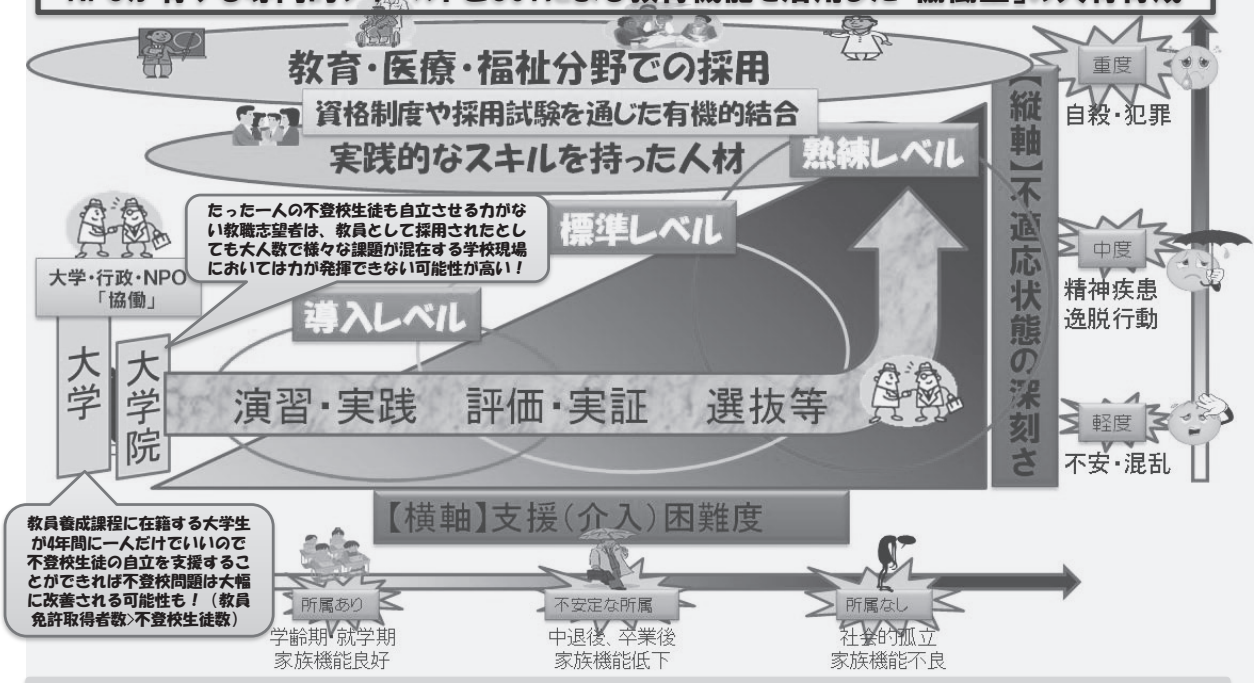


**地域若者サポートステーション事業のように国と自治体、NPO等が協働する仕組の中で運用することが理想**

## アウトリーチ（訪問支援）と重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチ

～どんな境遇の子ども見捨てない！NPOによる「協働型」「創造型」の支援実践～

**社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立**

**足りないもの、必要なものは「協働」で創り出す！**

**すべての子ども・若者が「安心」と「希望」を抱ける地域づくり**

144

# 第 2 回 自立相談支援実践研修セミナー2 日目

## 「実践！グループワーク」

**2017 年 3 月 17 日**

九州ビル 5 階大会議室

主催 一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

（平成 28 年度 厚生労働省 社会福祉推進事業）

## ◆ 3月17日（金）スケジュール ◆

| | |
|---|---|
| **9:30～** | **グループワークⅠ「事例検討ワーク（1）：チームで立てる初回プラン」**<br>・ファシリテーター：鈴木晶子<br>（生活困窮者自立支援全国ネットーワーク研修委員/インクルージョンネットかながわ）<br>・事例提供者：青木　康二（福岡県自立相談支援事務所（筑紫郡・糟屋郡）くらし・しごと・家計　困りごと相談室主任相談支援員）<br>・講評：櫛部武俊（一般社団法人釧路社会的企業創造協議会副代表） |
| **12:00～** | **休憩** |
| **13:00～** | **グループワークⅡ「事例検討ワーク（2）：みんなで見直す支援、チームで立てる再プラン」**<br>・ファシリテーター：鈴木晶子<br>（生活困窮者自立支援全国ネットーワーク研修委員/インクルージョンネットかながわ）<br>・事例提供者：一丸直子（福岡県自立相談支援事務所（朝倉郡・三井郡・三潴郡・八女郡）主任相談支援員）<br>・講評：櫛部武俊（一般社団法人釧路社会的企業創造協議会副代表） |
| **14:45～** | **休憩** |
| **15:00～** | **グループワークⅢ「地域課題から地域づくりを考える」**<br>・ファシリテーター：鈴木晶子<br>（生活困窮者自立支援全国ネットーワーク研修委員/インクルージョンネットかながわ）<br>・情報提供・講評：櫛部武俊（一般社団法人釧路社会的企業創造協議会副代表） |
| **16:30** | 閉会 |

## グループワーク１「事例検討ワーク（1）：チームで立てる初回プラン」

### シートⅠ－1 検討事例事例 【40代後半・無職の息子と70代後半の母のふたり暮らしの事例】

【初回相談の様子】

相談者：男性（40代後半）

家族構成：相談者と母親（70代後半）

収入： 本人収入なし。収入は母の遺族年金（19万円／月額）のみ

債務： なし　 滞納： なし （債務はないが、2年前に自己破産している）

【相談経路】

①民生委員が第1発見者。「大きな声が聞こえ、相談者（息子）が母親を虐待しているのではないか」と地域包括支援センターに通報した。

②地域包括支援センターが訪問調査したところ、相談者（息子）は母親を虐待しているのではなく、生活に困っている様子であり、自立相談支援事務所に相談が入った。

【相談時の状況】

①相談者は40代後半の男性、無職。70代後半の母とふたり暮らし。

②収入は母の遺族年金（19万円／月額）のみ。生活保護には該当しない。

③母は要介護1の判定。認知症との診断だが、費用負担ができないために介護保険のサービスを利用していない、と相談者の話。

④「収入が不足し、何とかしたい」が相談者の主訴であった。

⑤相談者は就労の意思があるが「母の介護で就職活動もできない」と困っている。

⑥家計相談支援員が相談者と一緒に家計表を作成し、支出のどこに問題があり、生活費としていくら必要かを一緒に考えようとしたところ、使途不明金が66，000円計上された。

⑦さらに相談者は女性にお金をつぎ込み、自己破産の経験があることが分かった。

⑧中学校卒業後、職を転々とし長続きしていない様子が聞き取れた。

ID s10

# 3. 相談時家計表

（ H●●年●月作成

相談者氏名 Nさん（49歳）

担当相談員名

| 世帯基本情報 | | |
|---|---|---|
| 世帯人員計 | | 2 人 |
| 【内訳】 | 成人 | 1 人 |
| | うち高齢者 | 1 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 0 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | 0 人 |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 191,000 |
| 本人 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| 配偶者 | 給与 ① | |
| | 給与 ② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | |
| 母 | 年金 | 191,000 |
| 同居者( ) | 年金 | |
| | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | （ 賞与 年間 万 ） | |
| | | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 0 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | 援助 | |
| | | |
| | 副次的な収入 | |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| 借入金 | ( ) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 191,000 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 191,000 |

| 支出 | | |
|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) |
| 住居費 | | 33,000 |
| 家賃 | 33,000 | 33,000 |
| 管理費 | | |
| 維持費・修理費・更新費 | | |
| 基本生活費 | | 48,000 |
| 食費 | 20,000 | 23,000 |
| 外食費 | 3,000 | |
| 電気代 | 4,000 | 9,000 |
| ガス代 | 4,000 | |
| 水道代 | 1,000 | |
| 灯油代 | | 0 |
| 被服・理美容・雑貨費 | 15,000 | 15,000 |
| 医療費・介護費等 | 1,000 | 1,000 |
| 通信費・車両費 | | 33,000 |
| 電話・携帯電話・インターネット | 18,000 | 18,000 |
| ガソリン代（通勤費含む） | 10,000 | 15,000 |
| 駐車場代 | 5,000 | |
| 車検・車修理代 | | |
| 通勤交通費 | | |
| 教育等費用 | | 0 |
| 学費・保育料・給食費等 | | 0 |
| 部活動等の費用 | | |
| 通学交通費 | | |
| 塾・習い事費用 | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | |
| 教養・娯楽費用 | | 0 |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | | 0 |
| 遊興費・娯楽費用 | | |
| | | |
| その他 | | 0 |
| 酒代/酒飲食交際費 | | 0 |
| たばこ・お小遣い | | |
| | | |
| | | |
| 税金・保険 | | 11,000 |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等) | | 0 |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | | |
| | | |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | 6,000 | 11,000 |
| 掛捨型保険(車・火災等) | 5,000 | |
| その他保険料 | | |
| | | |
| 返済金 | | 0 |
| 住宅ローン | | 0 |
| 自動車ローン | | |
| 銀行 | | 0 |
| 消費者金融 | | |
| クレジット(キャッシング・物品) | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | | 0 |
| 滞納生活費(家賃・光熱水費等) | | |
| 個人からの借金 | | 0 |
| その他の返済 | | |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 |
| 預貯金預入れ | | 0 |
| 当月の支出合計 | | 125,000 |
| 翌月への繰越金 | | 66,000 |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 191,000 |

自立相談支援事業

（ワールドカフェで話したことをメモしてください）

## シートⅠ－2 ■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

| | |
|---|---|
| 課題と背景要因 | |
| ※課題のまとめと支援の方向性（300 字以内で整理） | |
| ※チェック項目 | □病気　□けが　□障害（手帳有）　□障害（疑い）　□自死企図<br>□その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）<br>□住まい不安定　□ホームレス　□経済的困窮　□（多重・過重）債務<br>□家計管理の課題　□就職活動困難　□就職定着困難　□生活習慣の乱れ<br>□社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む）　□家族関係・家族の問題　□不登校<br>□非行　□中卒・高校中退　□ひとり親　□DV・虐待　□外国籍　□刑余者<br>□コミュニケーションが苦手　□本人の能力の課題（識字・言語・理解等）　□被災<br>□その他（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）） |

■スクリーニング

| | |
|---|---|
| ※スクリーニング実施日 | 平成　年　月　日 |
| ※対応結果・方針 | □1．情報提供や相談対応のみで終了<br>□2．他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ<br>（必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする）<br>（→つなぎ先の制度・専門機関：　　）<br>□3．現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む<br>□4．自立相談支援機関が継続支援し、プランを策定する<br>□5．スクリーニング判断前に中断・終了（連絡がとれない/転居等） |
| 特記事項 | |

| | |
|---|---|
| 対応重要度 | □A　□B　□C　□D |

## シートⅠ―3 プラン兼事業等利用申込書

| ID | | プラン作成日 | 平成　　年　　月　　日 |
|---|---|---|---|
| ※作成回 | □初回　　□再プラン（　　）回目 | プラン作成担当者 | |

| ふりがな | | 性別 | □男性　□女性　□（　　） |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | 生年月日 | □大正　□昭和　□平成<br>年　月　日（　　歳） |

■解決したい課題

| |
|---|
| |

■目標（目指す姿）※ ＜本人が設定＞

| 長期目標 | 本プランにおける達成目標 |
|---|---|
| | |

■プラン※ ＜法に基づく事業等だけでなく、自立相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入＞

| 実施すること<br>（本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関） | 備考（関係機関・期間・頻度など） | 法に基づく事業等<br>（該当時〇） |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

自立相談支援事業

## 事例検討ワーク（1）追加資料

### ★アセスメント結果の整理と支援方針の検討★

・ 家計相談支援員と連携し、家計が管理できるようにして、母親の介護保険利用を開始する。
・ 生活歴や職歴、生活の様子、相談員とのやりとりなどから知的障害が疑われた。そのため、相談者の適性を吟味し、相談者に適した仕事探しをする。
・ 手帳が取得できるようであれば、障害福祉サービス、障害年金等を検討する。
・ ネットワークの構築を念頭に支援を検討する。例えば、母親については地域包括支援センター、担当ケアマネジャー、相談者については障害者福祉サービス事業所、ハローワーク、社会福祉協議会などの専門機関と連携を図る。

〇支援の様子
① 家計相談支援員の支援のもと、母親の介護サービスを導入できるように、家計のやりくりをした。自立相談支援員はケアマネジャーと相談し、母親は週 6 回、デイサービスに通所するようになった。
② その結果、相談者である息子は就職活動ができるようになった。
③ 相談室の臨床心理士が介入し、療育手帳の概要・メリットなどを説明。療育手帳取得を勧め、申請することになった。
④ 当初、相談者は一般就労を強く希望し、給与が高く、経験もある配送業を希望した。配送業の人材不足もあり、就労は決まるが、5 回就職し、5 回とも短期間で離職した。
⑤ 療育判定の結果、相談者は療育手帳（B1）を取得した。
⑥ 5 回目の離職時点で、就労について、相談者とよく話し合った。「療育手帳を利用し、障害を明らかにすることは、周りの理解や配慮が得やすくなり、実は働きやすくなることだ」と就労支援員から説明した。相談者は納得し、障害者就業・生活支援センターを利用することを決めた。障害者求人での一般企業も検討したが、しばらくして、就労継続支援Ａ型で仕事が決まった。
⑦ また、臨床心理士が援助して申請していた障害年金の受給が決定。家計が大きく改善された。
⑧ 自立相談支援事務所は就労継続支援Ａ型と連携協力し、相談者の日常の困りごとは就労継続支援Ａ型のスタッフが担うことになった。
⑨ 相談者の苦手な金銭管理については、本来であれば社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用したいところであったが、本人はどうしても拒むため、銀行の自動定期積立を家計相談支援員が勧め、本人が利用開始したところで、支援を一旦終了した。

【相談者のその後（つい先日の話）】
① 相談者は 2 年あまり、仕事を続けた。しかし、ある日就労継続支援Ａ型事業所より、「相談者と行き違いがあり、それ以来相談者が仕事に来ない」と連絡があった。
② 本人からも自立相談支援事務所に連絡があり、「どうしても許せないことがあり、仕事を辞めた。また仕事探しをしてほしい」と希望された。
③ 和解を試みたが、和解は実現しなかった。結果、新しい仕事を探すことになったが、初回相談とは大きく異なり、支援がしやすい状況となっていた。

・私たちと信頼し合える関係性が構築されていた。
・銀行の積立のおかげで貯蓄がある程度できていた。
・はじめから障害者就労で探しはじめ、前回も手伝っていただいた障害者就業・生活支援センターを利用することになり、就職活動中である。

ID s10

# 3. 相談時家計表　（ H●●年●月作成）

相談者氏名　Nさん（49歳）
担当相談員名

| 世帯基本情報 | | |
|---|---|---|
| | 世帯人員計 | 2 人 |
| 【内訳】 | 成人 | 1 人 |
| | うち高齢者 | 1 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 0 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | 0 人 |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 191,000 |
| 本人 | 給与　① | |
| | 給与　② | |
| 配偶者 | 給与　① | |
| | 給与　② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | |
| 母 | 年金 | 191,000 |
| 同居者(　) | 年金 | |
| | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | (　賞与　年間　　万　) | |
| | | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 0 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | 援助 | |
| | | |
| | 副次的な収入 | |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 191,000 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 191,000 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 33,000 | |
| 家賃 | 33,000 | 33,000 | |
| 管理費 | | | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 48,000 | |
| 食費 | 20,000 | 23,000 | |
| 外食費 | 3,000 | | |
| 電気代 | 4,000 | 9,000 | |
| ガス代 | 4,000 | | |
| 水道代 | 1,000 | | |
| 灯油代 | | 0 | |
| 被服・理美容・雑貨費 | 15,000 | 15,000 | |
| 医療費・介護費等 | 1,000 | 1,000 | |
| 通信費・車両費 | | 33,000 | |
| 電話・携帯電話・インターネット | 18,000 | 18,000 | |
| ガソリン代（通勤費含む） | 10,000 | 15,000 | |
| 駐車場代 | 5,000 | | |
| 車検・車修理代 | | | |
| 通勤交通費 | | | |
| 教育等費用 | | 0 | |
| 学費・保育料・給食費等 | | 0 | |
| 部活動等の費用 | | | |
| 通学交通費 | | | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | | |
| 教養・娯楽費用 | | 0 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | | 0 | |
| 遊興費・娯楽費用 | | | |
| | | | |
| その他 | | 0 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | | 0 | |
| たばこ・お小遣い | | | |
| | | | |
| | | | |
| 税金・保険 | | 11,000 | |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等) | | 0 | |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | | | |
| | | | |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | 6,000 | 11,000 | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | 5,000 | | |
| その他保険料 | | | |
| | | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 0 | 125,000 |
| 住宅ローン | | 0 | |
| 自動車ローン | | | |
| 銀行 | | 0 | |
| 消費者金融 | | | |
| クレジット(ｷｬｯｼﾝｸﾞ・物品) | | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | | 0 | |
| 滞納生活費(家賃・光熱水費等) | | | |
| 個人からの借金 | | 0 | |
| その他の返済 | | | |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | | 0 | |
| 当月の支出合計 | | 125,000 | |
| 翌月への繰越金 | | 66,000 | 使途不明 |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 191,000 | |

自立相談支援事業

ID s10

# 4.家計計画表　　2ヶ月後

相談者氏名　Nさん（49歳）
担当相談員名

| 世帯基本情報 | | |
|---|---|---|
| | 世帯人員計 | 2 人 |
| 【内訳】 | 成人 | 1 人 |
| | うち高齢者 | 1 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 0 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | 0 人 |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 261,000 |
| 本人 | 給与　① | 70,000 |
| | 給与　② | |
| 配偶者 | 給与　① | |
| | 給与　② | |
| | | |
| 本人 | 年金 | |
| 母 | 年金 | 191,000 |
| 同居者(　) | 年金 | |
| | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | (　賞与　年間　　万　) | |
| | | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 0 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | 援助 | |
| | | |
| | 副次的な収入 | |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 261,000 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 261,000 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 33,000 | |
| 家賃 | 33,000 | 33,000 | |
| 管理費 | | | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 131,000 | |
| 食費 | 60,000 | 63,000 | |
| 外食費 | 3,000 | | |
| 電気代 | 6,000 | 13,000 | |
| ガス代 | 4,000 | | |
| 水道代 | 3,000 | | |
| 灯油代 | | 0 | |
| 被服・理美容・雑貨費 | 15,000 | 15,000 | |
| 医療費・介護費等 | 40,000 | 40,000 | 母親の介護費用込 |
| 通信費・車両費 | | 40,000 | |
| 電話・携帯電話・インターネット | 18,000 | 18,000 | |
| ガソリン代（通勤費含む） | 10,000 | 22,000 | |
| 駐車場代 | 5,000 | | |
| 車検・車修理代 | 7,000 | | 積立 |
| 通勤交通費 | | | |
| 教育等費用 | | 0 | |
| 学費・保育料・給食費等 | | 0 | |
| 部活動等の費用 | | | |
| 通学交通費 | | | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | | |
| 教養・娯楽費用 | | 2,000 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | | 2,000 | |
| 遊興費・娯楽費用 | 2,000 | | |
| | | | |
| その他 | | 12,000 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | | 12,000 | |
| たばこ・お小遣い | 10,000 | | |
| 汲み取り | 2,000 | | |
| | | | |
| 税金・保険 | | 23,000 | |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等) | | 12,000 | |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | 12,000 | | |
| | | | |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | 6,000 | 11,000 | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | 5,000 | | |
| その他保険料 | | | |
| | | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 10,000 | 241,000 |
| 住宅ローン | | 0 | |
| 自動車ローン | | | |
| 銀行 | | 0 | |
| 消費者金融 | | | |
| クレジット(キャッシング・物品) | | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | 10,000 | 10,000 | 介護、年金 |
| 滞納生活費(家賃・光熱水費等) | | | |
| 個人からの借金 | | 0 | |
| その他の返済 | | | |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | | 0 | |
| 当月の支出合計 | | 251,000 | |
| 翌月への繰越金 | | 10,000 | |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 261,000 | |

自立相談支援事業

ID s10

# 4.家計計画表　1年後（最終）

相談者氏名　Nさん（49歳）
担当相談員名

| 世帯基本情報 | | |
|---|---|---|
| | 世帯人員計 | 2 人 |
| 【内訳】 | 成人 | 1 人 |
| | うち高齢者 | 1 人 |
| | 未成年(下記以外) | 0 人 |
| | 大学生等 | 0 人 |
| | 高校生 | 0 人 |
| | 中学生 | 0 人 |
| | 小学生 | 0 人 |
| | 未就学児 | 0 人 |

| 収入 | | |
|---|---|---|
| 名義人 | 費目 | 金額(円) |
| 前月からの繰越金 | | |
| 基本収入 | | 314,000 |
| 本人 | 給与　① | 58,000 |
| | 給与　② | |
| 配偶者 | 給与　① | |
| | 給与　② | |
| | | |
| 本人 | 障がい年金 | 65,000 |
| 母 | 年金 | 191,000 |
| 同居者(　) | 年金 | |
| | | |
| 臨時収入・賞与 | | 0 |
| 本人 | (　賞与　年間　　万　) | |
| | | |
| 配偶者 | | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月) | | 0 |
| | 雇用保険 | |
| | 生活保護 | |
| | 養育費 | |
| | 援助 | |
| | | |
| 援助収入や手当等の収入(毎月以外) | | 0 |
| | 児童手当 | |
| | 児童扶養手当 | |
| | 援助 | |
| | | |
| | 副次的な収入 | |
| | | |
| 借入金 | | 0 |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| 借入金 | (　　) | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 預貯金取崩し | | |
| 当月の収入合計 | | 314,000 |
| | | |
| 前月繰越含む収入合計 | | 314,000 |

| 支出 | | | 備考 |
|---|---|---|---|
| 費目 | 金額(円) | 小計(円) | |
| 住居費 | | 33,000 | |
| 家賃 | 33,000 | 33,000 | |
| 管理費 | | | |
| 維持費・修理費・更新費 | | | |
| 基本生活費 | | 138,000 | |
| 食費 | 69,000 | 69,000 | お弁当　29,000 |
| 外食費 | | | 買い物　10,000×4＝4万 |
| 電気代 | 5,000 | 12,000 | |
| ガス代 | 5,000 | | |
| 水道代 | 2,000 | | |
| 灯油代 | | 0 | |
| 被服・理美容・雑貨費 | 5,000 | 5,000 | ▲10,000 |
| 医療費・介護費等 | 52,000 | 52,000 | 母　介護費用 |
| 通信費・車両費 | | 29,000 | |
| 電話・携帯電話・インターネット | 12,000 | 12,000 | 母携帯解約 |
| ガソリン代（通勤費含む） | 12,000 | 17,000 | |
| 駐車場代 | 5,000 | | |
| 車検・車修理代 | | | |
| 通勤交通費 | | | |
| 教育等費用 | | 0 | |
| 学費・保育料・給食費等 | | 0 | |
| 部活動等の費用 | | | |
| 通学交通費 | | | |
| 塾・習い事費用 | | | |
| お小遣い・仕送り生活費 | | | |
| 教養・娯楽費用 | | 13,000 | |
| 新聞・本・雑誌・教養用品 | 6,000 | 13,000 | |
| 遊興費・娯楽費用 | | | |
| ペット | 7,000 | | |
| その他 | | 17,000 | |
| 酒代/酒飲食交際費 | | 17,000 | |
| たばこ・お小遣い | 15,000 | | 本人 |
| くみ取り | 2,000 | | |
| | | | |
| 税金・保険 | | 24,700 | |
| 税金(住民税・固定資産税・自動車税等) | | 12,000 | |
| 社会保険料(国保・国民年金等) | 12,000 | | |
| | | | |
| 貯蓄型保険(学資・年金保険等) | 4,500 | 12,700 | |
| 掛捨型保険(車・火災等) | 8,200 | | |
| その他保険料 | | | |
| | | | 返済金以外の計 |
| 返済金 | | 5,000 | 284,700 |
| 住宅ローン | | 0 | |
| 自動車ローン | | | |
| 銀行 | | 0 | |
| 消費者金融 | | | |
| クレジット(キャッシング・物品) | | | |
| 滞納税金・社会保険料等 | 5,000 | 5,000 | H●●年度国保分納 |
| 滞納生活費(家賃・光熱水費等) | | | |
| 個人からの借金 | | 0 | |
| その他の返済 | | | |
| 家計再生のための新規借入の返済 | | 0 | |
| 預貯金預入れ | 30,000 | 30,000 | |
| 当月の支出合計 | | 289,700 | |
| 翌月への繰越金 | | 24,300 | |
| 翌月繰越含む支出合計 | | 314,000 | |

自立相談支援事業

## グループワークⅡ
## 「事例検討ワーク（2）：みんなで見直す支援、チームで立てる再プラン」

### シートⅡ－1 検討事例事例【40 才代・発達障がいが考えられる無職の男性。母、祖母、弟との 4 人暮らし】

相談者：男性　40 才代

家族構成：祖母（90 才代）　母（60 才代）　弟（30 才代）　父は数年前に死亡

収入：無職

債務：なし

滞納：なし

【相談経路】

回覧板での相談会案内チラシ見て、自ら電話をしてこられた。

【相談時の状況】

高校卒業後正社員やパートの雇用形態で家具及び食品関係等の5社で仕事をしてきていた。

仕事は長くて5年で、ほとんどが1～2年程で退職していた。

会社の上司から仕事が遅いと言われたり、賃金分働いていないとも言われたことがあったとのこと。

H26 年退職した後、アルバイトも含めて、15社程面接を受けたが採用されなかったということだった。

【支援の様子】

相談者はマイペースな側面があり、初回面談時からコミュニケーションが上手く取れないことがあった。表情が読み取りにくいようすもあった。

世帯としての収入や生活費を把握して、仕事で得る収入の目安を算出する必要があると考え、家計相談支援事業に繋ごうと勧めたが、家庭の状況等についは詳しく話したくない様子で断わられた。母親からも他所でいろいろ話をしないように言われているということだった。

相談者の話からは、差し迫って生活が困窮しているようすはなかった。

支援方針としては、生活保護受給者等業を申込み、ハローワークへ同行して就労支援を行うこととした。

ハローワーク同行時に本人との信頼関係を積み上げていき、家族（母親）との面談に繋げて、障がいがあるのか等をお尋ねしたいと考えていた。

ハローワーク同行の日程を調整するも、用事が出来た等の理由で 7 回の直前のキャンセルが続いた。相談者の祖母が具合悪くなった等が理由のキャンセルも含まれるが、他の場合のキャンセルは気持ちの問題のように受けとることができた。

ただ、キャンセル時に、必ず次回の希望日を言われたので、当初はあまり問題視をしていなかった。

相談者よりキャンセルが続くため、やはり発達障がいが疑われるのではないかと考え、発達障がい者支援センターに支援についての相談に行った。

事態を動かすため、指定相談支援事業所と一緒に、相談者へ就労継続支援等での働き方や利用するためには病

院受診が必要なことをお話する場を持った。
しかし、相談者は、障がいということばに抵抗がある様子で、家族に迷惑がかかる(息子が障がい者といわれると困るだろう)など心配されていた。この場でもやはり一般就労がしたいという希望が出された。

【相談支援員の問題意識(検討したいことなど)】
・相談者は、こだわりが強く、話の流れにお構いなく繰り返し尋ねる傾向がある。そのことから知的障がいや発達障がい等の可能性が考えられた。
・職場や仕事仲間に本人の性格や言動等について、理解してもらうことが職場定着に大切である。
・本人や家族が障がいについて認識していない場合、もしくはあえて認めたくない場合の対応について、病院の受診や就労継続支援の作業所等をどのように勧めていくか？

以　上

（グループで話したことをメモしてください）

## シートⅡ―2 ■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

| | |
|---|---|
| 課題と背景要因 | |
| ※課題のまとめと支援の方向性（300 字以内で整理） | |
| ※チェック項目 | □病気　■けが　□障害（手帳有）　■障害（疑い）　□自死企図<br>□その他メンタルヘルスの課題（うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など）<br>□住まい不安定　□ホームレス　■経済的困窮　■（多重・過重）債務<br>■家計管理の課題　■就職活動困難　□就職定着困難　□生活習慣の乱れ<br>□社会的孤立（ニート・ひきこもりなどを含む）　□家族関係・家族の問題　□不登校<br>□非行　□中卒・高校中退　□ひとり親　□DV・虐待　□外国籍　□刑余者<br>□コミュニケーションが苦手　□本人の能力の課題（識字・言語・理解等）　□被災<br>□その他（＿＿＿

## シートⅡ―3 プラン兼事業等利用申込書

| ID | | プラン作成日 | 平成　　年　　月　　日 |
|---|---|---|---|
| ※作成回 | □初回　　□再プラン（　　）回目 | プラン作成担当者 | |

| ふりがな | | 性別 | □男性　□女性　□（　　） |
|---|---|---|---|
| 氏名 | | 生年月日 | □大正　□昭和　□平成<br>年　月　日（　　歳） |

■解決したい課題

| |
|---|
| |

■目標（目指す姿）※ ＜本人が設定＞

| 長期目標 | 本プランにおける達成目標 |
|---|---|
| | |

■プラン※ ＜法に基づく事業等だけでなく、自立相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入＞

| 実施すること<br>（本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関） | 備考（関係機関・期間・頻度など） | 法に基づく事業等<br>（該当時〇） |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## グループワークⅢ「地域課題から地域づくりを考える」

| ①　地域課題 | ②（自治体の）予算・人員 |
| --- | --- |
| | |
| ③ 制度的課題 | ④ 全国ネットに期待すること |
| | |

**一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク**

〒169-0072 東京都新宿区大久保２-４-15 サンライズ新宿３F　TEL 03-3232-6131

平成29年（2017）年3月